

令和元年第2回

名寄市議会定例会会議録目次

第1号（6月3日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第2. 会期の決定（19日間）	4
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第4. 議案第1号 改元に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○原案可決	15
1. 日程第5. 議案第2号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○質疑（佐久間 誠議員）	16
○原案可決	19
1. 日程第6. 議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	19
1. 日程第7. 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	20
1. 日程第8. 議案第5号 名寄市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第9. 議案第6号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	21
1. 日程第10. 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	21

○提案理由説明（加藤市長）	2 1
○原案可決	2 1
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行 に関する事務の委託について	2 1
○提案理由説明（加藤市長）	2 1
○質疑（川村幸栄議員）	2 2
○原案可決	2 3
1. 日程第 1 2. 議案第 9 号 財産の取得について	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 日程第 1 3. 議案第 1 0 号 財産の取得について	2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 日程第 1 4. 議案第 1 1 号 専決処分した事件の承認について（平成 3 0 年度名寄 市一般会計補正予算）	2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○質疑（川村幸栄議員）	2 5
○承認	2 6
1. 日程第 1 5. 議案第 1 2 号 専決処分した事件の承認について（平成 3 0 年度名寄 市介護保険特別会計補正予算）	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○承認	2 6
1. 日程第 1 6. 議案第 1 3 号 専決処分した事件の承認について（平成 3 0 年度名寄 市下水道事業特別会計補正予算）	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○承認	2 7
1. 日程第 1 7. 議案第 1 4 号 専決処分した事件の承認について（平成 3 0 年度名寄 市立大学特別会計補正予算）	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○承認	2 7
1. 日程第 1 8. 議案第 1 5 号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第 2 号）	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○質疑（川村幸栄議員）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 1 9. 議案第 1 6 号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 1 号）	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○原案可決	2 9
1. 日程第 2 0. 報告第 1 号 平成 3 0 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書	

	の報告について……………	29
○提案理由説明（加藤市長）……………		29
○報告済……………		29
1. 日程第21. 報告第2号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越 明許費繰越計算書の報告について……………		29
○提案理由説明（加藤市長）……………		30
○報告済……………		30
1. 日程第22. 報告第3号 平成30年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告 について……………		30
○提案理由説明（加藤市長）……………		30
○報告済……………		30
1. 日程第23. 報告第4号 専決処分した事件の報告について……………		30
○提案理由説明（加藤市長）……………		30
○報告済……………		30
1. 日程第24. 報告第5号 専決処分した事件の報告について 報告第6号 専決処分した事件の報告について 報告第7号 専決処分した事件の報告について……………		30
○提案理由説明（加藤市長）……………		31
○報告済……………		31
1. 日程第25. 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について……………		31
○提案理由説明（加藤市長）……………		31
○報告済……………		32
1. 日程第26. 報告第9号 名寄市国民保護計画の変更について……………		32
○提案理由説明（加藤市長）……………		32
○質疑（川村幸栄議員）……………		32
1. 休憩宣告……………		33
1. 再開宣告……………		33
○報告済……………		33
1. 日程第27. 報告第10号 公害の現況に関する報告について……………		33
○提案理由説明（加藤市長）……………		34
○報告済……………		34
1. 日程第28. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………		34
○提案理由説明（加藤市長）……………		34
○適任と認める……………		34
1. 休会の決定……………		34
1. 散会宣告……………		35

第 2 号（6 月 1 9 日）

1. 議事日程	3 7
1. 本日の会議に付した事件	3 7
1. 出席議員	3 7
1. 欠席議員	3 7
1. 事務局出席職員	3 7
1. 説明員	3 7
1. 開議宣告	3 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 8
1. 日程第 2. 一般質問	3 8
○質問（東川孝義議員）	3 8
○質問（山崎真由美議員）	4 9
1. 休憩宣告	6 1
1. 再開宣告	6 1
○質問（富岡達彦議員）	6 1
○質問（遠藤隆男議員）	7 3
1. 休憩宣告	8 2
1. 再開宣告	8 3
○質問（三浦勝秀議員）	8 3
1. 散会宣告	8 7

第 3 号（6 月 2 0 日）

1. 議事日程	8 9
1. 本日の会議に付した事件	8 9
1. 出席議員	8 9
1. 欠席議員	8 9
1. 事務局出席職員	8 9
1. 説明員	8 9
1. 開議宣告	9 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 0
1. 日程第 2. 一般質問	9 0
○質問（倉澤 宏議員）	9 0
○質問（今村芳彦議員）	9 9
1. 休憩宣告	1 1 0
1. 再開宣告	1 1 0
○質問（清水一夫議員）	1 1 0
○質問（五十嵐千絵議員）	1 2 0
1. 休憩宣告	1 2 6
1. 再開宣告	1 2 6
○質問（塩田昌彦議員）	1 2 6
1. 散会宣告	1 3 7

第4号（6月21日）

1. 議事日程	139
1. 本日の会議に付した事件	139
1. 出席議員	139
1. 欠席議員	139
1. 事務局出席職員	140
1. 説明員	140
1. 開議宣告	141
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	141
1. 日程第2. 一般質問	141
○質問（高橋伸典議員）	141
○質問（佐久間 誠議員）	151
1. 休憩宣告	162
1. 再開宣告	162
○質問（川村幸栄議員）	162
1. 日程第3. 議案第17号 工事請負契約の締結について	173
○提案理由説明（加藤市長）	174
○追加説明（天野建設水道部長）	174
○原案可決	174
1. 日程第4. 議案第18号 財産の取得について	174
○提案理由説明（加藤市長）	174
○原案可決	175
1. 日程第5. 議案第19号 財産の取得について	175
○提案理由説明（加藤市長）	175
○原案可決	175
1. 日程第6. 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書	
意見書案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書	
意見書案第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	175
○原案可決	176
1. 日程第7. 報告第11号 例月現金出納検査報告について	176
○報告済	176
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	176
○決定	176

1. 加藤市長の発言	176
1. 閉会宣告	176
1. 質問文書表	179
1. 議決結果表	184

令和元年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 令和元年6月3日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第17 | 議案第14号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第18 | 議案第15号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第19 | 議案第16号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第1号 改元に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について | 日程第20 | 報告第1号 平成30年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 議案第2号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 日程第21 | 報告第2号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 日程第22 | 報告第3号 平成30年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正について | 日程第23 | 報告第4号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について | 日程第24 | 報告第5号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について | 報告第6号 | 専決処分した事件の報告について |
| 日程第10 | 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について | 報告第7号 | 専決処分した事件の報告について |
| 日程第11 | 議案第8号 戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託について | 日程第25 | 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について |
| 日程第12 | 議案第9号 財産の取得について | 日程第26 | 報告第9号 名寄市国民保護計画の変更について |
| 日程第13 | 議案第10号 財産の取得について | 日程第27 | 報告第10号 公害の現況に関する報告について |
| 日程第14 | 議案第11号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市一般会計補正予算） | 日程第28 | 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第15 | 議案第12号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算） | | |
| 日程第16 | 議案第13号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算） | | |

1. 本日の会議に付した事件

- | | | | |
|-------|--|-----------------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第19 | 議案第16号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第20 | 報告第1号 平成30年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第21 | 報告第2号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 議案第1号 改元に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について | 日程第22 | 報告第3号 平成30年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 議案第2号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 日程第23 | 報告第4号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 日程第24 | 報告第5号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正について | 報告第6号 専決処分した事件の報告について | |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について | 報告第7号 専決処分した事件の報告について | |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について | 日程第25 | 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について |
| 日程第10 | 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について | 日程第26 | 報告第9号 名寄市国民保護計画の変更について |
| 日程第11 | 議案第8号 戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託について | 日程第27 | 報告第10号 公害の現況に関する報告について |
| 日程第12 | 議案第9号 財産の取得について | 日程第28 | 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第13 | 議案第10号 財産の取得について | | |
| 日程第14 | 議案第11号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市一般会計補正予算） | | |
| 日程第15 | 議案第12号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算） | | |
| 日程第16 | 議案第13号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算） | | |
| 日程第17 | 議案第14号 専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算） | | |
| 日程第18 | 議案第15号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第2号） | | |

1. 出席議員（18名）

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|----|
| 議長 | 18番 | 東 | 千 | 春 | 議員 |
| 副議長 | 11番 | 佐藤 | | 靖 | 議員 |
| | 1番 | 富岡 | 達 | 彦 | 議員 |
| | 2番 | 倉澤 | | 宏 | 議員 |
| | 3番 | 山崎 | 真由美 | | 議員 |
| | 4番 | 佐久間 | | 誠 | 議員 |
| | 5番 | 三浦 | 勝 | 秀 | 議員 |
| | 6番 | 今村 | 芳 | 彦 | 議員 |
| | 7番 | 五十嵐 | 千 | 絵 | 議員 |

8番	遠	藤	隆	男	議員
9番	清	水	一	夫	議員
10番	川	村	幸	栄	議員
12番	高	野	美	枝子	議員
13番	高	橋	伸	典	議員
14番	塩	田	昌	彦	議員
15番	東	川	孝	義	議員
16番	山	田	典	幸	議員
17番	黒	井		徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	久	保		敏
書記	渡	辺	敏	史
書記	開	発	恵	美
書記	長	正	路	慶

1. 説明員

市長	加	藤	剛	士	君
副市長	橋	本	正	道	君
教育長	小	野	浩	一	君
総務部長	中	村	勝	己	君
総合政策部長	石	橋		毅	君
市民部長	宮	本	和	代	君
健康福祉部長	小	川	勇	人	君
経済部長	白	田		進	君
建設水道部長	天	野	信	二	君
教育部長	河	合	信	二	君
市立総合病院事務部長	岡	村	弘	重	君
市立大学事務局長	渡	辺	博	史	君
こども・高齢者支援室長	廣	嶋	淳	一	君
上下水道室長	鈴	木	康	寛	君
会計室長	末	吉	ひと	み	君
監査委員	鹿	野	裕	二	君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和元年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉 澤 宏 議員

15番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月21日までの19日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日より6月21日までの19日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和元年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成30年度の各会計決算の概要について申し上げます。

一般会計の実質収支は、繰越しすべき財源を除いて、概ね3億3千万円となる見込みです。

歳入では、市税や地方交付税の増により、それぞれ当初の予算額を上回ったこと、歳出では、各費目における執行額の減が主な要因です。

特別会計については、国民健康保険特別会計の保険事業勘定で、概ね3千万円、介護保険特別会計の保険事業勘定で、概ね5千万円の実質収支となる見込みです。いずれも歳出での保険給付費の減が主な要因です。

なお、国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整しますので、収支同額となる見込みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金残高は、約83億6,000万円となりました。

主な基金の残高として、財政調整基金約17億9,000万円、減災基金約21億7,000万円、公共施設整備基金約15億3,400万円、合併特例振興基金約12億3,100万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金約7,200万円、介護給付費準備基金約2億5,400万円、名寄市立大学振興基金約8億9,100万円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

本年度から4年間を計画期間とする「名寄市総合計画（第2次）中期基本計画」で示した重点プロジェクト、主要施策ごとに定めた成果指標（KPI）の目標値達成に向けた取組を着実に推進するとともに、この計画が市民の身近な計画として関心を持っていただけるよう冊子及びダイジェスト版を作成しました。

ダイジェスト版は、イラストなどを用いてカラー印刷で作成し、広報4月号別冊として全戸配布するとともに、市庁舎や図書館などで閲覧できるほか、ホームページにも掲載しています。

また、名寄市町内会連合会定期総会においてダイジェスト版を配布し説明させていただくなど、今後も様々な機会を捉えて市民周知に努めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりの実現を目的として、まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」について、市民アンケート調査の実施や、本年5月に設置した公募委員などで構成する検討委員会から幅広い御意見をいただきながら、見直し検討を進めているところです。

広報やホームページにて改めて本条例の内容の周知に努め、市民の条例に対する理解を深めながら、市民と行政による協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業については、4月26日に開催された名寄・藤島交流友の会定期総会において、少年少女交流事業として鶴岡市の藤島ミニバスケットボール少年団の受入などを確認しました。

東京都杉並区との交流事業については、都市交流実行委員会が4月25日に開催され、交流自治体協定締結30周年を記念して、講演会や杉並区を訪問する市民ツアーなど、各種周年事業の実施のほか、幅広い分野で交流を図ることを確認しました。

ふるさと会との交流事業については、札幌風連会の総会が5月25日に開催され、会員相互の親睦を深めつつ各種事業に取り組むことになりました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、姉妹都市提携50周年を記念して来名されるリンゼイ友好親善訪問団の受入やイングリッシュキャンプ、記念式典などの各種周年事業の実施のほか、7月から8月にかけてリンゼイから交換学生の受入が友好委員会で決定されました。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流事業については、8月下旬にドーリンスク市から訪問団を受け入れることなどが、友好委員会総会で

決定されました。

また、台湾との交流事業については、5月7日から2日間にかけて、太保市農会視察団が来名されました。視察団は歓迎会で市民と交流したほか、名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設の見学や農家視察などを通じて、市内農業関係者などと交流を深めました。

次に、移住・定住について申し上げます。

移住・定住の推進については、移住促進及び地域の振興にオール名寄で取り組むため「名寄市移住促進協議会」が主体となり事業を行っています。

昨年度は「名寄市まちなかお試し移住住宅」を2棟整備したことによる利用者増加のほか、相談会やワンストップ窓口での細やかなサポートにより、移住者獲得につなげることができました。

引き続き協議会において、名寄市の魅力を発信するなど移住・定住の推進に努めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」は5月7日に協議会を開催しました。本年は、北海道の名付け親と言われている松浦武四郎の生誕地である三重県松阪市で配布している「テッシ武四郎カード」などを通じ、天塩川の認知度向上やそれぞれの地域の魅力を発信するとともに関係自治体、関係機関と連携を深めてまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

本年4月に「第2次行財政改革推進計画・基本計画」を具現化するための「第2次行財政改革推進計画・基本計画（前期実施計画）」について、「名寄市総合計画（第2次）中期基本計画」の策定に合わせた見直しを行ったほか、総合計画と連動した成果指標（KPI）の設定や、実施項目の見直しを行いました。

今後は、総合計画などの各種計画に基づく事業実施と連動しながら、本実施計画に基づき進捗管理などを実施し、行財政改革の着実な実施に努めてまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

風しんの予防対策については、国は3年間の緊急対策として、抗体保有率が低いとされている40歳から57歳の男性を対象に風しんの抗体検査を無料で実施し、検査の結果、十分な抗体価がなかった場合には、無料で予防接種を受けられることとしました。

このことを受けて、本市では、本年度対象となる男性1,289人に対し、受診に必要なクーポン券を送付しました。風しんの発症及び蔓延防止のためには、予防接種による抗体を保有することが重要であることから、今後も抗体検査や予防接種の勧奨を進めてまいります。

歯科疾患対策については、歯の喪失防止だけでなく、心疾患や脳梗塞、糖尿病の悪化などを引き起こす危険性を高める要因となっている歯周病の早期発見にもつながることから、本年6月から40歳の方を対象に歯科疾患検診を開始しました。実施については、検査を市内歯科医院に委託し、検診に係る費用を市が全額負担するもので、本年度の対象者325人に受診券を送付したところであります。

今後も、各種検診などと合わせて市民への周知を図り、健康増進への一助としてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

名寄市立総合病院における平成30年度の運営概要については、取扱い患者数が入院で9万8,652人、外来で22万8,989人となり、前年度と比較し、入院で3,566人の減少、外来では6,041人の増加となりました。

収支については、病院事業収益で97億9,316万円、病院事業費用で97億8,522万円となり、差引き794万円の単年度純利益を計上しての決算となりました。

また、本年度の診療体制については、診療科22科に医師66人と研修医8人の合計74人を配置、このほか医療技術・看護スタッフ392人の体制となりました。

今後も、道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努め、新たな地域医療の枠組みと「新名寄市病院事業改革プラン」の趣旨に沿った経営の改善を図るとともに、医療の質向上と安全性の確保に、より一層努力してまいります。

次に、名寄東病院について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ2万7,018人で前年比4,832人の減となり、外来患者数では延べ5,457人で前年比278人の増となりました。

また、収支状況では、事業収益は6億4,508万円で前年比14万円の増、事業費用は6億4,504万円で前年比1,327万円の増となり、事業収支は4万円の純利益となりました。

今後も地域に根付いた医療機関としての役割を担うために、指定管理者である上川北部医師会と連携してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

小規模保育事業所どろんこ保育園については、昨年8月から施設整備を実施し、本年4月から3歳未満児定員19人として施設運営が開始されています。

また、風連地区においては、風連幼稚園とさくら保育園が本年4月1日に合併し、新たに幼保連携型認定こども園風連幼稚園として運営が開始され、幼保連携による子どもの健やかな成長と子育ての支援が図られています。

今後も、民間の幼児教育・保育施設と連携しながら、より良い子育て環境の整備などを推進してまいります。

家庭児童相談事業については、本年4月から家庭児童相談員に加えてこども家庭支援員を新たに配置し、子育て全般の相談・支援体制の強化を図り、児童虐待の防止や家庭への支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点事業を開始しました。

今後も、関係機関と連携しながら、子育て支援向上を図ってまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

3月4日に、「地域包括ケア」の先駆けである諏訪中央病院名誉院長の鎌田實氏から「フレイル予防」についての御講演をいただきました。講演には、300人を超える参加をいただき、医師としての豊富な経験などをユーモアを交えてお話しされ、終始、笑いが絶えない講演となり、フレイル予防の関心を高めることができました。

今後も、市民が安心して健康で自立した生活を送ることができるよう、各種取組を推進してまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいの支援に関する相談については、本年4月から、こども発達支援センターで行っていた未就学児に関する相談業務を基幹相談支援センター事業ばっけに一元化し、就学前から成人に至るまで切れ目ない対応を図ることができるようになりました。

今後も、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めてまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

ごみ分別とリサイクルに関する周知及び啓発を目的に、市内の小学生を対象にデザインを募集した「名寄市ごみ分別マスコットキャラクター」については、最優秀賞に山崎彩花さん考案の「エコひまちゃん」が選出されました。

今後、山崎さんの作品を原案としたキャラクターを、廃棄物減量などに関する取組のシンボルとして活用し、啓発を図ってまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

平成30年中の火災件数については、9件で前年比1件の増となり、負傷者が1人発生しています。

また、火災種別では、建物火災が6件、車両火災が2件、そのほか1件となっています。

救急出動件数については、1,113件の出動で

前年比14件の増となり、事故種別では、急病775件、一般負傷149件、交通事故48件、転院搬送88件、そのほか53件となっています。

救助出動件数については、35件の出動で前年比4件の減となり、事故種別では、交通事故18件、機械3件、そのほか14件となっています。

専門化・高度化していく救急業務に対応できる救急隊員の育成を図り、ドクターヘリや市立総合病院を拠点とするドクターカーとの連携を密にし、救命処置を必要とする市民へ早期に救急医療を提供できる出動体制を構築してまいります。

住宅防火対策の推進については、住宅用火災警報器の未設置世帯への設置促進と適切な維持管理の啓発に努めてまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年3月27日に開催した名寄市防災会議において「名寄市地域防災計画」の一部修正が決定されました。

主な内容は、北海道土砂災害警戒情報システムにおける危険度情報の表示色の変更に伴う修正のほか、学校の新設や閉校に伴う指定緊急避難所などの見直しとなっています。

引き続き、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」による天塩川流域の減災対策委員会の取組や、関係機関と連携した防災活動を推進するほか、市民の防災・減災意識の向上と啓発を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

4月8日から12日までは「新入学・入園期の全国交通安全運動」、5月11日から20日までを「春の全国交通安全運動」として、交通安全キャンペーンのほか、関係団体や地域住民による街頭啓発、早朝パトロールやパトライト作戦を実施しました。

5月20日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、西條デパート前において「旗の波作戦」を実施し、沿線通行車両や市民に交通安全意識の高揚と交通事故防止を呼びかけました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、既存住宅の居住環境改善のため、緑丘第1団地4棟8戸の外部改修工事及び住戸内の緊急通報装置の改修工事を6月に着手、風舞団地改修工事の実施設計委託は、7月の着手を予定しています。

また、北斗団地については、昨年度からの継続事業で建設中の1棟12戸建替工事の5月末の進捗状況は約40パーセントとなっており、7月には旧住宅の解体工事を予定しています。

今後も、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅を適正に管理してまいります。

また、民間住宅の整備については、地震から生命と財産を守り、安全性の向上を促進するため、戸建て住宅などの耐震化を支援する「耐震診断及び耐震改修補助事業」を引き続き実施してまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画策定については、2月に第3回目の策定委員会を開催し、都市機能誘導区域、居住誘導区域の検討を行いました。

また、4月に庁内検討委員会が主体となり、名寄市都市計画審議会及び策定委員会と合同で、計画策定のアドバイザーである北海道大学森傑教授の御講演を受け、コンパクトなまちづくりについて理解を深めました。

本年度は具体的な区域設定や誘導施設のあり方、区域内への誘導施策を検討し、本市が20年後、30年後も持続可能なまちとなるようコンパクトシティ化に向けた計画策定を進めてまいります。

次に、都市公園の長寿命化修繕計画に基づく施設整備については、大橋公園の遊具の更新工事を5月に発注したほか、ナナカマド公園、カエデ公園及びえんれい公園の遊具の更新工事を7月に入札予定としています。

次に、水道事業について申し上げます。

本年04月に改定となりました水道料金につい

ては、説明会や広報、ホームページなどのほか、4月の検針票発行時に改定チラシを配布し、市民周知を図ってきたところです。

今後も、さらなる経営の効率化と健全化を推進し、経営基盤の強化を図ってまいります。

安全安心な水道水を安定供給するための老朽管更新工事については、風連地区みずほ線をはじめ、名寄地区西町西12条通ほか1路線について、早期発注を実施しています。

計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器1,750台を5工区に分けて発注しています。

また、有収水量向上に向けた漏水調査業務に着手しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

令和2年度から地方公営企業会計へ移行するための業務については、4月下旬からシステム整備及び移行業務に着手しています。

老朽化した施設の改築工事では、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、名寄下水終末処理場及び風連浄水管理センターにおける機械設備、電気設備の機器更新や、下水道管渠の更新工事の発注を6月上旬に予定しています。

また、公共樹取替工事は3工区に分けて早期発注しています。

個別排水処理施設整備事業については、風連地区2基、智恵文地区1基の合併浄化槽設置工事の発注をしています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北1丁目通の改良舗装工事及び新規路線の豊栄西12条仲通の実施設計を6月に、南3丁目通の改良舗装工事を7月に入札予定としています。

また、本市単独費により整備を進めている西1条通及び北西9条右仲通の改良舗装工事は発注を終えており、風連大沼線の舗装改築工事については7月に入札予定としております。

次に、橋梁整備について申し上げます。

本年度の橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁整備については、東一号橋の修繕工事、56橋の近接目視点検及び3橋の実施設計を6月に、忠烈布一線橋の修繕工事を7月に入札予定としています。次に、除排雪について申し上げます。

この冬の降雪状況については、3月末までの降雪量が692センチメートル、最大積雪深は99センチメートルとなり、過去5カ年の平均との比較では、降雪量で17センチメートル、最大積雪深では22センチメートル少なくなっています。

除雪作業については、市街地・郊外地区路線を合わせて438キロメートルにおいて実施し、出勤日数は179日となり、降雪の多かった平成29年度と比較すると、64日の減少となりました。

排雪作業については、カット排雪を市街地生活路線104キロメートルにおいて1回、積込運搬排雪を幹線道路及び通学路45キロメートルにおいて1回から3回、交差点排雪は委託で153カ所、道路センター直営で201カ所の合計354カ所において実施し、路線の維持・確保に努めてきたところです。

また、排雪ダンプ助成事業の利用総台数は4,105台で、平成29年度と比較すると約5割の利用となったところです。

引き続き、効率的で効果的な除排雪体制を確立するため、除排雪のあり方研究を進めるとともに、市道・私道除排雪助成事業や排雪ダンプ助成事業の継続など、除排雪水準の向上が図れるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

昨年度から策定作業を進めていた「名寄市地域公共交通網形成計画」が本年5月に策定されました。今後は本計画に基づき、人口減少や高齢化社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守るための施策の検討や実施などに努めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、道営事業の「風連東第1地区、第2地区、第3地区」及び「ちえぶん地

区」では、春の発注が終了し、各地区で整地工や暗渠排水工事が実施されています。

また、水利施設整備事業については、9月以降に工事が始まる予定となっています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

今年の融雪期は、4月15日で平年並みとなりました。5月15日現在の状況は、水稲では、播種作業は順調に進み、生育については平年並みで推移しています。

畑作物では、秋小麦・春小麦の生育は平年並みで推移し、大豆・てん菜・馬鈴薯については、播種・移植作業が平年並みで進んでいる状況です。

次に、米政策について申し上げます。

令和元年産米の生産の目安については、うるち米1,595トン、もち米1万1,493トンと設定され、全体で前年度より126トン増加しました。作付面積では、うるち米299ヘクタール、もち米2,152ヘクタールとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

土壌診断事業では、平成30年度で1,865点の実績となり圃場の土壌改良に活用されたところです。また、冬の農業研究講座や水稲直播研究講座を開催し、栽培技術などの情報提供に取り組みしました。

実証試験・展示事業では、水稲の疎植栽培試験や南瓜の品種比較試験などの課題を設定し、試験・展示圃場の移植作業などの取組を進めています。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

法人化の推進については、3月18日に開催した名寄地域農業セミナーにおいて、経営コンサルによる「農業経営の法人化」の講演を行い、法人化によるメリットやデメリットなどについて理解を深める場となりました。

労働力確保対策については、アスパラガスの収穫作業を中心に受入希望農家14戸へ名寄市立大学生の作業従事が図られるよう、JA道北なよろ

や名寄市立大学と連携し取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

農業被害の防止については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心としてエゾシカ駆除のほか、アライグマ用の箱罠の貸し出しなどの取組を進めています。エゾシカ駆除頭数については、4月1日から駆除を開始し、4月30日現在で60頭となっています。

ヒグマ対策については、3月28日に名寄市ヒグマ駆除隊員の委嘱状交付式を行い、21人の隊員を委嘱しました。

また、「ヒグマ対策技術者育成事業」として、融雪前の3月中旬から4月末までの期間、ヒグマ対策ハンターの担い手育成を実施しました。

今後も関係機関と連携しながら、被害防止に取り組んでまいります。

次に、豊かさや活力ある農村の構築について申し上げます。

「日本一のもち米の里」について理解を深めていただくため、本年度も「もち米サポート養成塾」を開設し、15人の参加申込みをいただきました。

今後は、農作業体験やもちつき体験などを通じて、農業の魅力や名寄のもち米の素晴らしさを発信していただけるよう取組を進めてまいります。

次に、食肉センターについて申し上げます。

食肉センターについては、衛生面と作業安全の改善を図るため、改修工事を2月に着手しており、7月の完成を予定しています。また、畜産処理加工施設改修工事は、3月に着手しており、9月の完成を予定しています。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

本年度の森林整備に対する国からの補助金の内示状況は、要望額に対し107パーセントとなり、森林経営計画に基づく順調な事業推進を見込んでいます。

本年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関

する法律が施行されたことに伴い、国から市町村等へ森林環境譲与税が譲与されることから、運用に必要な「名寄市基金条例」の一部改正について、本定例会での御審議をお願いいたします。

なお、現在、市内の林業事業者などに森林整備や担い手対策などに関するアンケート調査を実施しており、9月を目途に森林環境譲与税の活用に向けた「基本方針」を公表できるよう進めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表している平成30年10月から12月までの地域別経済動向調査によると、上川北部地域は、建設業では収益低下が懸念され、製造業・運送業では人材不足・販路減少が懸念されています。しかし、個人消費については、北海道胆振東部地震の影響で下向きであった宿泊・飲食業が例年並みの売上に戻りつつあり、依然として厳しい状況にあります。地域全体の業況としては普通と判断されています。

昨年度で終了した名寄市住宅改修等推進事業については、平成30年度は221件の申請があり、補助金交付決定額3,770万円、改修に要した総事業費は約4億3,750万円となりました。

住宅改修施策については、本年度から「名寄市ずっと住まいる応援事業」として、これまでの制度を継承しつつ、移住や空き家の活用に加算を設けたほか、雪対策に係る外構工事を対象経費に含めるなどの拡充を行い、4月末時点で31件の申請をいただくなど好調なスタートとなっています。本事業は、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の4年間は継続して実施することとしており、引き続き地域経済の活性化と良質な住環境の整備を促進してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄公共職業安定所管内における本年3月高卒者の新規就職状況については、就職希望者160人全員が内定となり、就職内定率は100パーセントという結果となりました。

この背景には、新規高卒者に対する求人倍率が、北海道全体で2.84倍と前年同期比0.09ポイント上昇し、管内においても3.80倍と前年比0.13ポイント上昇していることが影響と考えられます。

また、道内における常用の有効求人倍率についても、本年3月期の月間有効求人倍率は1.19倍で前年度比0.05ポイント上昇し、管内においては、全道を上回る1.63倍で前年度比0.28ポイントの上昇となり、求職者に対し求人数が上回っている状況となっています。

本年度も、ハローワークをはじめ、関係機関と連携しながら引き続き雇用の安定と促進に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄ピヤシリスキー場については、平成30年度のリフト輸送人員は40万8,122人となりました。12月の降雪不足によるオープンの遅れなどにより前年度と比較しますと94.6パーセントと減少しましたが、引き続き市民の利用促進と満足度向上を図るとともに、指定管理者と連携しながら本市の雪質を活かした大会・合宿誘致に取り組んでまいります。

また、なよろ温泉サンピラーについては、総利用者数7万7,155人、前年度比99.96パーセントとなり、ほぼ前年度並みの利用状況となっています。なお、研修施設などの改修については、昨年度の基本設計を基に実施設計を進めています。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、市内外から多くの方に利用いただき、平成30年度の利用者数は延べ46万2,886人となりました。前年度比98.3パーセントとなり、若干の減少となりましたが、もち米を使用した新商品の開発や、お菓子まつり、ミチエキコンサートなど、集客や満足度を高める取組が行われており、今後も満足いただけるサービス提供を心がけ、広く情報発信してまいります。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

本市を訪れる来客者をひまわりでお迎えすることを目標に、本年度も5月1日からひまわりの種を市民へ無料配布しているところです。また、市民によるおもてなしの心を醸成するため、「ひまわりボランティア」を募集し、市民参加型の観光事業の推進を図ってまいります。

次に、広域観光の推進について申し上げます。

上川北部9市町村で構成する道北観光連盟の総会が、5月31日に幌加内町で開催されました。本年度の事業として、札幌圏での道北地域の物産や観光のPRを実施するほか、JR北海道が新たに運行する観光列車「風っこ そうや号」に合わせ道北の魅力を発信してまいります。

次に、イベント関係について申し上げます。

本市の旬の味覚を楽しむ「なよろアスパラまつり」が、5月26日に駅前交流プラザ「よろいな」駐車場を会場に開催されました。本市の特産品であるグリーンアスパラガスの直売をはじめ、上川管内を中心としたご当地グルメを集めたグルメ市が開催されました。

また、商店街では「なよろアスパラまつり」と連携し、イベント会場と商店街を周遊する「謎解きゲーム」や人気の「たまごまき」などを行い、市内外から訪れた多くの方々にまつりを楽しんでいただきました。

確かな学力を育てる教育の推進については、4月25日に第1回目の名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催し、委嘱状の交付と全体会議及び研究グループ会議を行い、本年度の研究内容を決定しました。

具体的には、教育経営の充実に関する研究グループでは、本市共通のモデル的な学校経営計画及び学年・学級経営計画の検証・改善、社会に開かれた教育課程の実現に向けた研修、コミュニティ・スクールや小中一貫教育の取組を推進してまいります。

教育研究の充実に関する研究グループでは、「特別の教科道徳」の評価に係る研究、故木原秀

雄氏の生き方を題材とした道徳科の読み物資料の改善、「体力・運動能力調査」の分析結果を踏まえた研修などを行います。

教育指導の充実に関する研究グループでは、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業研究、令和2年度からすべての小学校において必修化されるプログラミング教育の円滑な実施に向けた研修、特別な支援を必要とする児童生徒の指導の充実に向けた研修などを行います。

豊かな心を育てる教育の推進については、本年度から中学校に配置している心の教室相談員が、小学校に出向き児童生徒の心のケアに努めるなど、小学校と連携した対応がとれる体制を整えてまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となり、5月28日に名寄西小学校を会場に、専門トレーナーによる教員向けの新体力テスト実施に向けた学校体制のあり方や、同テストの実施上の留意点にかかわる研修会を行いました。

特別支援教育の推進については、4月8日に第1回特別支援教育専門家チーム委員会を開催し、委嘱状の交付と本年度の取組について協議しました。委員には、名寄市立大学の5人の先生、社会福祉課職員、教育相談センターの教育推進アドバイザー、小学校と高等養護学校の教員を委嘱し、障がいの有無に関わらず、学校生活や家庭生活において「困り感」をもっているすべての児童生徒などを対象にした巡回相談体制の充実に向けています。

名寄市特別支援連携協議会では、4月18日に第1回目の会議を開催し、委嘱状の交付と本年度の取組について協議しました。また、特別支援連携協議会を設置されている専門委員会では、名寄南児童クラブ、名寄東児童クラブ、風連児童クラブの児童支援員にも新たに加わっていただき、児

童生徒の個に応じた支援体制の整備に努めています。

今後は、名寄市に転入した教職員や上川北部9市町村の初任者、新たに特別支援学級の担任となった教員などを対象とした第1回目の名寄市特別支援教育研修会を6月13日に行い、名寄市の特別支援教育の現状と課題について研修し、共通理解を深めます。

これまで小・中学校9校に28人を配置してきました特別支援教育学習支援員は、本年度30人を配置し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図っています。

今後は、特別支援教育学習支援員を効果的に活用し、習熟の程度に応じた指導の工夫や、「困り感」のある児童生徒への支援のより一層の充実に向けてまいります。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、市内全小中学校に導入された校務支援システムの研修会を6月中に行い、教職員の業務改善に取り組んでまいります。

信頼される学校づくりの推進については、市内すべての学校をコミュニティ・スクールとする取組を進めています。具体的には、名寄南小学校と名寄中学校が4月18日、風連中央小学校と風連中学校が4月19日、名寄小学校と名寄東中学校が5月14日に小中合同の第1回学校運営協議会を開催しました。今後は名寄西小学校の学校運営協議会を6月中に開催し、市内すべての学校をコミュニティ・スクールとしてスタートしてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成30年度卒業式を3月15日に行い、保健福祉学部栄養学科42人、看護学科47人、社会福祉学科58人、計147人が卒業しました。

卒業生の4月1日現在の就職率は、保健福祉部栄養学科及び看護学科は100パーセント、社会福祉学科は98.2パーセントとなり、保健福祉学部全体で99.3パーセントと高い就職率となりま

した。

国家試験の結果については、管理栄養士では38人が合格し、合格率90.5パーセントで新卒の全国平均95.5パーセントを下回ったものの、看護師は46人全員が合格、保健師は受験者13人全員が合格し、それぞれ新卒の全国平均94.7パーセント、88.1パーセントを上回りました。社会福祉士では37人が合格し、合格率は67.3パーセントで新卒の全国平均53.7パーセントを上回りました。

また、精神保健福祉士は、16人が合格し合格率84.2パーセントで新卒の全国平均77.0パーセントを上回りました。

次に、本年度の入学式については、4月3日に行われ、栄養学科40人、看護学科54人、社会福祉学科50人、社会保育学科53人の保健福祉学部全体では197人の新入学生を迎えました。

昨年度、受審した公益財団法人大学基準協会の大学評価については、本年3月に適合しているものと認定されました。評価結果として、是正勧告1項目と改善課題4項目の提言を受けており、令和4年7月31日までに改善状況を報告することとなります。

なお、評価結果は、大学基準協会が文部科学大臣に報告するとともに、名寄市立大学ホームページで公表しています。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

本年度で40年目を迎える名寄ピヤシリ大学は、新入生7人と大学院生5人を、また、48年目を迎える風連瑞生大学は、新入生3人と大学院生6人を迎え、それぞれ4月16日と26日に入学式を行いました。また、智恵文高齢者学級「友朋学級」では、新入生1人を含む14人の受講者が4月25日に開講式を行い、本年度の活動がスタートしました。

新入生をはじめ学生の皆様は、今後の学習活動への意欲を燃やしているところです。

本年度も地域や学校と連携し、学習や交流活動を行ってまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日から5月12日にかけて、「こどもの読書週間」事業として、名寄本館では年齢別に2回に分けて、風連分室では「子育て支援センターこぐま」にて「おはなし会」を開催し、多くの子どもや保護者の方に参加をいただきました。

学校への読書活動の支援としては、北海道立図書館の「学校図書館サポートブックス事業」を活用し、智恵文小学校へ朝読・昼読図書130冊の貸出を行いました。

本年度も、子どもたちに読んでもらいたい本を紹介した年代別ブックリストを作成し、市内の保育所、幼稚園、小学校をはじめ関係機関に配布しました。

また、本年4月から、即時性と情報の拡散性を特徴とする「Twitter」を広報媒体として活用しており、今後のホームページなどと連動しながら、事業などに関する情報発信を行ってまいります。

今後も、本に親しみ、本を楽しむことができる環境を提供するとともに、家庭や地域における読書活動を推進してまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

開館10年目を迎え、利用者、特にリピーターの拡大のため、国立天文台石垣島天文台とのスタンプラリーや惑星を望遠鏡で見てシールを集める企画を開始しました。

4月27日から5月6日までの連休中は休まず開館し、「ピリカウィーク」として、北海道大学のピリカ望遠鏡を使用しての観望会を行ったほか、プラネタリウムでは平成30年間の天文現象の振り返りや新元号「令和」の出典元の星空の解説などを行いました。

期間中は1,074人が来館し、天候に恵まれた5日間は605の方が観望会に参加し星空を楽しみました。

また、5月1日からは、プラネタリウムの新番組「星の旅 世界編」の上映を開始し、多くの方に好評を得ているところです。

今後も、多くの方に来ていただけるような行事の企画及び周知に努めてまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級については、本年度も2つの幼稚園に御協力をいただき、それぞれに開設されました。

今後も両学級の活動を支援するとともに、家庭教育支援講座を開催するなど、父母が自主的・自発的に学習する機会の充実に取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ振興事業では、学校体育支援として名寄小学校のクロスカントリースキー授業の講師に名寄市特別参与の阿部雅司氏を派遣するなど、冬期間における子どもたちの体力向上を図るとともに、親子参加型のスポーツ教室「ファミリーフィットネス」の定期開催や、「名寄サンピラー10マイルスノーマラソン大会」を開催し、市民の健康づくりに取り組みました。

また、スポーツ大会の開催については、競技団体の御協力のもと新たに北海道カーリング選手権や、北海道車いすカーリング選手権、全日本スノーボード選手権北海道地区大会を誘致し、交流人口の拡大を図りました。

JOCジュニアオリンピックカップ2019全日本ジュニアスキー選手権大会は3月14日から18日の5日間の日程で開催し、全国から小・中・高校生の選手594人、延べ1,083レースに申込みをいただき、シーズンの締めくりに相応しい熱戦が繰り広げられたところです。

市内宿泊については、競技日程の変更などにより前回大会より260泊少ない、1,685泊となりましたが、次回大会に向けて、日程・施設環境などの課題を分析し次回大会の誘致に努めてまい

ります。

スポーツ合宿誘致の推進では、令和4年（西暦2022年）の北京オリンピック冬季競技大会に向けた動きの中で、本市に台湾カーリング協会や中国ノルディックスキーナショナルチームが長期合宿に訪れるなど、国内のみならず海外からも冬季スポーツ合宿のニーズが高まっているところです。

今後も各競技団体のネットワークを活かして、情報収集を行いながら、海外からのスポーツ合宿にも対応できる環境づくりを進めてまいります。

また、スポーツ合宿・大会誘致活動については、平成28年度にスポーツ大会及び受入体制の充実・一元化などを目的として設立した「なよろスポーツ合宿誘致推進協議会」を、本年3月28日に発展的に解散し、新たに「Nスポーツコミッション」を設立しました。

Nスポーツコミッションは、民間企業を含めた20団体28人で構成し、スポーツを通じた「青少年教育や人材育成」、「市民の健康増進」、「地域経済活性化」、及び「広域連携やまちづくり事業」に取り組んでまいります。

Nスポーツコミッション最初の取組は、5月3日に開催した「なよろ憲法記念ハーフマラソン」において、スポーツイベントと商店街との連携を図る事業に取り組んだところであり、今後もスポーツの持つ力で幅広い地域振興に取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

民間で設置している学童保育所に対し、安定した施設運営を図ることを目的に、管理運営事業補助金の拡充を行うなど、今後も保護者の仕事と子育ての両立を支援し、児童の安全安心な居場所づくりの充実に努めてまいります。

放課後子ども教室については、5月に名寄地区と風連地区において、小学生及び中学生を対象として順次開講しました。

現在、3教室合わせて17人の子どもたちが、

自ら学び考える力を身に付けるため、各教室で自学自習やテーマ学習に取り組んでいます。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市民文化センターENRAYホールは、昨年度、主催事業を含め59事業、20,113人の利用がありました。

本年度は、5月に開催した「大谷康子 イタマル・ゴラン デュオリサイタル」や「Kitano Koe LIVE2019」をはじめ、多くの事業が予定されています。

引き続き、「文化芸術の拠点」、「市民のコミュニティの醸成の場」として、市民に親しまれるホールづくりを進めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

4月29日から開催したゴールデンウィーク企画「博物館で遊ぼう」では、10日間で延べ1,602人の入館者がありました。

連休前の4月25日にSL排雪列車キマロキのシート撤去作業を実施し一般公開されたことから、相乗効果で多くの家族連れや鉄道ファンで賑わいました。

期間中は名寄高等学校ボランティア局、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター及び名寄自動車学校の協力のもと、手作り木製玩具やミニ動物とのふれあいを楽しんでいただきました。

5月から実施している「小さな自然観察クラブ」については、小学校4年生から6年生までを対象とし14人の応募がありました。第1回目を5月11日になよろ健康の森で実施し、市の花であるオオバナノエンレイソウなどを観察し、春を体感したところです。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第1号

改元に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 改元に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年5月1日に改元が行われて新元号が令和になったことから、さきに開会をされた令和元年第1回臨時会において専決処分の承認を受けた関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第2号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、指定管理者制度の導入から約15年が経過をし、さまざまな研究機関等で当該制度の検証が行われている中、指定管理者の指定期間が従業員の雇用や簡易な設備投資に影響しているとの指摘があることに加えて、総務省が3年ごとに行っている調査で指定管理期間を5年としている割合が平成30年で約7.2%となり、全国的に長期化の傾向にあることや本市で行った関係指定管理者へのアンケート調査により、全ての指定管理者が指定期間の延長を希望していること等の結果を踏まえ、指定管理者の雇用の安定や人材育成期間を確保する等の観点から、現在指定管理をしている施設等で指定期間が5年に満たない17施設の指定期間を次回の指定管理者の指定から全て5年にするために関係条例11本について一部改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） 指定管理者の管理期間の見直しの関係であります。これは平成15年9月に設けられた制度だというふうに認識しておりまして、今回の指定管理期間の延長に当たって幾つか質問したいと思っています。

それでまず、1つは、制度スタート時の趣旨ではコストの削減と住民サービスの向上ということについて、趣旨としてそれを目的にやるということで、このコストの削減と住民サービスの向上につながっているかどうか。それから、指定管理者のモニタリングなどで、これは定期あるいは臨時にやられているというふうに思いますが、どのような検証がなされているか、まず伺いたい。

それと、2点目ですが、指定管理期間を3年あるいは4年のものを5年に延長することによって、

先ほど御説明ありましたように雇用の安定や人材育成期間の確保などについて指定管理事業者の安定した運営を図られるものと理解いたしますが、一方で新規参入業者の参画の機会を縮減することにつながるのではないかと。また、適正な競争性についてどのように担保していくのか、このあたりについて2点目に伺いたいと思っています。

それと、3点目に、指定管理期間については、これは特段の法令上の定めはないというふうに理解しておりますけれども、今回の提案では3年のものも4年のものも一くくりに5年に延長するということになっておりまして、例えば北海道などの事例見ますと4年程度を基本としているということもあります。それで、適正な指定管理期間とはどの程度か、こうした議論はされたかどうか、そのあたりの経過についてお尋ねしたいと思います。

以上、3点。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 大変申しわけないですが、3点ですか。5点ほどというふうに思ったのですけれども、まず最初の指定管理者制度がスタート時点ではコストの削減ですとか、あるいは住民サービスをとということから始まったということでありまして、このことが現在そのような状況になっているのかということのお話だったかというふうに思っていますが、これにつきましては自治法上直営でやるのか、あるいは指定管理でやるのかということから改正がなされた中で、できるだけ効率的な施設運営をしようということで、それぞれの施設において今日まで15年間にわたって運営をされているということでもありますので、その点につきましては、十分かどうかは別にしても一定の効果にはなっているかというふうに思っています。

あと、モニタリングの関係なのですけれども、名寄市の指定管理においてはモニタリングという形では実はやっておりません。それぞれの指定管

理の施設において利用者の皆さんの意見を集約をし、それを担当の部署のほうで協議をする、あるいは指定管理のほうで一定程度いろいろな御意見についてできる部分についてはやっていただくという内容になっていまして、案件によっては長期あるいは短期の計画的に何か事業を新たにやりますとか、施設を改修するですとか、そういったことも発生するのかなというふうに思いますけれども、今のところは指定管理者ができる部分については指定管理者のほうで、そしてなかなか指定管理者だけでは対応できない苦情、要望等についてはそれぞれ担当のほうと協議をしながら、単年単年の中で一定の方向性を出させていたいただいているという状況です。

あと、新規参入の関係ということで質問がありました。きっと議員お話ししたいのは、指定管理34ありますけれども、実際にそこを運営をしているのは17事業者だというふうに記憶をしております。その意味では、名寄市内の指定管理を担っていただいているそれぞれの指定管理の方については、実際に3年、5年なり経過をした段階では公募をすることになっていきますけれども、なかなか複数の業者の皆さんが公募をされるという状況には実はないということでありまして、その意味でいえば少し競争性に欠けるという議員のお話にもなってくるかなというふうに思っていますけれども、先ほども言いましたけれども、それぞれ単年単年の年度協定の中でしっかりと指定管理者が行う事業について精査をしながら担当と協議をし、次年度の事業につなげていっているということでもあります。この点につきましては、認識をいただいで、なおかつ公募の関係につきましては実態として、御承知のとおり、名寄市内の事業所の中でそれぞれの指定管理施設について人材を確保し、一定の3年なら3年なりの中でその指定管理施設を維持していくということについてなかなか難しいという現状にも正直あるのかなということで、複数の公募がない中での指定管理の制度でありま

すけれども、現状そういう取り扱いになっているところでもあります。

あと、年数の関係で3年、4年の指定管理者施設について、管理期間としては短いのが5年ということで、3年、4年については5年に見直しをするということで、これについては一律ということでは例えば少し違和感を感じるのかというふうにも思いますけれども、先ほど市長の説明の中にもありましたように総務省のアンケート調査などを見ますと、7割を超える指定管理施設について5年以上と、5年という状況が出ているところがございますし、また市内の5年未満の指定管理をしている皆さんにアンケートなどをとった結果としても、ぜひ人材の確保等も含めて延ばしてほしいのだという御意見があったと。そういったところから3年から5年に、4年から5年にということではさせていただいております。当初始まったときには一定の基準でこれまで推移してきたのですが、それを今回見直しをさせていただくということで提案をさせていただきました。

済みません。4点しか言っていないかもしれないですけれども。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 先ほど御質問した関係については、今の中村部長の御説明でわかりました。

それで、先ほどの御答弁の中で事業者の方とは単年単年の中でお互いに問題点、課題等についてもこれは精査しているのだと、話し合いの中でということであったと思います。それとあと、新規参入の関係については、名寄市の中では公募してもなかなか手を挙げる事業者がないということだというふうに、私もそういうことについては聞いておりますし、なかなかいないのかなというふうに考えているところでもあります。

それで、特に契約関係もこれはそれぞれ含むものですから、私は名寄市の公契約に関する指針、これについて再度熟読しているわけなのですが、

特によく読んでみますと地元企業の優先活用に私も異議を挟むものではないのです。しかしながら、地元企業の受注機会の拡大への配慮だとか、あるいは競争性の確保ですとか、あるいは地元企業の優先活用についてもこれは配慮するという一言が入っているということなのです、条文としては。したがって、私は特に名寄市はプロポーザル方式などもとっておりまして、複数のものに目的物に対する企画を提案してもらって、その中からすぐれた提案を行ったものを選定する、こうした取り組みもされているというふうに考えております。それで、私はやっぱり公募しても競争はされないということになりますと、少しこれは緊張感の関係からいってもどうなるのかなということなどもあったり、それから他の市町村からであってもこれは広げていって、ノウハウや実績を備えた企業が新たに公募に参画して、事業者間で刺激し合って切磋琢磨をするという、こうした環境も構築する中で住民福祉の向上につなげていくことなども考えられないのか、このあたりの見解をお伺いしたいのと、それともう一つは、公平性、透明性を図るための情報公開の関係であります。議事録公開なども指定管理者の選定に当たってこうした情報公開であるとか議事録の公開、こうしたことも必要とされるというふうに思うのですが、このあたりのお考えについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） まず、議事録の公開の関係につきましては、決算時期にそれぞれ公共施設の関係について決算資料として添付をさせていただいている情報の内容があらうかなというふうに思っています。内容につきましては、収支、利用料金の収入ですとか支出金額ですとか、あるいは支出区分で人件費等、その内容等について主な支出についての内容、金額が記載になっておりますし、あわせて通常公募をかけて最終的に12月に議会の中で指定管理の関係については承認をも

らうのですけれども、その際にこういった内容で指定管理が決定をしたのかということで資料を添付をさせていただいておりますし、その議会議決以降については、ホームページの中でもこういった選考で決定をしたのかという情報を出させていただいているところです。情報としてまだ不足している部分等につきましては、また後ほど御意見をいただければというふうに思っているところです。

あと、指定管理の公募の関係で他の自治体からもということの御意見、それによって少し事業間での緊張感ですとか、そういったことが住民サービスにつながるというお話だったかというふうに思いますけれども、今の現状でいいますと指定管理の公募については、市内の業者で3年以上営業しているという、これは条件が実はついてます。これにつきましては、先ほど冒頭言いましたけれども、長い15年の歴史の中で、ひょっとすると当初そういう形でスタートがしてということで、今日まで市内業者に特定がされて進んできているのかなというふうに思っているところですけれども、先ほど言いましたようにそれぞれ事業者においては、少なくとも年1回は事業計画等しっかりと担当との協議もさせていただいておりますので、市民サービスですとか効率的な運営につきましては、年度年度でしっかりと確認をさせていただいているというふうに私は考えておりますので、その点につきましては御理解をいただきたいと思えます。

ただ、ぜひ広く公募をとということにつきましては、現在名寄市はもとより近隣の自治体も人材が大変不足をしているという状況にあらうかというふうに思っています。その中で名寄市内の事業者の皆さんが15年継続というふうには言えませんが、市内の業者の方が主体的にこの指定管理の維持管理を行っていただいていると。この継続性もしっかりと私は考えるべきだなというふうに思っているところでございまして、現状として

は名寄市内でできる、これは工事等につきましてもそうですけれども、できるだけ名寄市内の皆さんにお願いをしたいという立場で今のところは考えているところです。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） ただいま部長からなる説明いただきまして理解しました。

公の施設の関係については、これは設置目的を効果的に達成するために必要があると認められる場合に活用するというようになっておりますから、例えば指定管理事業者が今頑張っておられますから、それぞれさらに頑張りたいというふうに思っておりますけれども、最後に特に指定管理期間の延長に伴って、改めて公平性、透明性をより高めるための努力をこれまで以上に積み上げていただきたいということ、それからもう一つ、住民サービスの低下につながらないように、そしてむしろ住民福祉の向上につながっていくように節々の先ほどの事業者等の中での話し合い等々の中で効果の検証を求めていただきたいと、このことを申し上げて終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が交付をされたことに伴い、地域の自主性及び自立性を考慮し、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布をされ、平成31年度税制改正として本年度から森林環境譲与税が市町村等に譲与をされることになったことに伴い、それを活用して森林整備等の振興に要する経費に充てるため基金を創設をする必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第5号 名寄市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和元年10月1日から施行される軽自動車税環境性能割について規定をした名寄市税

条例等の一部を改正する条例について平成29年第1回定例会に提案をし、議決をいただいたところではございますが、事務の取り扱いについて当分の間、市町村にかわり北海道が行うこととされており、減免の規定については各市町村の条例で定めることとなっているため、道内全ての市町村において減免の取り扱いを統一し、納税者及び販売業者等の事務負担の軽減を図るため、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第6号 名寄市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

水道法施行規則にて水道の布設工事監督者の資格要件を定めておりますが、資格要件の一つである技術士法に規定をする第2次試験の選択科目で

ある水道環境が削除されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体から北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が本年3月31日付で解散し、脱退したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について協議をするため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第8号 戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託について、提案の理由を申し上げます。

現在戸籍システムのサーバーにつきましては、名寄庁舎において管理をしておりますが、更新期にあわせてこれを札幌市にあるデータセンターに移設をし、他市町村と共同利用しようとするものでございます。利用に際しましては、既に士別市が利用しているデータセンターへ移設をし、下川町、剣淵町、音威子府村との共同利用とすることで次回更新費用やバックアップ障害検知などの運用管理負担の軽減が図られることとなります。以上、戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託について、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき議

会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回のこの事務の委託にかかわって何点か確認をさせていただきたいと思っております。

今回は、戸籍事務を行うための処理組織を管理及び執行に関する事務を士別市に委託するというふうになっています。士別市は、規則等を定めることによるというふうになっているのですが、第2条の2のところにも受託市の長、士別市の市長は、あらかじめ委託市町村の長にこの規則等を制定し、通知しなければならないというふうになっています。ですから、事前にこの規則等が通知されているのか。施行日が7月1日ですので、これ以降になるのか。そして、開示はどのようにされていく、公開についてはこの規則の中身についてはどのようにしていくのか、ここのところをお知らせをいただきたいと思っております。

あと、2つ目には、今回今まで市が行っていた管理、また執行に関する事務なのですが、これを他の地方公共団体、士別市に委ねるわけです。行政運営の効率化、合理化を図るものであるというふうに総務省の資料に書いてあるのですが、どの程度の効率化、合理化が見込まれるのかお知らせをいただきたいと思っております。

3つ目には、経費の負担等、第3条に書かれています。委託市町村が負担をするということですが、この経費の支弁の方法も規約で定めるというふうな内容でありますので、これは今後どのようにしていくのか、ここのところも非常に気になるところですので、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 今川村議員のほうか

ら3点ほど御質問をいただきました。まず、委託事務の関係で、受託市の規則等を制定し、あらかじめ委託市町村の長に通知するといった部分なのですが、こちらについてはまだ名寄市のほうに通知はされておられません。7月1日以降に通知されていくことになると考えております。

もう一点、済みません、その後がちょっと聞き取れなかったのですが、2点目の前に士別市に委託するこの通知があったかという次のところの御質問だったのですけれども。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 規則を公開するのは、今7月1日以降ということでしたから、それは市民なり、議会なりに公開するのはどういうふうになっていくのかお聞きしました。

○市民部長（宮本和代君） 議会ですとか市民の皆様公開する部分につきましては、今具体的に手法等はまだ話し合いされておられませんので、こちらのほうで協議の上、またお知らせするような形で検討を進めたいと考えております。

また、2点目の今まで市が管理をしていた部分、士別市に委ねるといった部分になりますけれども、法務省の通達で共同利用する場合には必ず代表の市を設けることとされております。実際は士別市が何かを行うということではなく、データにつきましても札幌のデータセンターのほうに保管をいたしまして、そのサーバーを5市町村で共同で利用する形となります。事務処理の関係につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、こういった形で議会の議決をいただくこととされておりますが、委託料とかも士別市には発生しないことになっておりまして、今後はベンダーに対してデータセンターの利用料、そちらをお支払いするような形になっております。

また、経費の負担につきましても、今申し上げましたとおり、負担というものは特に発生しないということで、各市町村がベンダーに対してデータの利用料を支払う状況となっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 規則が施行日の7月1日以降ということですので、またその内容についても戸籍事務を扱うということであると、個人情報の問題がいろいろあって市民の皆さん方も関心も寄せられているところでありますので、ここはしっかり皆さんにお知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、委託をするということですが、今のお話では企業のほうに委ねるということだったかというふうに思います。管理料をそちらのほうにお支払いするのであって、委託料は支払わないということで、士別市には支払わないということで確認してよろしいのでしょうか。わかりました。

管理料については、今後これからになってくるのかなというふうに思うのですが、そういった部分もしわかればお知らせをいただきたいと思います。

総務省の資料の中で、実はみずから当該事務を行わずに委託するわけですので、委託した地方公共団体は委託の範囲内において委託した事務の執行及び管理する権限を失うことになるというような文言がありますが、こういったことになるのかどうか。このことはどういうことなのかお知らせをいただければと思いますが。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 今お話がありました委託したら管理する権限を失うという部分につきましては、こちらのほうではそういった認識は持っておりません。戸籍の事務に関しましては、あくまでも自治体ごとでの管理となりますので、データ自体は確かに札幌のデータセンターのほうに移行されますけれども、それはあくまでも安全性と、また費用面での勘案した形となっております。安全面という部分ではウイルス対策ですとか、災害時の安全対策がきちんと行われる堅牢な建物

での保管となるという部分での安全面となります。また、費用面につきましては、毎年の維持管理費用につきましては先ほど申し上げた利用料が発生するため、年間で約100万円ほどの増額となる見込みなのですが、5年ごとのサーバーの更新費用が不要となりますので、10年間で約2,000万円の費用の削減ができる見込みとなっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回の提案の規約の中身を見ているだけでは、非常にわかりづらい中身でありました。今部長のほうからる御説明をいただきながら、この取り組みが少しずつ前に進んでいるのかなというふうに受けとめながらお聞きをしておりましたけれども、先ほども申しましたように戸籍の問題であります。個人情報の問題でありますので、いつも申し上げているとおり、こここのところの取り扱い、十二分な取り扱いをお願い申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第9

号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成7年に取得をした除雪ドーザーが新車登録後24年を経過し、老朽化したことから更新をしようとするものでありまして、本年5月15日に5社を指名し、指名競争入札を執行した結果、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店が1,630万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税163万円を加え1,793万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、入札予定価格が2,000万円以上であるため議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第13 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市学校給食センターで使用している食缶洗浄機につきまして平成3年の稼働から27年が経過をし、老朽化が著しいことから更新しようとするものであり、本年5月15日に5社を指名し、指名競争入札を執行した結果、北昭産業株式会社が2,186万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税174万8,800円を加え2,360万8,800円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、入札予定価格が2,000万円以上であるため議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 議案第11号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成30年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ3,350万6,000円を追加をし、予算総額を219億5,984万6,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費の公共施設整備基金積立金2億5,373万円の追加は、今後の公共施設の改修や整備のために積み立てたものでございます。

7款商工費の中小企業経営等融資事業費3,970万円の減額は、中小企業特別融資預託金及び新規開業資金預託金の不用額を見込み減額したもので、歳入についても同額を減額しております。

8款土木費の道路除雪費2,980万8,000円の減額は、市道排雪業務委託料などの不用額を見込み減額をしたものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款市税の7,665万5,000円の追加は、徴収状況を勘案をし予算を追加したものでございます。

11款地方交付税の1億6,540万円の追加は、普通交付税及び特別交付税の交付額の決定に伴い追加をしたものでございます。

次に、第2表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか16事業を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ページ数でいいますと11号の27ページと29ページにあります小中学校の就学援助費にかかわってであります、減額されています。利用した児童生徒数が減ったことかなというふうに思うのですが、減となっている理由です。これがちょっと危惧しているのは、今生活保護費が下がってきています。名寄市は、生活保護費の基準に1.3倍の所得ということでラインがなされているのですが、この生活保護費が下がったラインで1.3倍になっていて、それで資格がなくなってしまうのではないかとちょっと危惧をしながらこの数字を見せていただいているのですが、その点について確認をさせてください。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 就学援助費につきましては、小中学校費ともに減額補正をさせていただいております。内容的には当初予算ではある程度危険度を見ながら、各支援費目について人数的には多目に見ておりますので、その分で来年この程度の不用額といいたいまいしょうか、出るということでございます。今議員御指摘のとおり、生活保護費の1.3倍の影響ということではございません。それについては、ずっと毎年据え置きをしながら進めておりますので、ただ単に当初見込みで多目に人数等を見させていただいているということで御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ありがとうございます。安心しながらも、この間生活保護費がどんどん削られていっていますので、その辺のちょっと要らない心配をしてしまいました。引き続き本当に利用される皆さん方の立場に立って進めていただくことを心から願って、終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は承認することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第15 議案第12号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加をし、予算総額を26億3,576万8,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして、決算見込みに伴い3,716万円を減額し、4款基金積立金におきまして3,793万2,000円を追加したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。4款国庫支出金におきまして、調整交付金及び介護保険事業費補助金の交付額の決定により2,563万4,000円を追加をし、8款繰入金におきましては2,486万2,000円を減額したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告

をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は承認することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第16 議案第13号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ80万円を減額をし、予算総額を9億8,390万5,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により80万円を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。市債の額の確定により6款市債を80万円減額したものでございます。

次に、第2表、地方債補正につきましては、公

共下水道整備事業の市債額の確定に伴い変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第17 議案第14号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ4,937万円を減額をし、予算総額を18億4,670万7,000円にしたものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費4,937万円の減額は、各事業の不用額を見込み減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6款繰入金的一般会計繰入金にて収支の調整を図ったほか、5款寄附金の39万4,000円の追加は、これまでいただいた寄附金について予算を追加したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第18 議案第15号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各課にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,110万3,000円を追加し、予算総額を207億5,953万9,000円にしよう

とするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして生活保護適正実施推進事業費275万円の追加は、生活保護法の改正に伴い被保護者健康管理支援事業が創設をされたことから、円滑な事業実施に向け、データ収集等の業務委託料を追加しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして感染症対策事業費498万円の追加は、国の風疹に関する追加的対策に伴う事業費を補正しようとするものでございます。

7款商工費におきましてプレミアム付商品券発行事業費4,400万円の追加は、プレミアムつき商品券の発行経費とその事務費について補正をしようとするもので、財源につきましても同額を国庫補助金にて予算計上してございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を財政調整基金繰入金で実施をしようとするものでございます。

次に、第2表、地方債補正では、ピヤシリスキー場整備事業について限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 7款商工費、プレミアム付商品券発行事業費にかかわりまして、この事業内容について詳しくお知らせをください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） プレミアムつき商品券、事業内容についてということでお問い合わせいただきました。この部分につきましては、まず1つが消費税増税にあわせて消費喚起を促すということが目的で、国により実施されるものですが、対象者といましてはことしの住民税非課税の方が対象、それから3歳未満のお子

様がいらっしゃる方がこの商品券を購入できる対象者となってございまして、その商品券につきましては両方とも1人当たり2万円の商品券を購入できて、その商品券が5,000円分のプレミアムがついて、2万5,000円分の買い物ができるといったような内容の商品券の発行事業となっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 10月からの消費税が10%に値上げになったときに、この消費税増税分でプレミアム商品券の発行をという国の事業の中、そのまま名寄でも行うというふうに今お聞きしたかなというふうに思うのですが、私もこの間、消費税これ以上大変な中で増税されては、市民の暮らしも地域の経済も立ち行かなくなるのではないかという危惧をいろんな方とお話ししてもほとんどの方がそのようにおっしゃっている中であります。対象が非課税世帯であったり、3歳以下の子供を持った世帯というところ辺は、こういったところに支援をしていくといったところだけを見ると非常によいかというふうに思うのですが、しかし中のお金のもとが消費税ということであれば、またこの方々に非常に負担がのしかかっていくことでもあります。それで、この福祉の充実ということには私はならないだろうというふうに思っているところでありますので、この部分についてだけは今回のこの補正予算全く賛成できません。そのことを申し上げて終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第19 議案第16号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、これまでにいただいた寄附金を名寄市立大学奨学金基金に積み立てしようとするものでございまして、歳入歳出にそれぞれ342万2,000円を追加し、予算総額を20億2,534万6,000円にしようとするものでございます。

補正の理由を歳出から申し上げます。1款教育費におきまして名寄市立大学奨学金基金積立金342万2,000円の追加は、これまでにいただいた寄附金を奨学金基金に積み立てしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。5款寄附金の300万円及び6款繰入金の名寄市立大学振興基金繰入金42万2,000円の追加は、それぞれこれまでいただいた寄附金について予算を追加し、奨学金基金への積み立てに対応しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第20 報告第1号 平成30年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成30年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、平成30年度に完了しない議会運営事業費のほか6事業を翌年度に繰り越しをするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第21 報告第2

号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、平成30年度に完了しない食肉センター改修工事監理業務委託及び改修工事を翌年度に繰り越しをするためのものでありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第22 報告第3号 平成30年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 平成30年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

名寄市立総合病院の本館にある上水加圧給水ポンプ2台のうち1台が昨年12月に故障し、ポンプの更新が必要となったため繰り越しの設定をしたものでございます。

名寄市病院事業会計予算繰越計算書は、事業年度終了に当たり、これを翌年度に繰り越しをするためのものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第23 報告第4号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本年1月23日午前9時50分ごろ、名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ駐車場におきましてしらかばハイツ所管の公用車が方向転換しようとした際に、後方に駐車をしていた相手方車両の左前部に接触をし、破損させたものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として20万544円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第24 報告第5号 専決処分した事件の報告について、報告第6号 専決処分した事件の報告について、報告第7

号 専決処分した事件の報告について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号から報告第7号までの専決処分した事件の報告について一括して申し上げます。

本件は、名寄市営住宅、病院事業及び水道事業の債権の放棄に係る専決処分でございます。

まず、名寄市営住宅につきましては、破産法第253条第1項により請求不能の住宅使用料について1件、6万8,200円を放棄をしたものでございます。

次に、病院事業におきましては、患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない入院、外来診療費について48件、210万2,946円を放棄したものでございます。

次に、水道事業におきましては、生活困窮等により弁済の見込みがないと認められ、回収の見込みのない水道料金について21件、14万7,880円を放棄したものでございます。

以上3件について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、報告第5号について質疑に入ります。御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終結いたします。

これより、報告第6号について質疑に入ります。御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第6号を終結いたします。

これより、報告第7号について質疑に入ります。

御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

報告第7号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第25 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成30年度第47期の経営内容につきましては、5月28日の株主総会で報告を受けたところでございます。名寄ピヤシリスキー場につきましては、早期オープンに向けた準備を進めてまいりましたが、11月からの降雪が少なく、昨シーズンと比べ6日遅い12月15日のオープンとなりました。しかしながら、シーズン前にゲレンデ排水工事を行ったことにより、例年より少ない降雪の中でもコースの開放をすることができました。リフト輸送人員は、前年比94.62%の40万8,122人となり、リフト収入は前年と比べて約63万円の減少となりました。昨年に引き続き全日本スノーボード選手権北海道地区大会が開催をされ、選手、関係者から国内トップクラスのスノーパークとの御評価をいただきました。また、新たに全日本スキー連盟のモーグル競技の合宿に利用されるなど、大会、合宿の誘致の成果もあらわれております。

なよろ温泉サンプラーにつきましては、胆振東部地震の影響もあり、宿泊、宴会などのキャンセルもありましたが、新規顧客の開拓などに努め、宿泊者数全体で1万2,347人、前年比100.19%、日帰り入浴者数については5万9,712人、前年比100.68%となり、前年実績を上回ることができました。宿泊部門全体の営業損益につい

では増収となったところであります。

北海道立サンピラーパークにつきましては、関係機関、団体、住民及び隣接施設と連携をし、ひまわり等の植栽や四季折々の企画事業を実施をするなど、地域活性化交流事業の拡大に努めました。カーリング場につきましては、13シーズン目となり、愛好者はもとより学校授業や各種大会等に多くの利用がございました。引き続き名寄カーリング協会と連携をし、カーリングのさらなる普及に努めてまいります。なお、サンピラーパークの当期の実績としては、利用者数は12万8,690人、前年度比で98.65%となったところであります。

このほか体育センター、ピヤシリ・フォレスト、なよろ健康の森、名寄公園パークゴルフ場、ピヤシリシャンツェも含め、引き続き利用者が安全、安心、快適に利用いただけるよう維持管理に努めます。

なお、営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりでございますが、各施設との連携を図り、運営に係るコスト縮減などに努めてきたことから、当期純利益で135万6,782円を計上する結果となりました。第48期におきましても、純利益を計上することができるよう一層の努力を促してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で報告第8号の報告を終わります。

報告第8号については、後日議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（東 千春議員） 日程第26 報告第9号 名寄市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第9号 名寄市国民保護計画の変更について御報告を申し上げます。

本件は、法定受託事務である国民の保護のための措置について、平成30年6月29日付、北海道市町村国民保護計画の変更、同年8月14日及び本年1月24日付、市町村国民保護モデル計画に係る新旧対照表の更新に係る通知に基づき、名寄市国民保護委員への諮問を経て名寄市国民保護計画の変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項に基づき御報告をいたします。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 少し確認をさせていただきたいと思っております。

報告第9号の2ページにあります下のところに市における訓練の実施についての項目であります。現行から大きく変更されているのですが、変更理由のところに訓練内容及び連携等について具体的に示し、実践的なものに変更したというふうになっています。具体的にこの実践的なものに変更した理由についてお聞かせをいただきたいのと、また変更内容の下のほうに実際に資機材やさまざまな情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努めるというふうに書かれています。訓練の詳細がもうできているのかのように見受けられるのですが、その辺についてどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

もう一点、次のページなのですが、避難行動要支援者名簿についてであります。この名簿について活用及び重要性について追記をしたというふうになっているのですが、なかなか読み込んでも活用と重要性については書かれているのですが、名簿の保護については見当たらないように私には見受けられるの

ですが、このことについてはどのようになっているのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 2ページ目の関係の市における訓練の実施というところで御質問がありました。議員お話しのとおり、変更理由としては訓練内容及び連携等について具体的に示したものですということでありまして、これまでの内容をさらに補足をする追記的な部分で、これまで以上に道警、自衛隊との連携について強めていくということ、とりわけここではNBC攻撃等によりということを書いてありますけれども、具体的には化学兵器ですとか生物兵器ですとか、そういったものに対する攻撃についての訓練を行っていくということでありまして、まだ私どもの市としての訓練について具体的なものというのは、実は道の段階で変更されたということ、具体的な計画については今のところ持っていないという状況になっております。

それと、次ページの名簿の関係で、名簿の保護ということでしたか。名簿の保護……ちょっと済みません。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 0時19分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 済みません。ここで記載をされている内容につきましては、従前の災害時における要支援者への対応と同じで、基本的には本人の同意がなければ名簿を出すということにはなりません。そういった意味では、情報としては保持をされますが、本当に緊急の場合ということについては、何らかの形でということも考えられるかなと思いますが、ここに記載の災害時の要支援者への対応について、名簿については、これまでの災害の対応と同じで、あくまでも個人の

同意がなければ出すということにはなりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 避難行動要支援者名簿の取り扱いについてなのですが、災害時もそうですし、今回国民保護計画の中でもあるように、そういった方々、支援者の方々をしっかりと守っていかなければならないということですから、どこまでの関係者にこの名簿を提供するのか、またその名簿の保護をどうするのか、この辺もしっかりと取り組んでいかなければならないかなというふうに思います。これがむやみに悪用されるようなことがあってはならないというようなことでちょっとお聞きをしたところであります。

また、市における訓練の実施の中身についても非常に具体的になっていて、この文章を読むと少し恐ろしくなる内容であります。今この間の北方四島のこともありましたけれども、こういったことの中で不安に思っている皆さん方たくさんいる中で対話による平和的解決、外交の中でそういったことが求められている中で、こういったことが文字として出てくると非常に不安になってくるというあたりで、訓練がどのように今後計画がされていくのか、国や道と協議をしながら進んでいくのだというふうには思うのですけれども、その辺も十分に押さえていただきながら取り組んでいただくことを求めて、終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第9号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第27 報告第10号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第10号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

平成30年度につきましては、関係機関の御理解と御協力をいただき、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、調査、監視等を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、炭化センターにおけるダイオキシン調査を年2回実施をし、排出基準を大きく下回る結果となっております。

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全を図るため、本市から天塩町間の天塩川及び名寄川の水質調査を実施しております。天塩川の調査における流域調査及び曙橋地点での定点調査、また名寄川の調査でも大腸菌群が環境基準値を超過している時期があり、今後も継続して調査、監視を行ってまいります。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきまして、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施をし、基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音では、交通自動車の騒音調査を市内10カ所で実施をしてきましたが、全ての測定箇所でも基準値以内の結果となっております。また、振動、悪臭に関する苦情はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第3次名寄市地球温暖化防止実行計画においてCO₂削減目標を3%としておりますが、計画初年度となる平成29年度は基準年の平成28年度と比較をして5.2%の減少となりました。これは、これまでの節電やウオームビズ等の取り組みの成果だと考えられます。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に努めてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けをしております公害の現状と対策を御高覧いただければと存じます。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第10号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には7名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、本年9月30日をもって佐藤源嗣委員及び村上勝浩委員が任期満了となります。

本件は、再度両氏を候補者として推薦をいたしたく、同法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす6月4日から6月18日までの15日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、あす6月4日から6月18日までの15日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時27分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

署名議員 東 川 孝 義

令和元年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年6月19日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長 渡 辺 博 史 君
市 立 大 学 局 長 廣 嶋 淳 一 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 鈴 木 康 寛 君
上 下 水 道 室 長 末 吉 ひ と み 君
会 計 室 長 鹿 野 裕 二 君
監 査 委 員

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

14番 塩 田 昌 彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

組織機構変更に伴う目的と役割等について外2件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

大項目の1番目、組織機構変更に伴う目的と役割などについてお伺いをいたします。組織という言葉について改めて調べてみますと、意識的に調整された2人、またはそれ以上の人々の活動や諸力のシステムであると定義をされております。また、その組織を円滑に運営するためにはマネジメントが必要であります。具体的な組織マネジメントは、企業規模、あるいは行政自治体の規模によって異なるとは思いますが、どのような立場でも組織を管理する上では人、物、お金、情報などの資源をどのように活用していくかが重要であると思っております。

そこで、小項目の1番目、新設部署の機能と役割についてお伺いをいたします。平成31年4月1日より総務部総合政策室が総合政策部として独立し、その組織の中に総合政策課が新設をされました。また、平成29年4月より教育部に新設をされた教育部スポーツ・合宿推進課が総合政策部

の中に移設をされました。総合政策部設立の趣旨とそれぞれの課における役割及び具体的な運営機能についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、営業戦略室及び営業戦略課の名称変更についてお伺いをいたします。平成28年4月1日より営業戦略室が担当していた交流事業を当時設置された交流推進課へ移し、交流事業が進められてきました。交流事業移譲後、営業戦略課としてどのような事業を推進されてきたのかお伺いをいたします。

また、ことしの4月より名称を産業振興課に変更いたしました。名称変更の趣旨と主な業務内容についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、組織変更による期待される効果についてお伺いをいたします。4月より総務部総合政策室が総合政策部として独立し、今まで教育部に配置されておりましたスポーツ・合宿推進課が移設をされました。この組織変更により今後の運営において期待される効果についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、医療と連携した活力ある健康社会づくりに向けてお伺いをいたします。小項目の1番目、名寄市保健事業実施計画の推進における第2期データヘルス計画の位置づけについてお伺いをいたします。団塊の世代が2025年には75歳以上となり、超高齢化の進展に伴い働き盛り世代からの健康づくりの重要性が高まる中、データヘルス計画の目的は、健康寿命の延伸が重要な施策であると認識をしております。具体的にはデータを活用し、科学的にアプローチし、PDCAサイクルに沿った事業運営により実効性を高めていくものと思っております。そこで、名寄市の第2期データヘルス計画の位置づけについてお伺いをいたします。

次に、第1期計画の評価と第2期計画の課題についてお伺いをいたします。データヘルスの第1期計画では、データ分析による現状把握が主な取り組みであり、加入者の健康課題を明確にした上

で事業を企画するいわゆるPDCAサイクルの計画が主な事業であったと思います。その分析結果をもとに第2期計画において費用対効果の観点も考慮しつつ、実施計画の課題についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、地域包括ケアとのかかわりではありますが、データヘルス計画は総人口に占める高齢化率の増加により、生活習慣病の発症や重症化リスクを軽減する制度でもあると思っております。高齢期は、個人差の大きい年代であり、個人の状況に応じた包括的な支援が必要であり、データヘルス計画と地域包括ケアの連携についてお伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、空き家等の対策推進に向けてお伺いをいたします。国土交通省の住宅・土地統計調査によると、2013年の全国における空き家は820万戸であり、この20年間では1.8倍も増加しているとのことであります。また、民間の調査機関によると、今後住宅の除却などが進まない想定すると、2013年の20年後、いわゆる令和15年には820万戸の2.6倍に当たる2,150万戸で、空き家率は30.2%になるとの予測もされております。このように空き家の総数については、全国的にも増加傾向の中で、小項目の1番目、名寄市内の空き家の現状について、人口、世帯数との比較で推移状況についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、空家バンク制度の利用実態についてお伺いをいたします。空き家、空き地等の利活用の促進を目的に、名寄市空家バンク制度が平成28年度より開設をされております。この制度は、空き家等の所有者が売却や賃貸の希望がある場合、市の空家バンクに登録してもらい、ホームページなどで情報を公開し、購入希望者へマッチングを図り、運用をする制度と認識しております。制度制定後の空家バンクの登録件数と活用実績についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、空家等対策計画の進捗

と今後の課題についてお伺いをいたします。空家等対策の計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5カ年で進められております。計画スタートから4年目に入り、具体的な取り組みに対する成果と今後の課題についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） おはようございます。ただいま東川議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2及び大項目3については市民部長から答弁とさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

初めに、大項目1、組織機構変更に伴う目的と役割等について、小項目1、新設部署の機能と役割について申し上げます。新設の総合政策部は、地域において人口減少が喫緊の課題とされる中、名寄市総合計画中期基本計画における重点プロジェクトや名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進に当たり、部署を横断しての取り組みについてこれまで以上に推し進める必要があることから、昨年7月に総務部に設置した総合政策室の機能をより充実させ、新たに部として設置したものでございます。

同部は、総合政策課とスポーツ・合宿推進課の2課で構成され、前者は秘書に関するもののほか、これまで総合政策室が担ってきた総合計画や総合戦略などの策定及び進捗管理等の事務に加え、経済部が担当していた移住、定住対策、その他複数の部署にまたがり調整が必要な業務を実施することとしており、部の設置にあわせて担当の専任職員のほか、専任の管理職をあわせて配置することいたしました。後者のスポーツ・合宿推進課については、これまで体育振興の業務を受け、教育部の部局として冬季スポーツの拠点化に取り組んでまいりましたが、各施策には人口減少対策や地域経済対策など複数の政策要素を含んでいること、スポーツ振興には生涯教育のほか健康増進などさ

さまざまな効果を有していることから、教育部スポーツ・合宿推進課のスポーツ振興及び合宿の誘致に関する業務を所管するものとしております。

次に、小項目2、営業戦略室及び営業戦略課の名称変更について申し上げます。昨年度までの営業戦略室でございますが、同室は平成23年度に商工業の振興、企業誘致、労働行政、観光、物産振興に加え移住などの業務を集約し、総合的な視点から対外的に名寄市を発信することにより、交流人口の拡大を図ることを目的として設置いたしました。その後、従来の姉妹都市や友好都市との交流の枠組みを超えて、台湾に代表される国内外の都市との交流事業が拡大したことから、平成28年度に国内国際交流事業に関する業務を所管する課として、経済部に交流推進課を設置したところでございます。

営業戦略室は、合併後の新名寄市において旧名寄、旧風連それぞれの魅力や地域資源について新たな発想から市民と協働で発見、発掘、活用を進め、名寄市を内外へ売り込む点でこれまで大きな役割を果たしてきたものと考えております。名称の変更に関しましては、従来の営業戦略室という名称は、ともすれば所管する事務がわかりにくいとの御指摘を過去いただいたこともございました。また、従来の横断的に名寄市の地域資源と魅力を売り込むという役割は、今後各部横断的に施策を推進し、その統括を行う総合政策部が果たすことになりましたので、移住、定住に関する事務を同部に移管したことを踏まえ、一定の役割を終えたと判断し、より対外的にわかりやすい産業振興室としたものでありますので、御理解をお願いします。

次に、小項目3、組織機構変更により期待される効果について、特にスポーツ・合宿推進課に関して申し上げます。スポーツ・合宿推進課については、これまで所管してきた業務のうち、スポーツの振興に関すること及び合宿の誘致に関することを総合政策部に移管したことは、先ほどの答弁で申し上げたとおりであります。今回の組織機構

の見直しによる効果ですが、スポーツ・合宿推進課がスポーツの振興に関して総合政策部の特色である各担当部署との連携をこれまで以上に深めながら推進していくことにより、健康増進や生涯学習など、スポーツの持つさまざまな効果を多くの市民に伝えていく場面が拡大するものと考えております。また、合宿の推進やスポーツ指導者の養成、ジュニア育成などの政策についても今後スポーツを核にした移住者の受け入れなどの施策につながっていくことで、部として移住政策などを含めた総合的な取り組みも可能になると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、大項目2、医療と連携した活力ある健康社会づくりに向けてについてお答えいたします。

まず、小項目1、名寄市保健事業実施計画の推進に向けて、①、第2期データヘルス計画の位置づけについて、②、第1期計画の評価と第2期計画の課題について申し上げます。データヘルス計画とは、健康、医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画で、健康寿命の延伸を重要な柱として掲げた日本再興戦略において全健康保険組合とともに市町村国保に対しても計画を作成し、事業に取り組んでいくよう進めているものです。当市においては、国保データベースシステムにある健康や医療に関する情報のほか、健康診査のデータなどを活用してデータヘルス計画を策定するとともに、保険者として健康課題の分析、保健事業の評価などを行い、国保の加入者に関する健康保持増進と医療費の抑制を図ろうとするものです。

また、策定に当たりましては、すこやか北海道21、名寄市健康増進計画健康なよろ21第2次、名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画など、それぞれの計画との整合性も図っておりますほか、以前まで別に定めていた第3期

特定健康診査等実施計画を当計画に登載し、特定健康診査などとも一体的にあわせた取り組みを行い、生活習慣病の発症及び重症化の予防につなげてまいります。

また、第1期計画の評価と第2期計画の課題につきましては、第1期計画での取り組みにおける具体的な考察としまして、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症におきまして治療者の割合は減少しているものの、依然として総医療費に占める割合は高い状態にあることなどから、第2期の計画におきましてもこれらの重症化予防を重点的に進める必要があると分析し、引き続き中長期的目標として設定し、数値の減少を目指してまいります。さらに、短期的目標としましては、中長期的課題の共通リスクとなっている高血圧や脂質異常症、糖尿病などを減らすことを掲げ、その具体的な目標値や方策について記載し、生活習慣病の発症及び重症化の予防を図ろうとするものです。

また、国保の都道府県単位化におきまして、国では特別調整交付金を活用したインセンティブ制度による保険者努力支援制度を設けており、当計画でもお示ししているところですが、この制度によりまして健康診査を初めとした医療費適正化の取り組みが交付金に反映されるため、貴重な財源確保として、さらには費用対効果の観点からも今後制度の動向を注視しつつ、当計画におけるさまざまな課題に取り組んでまいります。

次に、小項目2、地域包括ケアとのかかわりについてお答えいたします。高齢化社会を迎え、今後の社会保障費の増大が懸念される中、健康寿命の延伸と医療費適正化の取り組みといたしまして、高齢者の健康づくりを推進することが重要となっており、病気の早期発見と対応が必要となってまいります。保険者といたしましては、これまで同様のさまざまな取り組みが必要である一方、今後におきましては介護予防と健康づくりを一体的に取り組んでいくことが必要となってまいります。当計画におきましては、地域包括ケアとの連携を

図りながら、健康寿命の延伸と医療費の適正化を進めていくことが重要である旨記載させていただいております。今後国保保険者として、あるいは後期高齢者医療制度の保健事業の点からも、医療、保健、介護部門などとの連携を強化し、地域包括ケアシステムの推進に向けて、ともに取り組んでまいります。

続きまして、大項目3、空き家等の対策推進に向けてについてお答えいたします。まず、小項目1、空き家等の推移についてですが、人口や世帯数との比較による空き家数の推移は、5年に1度実施されています住宅・土地統計調査で確認することができますが、平成30年は市町村別の数値の公表がまだですので、平成20年と平成25年の調査結果により比較をして説明をいたします。平成20年の調査の空き家数は、一戸建ての賃貸や売買物件を除きますと650件となります。このうち腐朽、破損のある空き家は370件となります。平成25年の調査では、同様の一戸建ては420件と平成20年の調査より約35%の減となっており、このうち腐朽、破損のある空き家は170件、約54%の減となります。各年の9月末の人口と世帯数を見ますと、人口、世帯数とも25年度は減少しており、人口で約5%、世帯数で約2%の減少となっています。人口と世帯数、それぞれの減少率と比較をしますと、空き家の減少率、特に腐朽、破損のある空き家の減少率が大きくなっています。

また、統計調査とは別に、平成29年度に住宅地図メーカーより空き家等のデータコンテンツを購入いたしました。そのうち事業所、工場、集合住宅などを除いた448件の現地調査を実施した結果、空き家と思われるものは249件あり、そのうち外壁のひびや雑草の繁茂など近隣に影響を与える可能性がある要件が1項目でもあるものは134件となりました。統計調査とは基準が異なりますが、平成25年時点の調査と比較し、空き家の件数、また腐朽、破損ありとされた空き家の

件数が下回っております。加えて448件の現地調査時点で居住中と思われるものが112件、既に除却が行われているものが87件と調査家屋全体の44.4%が既に空き家ではなくなっており、市整体的には活用や除却が活発に進んでいると言える結果となりました。現地調査の結果は、データベースとして整理し、空き家に関する相談などがあつた際の基礎資料として活用しているところです。

次に、小項目2、空家バンク制度の活用状況についてお答えいたします。名寄市空家バンク制度は、空き家や空き地等の利活用の促進を目的に市が市内の宅地建物取引事業者と協定を結んでいるもので、空き家などの所有者が市と協定を結んだ宅地建物取引事業者との物件の売買や賃貸の契約を締結した後に、市の空家バンクへの登録申請をいただき、登録した空き家などの情報を市のホームページや北海道が開設する空き家バンクのサイトで情報公開をできるものとなっております。これまでに数件の問い合わせはいただいておりますが、申請に至った事例は今のところはありません。本市においては、宅地建物取引事業者の仲介により、既に物件の流通などが活発に行われていることがその要因ではないかと思われまます。

問い合わせをいただいている内容としましては、空家バンクに登録することで市が取引の仲介や買い手、借り手のあっせんをしてくれるという認識によるものが多く、市が取引の仲介を行うことはできないことやこの制度の趣旨は売買や賃貸に出す空き家等の情報発信のツールの一つであることなどを説明させていただいております。

次に、小項目3、名寄市空家等対策計画の進捗と課題についてお答えいたします。名寄市空家等対策計画では、空き家等の調査、空家バンクの設立に加え、適切に管理されていない空き家等への対策などが定められております。計画に基づいた取り組みとしましては、空き家等の調査については、さきに申しあげました空き家データコンテ

ツを活用した現地調査によるデータベースを確立いたしました。空家バンクについては、まだ登録はありませんが、情報発信のツールとして空き家などの所有者が活用できるコンテンツを確立してきたところです。また、市の広報紙などを活用しまして、適正管理を怠り、他者に損害を与えた場合のリスクや相続放棄をしても空き家などの管理責任は失われないことなど、従前よりも踏み込んで当事者意識を醸成する広報活動を実施したり、適切に管理されていない住宅の管理責任者への連絡を重点的に実施してまいりました。建材の飛散や落雪などの緊急的な事案については、警察や消防、教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携を図り対応しており、応急的にリスクなどを除去する措置をとっているところです。

市の働きかけによりまして、所有者などによって周囲に危険を及ぼす可能性がある家屋の除却に至った案件を初め、連絡を行ったうち半数以上では建物の修繕や屋根雪の処理など、適正管理が行われ、危険な状態が回避されており、計画に基づく取り組みの成果があらわれているものと捉えております。一方で管理責任者などへの連絡を進めつつも改善に至っていない危険家屋も残っていることが大きな課題であり、今後も引き続き関係機関と連携しながら、管理責任者などへの連絡を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれの項目において丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。答弁をいただいた内容を含めて、改めて再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、組織変更に伴う目的と役割についてということで、それぞれ3項目、機能と役割について御答弁をいただきました。その中で、新たにできた総合政策部というのは、各部署を横断的にこれからの施策を進めていくというふうなことで説明

をいただいたところであります。

それで、そこに今まで教育部にあったスポーツ・合宿推進課が総合政策部に配置をされたというふうなことで、冒頭壇上でもお話をさせていただいたように組織を管理するという上では当然人だとか物、お金、情報源、これをいかに活用していくかというのが非常に重要なポイントであるというふうに思っております。そういう意味で、今回ここに変更したことによって人口減少対策であるとか、あるいは健康増進対策、スポーツ・合宿推進課をこの組織に配置をしたことによって横断的に進めていかれるというふうな御説明をいただいたかというふうに思います。その中で、今までスポーツ・合宿推進課で管理をしていた施設の管理体制、この辺については今後どのように運営をされていくのか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 体育施設の関係につきましては、引き続き教育部のほうで今現在も管理をさせていただいているところでございます。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 済みません。もう一度確認させてください。というのは、スポーツ・合宿推進課ではなくて、教育部で担当されるということでしょうか。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 施設の管理運営等については、スポーツ・合宿推進課がしますけれども、その大もとの予算措置ですとかについては、指定管理料ですとかそういう部分については教育委員会で引き続きということになってございます。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) わかりました。

部が変わるということで、その辺御答弁の中でも庁内横断的に進めていかれるということで、この辺の管理体制、今までと部が変わるというふうなことになってくると思いますので、十分配慮を

した中で進めていただきたいというふうに思います。

特に今後スポーツ合宿を含めた冬季スポーツ拠点化事業もそうですけれども、ことしの3月になよろスポーツ合宿推進協議会、これを発展的に解消してNスポーツコミッション、これが設立をされましたけれども、今後そのNスポーツコミッションが自走をしていくというまでには行政からの指導だとか支援、これが非常に重要になってくると思いますけれども、今後どこの部署がどのようなかわりを持って対応されていくのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) Nスポーツコミッションとのかかわりということでの御質問かと思えます。平成28年度にスポーツ・合宿推進課が教育委員会に設置をされまして、そこではジュニア育成、大会誘致などさまざまな事業に取り組む中で実は実感していたのは、スポーツの裾野の広さというところでございます。これまでの施策の評価においてもスポーツ合宿による経済効果やスポーツと観光、スポーツと子育てなど、これまでなかった分野との連携が求められることが多くなりまして、時代の流れとともにスポーツの持つ役割がふえていることも実感をしているところでございます。行政組織においてもニーズに合った変化が必要だと感じてきたところでございます。

お話のとおり、ことし3月にNスポーツコミッションを設立しましたけれども、現在市内の企業18団体28名で構成されていますが、会議を重ねる中で行政の視点から見えなかったスポーツ行政の課題やスポーツによる地域づくりの新しいアイデアが出されております。新しく立ち上がりました総合政策部では、しっかりとNスポーツコミッションと連携しながら、市民の皆さんの取り組みが具現化できるようその環境を整えていくとともに、庁舎内の横連携がさらにスムーズになるよう冬季スポーツの拠点化を推進していきたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） では、今後Nスポーツコミッションの支援体制等については、総合政策部が中心となって、それぞれ対応されていくというふうなことで理解をさせていただきます。

冒頭からこの組織変更に伴う形の中で御答弁をいただきました中で、今後総合計画も含めた形のもので、横串を刺して庁内を横断的に進めていくというふうな役割を担っていくという御説明をいただきました。それぞれ今回の第2次総合計画の中には、重点プロジェクトはもともと庁内を横断的に取り進めていくというふうな形で3本の重点プロジェクトが設定をされておりますけれども、改めて総合政策部の中でどのような形で今後その運営を取り進めをされていこうと考えておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 総合政策部ににつきましては、先ほど総務部長のほうから答弁でも申し上げましたけれども、人口減少に代表されるさまざまな課題に組織として連携して対応するための中核として機能することを求められていると考えております。そのため目標としては、総合計画や総合戦略に代表される施策や短期的に全庁が協力して取り組むべき施策についてスピード感を持ってスムーズに遂行していくことだと思います。

他部門との連携の具体例といたしましては、既に本定例会補正予算の審議でも御議論いただきましたけれども、プレミアムつき商品券発行事業について総合政策部の所管とさせていただきました。本事業は、交付対象者の判定や案内作業、商品券利用可能事業者との調整など、市民部、健康福祉部、経済部などと連携しながら総合政策部が統括して事業を進める必要があり、既に総合政策部が事務局となり、庁内で名寄市プレミアムつき商品券発行事業推進本部を設置をいたしまして、各部

署の担当者を交えて事業準備を行っております。また、移住関係業務につきましても、現在安心をキーワードとした名寄市のPRポイントの構築のため、関係する各部の若手職員による庁内移住定住PRチームを立ち上げまして、検討に着手しているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） ありがとうございます。冒頭より人口減少が喫緊の課題だというふうなことで、それぞれの部署を横断的に進めていくというふうな中で、既に4月1日から発足をして、プレミアム商品券のことも関係してもいろんなものが進められているというふうなことで、今後の活動に期待をしたいというふうに思います。

それで、先ほどの答弁の中で営業戦略室のことも総務部長から御答弁をいただいたのですが、経済部長もいらっしゃいますので、改めて営業戦略室の部分についてお聞きをしたいというふうに思います。答弁でもありましたように営業戦略室、平成23年度に設立をされて、それぞれのその取り組みについては今御答弁をいただいたとおりでございます。このときに地域総合事業というようなことで、総務省がその当時出された新地域再生マネージャー事業、これとあわせた中で、ちょうどタイミングが同じような時期で営業戦略室が発足をして、地域の観光であるとか、あるいは先ほど御説明ありました農商工連携、あるいは観光クラスター事業、この時点では名寄市観光計画、これもその当時にきちっと制定がされたというふうに認識をしております。この当時観光を目的とした中で、観光資源を余り多く持たない名寄市が既存のものを生かした中でつくり上げていくというふうなことで政策が築かれたというふうな記載もございます。今までそれぞれ営業戦略課で取り組んできたこと、一定の成果があって、今回先ほどの説明の中では一定の役割を終えたというふうなことで、名称も変更してそれぞれ進めてい

くというふうな御説明があったかというふうに思います。平成23年度から今年度まで営業戦略課で進めてきたこと、あるいはそれを交流推進課に事業を移してきたというふうな経過がお話もございましたけれども、改めて23年から営業戦略課で進めてきた事業、この部分が一応こんなような成果があったというふうな内容についてであればお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま再質問をいただきました。平成23年度に設置をした営業戦略室の成果についてということだというふうに思います。設置当時の目的等については総務部長のほうからありましたので、その中から大きなものについて絞って少し成果について報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議員のほうからも観光のところについて触れておられましたけれども、この観光のところで行きますと、やはり総合計画の観光部門における具体的なアクションプログラム、名寄市観光振興計画でありますけれども、これを策定しながら計画的に、さらにはオール名寄の体制で取り組んできたというのが一番の大きな成果ではないかというふうに思っています。この計画の策定に当たっては、これも議員のほうから触れられておりましたけれども、営業戦略室設置当初から総務省の外郭団体であります財団法人地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団と私ども呼んでおりますけれども、ここの新地域再生マネージャー事業の採択を受けながら、さまざまな実証試験やアンケート調査、さらには専門アドバイザーの派遣などもいただきましたので、そういった方たちの知見を活用しながら、計画を練ってきたところであります。観光振興計画を通じながら、観光キャラクターによる本市のPR、あるいはひまわり観光や合宿誘致など交流人口の拡大に向けて取り組んできたということでもあります。

さらに、この観光振興計画、議員も御存じのよ

うに当初の計画をそのまま進めるということではなくて、しっかりと検証もし、必要な見直しを行うということで、平成28年度に見直しをさせていただいたということでもあります。この見直しときには、観光入り込み客数及び外国人宿泊延べ数を新たな数値目標として掲げさせていただきまして、スポーツ・合宿推進課と連携しながら冬季スポーツ合宿拠点化や、あるいは近隣の市町村ともしっかりと連携をしながら、広域連携によるインバウンドの誘致など取り組みを深化させてきたということで御理解をいただければと思います。

また、もう一つの大きな役割としては、交流ということがありますが、これについては平成25年度には本市の友好交流都市であります東京都杉並区との縁を活用しながら、外国人来客数で最も多い、かつ親日的な台湾との交流を進めさせていただいたということでもあります。具体的には中学生の野球交流ですとか、あるいは高校生の教育旅行誘致などを通じまして、次代を担う青少年の国際感覚豊かな人材を育てようということで取り組んできたところでありますし、この方たちが将来には名寄市へのリピーターとして訪れていただけるのではないかと期待も込めながら、これらの交流を進めてきたところであります。これらの交流を通じながら、もう一方民間の中でも台湾との交流を進めようという機運が高まりまして、平成27年度には名寄日台親善協会も設立され、現在はこの台湾との交流の主な活動主体は、民間のほうに移行しているというところであります。

また、もう一つ、移住の関係であります。昨年度まで営業戦略室のほうで所管をさせていただきましたけれども、平成24年には名寄市移住促進協議会を設立をさせていただきまして、官民連携により取り組みをスタートさせていただいたということでもあります。具体的には首都圏での移住フェアにおけるPR、ホームページ、SNSによる情報発信、さらにはお試し住宅なども設置をしながら、本市への移住促進に資する取り組みを進め

させていただいたということですので、御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 営業戦略室としての平成23年度からの取り組み、交流人口の拡大、観光施策、あるいは海外との交流の拡大というふうなことで御説明をいただいたというふうに思います。その経過については理解をさせていただきますけれども、今後産業振興室、経済部として私はここで改めて今後の進め方について考え方をお聞きをしたいのですけれども、やはり経済部としては地元の中小企業、いわゆる地場の商工労働に関する取り組み、これがより重要になってくるのかなというふうに思いますので、現時点でこの産業政策室における今後の取り組み、考えている範囲内でお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の産業振興室の役割ということだというふうに思います。1つについては、これまでも名寄市のPRというのをメインに営業戦略室で進めさせていただきましたので、ここは引き続きの課題もあります。それは観光振興という部分がありますので、ここについてはこれまでの成果を踏まえ、あるいは検証を踏まえながら、引き続き取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

もう一つの大きな私どもの役割というのが今東川議員が言われたように地元の中小企業の振興だというふうに考えております。これは、従来からある課題でありますけれども、改めて組織の名前も変わりましたので、ここが今後の大きな課題の一つだというふうに受けとめているところであります。

これまでも中小企業振興条例に基づく各種施策を初めといたしまして、市内商工団体や金融機関などと連携した事業承継に向けた取り組み、本市

における喫緊かつ最大の課題であります人口減少と労働力の不足の問題などもございますので、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定めます基本計画、これの策定に向けて今後取り組みを進めていきたいというふうに思いますし、この計画をベースにその後の取り組みについても進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） ありがとうございます。地元の中小企業の取り組みについて基本的な考えを今お聞きをしました。改めて今後その内容については、いろんな場でまたお話し合いをさせていただければなというふうに思います。

時間が少なくなってきました、この1項目に関して、新組織を発足をするというこれはあくまでも目的であって、目標に向かうこれから指標について、私個人としては組織を変更するということは必要だというふうに思っております。なぜかといいますと、いろんな外部的な戦略が変わってくるから、その周りの環境変化に柔軟に対応していくというのが一つのやり方として組織を変更していく、これは柔軟なやり方の方法の一つではないかというふうに思っております。

ある人の有名な言葉の一つですけれども、最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるものではない。唯一生き残れるのは変化できる者であるというふうな言葉があります。そこで、改めて加藤市長にお聞きをしたいと思えます。総合計画第2次の中期計画のスタートの初年度に当たって、今まで4月1日からの組織変更というふうなことでやりとりをさせていただきました。今お話をさせていただいたように組織変更というのは、目的ではないというふうに思っております。この組織変更によって今後ゴールに向かう指標といいますか、どういうふうなお考えで今後進められていこうとされているのか、現段階でのお考え

をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほど来それぞれの部長から答弁をしていただきましたけれども、平成22年4月に私市長になって、その翌年に営業戦略室を設置をしたわけですが、民間にずっと私いて、行政との一番の違いは営業という考え方、あるいは名前のつく部署があるか、ないかということで、これを象徴的に営業という名前がつく部署をつくって、当時は商工労働観光、そして交流ということで営業戦略室をつくってきたわけです。今それぞれ一定の成果も出てきたと思いますし、これは営業戦略にとどまらず、例えばモチ米の部門で日本一のモチ米のブランディングをしていくとか、あるいは冬季スポーツをさらに推し進めていくことで名寄のブランディングを図っていくとかということで、営業戦略室を超えた全庁的な一定の名寄をしっかりと売り込もうという機運は高められたのかなというふうに思います。

一方で政策もかなり重層複層化してきて、一定の整理もこれから必要になってくるだろうということがこれは議会でも議論されてきたというふうに思いますけれども、改めてそのことを受けて、しっかりと政策を選択と集中していくと。そして、何回も言うように今喫緊の課題である人口減少問題にしっかりとフォーカスをして、この総合計画でも大きな3本の柱となっている重点プロジェクトを中心としたこの施策をしっかりと指令していく部署が必要になってくるだろうということで、総合政策室から総合政策部に4月に格上げをし、専属職員も置き、あるいはスポーツの部局を教育部局から市長部局に置くと。このことによって選択をし、それをより政策を深化をさせると。さらには、その政策をスピード感を持って、そして何回も言うように全ての部署にまたがっていく政策なので、これを広域的に統括をしていくと。これは、市の部局の連携だけではなくて、民と官の連携であったり、地域の自治体との広域連携という

ことも含めた連携をしっかりと進めていくことで、この人口減少問題あるいは総合計画を強力に推進をしていくと。そのエンジンと、中核となっていくということだというふうに思います。

改めてこの4月から2次総計の中期が始まりますので、議員がおっしゃるとおり、社会は本当に目まぐるしく変化をしていく中で、その時代の変化をしっかりと捉えて、この政策をしっかりと推進をしていくということで今回の組織機構の見直しを行ったということでございまして、ぜひ御理解と御協力をいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) ありがとうございます。全庁的な取り組み、政策、その時々を選択と集中をしていくというふうなことで、当然新たな部署の中ではスピード感を持って対応されていくというふうなお話だったというふうに思います。いずれにしても、今の中期計画をスムーズな形で進めていくというふうなことで市長のほうからお話をいただいたと思います。きょうも市民の方が傍聴多く来ていただいておりますけれども、今後はさらにこの動きをしっかりと市民にお伝えをしていく手段、方法についてもお願いを申し上げて、この項目については終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、2番目、医療と連携した活力ある健康社会づくりということで御答弁をいただきました。基本的な内容については、お話を伺った中で御理解をさせていただきます。

それで、時間がありませんので、1点だけお聞きをしたいと思います。名寄市の高齢化率というのは、先月末現在で32.35%、先ほどより人口減少の問題が出ております。人口減少というのは避けられない問題で、これをいかに緩やかにしていくかと、あるいはまた人口が減っても幸せに生活できるまちをどうやってつくっていくのかというのが市民と行政でともに考えていく必要があるのかなというふうに思っております。今回のデー

タヘルス計画と関連する施策として、名寄市の第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画においても予防を積極的に推進して、要介護リスクが高まる年齢をおくらせるというふうな取り組みがなされておりますけれども、データヘルス計画との整合性についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） データヘルス計画と他の計画との整合性という御質問だというふうに思っております。本市の国民健康保険被保険者を対象として策定されました今ありました保健事業実施計画、データヘルス計画については、市民の健康増進の推進に関する施策について基本的な計画であります。これにつきましては、名寄市の健康増進計画健康なよろ21第2次と目指す目標は一緒であります。また、この計画の推進によりまして、今ありました第7期の高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、また総合計画の第2次計画の中期計画において市民が安心して健やかに暮らせるまちづくり、これにつながっていくかというふうに思っています。そういった面では、健康福祉部、市民部が計画している計画のそれぞれの実績、分析を行いながら、それぞれの計画が必要な部分をしっかり取り入れながら、市全体で市民が安心して健康に末永く暮らせる環境をつくっていく、そういった面ではそれぞれ担当とも横断的な連携を図りながら、各種事業を推進しているところであります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 理解をさせていただきます。

この福祉計画といいますのは、国保、高齢者医療というのは市民部、高齢福祉、介護保険は健康福祉部というふうなそれぞれの部門を部がまたがって、それ以外のところも連携する部分があるというふうには思いますけれども、今御答弁をいた

だいたように各部門との連携で、安心していつまでも名寄に健やかに暮らせるというふうな健康寿命の延伸という形の中では、さらに今後の活動をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、時間がなくなってきましたので、最後に空き家の内容について、空き家等の中で御答弁をいただきました。それで、空家バンクが実際には数件の問い合わせがあるけれども、取引が成立していないと。背景には名寄には取引業者、宅建業者といえますか、そういうのがあるというふうなことで、情報発信のツールの一つでというふうなお話の答弁をいただいたかと思えます。

実は、私も今回質問をするに当たって宅建業者何件かといろいろ話をしてきました。なぜ空家バンクを利用されないのですかというふうなことでお聞きをすると、実際に答弁でありましたように名寄市内に大手で五、六件の業者があつて、その中で互いの情報交換というのが非常にされているという形のものであつて、空家バンクそのものというのは、それぞれの市町村にそういう業者がないところについては有効なのかなというふうなお話で、名寄市内を考えると利用する方両方に余り大きなメリットはないのかなというふうなお話でありました。

そこで、空家バンクをせっかく開設をしているのであれば、今全国版空家バンクという制度があるのを御存じなのかどうか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 北海道の空家バンクという部分は承知してはいたのですが、全国版の空家バンクについては、申しわけございません、承知しておりませんでした。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 私も以前に資料で見ることができたのですけれども、実は静岡の浜松市の記事がこの中で出ておりました。国交省のモデル事業で採択をされて、そこに登録をすること

で、これ自治体が登録するのは無料でできます。手数料は取らないというふうなことの制度だそうです。今IターンであるとかUターン、要するに都市部で育った人も生まれ育った地域に戻ってきたいというふうな情報発信のツールとしては、名寄市内ではそんなに多くは利用されないのかもしれないですけども、こういう全国版であればもっといろんな形で利用いただけるのではないのかなと。

先ほど移住、定住の部門も総合政策部の中で今後取り進めていかれるというふうなお話もいただきました。こういう情報発信というのは、いろんな発信の方法というのは、新しいそういうところがあったのであれば、そういうところも利用しながら、少しでも人口減少というふうな課題を解決する方法、あるいは空き家の減少、移住、定住という形の中で非常によい手段の一つではないのかなというふうに思っておりますので、それについてのお考えがあれば改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 移住の観点から空き家について再質問いただきましたけれども、実は移住促進協議会という協議会がございまして、そこには市内の不動産関係の事業者さんも参画いただきながら、組織して運営しているのですけれども、実際そういった方々に聞き取りのほうをさせていただきました。状況どうなっているのかという聞き取りをさせていただきましたけれども、現状空き家については、冒頭議員のほうからもありましたけれども、需要と供給のバランスでいうと需要がかなり多くて、供給量がなかなか追いついていないという状況で、御相談をいただければすぐ何らかの形で契約が成立してしまうというような現状だということでございまして、なかなかそういった情報ツールを活用して提供できるものも実はないのだよねというお話もいただいているところです。

しかしながら、おっしゃるとおり、移住者という観点から見ますとお客様は全国におられるということですので、今後ちょっといろいろまた協議会の中でも検討させていただきながら、研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

市民の満足度向上につながる組織機構の見直しについて外2件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） ただいま議長の御指名をいただきました。再び議席をいただき、一般質問をさせていただくことに深く感謝の念を持ちつつ、通告順に従い、大項目で3件にわたり質問をさせていただきます。

大項目1、市民の満足度向上につながる組織機構の見直しについてお伺いいたします。最初に、小項目1、総合政策部新設の狙いと期待される効果についてお伺いいたします。さきに行われた令和元年第1回名寄市議会臨時会において名寄市事務分掌条例の一部改正が可決されました。それにより名寄市の組織機構に総合政策部が新設され、市の重要施策の総合企画及び総合調整に関することほか5件の分掌事務を担当していくことになりました。新設されて間もないことから、改めて新設の狙いと期待される効果についてお伺いいたします。

次に、小項目2、各部署及び関係機関との連携についてお伺いいたします。分掌事務のうち市の重要施策の総合企画及び総合調整に関することを総務部から総合政策部に移したことにより、各部の連携が具体的にどのように変容していくのか、また関係機関との連携をどのように進めていくのか具体像をお伺いいたします。

次に、小項目3、スポーツ振興に関する連携についてお伺いいたします。教育委員会を中心に進められてきたスポーツ振興のうち、特に生涯スポーツの振興にかかわっては今後どのように展開されていくのか、その具体的な計画をお伺いいたし

ます。

最後に、小項目4、市民への情報提供についてお伺いいたします。名寄市役所の組織機構の一部変更については、広報なよろ5月号でも紹介されています。しかし、変更点は掲載されているものの、情報量が十分であるとは言いがたい状況にあります。市民が市政運営について理解を深めることは、市民協働のまちづくりを進めていく上でも、また満足度を上げる上でも重要な要素であります。今後情報提供がどのように進められていくのかお伺いいたします。

次に、大項目2、安全な地域づくりを目指す具体的計画についてお伺いいたします。小項目1、児童生徒の通学における安全確保についてお伺いいたします。交通安全対策や不審者に対する安全対策など、改めて言うまでもなく以前から行政及び学校、地域で取り組みが進められていますが、川崎市での大変痛ましい事件を思うとき、悲しみとともに憤りを覚え、失われた命に哀悼の誠をささげるとともに、いま一度市民一丸となって安全確保策の確認が必要であると考えます。取り組みについてお伺いいたします。

また、近年多発している熱中症による事故の発生は、本市の児童生徒についても一定の対策を講じる必要があります。自分の身は自分で守るという健康教育の観点も含め、取り組みについてお伺いいたします。

小項目2、河川の雑木処理による洪水対策についてお伺いいたします。昨年度も全国的に天候の異変による洪水が多発してきている中、名寄市においても過去に河川の増水による災害被害を経験してきています。その対策としての雑木処理は欠かせないことと考えますが、関係機関との連携も含め、対応の状況についてお伺いいたします。

小項目3は、土のうによる安全対策についてであります。過去の災害時に設置された土のうがそのまま置かれ、時間の経過とともに袋が破れている状態にありますことから、その対応についてお

伺いいたします。

最後に、大項目3、高齢者に優しいまちづくりについてお伺いいたします。最初に、小項目1、歩きやすい路面環境の整備についてお伺いいたします。手押し車を押しながら歩かれている高齢の方を見かけることがあります。路面の凹凸で進みにくく、苦勞されている姿をお見かけします。幹線道路の舗装もさることながら、生活道路や住宅周辺の道路の維持管理は、直接高齢者の活動に影響を及ぼすことが予想されます。いつまでも自力歩行ができ、健康な体で暮らしていただけるように路面環境の整備が必要であると考えますが、対応についてお伺いいたします。

最後に、小項目2、買い物支援の体制づくりについてお伺いいたします。町内会などによる買い物支援の取り組みもなされていることと思いますが、市としての取り組み状況についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいまは山崎議員から大項目で3点にわたっての御質問をいただきました。大項目1を私から、大項目2、小項目1を市民部長、小項目2、小項目3及び大項目3の小項目1については建設水道部長、大項目3、小項目2についてはこども・高齢者支援室長からそれぞれ答弁をいたします。

初めに、大項目1、市民満足度向上につながる組織機構の見直しについてであります。本質問はさきの東川議員の御質問とも一部重複していることから、答弁につきましても重複する部分がございますが、御了承願います。小項目1の総合政策部新設の狙いと期待される効果についてでございますが、総合政策部の設置は、各種政策課題の解決に当たり、部署を横断しての取り組みについてこれまで以上に推し進めることを狙いとして、これまでの総合政策室の機能をより充実させ、新たに部として設置したものでございます。同部の

総合政策課では、秘書に関すること、総合計画や総合戦略などの策定、進捗管理等の事務に加え、経済部が担当していた移住、定住対策、その他複数の部署にまたがり調整が必要な業務を実施いたします。また、スポーツ・合宿推進課については、これまで教育部において冬季スポーツ拠点化に取り組んでまいりましたが、当施策には人口減少対策や地域経済対策など複数の政策要素を含んでいること、スポーツ振興には生涯教育のほか健康増進などさまざまな複合的効果を有していることから、総合政策部に組織を移管したものであります。

今回の総合政策部の設置に期待する効果といたしましては、昨年度の総合政策室の設置の際には年度途中の機構の見直しということもありまして、配置した多くの職員が兼務という発令になりましたが、今回複数部局との調整を図る部として職員を専任として配置をしておりますので、今後多くの部局横断が必要な施策に対して、これまで以上に迅速な対応が可能になると考えております。

次に、小項目2の各部署及び関係機関との連携についてでございます。総合政策部の設置による各部署や関係機関との連携のあり方でございますが、総合政策部の設置により何らかの固定的な連携組織を新たに設けるのではなく、取り組むべき政策課題に応じて連携すべき庁舎内外の組織が異なることから、政策課題ごとに個別に連携を深めていく手法が望ましいものと考えております。先ほど述べたとおり、総合政策部においては新たに専任の職員を配置をしておりますので、政策課題ごとに総合政策部の職員がコアとなり、関係する部署や関係機関と協力連携関係をつくり上げる、あるいは課題実現のためのグループを構築をしまして、そこでさまざまな議論を行い、市役所の一部局だけではなく、市役所全体、さらには市民を巻き込みながら、課題の解決に取り組むことで市民との協働のまちづくりにもつながるものと考えております。

小項目3、スポーツ振興に関する連携についてでございます。この4月からは、スポーツ・合宿推進課が教育委員会から市長部局に移行したことにより、体育施設の管理を除く主な生涯スポーツの振興については、総合政策部で担うということになりましたが、これまで取り組んできた事業につきましては、他部署との連携をさらに深めながら、総合計画の進行に合わせて推進をしてまいります。教育委員会との連携につきましても、特に児童生徒の健康の保持増進、体力の向上に係る部分においてこれまでと同様に学校現場と連携を密にしながら推進をしてまいります。

また、ことしの3月に設立いたしましたNスポーツコミッションが本格的に稼働し、各種事業を展開をしているところでありますが、教育委員会、経済部、総合政策部からもそれぞれ委員として構成メンバーに名前を連ねております。引き続き庁内の連携を図りながら、スポーツによる地域振興の実現及び生涯スポーツの振興を図るとともに、学校体育の振興にもかかわってまいりたいと考えております。

小項目4、市民への情報提供につきましてであります。総合政策部の設置に関する市民周知でございますが、広報なよろ5月号におきまして執務室の移動とあわせて御案内をさせていただいたところでありますが、職員の配置などの関係上、部の設置の決定が3月の末になったということで、事前に市民の皆様には十分お知らせができなかったということは議員の御指摘のとおりであります。今後総合政策部の機能などにつきましては、広報担当と連携をしながら、できるだけ早く広報で周知をさせていただくとともに、総合政策部に関するホームページの内容についても今後充実を図ってまいります。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 私からは、大項目2、安全な地域づくりを目指す具体的計画について、小項目1、児童生徒の通学における安全確保につ

いてお答えいたします。

まずは、5月28日に川崎市で発生した殺傷事件でお亡くなりになられたお二方に哀悼の意をささげるとともに、被害に遭われた方々や御家族、関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本市における各小中学校での防犯対策につきましては、学校経営計画において不審者に対する安全確保対策の指導や地域との連携について掲載し、対応しております。加えて登下校の児童の安全を守るため、各小学校で設置する安心会議で登下校の見守りを行っているほか、各安心会議においてSOS110番の家などを設置しているところです。また、各学校の安心会議や関係機関の取り組みなどについて情報共有を図ることを目的として安全安心円卓会議を開催し、各学校における児童の生活状況の報告、あるいは不審者情報やいじめの問題などの課題も含め情報交換を行い、各学校の安心会議の取り組みに生かしていただいているところです。

市による見守りとしましては、名寄市青少年センターで地域や公共施設内を含めた見守り、巡回活動を行っています。加えて市内に不審者情報があった場合には、青色回転灯を装着した市の公用車で防犯啓発や名寄市メール情報配信サービスによる市民への注意喚起を行っています。さらには、行政や各組織、団体などの連携協力により、安全で安心な地域づくりを進めるために設置しています名寄市安全安心地域づくり推進協議会では、名寄警察署などから提供される情報や組織、団体相互の情報を共有することにより、各団体等における活動に生かしていただくこととしております。

今後も各学校において児童生徒への交通安全や防犯に関する指導、注意喚起を行うとともに、各組織、団体との協働のもと、子供たちの安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、児童生徒の登下校時における熱中症対策につきましては、この道北の地域におきましても30度を超える猛暑日が年々ふえる傾向にあり、

特に小学校低学年など体力のない子供たちが学校活動後に水分補給もないまま下校した場合、脱水症状による熱中症の危険もあることから、登下校時や屋外での活動時の暑さ対策として水筒を持参させる、下校時には水分補給をし、帰宅させるなど、各小中学校において適切な対応をしていただくよう周知をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目の2、安全な地域づくりを目指す具体的計画について、小項目の2、河川の雑木処理による洪水対策について、小項目3、土のうによる安全対策について、大項目の3、高齢者に優しいまちづくりについての小項目1、歩きやすい路面環境の整備について答弁申し上げます。

本市が管理する普通河川につきましては、改修を行うための国の補助制度がないことから、ブロックを用いた護岸や堤防を備えた整備を行うには多額の工事費や河川用地の取得などの課題も多く、大規模な改修事業が難しいものと考えていることから、これまでの間本市の単独事業により維持業務を中心に整備を行っております。河川周辺の農地や道路を冠水被害から守るために、川底に堆積した土砂の床ざらいや雑木についても除去を行ってきております。

本市の普通河川の雑木処理については、雑木や土砂堆積の多い箇所から優先的に処理をしており、昨年度の実績として名寄地区で智恵文の福德川を40メートル、中名寄の日彰川を500メートル、砺波の砺波川を460メートル雑木処理しております。毎年度少しずつではありますが、継続して課題解消に向けて取り組んでまいります。

また、国や北海道の管理河川につきましては、毎年度要望をしており、日常の職員の見回り確認や地域からの要望をいただいた時点で直ちに国や北海道へ報告を行い、河川の維持補修により雑木や土砂の床ざらいを行っていただいております。

国の管理する河川については、昨年度の実績として、名寄川を580メートルとタヨロマ川を1,000メートル雑木処理いただいております。また、北海道の管理する河川については、智恵文川を2,033メートル、豊栄川を765メートル、有利里川を1,730メートル雑木処理していただいております。今後も引き続き国、北海道に対し、事業の促進や地域への周知を含め要望を継続してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

続いて、小項目の3、土のうによる安全対策についてですが、土のうの使用法としては、大雨により排水路や河川が氾濫し、家屋や宅地への浸水のおそれがある場合において浸水対策として設置するとともに、道路ののり面や河川の川岸が崩壊した場合にも応急処置として設置しております。本市では、現在総数約7,600袋の土のうを保有しており、名寄市道路センターや旧風連町除雪センターなど計5カ所に備えており、災害時には市職員や地域の消防団などとの協力にて設置しております。近年においては、土のうを設置することにより浸水による被害を最小限にとどめた実績がございます。

土のう袋は、通常時間の経過とともに劣化し、中に詰めている土や砂が流れ出ることから、上昇していた水位の低下が確認された時点で回収をすることとしております。しかし、その後も土のう設置が必要と想定される箇所や地先の要望があった箇所については、その場に引き続き設置しておくことにより、次の大雨時には効率的に速やかな対応が図られた事例等もございます。

議員御指摘の設置後の破れた土のう袋の対応についてですが、これまで降雨であれば現状でも対応可能と判断しておりますが、今後これ以上の降雨に備えるため、地先の方とも相談した上で撤去、更新など方策について研究し、対応を図ってまいりたいので、御理解願います。今後におきましても大雨災害による被害を最小限に抑制することに

努め、市民の皆様が安全、安心な生活を過ごせるよう防災力の向上に努めてまいります。

続いて、大項目の3、高齢者に優しいまちづくりについての小項目1、歩きやすい路面環境の整備についてでございますが、本市の生活道路や住宅周辺の道路についての維持管理は、町内会、市民の皆様からの情報提供や日常の職員の見回り確認をもとに、車道、歩道の凹凸や舗装の陥没箇所において状態の悪いところから部分的な舗装補修を適宜実施しております。

また、新規の道路整備では、国土交通省所管であります社会資本整備総合交付金を活用し、道路構造令に基づき車道、歩道を一体的に進めております。近年では、平成28年度に南11丁目右仲通の整備が完了し、平成29年度には西4条仲通の整備が完了しております。また、本市単独費による歩道整備補修として、平成25年度に名寄駅前の商店街地区を実施しております。

路面環境の整備計画については、名寄市総合計画第2次において未改良道路の舗装化による舗装率5%向上を目標とした道路改良事業を先ほども述べました社会資本整備総合交付金を活用して行っており、毎年度継続して国に事業要望をしております。主な整備路線は、市街地や郊外地の防じん道路や砂利道路などの未改良道路のうち、公共施設沿線や住宅街の路線、幹線道路に連絡する路線などを選定し、車道、歩道の整備を実施しております。

今後も引き続き社会資本整備総合交付金の活用、単独費の有効活用を検討しながら、高齢者の方にも安心して通行できる路面環境の整備に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目3、小項目2の買い物支援の体制づくりについてお答えいたします。

買い物支援につきましては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことを目的に、平成29年度から地域介護予防活動支援事業の通いの場の一環として実施しております。実施に向けましては、生活支援ネットワーク会議や地域ケア推進会議での協議結果を踏まえまして、事業内容を精査してきております。現在通いの場での買い物支援に取り組んでいる団体は1カ所となっております。団体からの実績報告では、利用される方の感想としまして安心して買い物ができる、おしゃべりすることが楽しい、以前より元気になったといった声が出されるなど、順調に事業が運営されております。この間買い物支援に関する制度内容の問い合わせはございますが、事業実施には至っていない状況にあります。このことから、事業の補助対象要件や事業を支えるボランティアの確保、運営方法などのさまざまな課題があると考えております。こういった状況を踏まえまして、本年3月から設置しております生活支援コーディネーターの役割の一つとして、通いの場の事業拡大に向け、町内会や老人クラブ、ボランティア団体などに伺い、住民ニーズの把握や事業とのマッチングなどを進めながら、事業の周知や啓発などの活動に取り組んでおります。

人が生活していくためには食べること、食べるためには買い物が必要であり、買い物をすることで他者との会話、情報の共有ができ、商品を選ぶ際に歩くことで身体機能の維持が図られるなど、自立した生活につながると言われております。そのため買い物支援は重要な事業でありますので、先進的に取り組んでいただいております町内会の事例を各町内会や団体へ広く紹介するなど、今後さまざまな方法で事業を周知しながら事業拡大を図るとともに、より使いやすい事業となるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いた

だきましたので、再質問に移らせていただきたいと思っております。

大項目1についてであります。先ほど東川議員からも大項目1で内容的に重複するところの質問がなされておりましたので、その部分の協議も踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目に確認させていただきたいのは、今までも総合戦略重点プロジェクト3本、総合計画第2次中期計画基本計画5本、この縦軸と横軸をしっかりと絡み合わせた政策を進めていくというふうに聞かせていただいております。その中で冬季スポーツの拠点化プロジェクトにつきましては、基本計画の5番に星印がついていたと思えます。それが先ほどからの御答弁聞かせいただきましたときに少しシフトしている部分があるのかなという印象を持ちました。その点についてお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 総合計画の重点プロジェクトの考え方というか、だと思えますけれども、シフトというよりは、スポーツ・合宿推進課が今回我々総合政策部の部署に来たということなのですけれども、実は国のスポーツに対する動きとして、第2期スポーツの基本計画というのが策定されておまして、そこでは4つの指針が示されております。国民がスポーツで人生が変わる、それから国民がスポーツで社会を変える、国民がスポーツで世界とつながる、国民がスポーツで未来をつくるということで、健康増進、生きがい、それから経済、地方創生、働き方改革、医療費抑制、国際交流といったような多岐にわたる部分がスポーツの役割というふうに国のほうでもなっております。そういった中で、今回の総合政策部のほうに移管をしていただいたということは、名寄市の組織機構は現在国のスポーツに対する価値に合致をしているのではないかなというふうに私のほうは考えております。そういった意味で、総合計画の中で基本目標5に言っていると、

重なっているというところですけども、考え方としては何も変わりはなく、さらに求められているものをしっかりと広げていきながら、効果的なスポーツ振興を図っていきたいということが目的となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） しつこいようですが、でありましたら産業振興のところよりも教育部分に重きを置いたスポーツ・合宿推進課のお仕事ということになりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） スポーツ・合宿推進課が果たさなければならない使命というのは、総合的なスポーツの振興という部分が一番の目的となっておりますので、当然子供たちに対しても学校教育の現場にスポーツのトレーナーを派遣して、しっかりと基礎体力の向上を図る取り組みを行っていたりとか、これから市民の皆さん方に取り組んでいただけるようなスポーツを仕掛けていたりとか、全般的に我々としてはスポーツの振興をしていかなければならないというふうに考えておりますので、教育とかという、そういうくっきりした考え方で取り組むという考え方は特に持っていません。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 当然ここだけということではないので、総合という言葉のつく総合政策部の中に置かれているというふうには理解しています。ただ、以前からずっとこの冬季スポーツの拠点化プロジェクトについては、基本目標の4、産業振興についても大きくかかわるのではないのでしょうかというふうに申し上げてきました。今までにも議論してきています。そのときに基本計画5ですということを何度か説明を受けているので、改めてこだわりたいところがあるということになります。その点についていかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 総合計画の部分で、今回中期計画で改めてかかわりのある5つの柱、5つの基本目標に対してこの重点プロジェクトがどこに刺さるのかという見せ方を実は第2次の計画当初、前期です、そのときにつけさせていただきましたけれども、そういったある意味とがらせる表現として空欄のある中でこの基本目標という表現をしていたのですけれども、実際には御指摘いただいたとおり、いろいろな部分にまたがるということで、今回の中期計画については基本的にはみんな印がつく中で、特にという意味で星印という強調する表現をさせていただいております。といったことで、そこは以前御指摘いただいた部分を踏まえまして、中期計画からは表記のほうは訂正をさせていただいておりますし、我々としても全般的にしっかりと関係するところは取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 人口減少対策、それから地域振興、産業振興を含めて、その部分については大変大きな期待をしているところでありますので、その期待の裏返しということでいろんな質問をさせていただいているわけであります。

先ほどから教育の部分についてのところをもう少し掘り下げて質問させていただきたいのでありますが、総合政策部スポーツ・合宿推進課は、兼務で体育施設管理課ということで教育委員会の中にも組織機構は残されています。しかし、4月から教育委員会議にその部署の担当者は出席されていないと思います。教育委員会議の会議録を見せていただきましたときに出席者名のところに名前がありませんでしたので、そのようになっているというふうに思っています。各部署の連携ということにかかわりまして、名寄市の児童生徒の根本的な体力向上、そして学齢期からのアスリート育成ということを考えたときに、ここに担当者が出席しないという選択になっていることについての

理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 学校でのスポーツの振興ということにつきましては、学校教育課が学校教育スポーツというエリアを担うのがいいのではないかというようなことを考えておまして、まだ法的な整備はできておりませんが、そのような方向も含めて検討していきたいと思っておりますし、スポーツ・合宿推進課と連携して行っていく事業といましようか、取り組みも当然ありますので、必要に応じて出席を求めることは、当然体育施設の管理等も併任していただいておりますので、その関係も含めて出席をいただいて、御意見というか、考え方を聞き取るような場面も教育委員会議の中ではあるかと思っておりますけれども、今後もそのような考え方で、必要に応じて出席をしていただくというようなことで進めていきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 必要に応じて出席を求めるということですので、各部署連携をとる中での教育委員会としての連携は保たれていくというふうに理解させていただきたいと思いません。

特に学校教育というところから枠を広げましたときの生涯学習、公民館事業の中でのスポーツ振興についての部分が大きくかかわってくるのではないかというふうに思っております。その連携については、どのようにとられていくのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 現在もスポーツ・合宿推進課を中心としていただいて、スポーツの関係の中では道北健幸人と合同で親子参加型の運動教室、ファミリーフィットネスを開催させていただいたり、また阿部特別参加にお願いをさせていただいて、商店街と連携した形で商店街の中をウォーキングというような形でノルディックウォーキングを実施したり、さまざまな形で生涯スポー

ツという形で取り組みは今後も進めていきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 市民は、自分たちにとってどんなうれしい状況がもたらされるのかということを中心に期待しております。そして、小中学生、高校生につきましても、自分たちが伸びていきたい、アスリートとして育っていききたいというときにこのスポーツ・合宿推進課のスポーツ推進、合宿推進、あわせてのスポーツ・合宿推進課であると思いますが、どこに自分がかかわらせていただけるのか。自分がつくっていただいた事業の中に手を挙げて参加していくということは、当たり前の受ける側の自発的な行動が必要になってくるというふうに思っています。しかし、そこに入っていきにくい、事業が自分のために整えられているのではなく、外に対して向けられている事業であると思われるジレンマを抱えている市民が多くいるわけですね。その点について、例えばスポーツ振興、アスリート育成、誰に対してのスポーツ振興ということになるのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 当然今スポーツ・合宿推進課で行っている事業については、ジュニアアスリートの育成だったりとか、そういう能力のある子供たちのお手伝いというのやらせていただいておりますけれども、先ほどから私申し上げているとおりスポーツ全般の推進というのが、振興というのが根底に必ずあるということで、現状例えば先ほどもお名前出ましたけれども、特別参加の阿部雅司さんを筆頭に市民の皆様方に声をかけさせていただきながら、水曜日、雅司のナイトランを実施したりとか、あとノルディックウォーキングも商店街のお力をおかりしながら実施したりとか、それからいろいろな団体、社協さんとも連携しながら、各種アスリートを招いての講演会であったりとか、いろいろなことを広くやって

きているところでございます。

それから、先ほどとまた同じ言葉になりますけれども、小学生の授業に対してトレーナーを派遣して、体育授業の質向上を図っていったりとか、あと先生方の指導というか、講習ということもやらせていただきながら、質の向上ということでもかかわらせていただいておりますので、決して外に対してだけの事業をしているわけではなくて、そこも行いながら、しっかりと市民に目を向けて今後も推進していかなければならないというふうに考えておりますし、その部分については3月末に設立しましたNスポーツコミッションの中でも今後いろいろアイデアを出されながら推進していけるものだというふうに私は考えております。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 石橋部長の市民に向けてのスポーツ振興であるという言葉をしっかり受けとめさせていただいて、市民の方にもそのようにお伝えしていきたいと思っております。

大項目2のほうに移らせていただきたいと思っております。安全な地域づくりを目指す具体的な計画についてであります。先ほど安全安心会議ですとか各地域、学校、関係団体にかかわるところの御説明をいただきました。名寄市全体で行われておりますこの取り組みについて、市民全般への啓発活動というのはどのようになっておりますでしょうか。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 最近発生しています無差別で衝動的な暴力から子供たちをどのように守っていくかというのは、大きな課題であると認識しております。また、最近では田舎だから、都会だからというくくりでは考えることができないような事件や事故が発生していることから、名寄市内におきましては関係機関や団体と連携をとりまして、情報の共有を図りながら、防犯体制の強化を図っております。また、町内会におきましても行政と連携をとりながら、安全確保に向けた

対策も行っております。

今後におきましても、地域ぐるみで子供たちを守る取り組みを進めてまいりたいと思っておりますが、日ごろの周知につきましては、広報ですとかホームページなどにおいて活動状況を報告させていただいておりますし、各学校とのかかわりにつきましても、地域の方々と子供たちをどのように見守っていくかということで、学校において地域の方々と顔合わせを行ったりですとか、緊急の駆け込み訓練を地域で行ったりということで、連携を図りながら周知も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 児童数、生徒数がだんだん少なくなってきていて、大変そこも心配しているところであるのですけれども、子供たちの数が少なくなってきていますので、一緒に登下校をする仲間が減ってきているという現実があります。遠くから一人で来なければいけない子供たちもいるわけなのですけれども、通学の距離にかかわってはスクールバスの対応ですとか遠距離通学の対応、教育委員会サイドではしていただいていると思います。市民部長としては、その遠距離から通ってくる児童生徒に対しての安全を守るという観点から、どのように対応策をお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 遠距離から通学されてくるお子様に対しては、声かけですとか地域の方とのかかわりが大切だと考えております。通学路の安全対策という部分につきましては、名寄警察署ですとか地域の方々、学校で危険な場所の情報の共有を図りながら対応をさせていただいております。また、小学校におきましても子供たちが安心して生活できるようにということで安心見守り隊ですとか、先ほどちょっと申し上げましたが、顔合わせを行いながら地域が見守る形での対応を

考えております。また、市のほうとしましても青色回転灯を使った防犯パトロールなどを定期的に行っておりますので、その中で見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 地域の見守りというのは、本当に大きな力になると思いますし、究極のところは市民みんなで子供たちを守るという、その意識の高さを啓発していくことが大事なのではないかというふうに思っているのですけれども、以前子供たち防犯ベルを持っている子がたくさんおりました。最近その状況について子供たちの状況がわからないのですけれども、これは河合部長にお聞きしたほうがよろしいでしょうか。対応についてお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 防犯ベル、防犯ブザーの関係ですけれども、一時期御寄附をいただいて、小学校1年生、新1年生に配付をしたという状況もございます。今ちょっとその期間があいてしまっているのですけれども、そういうようなことも対応させていただいたようなときもございますけれども、今通学時の防犯体制ということですが、学校によっては例えば農村地区等におきましては、ながら見守りといいましょうか、子供たちが登下校する時間帯は、農作業をしながらでも見守りをさせていただきたいというようなことで学校から保護者に声かけをしていただいているというような事例もございますので、そのような形で今後も対応していきたいなというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ながら見守りという散歩をしながらですとか農作業をしながらという、そのことについては、とても大きな地域の力になると思いますので、安全安心会議ですとかそういう取り組みを伝えるとともに、市民全体で子供た

ちを守るという意識の啓発は十分に行っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、子供たちの熱中症対策についてですが、水筒を持たせるということも方法の一つとして大事であると思っておりますし、そういう対応をしている学校も知っております。水筒を持たせなかったときに子供たちの通学路の中で、例えば今までは公園に寄ってちょっと水を飲むということがあったと思うのですが、今それぞれの公園の中の飲料水として使えるものが少し安心できる状況ではなくなってきている、そういうものがあるのではないかと思いますけれども、通学途中の環境としての子供たちが飲料水として利用できる環境というものについての認識はどのようにありますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 鈴木上下水道室長。

○上下水道室長（鈴木康寛君） 私のほうから、公園の管理は建設部のほうになるのですけれども、水が飲めるというところは何力所かあります。そこは水道週間のときに名寄市内の管工事業の方々が点検をしていただけている。今月も先週、先々週かな、点検してもらっているばかりでございます。その中で故障のあったものに関しては、管工事業組合のほうで善意で直していただいているような状況です。何か異常がある際は、報告していただくようになっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 対応についてきちっとしていただいているということで安心いたしました。

数についてはいかがでしょうか。子供たちの通学路にかかわるところに数は十分確保されていますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 鈴木上下水道室長。

○上下水道室長（鈴木康寛君） 済みません。数については、今はっきりした資料を持っていませ

るので、後ほど報告したいかと思えます。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 通学の安全、熱中症にかかわってという観点で質問させていただきましたので、その観点で少し数を確認していただきまして、後日で結構ですので、お示しいただきたいと思えます。

小項目2番、3番あわせて再質問させていただきます。何回か雑木処理のことについて質問させていただいておりまして、おおよそお答えいただく内容も確認させていただいているところではあるのですが、市民の方たちと色々な意見を交換させていただくときに、どうしてもこのことが出てくるのです。やっぱり市民の方たちは、このことを強く対応を求めておられるということでありますので、国や道に対して必要な要望もさせていただいていると思っております。名寄市の予算の範疇でしっかり対応もさせていただいているとは思っています。けれども、不安があるというこの市民の訴えについては、受けとめていただいていると思いつながりながら、再度受けとめていただきたいというふうに思っています。

その中で、雑木があるから、水の流れが悪くなって洪水にですとか、雑木の葉っぱの落ち方もいろんなところにたまっていくということでの心配も聞かせていただいているところではありますが、それを対応するために置かれた土のうが本当に半分以上袋が、私が知っている1カ所だけだと思いますが、破れております。中は土砂と、物によっては砂だけになっているものがありまして、これは洪水になったときにそのまま流れ出てしまうのではないかという心配があります。近くには水田もありますので、流れ出たときに水田にその砂が入ってしまうと、その年の稲がだめになるだけではなく、水田そのものの被害につながるのではないかと、大変心配いたしております。見回りもさせていただいているということではありますけれども、その点について部長いかがでしょうか。

お願いします。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) まず、雑木処理の関係では、先ほど答弁させていただきましたけれども、国、道、そして私どもできる限りのつもりではいるのですけれども、どうしても土木仕事、とりわけ雑木処理を持ちます普通河川全てを一気にだとか、これは国、道もそれぞれの河川、やはりどうしても緊急的にとか、ここは早く手をつけなければならぬなということで、優先順位ということではございませんけれども、それぞれの担当者もできる限り危険回避のために努力をしていきたいという気持ちで取り組みさせていただいているというのは御理解いただけるものと思っております。

後段で議員のほうから御指摘のあった土のうの関係で申し上げさせていただきますと、通常の土のうは、当然先ほど申し上げたような形で緊急的にとか臨時的にとか、危険回避のために土のうを設置して、河川の水があふれるのを何とか防ぐという目的で、先ほど申し上げさせていただいた通常の土のうのサイズというのはイメージいただけると思うのですけれども、今議員も私も承知している頭に思い描く地域、河川のところにたしか二、三年前ほどの大雨の心配の中で、土のうといっても1辺が1メートル以上あるような大型の土のうを200袋ほど設置をさせていただいてきてございます。当然土のうの取り扱いというのは、先ほど言ったように天候がおさまり、河川の水位の状況なども見れば基本的にはしっかり撤去をさせていただいて、また改めて次の機会に備えようというのが基本なのですけれども、お一人の方でも例えば取り除いてしまうとことしの大雨これから来るかもしれないという心配声をいただきましたので、そのままの形で置かせていただいているままの状況になっています。あくまで土のうというのは緊急対応的なものですから、その土のう袋というのは永遠にしっかりしたものではなくて、

時間とともに劣化していく状態になりますので、私どもとしては基本的には先ほど申し上げたようにしっかり撤去をさせていただいて、次の大雨災害等々の心配な時点でしっかり備えるというのが基本だと思ってございますけれども、地先の方々の不安だとか御心配の声だとか、早く片づけたほうがいいよという声もあるのかもしれませんが、そういう御意見を賜った中での対応を検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、この場ですぐ撤去できるとか、違う形にするとかというのはなりませんけれども、十分その辺は、7月以降はまた大雨のシーズンも近づいてきますので、御意見などを賜りながら、対応できるところから考えてまいりたいと思っておりますので、御理解賜ればと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 土のうが置かれたままになっていることが問題ということではなく、その土のうが破れて、中身が流れ出す心配があるので、心配というふうに申し上げておりますので、その安全性についての確認だけは十分に大きな被害が出る前にお願いしたいというふうに思っています。

大項目3の質問に移らせていただきます。高齢者の方に暮らしやすいまちづくりのところでありますけれども、先ほど路面環境の整備についてお話ししていただきました。いろいろ広く土地がある中で、全部が全部そういう対応ができるわけではないと思っておりますけれども、自力で動いていただける高齢者の方の活動を狭めない環境整備というのはとても大事であるというふうに思っています。つえですとか手押し車を使ってでも外に出ようと思ってくれる方を最大限まちが大事に、長く暮らしていただけるように支えていきたいという思いからであります。特に雪解け時期の道路がひどいのでありますが、その点については何か特別対応できることはありますでしょうか。

それと、もう一点です。見回りをしていただいているという言葉がございましたので、その巡回、職員の方の巡回についてはどのような形で、細かく言いますと回数も含めてどんな見回り、点検をしていただいているのかお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 当然道路管理者でございますので、車道と歩道もしっかりと適正に管理をして、車両の通行、または歩行者のできるだけ危険回避というか、危険箇所については適宜補修、修繕を行うということを基本的にしてございます。

理想的なのは、しっかり道路改良というか、それとあわせてきれいにできればいいのですが、先ほど申し上げたように大規模な工事となりますので、今私どもの担当のところではお話しございました4月のおおむね雪解け時期に除雪だとか、しばれによる道路の凹凸だとか、それは車道、歩道問わずございまして、今私ども特に御協力をいただいているのですが、各町内会のほうに総会をお願いしまして、それぞれの道路なり、歩道の補修箇所をリストアップいただきまして、それを集約をさせていただいて、適宜対応させていただくのがここ何年間かさせていただいています。大変多くの情報提供をいただいておりますので、担当者もしっかりそこを見て確認をして、必要な処置、または後日しっかりとした整備、補修工事としての発注だとかといったスケジュールを組む形で対応をさせていただいております。

また、道路の私見回りというか、ことで申しましたけれども、当然情報提供があれば職員が確認をして、次の手だてを先ほど言ったような形でとりますけれども、後は日常的な外勤や名寄一風連の往復なども含めて、できる限り市道の確認をするよう指示をしていることで、例えば警察のパトロールかわからないですけども、何時から何時まで決まるといような形ではなくて、情報や連絡や、そして外勤ついで、私ども職員の数とい

ってもしよせん知れている範疇でございますが、できるだけ効率よく地域の方のお知らせや町内会に限らず個人の方からも情報をいただくときもでございますので、それをしっかり欠かさず職員が足を運んで、まずはその対応等々を協議して手をつとつというような形で取り組みさせていただいてるところでございますので、またとりわけ町内会の関係者の皆さんには春先、または夏場以降も御連絡、またはまちづくり懇談会などでも御指摘をいただくときもでございます。そうなりますと、雪の時期になりますので、次のシーズンということになる場合もありますけれども、そういった形で私もできるだけ投げかけて、情報をいただけるように努めてまいりたい、そのように考えているところです。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 路面環境の整備は、引きこもらないで外に出ていただく方を保障するということで大変重要であると思います。

買い物支援のお話を伺いましたけれども、具体的な数として今1町内会が買い物支援、通いの場のくくりの中で動いていただいています。今年度どんなふうに広げていかれる計画でしょうか。そこを伺って、終わりにしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) ことしの買い物支援に係る市の考え方ということで、先ほど答弁させていただきましたとおり、今のところまだ1カ所ということとなっております。先ほどの答弁の中でもことしの3月から生活支援コーディネーターを配置しまして、それぞれ町内会ですとか老人クラブだとかボランティア団体を含めて地域に入ってきていただいて、地域のニーズだったり、そういったものを聞き取りしながら、生活支援に係るサービスにつなげていきたいということ考えておりますので、この中に一つ、買い物

支援の関係、通いの場の事業の実施についてどういったニーズがあるのかということも含めて、先進的な今1カ所取り組んでいただいているところを具体的にどういった形でやっているかということもPRしながら説明をして、ぜひ活用できないかというようなことも含めてお話をしていきたいなと思っていますので、その中でもいろんなニーズがあると思いますので、それを集めながら具体的に拡大に向けて、通いの場の事業を実施される団体をふやすような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) ここで河合教育部長から答弁内容についての発言を求められておりますので、それを許します。

河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 済みません、貴重な時間をいただきまして。

先ほど防犯ブザーの関係でお答えをさせていただきました。ちょっと言葉足りなかったのですが、防犯ブザーにつきましては毎年新1年生に対して北星信金様から寄附をいただいておりますので、各学校新1年生分について配付をさせていただいて、活用させていただいております。申しわけございません。

○議長(東 千春議員) 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

JR宗谷本線の維持、存続について外2件を、富岡達彦議員。

○1番(富岡達彦議員) 議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目3点について質問申し上げます。

1、JR宗谷本線の維持、存続について、小項目1、アクションプラン推進に向けた宗谷本線活性化推進協議会の議論の経過と今後の具体的取り組みについてお伺いします。JR北海道は、昨年国交省から経営改善監督命令を受け、400億円台の財政支援を受ける中で、それとは別に単独で維持困難とする宗谷本線名寄一稚内間など8線区間に対する地元支援をめぐり、国は昨年末に沿線自治体など負担軽減をするために、2019年、2020年度で数十億円の地方財政措置を講じる予定でした。しかし、国、道、沿線自治体による負担割合の調整が難航し、2019年度の予算編成に向けた年内の制度設計が困難と判断し、財政支援は昨年末に見送られました。2019年、2020年度で当初数十億円と見られていた単独での維持困難とする8線区への財政支援は、道が主体的に行うこととなり、その額は補正予算として第2回道議会定例会に提案される見通しとなっております。宗谷本線名寄一稚内間を含む8線区の沿線自治体も、一定程度の負担をこれまでに了承しているところと聞いています。2019年、2020年度の第1期集中改革期間の2年間、活性化推進協議会では、都市間、生活、観光の3つの側面を生かすソフト事業の展開で利用を促進するとのことですが、沿線地域が主体となる具体的な取り組みについてと今後の展望、そしてJR北海道への今後の働きかけについてお伺いします。

2つ目、この夏宗谷本線で運行される観光列車風っこそうや号の運行について伺います。名寄を通る旭川一音威子府間で往復運行されるのは、8月17日から9月8日までの土日、延べ8日間です。単発なイベント列車ではなく、複数日運行される観光列車に宗谷本線への集客や沿線地域の活性化に期待が高まっております。運行情報が発表されて以来限られた時間の中で、観光列車を歓迎するためにできることや沿線地域への集客と滞在型の観光の模索、今後の観光列車の運行の持続性など、アイデアを出しながら宗谷本線へのマイル

ール意識高揚に向けた話し合いが沿線地域と一体となって行われてまいりました。その出されたアイデアの中から実現が決まったことの進捗状況、あるいはJR北海道と沿線地域の連携、さらに活性化推進協議会における観光列車の捉え方、そして今後の持続可能性についてお尋ねいたします。

大項目の2、人権尊重と多様性を認める社会について、1、性の多様性の尊重と正しい理解の促進及び偏見差別解消への取り組みについて伺います。性の多様性の受容は、今や世界基準になりつつあります。成長や発展を目指す自治体や企業、組織にとって、それらは必須事項と捉えられています。2016年4月、本市において男女共同参画推進条例が施行されました。その基本理念の1番目に、男女の人権の尊重がうたわれ、性別に問われず、お互いの人権を尊重し、あらゆる分野で能力と個性を十分に発揮し、自分らしく生きる社会のことと記されております。また、本市第2次総合計画の中期計画基本目標の中でも人権教育、啓発活動の推進が盛り込まれ、人権意識普及高揚を図るとされています。しかしながら、性の多様性に関する文言はそこには明記されておりません。

昨年2018年10月、電通ダイバーシティ・ラボは、全国20歳から59歳個人6万人を対象に、LGBTを含むセクシュアルマイノリティーに関する広範な調査を実施した結果を公表しています。LGBT層に該当する人は、全国で8.9%に上り、LGBTという言葉の浸透率は68.5%という結果が出ております。これを単純に本市に当てはめると、濃淡の差はあれどもおよそ2,000名を超える人が当事者として存在する計算になります。進んでいる自治体ですと、男女の表記を年齢にかかわらず全ての生物学的、または心理的性別の人と定義するところもあるようです。人権擁護や男女共同参画推進に関する条例の中に、性の多様性の認知、SOGIハラスメントの防止や差別を禁止する条例を定める自治体も年々ふえてきております。2020年の東京オリンピック

・パラリンピックでの五輪憲章においても、セクシュアルマイノリティの人権尊重は国際的認知として記されています。本市におけるセクシュアルマイノリティ、いわゆるLGBTに対する認識と性の多様性の尊重と正しい理解の促進、差別解消への取り組みについて伺います。

また、SOGIハラスメントの防止、LGBT差別の禁止、性別の定義に心理的性別を男女共同参画推進条例に取り入れる改正を考慮できないかどうか伺います。

2、パートナーシップ宣誓制度について伺います。2015年に東京渋谷区でパートナーシップ条例が、そして世田谷区でパートナーシップ宣誓制度がスタートいたしました。2017年6月には札幌市でもパートナーシップ宣誓制度が導入され、札幌ではこの2年間で68組の同性カップルがパートナーシップに宣誓をしております。パートナーシップ制度を導入した自治体は、2019年4月現在、全国でおよそ20の自治体を数え、およそ430組がパートナーとして認められております。さらに、千葉市では、同性間のみならず異性間の事実婚にも広げた制度に深化をさせているところです。本市において性の多様性、生き方の多様性を尊重したパートナーシップ制度の導入に対してどのような考えをお持ちなのか伺います。

大項目の3、化学物質過敏症に対する認識について伺います。最近耳にするようになってきた香害、香りの害による健康被害の症状は、人々によってさまざまで、不快感や頭痛、吐き気、ぜんそく、香料アレルギー、シックハウス症候群、化学物質過敏症などがあります。その中でも最も深刻なのが化学物質過敏症であります。化学物質過敏症は、化学物質を大量に、または微量だけでも、繰り返し体内に取り込むことで発症します。一旦発症すると、わずかな化学物質でも全身にさまざまな症状が出る病気で、日本では2009年に病名に登録をされております。香り商品に含ま

れている香料は、合成香料がほとんどで、複数の物質の混合物であります。家庭用品品質表示法においては香料の成分を表示する義務がなく、個々の物質名は公表されないまま進められております。そのため健康被害の原因物質の特定は難しいというのが現状であります。

先日化学物質過敏症の方からお話を伺いました。専門性を持った病院へ行っても、2つの検査を受けて化学物質過敏症と診断を下されるだけで、治療薬もなく、そして誘因となる物質を回避してくださいと言われるだけであったそうであります。化学物質過敏症は、体が持つ防御反応の一つであり、発症しやすい人としにくい人はあるものの、花粉症同様誰にも発症する可能性があるものであります。最近のデータでは、化学物質過敏症に悩む人の人口、全人口の7.5%、およそ13人に1人と言われております。これも本市に当てはめると、およそ2,000人ほどの当事者がいるという計算になります。しかし、症状が一人一人違って多様であるため、周囲からは神経質であるですとかわがままだと受け取られたり、香りの害による健康被害についてはまだまだ社会的にも認知度は低いと、症状があったとしても香りが原因だということに気がつかない人も多くいます。とりわけ体の小さな子供たちを新たな公害である香りの害から守っていくために、本市においてその実態調査はされているのか。そして、化学物質過敏症に対してどのような認識をお持ちなのか。また、保育所、幼稚園、学校、公共施設においてどのような対策をとっているのか伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) ただいま富岡議員から大項目で3点にわたって御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については総務部長から、大項目3については市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひい

たします。

大項目1、JR宗谷本線の維持、存続について、小項目1、アクションプラン推進に向けた宗谷本線活性化推進協議会の議論の経過と今後の具体的な取り組みについて申し上げます。平成28年11月にJR北海道が単独では維持困難な線区が公表され、これまで宗谷本線の高速化を活動の目的としてきた宗谷本線活性化推進協議会では、宗谷本線の維持、存続活動を目的に加え、現在に至っております。この間構成自治体も旭川以北の26自治体にまで広がり、会長である加藤市長を中心に活動を続けているところです。平成29年度には協議会として報告書をまとめ、JR北海道の最大限の自助努力を前提に、国の実効性ある支援も求めつつ、将来にわたって路線を持続的に維持していくための方策について北海道とともに費用負担のあり方も含め検討していくこととしております。

平成30年7月、国土交通省は、JR北海道に対しJR北海道の経営改善に向けた取り組みを着実に進めるよう監督命令を発出し、これを受けて令和元年度及び2年度を第1期集中改革期間とし、JR北海道と地域の関係者が一体となって取り組み、持続的な鉄道網の確立に向け検討を行うため、事業計画、いわゆるアクションプランを策定することとなりました。アクションプランは、本年4月に公表され、宗谷本線を含む8線区で策定されました。内容については、利用促進と経費節減で構成され、JR北海道と一体となって取り組んでいくこととしております。

宗谷本線活性化推進協議会としての取り組みでは、昨年好評いただきましたフォトコンテストの開催、新たにステーションカードの発行に取り組み、鉄道への理解や利用促進に資する活動を行ってまいります。JR北海道への働きかけにつきましては、さらに利用されるダイヤの構築があり、平成29年度に4回実施した宗谷本線一斉アンケート調査結果からニーズに合ったダイヤの提案も行っており、今後反映できるものについてはJR

北海道と協議を重ねていくことになると考えております。

今後も宗谷本線活性化推進協議会での取り組みを推進していくとともに、北海道全体の問題として関係諸団体などとともに国などの機関への働きかけを継続して行ってまいります。

続きまして、小項目2、観光列車風っこそうや号の運行についてでございますが、宗谷本線の活性化について、天塩川沿いに延びる鉄道の美しい景観を活用できる観光列車の運行がことしJR東日本からの車両提供を受け、実現することになりました。運行が公表され、沿線地域の有志がいろいろアイデアを出し合い、この観光列車がより効果的なものとなるよう議論を継続しております。この観光列車は、音威子府村を境に南北に運行されますが、名寄市内の有志と音威子府村の有志の情報交換も行われているところです。広域にまたがる取り組みとなりますが、観光部門との連携、JR北海道との連携など、行政として支援できることについては連携し、取り組みを進めております。

宗谷本線活性化推進協議会としての捉え方については、各沿線自治体に委ねておりますが、本市としましてはひまわりの時期と重なるため、ひまわり畑の鑑賞の機会や特産品の販売など地域としてできることを実践し、おもてなしをしていければと考えております。持続可能性につきましては、今回の観光列車の運行を終えた後、総括を行わせていただきまして、JR北海道と検証結果を共有し、次年度以降の活動に生かしていきたいと考えているところです。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、人権尊重と多様性を認める社会についてお答えいたします。

初めに、小項目1、性の多様性の尊重と正しい理解の促進及び偏見差別解消への取り組みについて申し上げます。セクシュアルマイノリティーに

対する認識等につきましては、同性愛者、両性愛者の性的指向と性同一性障がいを総称するLGBTなどについては、議員が言われているとおり、現代社会の中で認知されつつあります。国内の関心についても深まりを感じるところでございます。

性への自己認識は、体の性と心の性が必ずしも一致するわけではなく、体の性に違和感を持つ場合や恋愛の対象が必ずしも異性ではない場合など、さまざまな状況が想定されます。LGBTの人口規模につきましては、約8%との企業等による調査があるほか、法務省の人権啓発の中では約3から5%と言われており、少数派であることから周囲より興味本位で見られるなど、偏見や差別により日常生活のさまざまな場面で人権に係る問題も発生していると認識しております。性的な偏見や差別は、当然あってはならないものであり、一人一人が自分らしく生活をしていくためにも誰もが尊重され、ともに生き、助け合う社会を築く必要があります。そのため学校や家庭での日常生活の中で人権意識を育む取り組みについて、法務局や人権擁護委員などと連携して相談事業を推進しております。また、ことしの9月に開催されますLGBTパレードさっぽろレインボープライドへ多様化する価値観や考え方を誰もが享受し、尊重し合える社会を目指す趣旨に賛同し、市より応援メッセージを送っております。

今後とも複雑多様化する人権問題に対処するため、広く市民の間に人権意識の普及高揚を図るための人権教育、啓発活動などを推進してまいります。

次に、SOGI、差別禁止、性別の定義に心理的性別を男女共同参画推進条例に取り入れる改正の考慮についてお答えいたします。本条例は、条文の前文にもあるとおり、その実現に向けさまざまな施策を推進してきましたが、依然として性別による固定的な役割意識などが存在していること、少子高齢化の進展など社会情勢が変化する中で男女が性別にこだわらず主体的に行動することが一

層求められることから、さらなる市民意識の高揚と推進を図るため、平成27年に制定いたしました。条例の推進に当たりましては、全市民が男女共同参画にかかわり、その市民の中にはセクシュアルマイノリティーの市民も当然含まれるところです。条例の第13条では、性別による権利侵害の禁止として、性別を理由とする直接的、間接的な差別的扱いなどを行ってはならないとされています。

質問にありますSOGIが意味するところのどのような人を好きになるか、自分の性をどう認識しているかについては、条例の中には具体的には触れられておりませんが、個人の尊重と法のもとの平等をうたう憲法の理念に基づいて制定された条例であると認識しております。現時点では条例の改正など検討してございませんが、SOGIという言葉や考え方、性別の定義として心理的性別については、現時点で市の施策において具体的な検討などがされていないことから、国や他自治体の動向など必要に応じて情報収集などを進めてまいります。

次に、小項目2、パートナーシップ宣誓制度についてお答えいたします。主に同性同士のカップルを対象としたパートナーシップ制度は、法的な効力は持ちませんが、性の多様性を尊重する取り組みとして平成27年から導入が始まり、現在では首都圏や大都市を中心に全国20の自治体で導入されているものと承知しております。また、最近では性自認に従って法律婚を選択しない事実婚のカップルに対してもこの制度の対象とする自治体があります。パートナーシップ制度は、お互いの個性や性の多様性を認め合い、当事者たちの生きづらさを少しでも解消し、誰もが生きがいと誇りを持って暮らしやすいまちづくりという考え方に基づく制度と認識しております。全国的にも新しい制度、課題であり、本市としましては市民理解を含め、慎重に全国的な推移について情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、大項目3、化学物質過敏症に対する認識についてお答えいたします。

近年柔軟剤や消臭グッズなどの香料に含まれている成分中の化学物質に対し、体が拒絶反応を起こし、何らかの症状があらわれる化学物質過敏症が報道で話題となっております。この症状は、原因が解明されておらず、規制がないことから、対応が難しい状況となっております。また、通常のアレルギーとは異なり、血液検査などでは捉えることができず、症状を起こしている可能性がある物質の特定をするためにさまざまな検査を行い、問診なども含め総合的な診断を行う必要がありますが、根本的な治療が難しいとされております。

公共施設の新築や改修などの整備につきましては、建築基準法や法令などにに基づき、揮発性有機化合物等の発散量の少ない建材を使用するとともに、工事完了間際には室内の化学物質の濃度を測定しております。新設間もない施設では、新築施設特有の香りがある場合もありますが、化学物質の濃度は全ての施設で基準を満たしております。

また、学校での対応としましては、各学校で毎年保護者の方に家庭環境調査の保健調査票を提出していただき、子供たちの健康状態の確認をしておりますが、現時点ではこのような症状が確認できるケースはございませんでした。各学校では、養護教諭を中心に健康相談の体制を整えており、引き続き子供たちの体調を配慮するとともに、全国的な情報や取り組みについて調査研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。それぞれお答えをいただきました。順を追って再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、JR宗谷本線の問題についてでございま

すけれども、周辺を含むこの26沿線自治体で組織する宗谷本線活性化推進協議会、これの中心自治体として名寄市、加藤市長、JR宗谷本線の維持、存続に対して先頭に立って日々御尽力をいただいておりますことにまずもって感謝と敬意を表すところでございます。

ことしと来年の2年間で第1期集中改革期間での成果目標をどのあたりに定めているのか、それはニーズに合っているものなのかどうかということをもう少し具体的にお知らせをいただけるとありがたいのですが。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） アクションプランのという意味でよろしいでしょうか。こちらのプラン、JRが策定したプランになりますけれども、列車の乗車人数といいたいまいしょうか、そちらの部分を現状維持することを目標値として掲げながら取り組みを進めるということになってございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。乗車人数を維持していくためには、やはり利便性の向上ですとか利用の促進というものが非常に大事になってくるかと思えます。

これまでも先輩議員の方々がJR宗谷本線の維持、存続について一般質問で繰り返し議論を重ねてこられたところでありますけれども、JR宗谷本線の存在意義というものは、この鉄道が持っている優位性、そのポテンシャルの高さにあるのではないかなというふうに私は考えております。先月の5月に策定されました名寄市の地域交通網形成計画、これの中にも鉄道路線は地域の交通インフラの軸に位置づけられている重要な存在であるということを認識されております。先ほど御答弁いただきましたとおり、これまで打ち出されてきた宗谷本線のアクションプラン、都市間、生活、観光、この3つの柱、これに鑑みますと、都市間輸送、生活路線としての利用促進を考えますと、

まずは鉄道ダイヤの利便性の向上だというふうにも私思っております。2016年3月のダイヤ改正で行われた札幌への直通特急の削減、旭川での乗りかえを余儀なくされているという状況に鑑みますと、その辺の利便性の向上というものに対してこれからどのように進めていくのか、この辺が大変大事になってくる部分なのかなというふうにも考えております。

そして、普通列車と快速列車のダイヤの設定も、これも恐らくアンケート等でいろいろと情報は積み重ねられているとは思いますが、本当に利用者側のニーズに合った今ダイヤ設定になっているのかどうか。あるいは、名寄以北の普通列車の本数の少なさ、そういったものを考えるときに、ダイヤ改正のときにはぜひとも沿線自治体も積極的に意見を上げていく必要性というのがあると思うのですが、そのアンケートの結果をもとにまとめられた利便性向上に関する申し入れ的なもの、こちらはどのような形で今推移をしているかということをお伺いします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) ダイヤ改正の提案した内容ですけれども、先ほど答弁したとおり、一度一斉にアンケート調査をさせていただいて、その中での自由記述なりの聞き取り等を参考にしながらつくらせていただいたものが議員御指摘のとおり乗りかえ、旭川乗りかえになった部分、ここについてはかなり利便性を下げているということで、その部分については当然直通便をお願いするということと、実はビジネスユースにしまして特急で札幌から稚内まで帰った場合には日をまたいでしまうといったような非常に使い勝手の悪い状況、ここを今札幌が6時半出発ということで、従来のダイヤよりもかなり後ろにずれての出発時間となっていますので、その部分については従来どおりの5時台の出発ということで前倒しできないかということ、日中時間帯の特急列車については、もう一本追加できないかといったようなこ

とを実は提案をさせていただいております。この旭川乗りかえにつきましては、実はJR側の車両老朽化、それから車両回しの問題等でかなり苦渋の選択であったということでしたが、ここについては実際に利用者数も若干そのことによる影響による減も見込めるということをおっしゃっていますので、そのことについてはJRも今前向きに考えていただいているというような状況ではないかなというふうに考えております。

それから、普通列車、快速列車のお話もございました。この部分については、私たちも協議会の人間も同じ思いでありまして、実は国鉄民営化された当時からダイヤというのはほとんど変わっておりません。現状の利用者側のニーズに合ったダイヤということで再構築ということになりますけれども、北海道全体の車両回しであったりという部分の課題もかなり多く、それから先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、優位性、高速大量輸送という部分のことから考えると、なかなか今それを満たすほどの人員も乗っていないダイヤ、時間帯もございます。そこら辺の調整も今後課題になってくるのかなというふうに考えているところです。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。恐らく考えていることは、私どもとも全く一緒の部分かなというふうにも考えております。

日中の特急の増便ですとか直通列車回復させていく、あるいは名寄一稚内間を結ぶ夜の特急列車の部分、そういった部分に関しては非常に前向きな申し入れをされているのかなというふうに考えているのですが、ダイヤが50年前から変わっていないとはいえ、取り巻く環境、私たちの生活とかそういった部分というのが大きく変わってきている部分があるかと思っておりますので、その辺についてはもっともっと深く掘り込んだ中で本当にニーズに合ったダイヤ設定というものができないのかどうか。あるいは、JR北海道の車両の機

回しの関係ですとか乗務員の手配の問題等々いろいろそれはあると思うのですけれども、それよりもまずもって第一義に大切になってくるのは、いかに利用していただくかという形になろうかと思えますので、ぜひその辺も含めて前向きにこれからも教えていただければというふうに考えております。

また、それと同時に鉄道の利便性を向上させていく上では、恐らく鉄道をおりてから、あるいは駅へ行くそのアクセス、バスのアクセス、乗り継ぎ等が非常に大事なポイントになってくるかというふうにも思うのですけれども、地域の公共交通網を考えていく上でそのバスとの連携というのが非常に重要なポイントになると思えます。これが鉄道のダイヤの改正にバスがそれと合わせてリンクした形でうまく整合性がとれていないという部分が非常に多いのかなというふうにも思えます。そういう路線も結構あったりして、うちのお客さんなんかもうバスがもう少し早く出れば名寄からこの列車に乗れたとか、あるいはもう少しバスが待ってくればこの列車で来て、天塩弥生のほうに行けたとかという話にもなりますので、ぜひともその辺路線バス等の乗り継ぎの利便性ということに関して進めていただければというふうに考えておりますが、その辺についてはいかがでございましょう。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 非常にそのとおりであるというふうに私も考えておりますし、実は北海道のほうで公共交通の指針をつくりまして、その目的というのが北海道全体のシームレスな公共交通網の整備ということがうたわれております。議員おっしゃりますように今名寄以北、列車でいいますとダイヤも数少なくなってきましたが、その部分をしっかりと有効活用していただくために幹線からしっかり2次交通、3次交通への接続がシームレスな形となるように、実はダイヤ改正のときに公表される数日前ぐらいに情報提

供があるような状況であったのが現在そこについてバスの接続が課題であるので、もっと早く情報提供してほしいということでJRにも申し入れた経緯があります。現在は、若干ではありますが、以前よりも早目に情報提供していただいているというのが現状でありますので、今後も利用される方の目線に立って、利用しやすい公共交通網についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。

ぜひそのように進めていただけるとありがたいと思いますし、JR北海道からのなかなか提示が遅いということで、対応が出来るという部分もあるかと思えますけれども、いずれにしてもバス路線等の弾力的なダイヤ見直し、これって観光客、インバウンドに関して非常に大きな影響を及ぼす部分であるのかなというふうにも考えております。使い勝手のよい交通機関の交通網の策定というのは、やはり大きな効果を発揮するものだというふうに考えております。

公共交通機関を使って、海外から名寄に来られるお客様、これはほぼほぼジャパンレールパスですとか、北海道レールパスなどのフリー切符を使って来られるお客様が圧倒的に多いわけございまして、これらのフリー切符等が売上げが2004年から2015年の13年間の間に実績は14倍伸びているという状況があるようございまして、なかなか宗谷本線にインバウンド、外国人観光客のお客様が多くまだまだ訪れてはいない状況ではございますけれども、その辺もダイヤの設定の仕方ですとか利便性、使い勝手、そういったものを含めて考えていくと、ますます来られるようになるのではないかなというふうにも考えております。バスではかわりにならないという意見をやっぱり多く聞くところでございます。うちに来るお客様などに聞いても、鉄道があるから名寄まで来るのだよ、鉄道があるから稚内まで行くの

だよというような話をよく伺いますので、ぜひぜひ生活ベースの公共交通と観光にまつわる交通、この双方において利便性を横断的に考えていくチャンネルも必要なのではないかなというふうに考えているところでございます。

そして、ちょっと話は変わるのですが、8線区への道の財政支援の中で、沿線自治体で一定程度の負担をするということでもありますけれども、まだこれは決まった額は定まっていないというところでしょうか。いかがですか。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) つい先日北海道知事の道補正予算の概要説明で8線区ごとの金額については公表されたところでございます。この宗谷本線については、示していただいている金額をもとに、今後第3回定例会に向けてそれぞれの自治体で最終調整を行いながら、提案をさせていただくような準備をしっかりと進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。

そして、もう一点お尋ねをしたいのですが、8線区への沿線自治体での一定負担額を拠出することになったこれまでの経緯についてもう少し詳しく教えていただくとありがたいのですが。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 経緯につきましては、昨年末、知事、それから市長会、町村会等関係者で集まる関係者会議において一定程度の負担をしながら、利用促進に資する取り組みとして行っていかなければならないという意思確認がそのレベルで行われた結果、それからの各沿線への北海道からの説明という流れという認識であります。ということですので、現状今8線区に対して北海道が丁寧な説明を行いながら、補正予算に至ったということだというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。

名寄市でやれることというのは、恐らく宗谷線全体で考えていかなければならない部分も多々あるかと思えます。ほかの線区とのバランスですとか整合性もあって、複合的にこの維持、存続を考えていかなければいけないという部分がなかなか複雑な部分があるかと思えますけれども、この2年間の第1期集中改革期間というのは、恐らくあっという間に終わってしまうのではないかなというふうに思います。そこで、改めて宗谷本線を維持していかななくてはならない根拠を明確に打ち出して、各界各層の人々を巻き込んでいく取り組みが一層必要になってくると思うのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 維持、存続に向けてのこの2年間しっかりやれよという今激励を受けたと思えますけれども、先ほどから議員おっしゃっていただいているとおり、現状アンケート調査をしてもこの宗谷本線の中で駅のある旭川以外、圧倒的に名寄というのは鉄道利用者数、1日の利用者数が多い駅となっております。これは、通院、それから通学といった部分での日常利用者が非常に多い地区という認識です。それから、特急の乗降者数も、稚内は観光客がいるので、特急に特化した利用者数になってはいますが、名寄は特急においても普通列車においても非常に利用者数の多い駅ということが特徴的ではないかなというふうに思っています。そういった意味でしっかり残していくためには、やはり利便性を向上して今の利用者数を維持していくのと、昔は冬こそJRという時代がございましたけれども、最近では若干雪が降るとなかなか難しい状況もありまして、安定したという部分では一番強みだった部分が今弱くなっている部分もありますので、そういった部分をしっかりと支援というか、取り組んでいただきながら安定性を確保しつつ、利便性向上のために旭川乗りかえというものも改善していただけるよう取り組んで利便性を向上して、名寄と

しては今まで以上に取りこぼしてきたお客様をしっかり取り込んでいけるような、そんなJRになっ
てほしいなというふうに後押しをしていきたい
なというふうに考えているところです。

それから、インバウンドのお話もありましたけれども、当然北海道は総合戦略のKPIにインバ
ウンド500万人達成という数値を掲げておりま
す。この部分達成するためには、当然インバ
ウンドをしっかり隅々まで運ばなければいけない。外
国人旅行客の方は、やはり移動手段として国の文
化として鉄道を使うという文化がありますので、
しっかりとそこは北海道の隅々まで外国人観光客
を運ぶという意味では、鉄道を残さなければその
部分の役目は果たせないのではないかなというふ
うに考えておりますので、しっかりそういった観
点からも残していきたいと、活動を強めていき
たいというふうに考えておりますので、よろしく
お願いします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。
心強いお話をいただきました。JR宗谷本線をき
っちり旭川から稚内まで通しで残していくとい
うことがやはりこの地域にとって非常に大事な部
分になるのかなというふうに考えております。

数年前から加藤市長のほうからも旭川空港への
空港アクセス線の話が出ておりましたけれども、
旭川空港の就航率が実にことしの冬は99.7%と
いう高い数字をたたき出しておまして、道内
での空港の中でも一番安定されている空港だとい
うふうに思っております。そこを拠点とした鉄道路
線を結んでいくことによって、この道北あるいは
道東へのアクセスのよさというのがこれからま
す増していくと思うのですけれども、その旭川
空港アクセス鉄道について今進捗状況みたいな
のはいかがな形になっているのか、わかる範囲で結
構ですので、お知らせください。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 旭川のアクセス線の進捗

状況ということですが、具体的な実施計画
とかそんなことにはまだ至ってはいませんが、今
議員がおっしゃるとおり、千歳空港がかなり狭隘
化しているというような状況の中で、新たに千歳
空港を肥大化していくという議論もあるのですけ
れども、おっしゃるとおり旭川の空港をもっと
札幌の代替空港として利活用していくと。今空港
民営化の話も出ているので、そういった角度から
もぜひ旭川空港までの利便性をさらに高めていた
だきたい。これは、アクセス線もそうですけれど
も、旭川までの新幹線の問題も含んでいるところ
でありまして、この辺に関しては我々の活性化協
議会の中でも、あるいはアクションプランの中
でも若干頭出しをさせていただいて、こういったこ
との運動も我々の中でしっかりしていくというよ
うな文言を明記させていただいて、今後もしっかり
と運動していく中で機運を醸成していきながら、
その実現に向けたいろんな方策を検討したいとい
うふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。
これからも加藤市長は名寄市の先頭に立って、宗
谷本線をぜひ盛り上げていていただきたいな
というふうに思っております。

風っこそや号に関してなのですが、これ
のおもてなしというのも非常に大切な部分にな
りますけれども、沿線住民の利用促進、こちら
も大切な部分になってくると思うのですけれど
も、市民へのPRの仕方についてはどのようにお考
えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域住民への利
用促進の取り組み、周知ですけれども、今北海道
全体で組織されている北海道鉄道活性化協議会、
これは知事を先頭にいろいろな民間団体も入りな
がら、経済界も入りながらの組織になっていま
すが、そちらのほうは道内一斉にこれからキャ
ンペーンを打つということですが、これは鉄道

に限ったものではなくて、公共交通全般をしっかりと利用していただきたいといった乗って残そうというような趣旨の取り組みが今後展開されていくのだろうというふうに思います。我々もそういった活動にしっかりとリンクしながら取り組みを進めて、周知をしていこうと思いますし、何よりも先ほどから御指摘いただいている利便性の向上、ここに尽きてくるのかなというふうに考えておりますので、しっかりとそこところは取り組みをさせていただきながら、また広報等も活用しながら、こういった北海道全体の取り組みを皆さん方にも周知して、取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。JR北海道にかかわる問題、歴史的な部分から含めてもいろいろなまだまだ言わなければいけない、言いたいことというのたくさんあるわけでございますけれども、宗谷本線を今後も維持していくためにもかかる有識者の方、あるいは沿線自治体の有志の皆さんとともに手を携えながら、さまざまアイデアを出しながら、ぜひとも一緒に私も含めて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

次の質問に移らせていただきます。ペース配分を非常に間違っております。大変なことになったという……失礼いたしました。続いて、人権尊重と多様性を認める社会についての部分でございますけれども、いろいろと偏見というものが背景にあるのではないかなというふうに考えているところでございますけれども、性の多様性、あるいはセクシュアルマイノリティーの人たちへの配慮について、今後この名寄市はどのように具体的な取り組みをされていくのかというところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 具体的にということ

で今御質問をいただいたのですけれども、私ども個々のそれぞれマイノリティーの皆さんがどういった事象で困っていらっしゃるのか、あるいは悩んでいらっしゃるのか、その辺が少しわからないものですから、具体的に私どもが今何に取り組むということについてはちょっと言えないということでありまして。御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 恐らくわからないのだろうなというふうに私も想像しておりました。

相談件数についても尋ねようと思ったのですけれども、恐らく同じ回答になるのかなというふうに考えております。というのも相談窓口がどこにあるのか、どこに相談したらいいのかということが当事者がいたとしてもそれが全然見えてこない状況の中で、もう黙るしかないという状況に恐らくなっているのかなというふうに考えるところでございます。ですから、今後条例に明記するということはまだ先と考えると、個人の尊厳、憲法に基づいて守っていくという基本姿勢に基づいて考えていきますと、これらのマイノリティーに対する相談でき得る職員、あるいは専門性を持った相談員、相談窓口、多角的にカンファレンスのできるケアチーム、そういったものを構築していく必要があるというふうに考えておりますので、ぜひその辺を御検討いただければというふうに考えております。

とりわけ子供たちに対する思いというのが非常に大切な部分になろうかというふうに思っています。自分の気持ちをしっかりと伝えられない、あるいは表現のしようのない子供たちというのは、大変深刻な状況下に置かれていると思います。文部科学省は、2010年に児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底についてを発しております。とりわけ性同一性障がいにかかわる児童生徒について、その心情などに十分配慮した対応を要請しているところです。北海道教育委員会も2015年に教職員向けの資料、性同一性障がいの理解のためにというものを作成して、文科省から

の通知を受けた性同一性障がいにかかわる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施についても通知をしています。こういったことを受けて、子供たちもどこに相談していいかわからない状況にあるかと思っておりますので、ぜひともその相談できる窓口、あるいは相談する場所の可視化、そういったものについて進めていっていただきたいと思っておりますけれども、その辺に関してはいかがお考えでございましょうか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今特に子供、児童とかということ言われていますけれども、先ほどもお話ししましたけれども、私ども十分議員が言われている問題について、例えば婚姻の問題だったり、そういう具体的な状況であれば理解はできるのですけれども、なかなか現状例えば教育現場でどのような対応をしているのかということも今私が十分把握しておりませんので、実態も含めてその辺は教育部と改めて状況や何かの確認をさせていただいて、まずそこから始めることになるかなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 見えてこないからとか、相談がないからとかという部分で恐らくなってくる部分というのは多いのかなというふうにも思うのですけれども、なかなか実態が見えてこない、あるいは感じられないから手をこまねいているというような状況では、誰にも相談できずに一人で悩んで、周囲からのいじめやからかいや偏見差別におびえ、耐え忍びながら自傷行為や自殺に至るというような人たちもいるという状況でございしますので、ぜひともいじめの傍観者と同じような形にならないような策を早急にとっていく必要があるかと思っております。というのも、実際問題名寄市内でそういう相談を私は受けております。そして、その中で名寄にはそういった窓口もないし、あるいはパートナーシップ制度もないので、旭川へ転

出、あるいは札幌へ転出、そういう方もいらっしゃるという現実があります。マイノリティーの人たちに対して優しい社会というのは、全ての人に対して優しい社会になるというふうに考えております。ですので、誰もその手からこぼれ落ちることのないような対策、そういったものをしっかりと推し進めていただきたいなというふうに考えているところでございます。特に知らないということ、理解が進まないという実態の中で、恐らくSOGIハラスメントですとか差別ですとか、そういったものというのが生まれてくるのだろーと思っておりますので、ぜひとも詳しくその辺を学習できる、そういった機会というのもつくっていただきたいなというふうに考えております。その辺についてもう一度改めてお伺いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） それでは、私のほうから若干子供にかかわることでございますので、お話を申し上げたいと思っておりますけれども、議員が御指摘のように北海道教育委員会では平成27年に教職員向けの指導資料ですか、性同一性障がいの理解のためにを出しておりますし、また29年もまた同様に教職員の指導資料を出しております。いわゆる性的マイノリティーの子供たちについて心情的に配慮して、適切な対応をとるようということで、指導資料も教育委員会のほうに来ておりまして、これは29年度でしたか、資料入りしましたので、各学校にお配りしているというような状況でございます。

ただ、本市の現在の小中学校におきましては、性的マイノリティーの児童生徒や保護者から直接の相談はまだ今のところございません。ただ、そういう通知行っておりますので、教育委員会といたしましては性的マイノリティーの子供たちや保護者から相談があった際には各学校に対して十分対応していただきたいということでお話ししております。

指導資料の中にも書かれてあるのですが、何点か学校へお願いしている事項があります。1つは、児童生徒が相談しやすい環境を整えていただきたいということ、それから道教委の今資料出ておりますので、それをしっかり活用していただきたいということ、それと子供たちや保護者からの相談についてはプライバシーにしっかりと配慮しながら対応していただきたいと。それと、必要に応じて学校内で委員会等をつくっていただいて、学校外の関係機関と連携した対応がとれるようにというようなことを主な内容としてお伝えしながらありますけれども、今後もこのことについて改めて周知してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。今後もぜひ子供たちを含め、大人たちも含め、さまざまな人たちが、多様な人たちがその多様性を認知されるような実効性の高い、垣根をつくらなような制度設定をしていただければというふうに思っております。法務省の人権擁護局もセクシュアルマイノリティーについて理解を深める啓発活動の強調事項に鑑みて、本市においても男女共同参画条例の中に打ち出されているわけですので、ぜひともそれをますます大きく膨らませていただきたいと思いますというふうに考えております。

そして、化学物質過敏症についてなのですが、これもぜひとも香害、香りの害に関するポスターですとか啓発活動、そういったものを進めていただいて、今後も取り組みを推し進めていただければというふうに考えております。

化学物質過敏症、あるいはセクシュアルマイノリティーの今後の話、あるいはパートナーシップ制度については、今後もまた改めて質問を投げかけさせていただきますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長(東 千春議員) 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

特別支援教育の推進について外1件を、遠藤隆男議員。

○8番(遠藤隆男議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目の1、特別支援教育の推進について3点、最初に小項目の1、特別支援学級の現状と課題についてお伺いをいたします。特別支援教育の充実を図るために、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育支援をされていることと思いますが、1点目に名寄市の特別支援学級の現状と教育支援をされている中での今後の課題等についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2、特別支援教育専門家チームについてお伺いをいたします。巡回相談等によりLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がい等のある児童生徒への支援体制の整備や支援等が行われていることと思いますが、2点目に特別支援教育専門家チームの巡回相談等の実施状況についてお伺いをいたします。

また、巡回相談等で把握された困り感のある児童生徒の現状と今後の課題等がありましたらお聞かせください。

次に、小項目の3、特別支援教育コーディネーターとの連携についてお伺いをいたします。子供の成長に合わせて支援要領は変わってくるものと思います。また、特別な教育支援を要する児童生徒には専門的な知識が必要と思いますが、そこで3点目に特別支援教育コーディネーターの役割を含め、教職員、保護者等との連携状況についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2、農業振興施策について2点お伺いをいたします。小項目の1、担い手の確保についてですが、産業全般の担い手不足等による労働力の確保は喫緊の課題となっておりますが、名寄市の基幹産業である農業においても深刻な課題

と認識をしております。そこで、1点目に、名寄市における担い手の現状と人材確保、人材育成の取り組みについてお伺いいたします。

次に、小項目の2、農畜産物のPR推進についてお伺いいたします。名寄市では、モチ米を初め品質や生産量を誇る農畜産物が多くあり、地域農業の活性化のためにも地産地消の推進や消費拡大に向けた市内外へのPRは重要であると考えます。2点目に、名寄市の主な作物の現状と市場などにおける評価についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 遠藤議員より大項目で2点にわたって御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については経済部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

まず、大項目1、特別支援教育の推進について、小項目1、本市における特別支援学級の現状と今後の課題について申し上げます。障がい等のある児童生徒が自立し、社会参画するために必要な力を養うためには、一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、その子供が持つ可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善、または克服することができるよう適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の充実を図ることが大切となっております。

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、実態に応じたきめ細やかな教育を行うために小学校及び中学校の中に特別に設置された少人数の学級のことでございます。平成19年に改正された学校教育法の規定に従い、小中学校には障がいの種類ごとに知的障がい、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症、情緒障がいの特別支援学級を設置できるとされております。特別支援学級では、基本的には小中学校の学習指導要

領に沿って教育が行われますが、児童生徒の障がいの状況等に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程を編成できるとされております。例えば障がいによる学習上、または生活上の困難の改善や克服を目的とした指導領域である自立活動を取り入れたり、各教科の目標、内容を下学級の教科の目標、内容にかえたり、各教科を知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科にかえたりするなど、当該児童生徒の障がいの状況等に合った教育課程を編成することが可能です。

本市の特別支援学級の現状といたしましては、昨年度と比べ令和元年度は全体では4学級減っておりますが、在籍する児童生徒数に大きな変化はなく、各学校において多様な障がい種の学級が設置されております。このため一人一人の児童生徒の障がいの状況等に応じた指導内容、指導方法の工夫が求められており、緊要な課題となっております。具体的には特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、それに応じた適切な支援を行うために個別の指導計画や教育支援計画の作成、当該児童生徒に対する指導や支援が学校全体で行われるよう校内の支援体制の整備や個々のニーズに応じた指導、支援の充実を図る必要があります。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行い、望ましい社会参加を目指して日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身につくような指導を充実させることが必要となっております。

次に、本市における特別支援教育専門家チームによる巡回相談の実施状況について申し上げます。本市においては、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障がい等のある児童生徒への総合的な支援体制の整備及び指導や支援の充実を図るため、幼児、児童生徒の障がいの有無を判断したり、望ましい教育的対応について専門的意見を示す本市特有の特別支援教育専門家チームを設けておりま

す。専門家チームの委員は、心理学の専門家である名寄市立大学の教員や特別支援教育に精通している小中学校の教員、高等養護学校の教員、教育委員会の指導主事から構成され、各学校等からの要請を受け、当該学校の教員等に対し学習環境や指導方法等に関する指導、助言を行う巡回相談を実施しております。本市では、生活や学習上の困り感を抱えている児童生徒が多く見られることから、平成28年1月に名寄市特別支援教育専門家チーム設置要綱を改正し、障がいの有無にかかわらず、学校生活や家庭生活において困り感を抱えている全ての児童生徒等を対象に巡回相談が実施できることといたしました。その結果、平成30年度は各学校からの46件の要請に対し、延べ132名の委員が巡回相談等を実施してきております。

これまでの巡回相談においては、認知特性、学習障がい疑われる子供、多動性、衝動性の傾向がある子供、帰国子女の子供などへの対応のあり方等について相談要請がありました。この要請を受け、専門家チームが巡回相談を行い、認知特性、学習障がい疑われる子供に対しては、家庭と連携して支援に当たるとともに、学習における学校の役割と家庭の役割を明確にして学習支援をしていくこと、多動性、衝動性の傾向がある子供については、ソーシャルスキルトレーニングを行うことや気持ちが乱れてしまったときは気持ちを落ち着かせるために一時的に別な場所に行くことを認めてあげること、帰国子女の子供については日本語の力をはかるため就学時健診時に行った発達検査を再度行い、その変容を見ることで指導方法を見直していくことなど、一人一人の困り感に応じた具体的な教育的支援のあり方について指導、助言を行う等の対応をしてまいりました。また、学校と保護者が協議し、児童生徒の困り感等について客観的なデータをもとに明らかにしたほうがよりきめ細やかな支援ができるのではないかと判断した場合には、専門家チーム委員が保護者に対し

て発達検査の説明をしたり、同検査の実施結果をわかりやすく説明するなどの対応をしてまいりました。さらに、家庭の問題等が原因で当該児童生徒が不登校傾向になっている場合には、専門化チーム委員はもとより、当該児童生徒が所属している学校の教職員や当該児童生徒及び家庭に携わっている関係機関の担当職員等による個別支援会議を開催し、それぞれの役割に応じた支援のあり方等について協議をするなどの対応をしてまいりました。

今後の課題といたしましては、学校が特別支援教育コーディネーターを中心に児童生徒等が必要としている教育的ニーズをよりきめ細かく把握し、さらに指導や支援の充実を図ることやこれまで以上に巡回相談を積極的に要請するなど、専門家チームを一層有効に活用することが挙げられます。

次に、小項目3、本市における特別支援教育コーディネーターが校内の教職員や保護者、関係機関とどのように連携しているかについて申し上げます。特別支援教育の充実を図るためには、学校が一体となって児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応することが重要でございます。このため学校では特別支援教育コーディネーターを校内分掌に位置づけるなど、校内支援体制の充実にも努めております。

特別支援教育コーディネーターは、校内の教職員や外部の関係機関と連携を図りながら、連絡調整を行ったり、保護者等の相談の窓口、担任等への支援等といった役割を担っております。具体的には校内の教職員や関係機関と情報交換をすることや保護者からの相談に応じ、保護者の気持ちを受けとめながら理解や協力を求めること、担任等の教員に具体的な支援方法等について助言すること、特別支援教育専門家チームから受けた指導、助言を踏まえ、校内の支援体制等について工夫改善を図るなどして各方面との連絡協力を進めているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目の2、農業振興施策について、初めに小項目の1、担い手の確保について申し上げます。

名寄市におきましても農家戸数は年々減少を続け、農業従事者の高齢者も進行していることから、担い手不足は本市農業の大きな課題となっております。市の調査では、平成30年7月末現在、30アール以上の農地を所有し経営している農家戸数は542戸となっており、経営主が60歳以上の農家戸数は309戸、そのうち後継者のいる農家戸数は54戸で約17.5%にとどまり、その多くは後継者不在となっております。しかしながら、ここ数年は農家子弟のUターンや新規学卒者などによる就農が一定数確保されておりまして、平成26年から30年度までの過去5年間の新規就農者数は41名で、JA道北なよろ管内青年部の部員数は過去最高となっていることに加えまして、新規参入者についても過去5年間で6組となっております。地域農業にとってうれしいニュースとなっております。

本市の取り組みについてでございますが、まず担い手確保では道北農業担い手育成対策協議会を通じての名寄産業高校酪農科学科への支援を初めといたしまして、新規就農者支援事業の見直し、拡充や地域おこし協力隊制度を活用した農家子弟や新規参入者の確保などに努めてございます。また、担い手の育成では、農家子弟が後継者として早期に定着、安定が図られるようJAとの協調による農業後継者支援事業を創設したほか、農業青年活動への支援や交流会などの開催、JA、普及センター、市で構成する新規就農者支援チームや集落支援員による指導相談体制など、財政的支援に加え技術や生活面でのサポートの充実が成果につながっているものと受けとめているところでございます。

次に、小項目の2、農畜産物のPR推進について申し上げます。本市におきましては、恵まれた

水利と豊かな土壌、冷涼な気候と昼夜の寒暖差などの条件を生かし、安全でおいしいさまざまな農畜産物が生産されてございます。平成30年度産の主な実績につきましてJAの取り扱いベースで見ますと、日本一の生産量を誇るモチ米は約25億7,000万円、次いでスイートコーンが5億8,000万円、カボチャ約5億7,000万円、アスパラが約4億2,000万円、パレイショが約1億7,000万円と続き、その主な出荷先につきましては関東、関西、中京、そして道内となっております。

モチ米は、施設において着色や粒の大きさなどを均一に調整されており、品質のよさややわらかさなどの特性が赤福を初め実需企業から評価、信頼され、優先的に御購入をいただいております。また、味覚や規格にすぐれたアスパラやカボチャなども選果場で厳格に選別されているほか、アスパラ、スイートコーンは生産者の皆さんが収穫の時間や管理に注意を払い、出荷後は選果センターにおいて真空予冷するなど、味や鮮度を保つ対策も行っているため、取引先の市場などから高い信頼と評価をいただいております。また、カボチャやスイートコーンを出荷する黄色の段ボール箱は、市場などにおきまして名寄ブランドとして広く認知されており、生産者の皆さんを初め関係各位のこれまでの努力の積み重ねが実需者や市場関係者などとの強い信頼関係に結びついたものであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） それぞれ御答弁をいただきまして大変ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

まず、特別支援教育の推進についてからお伺いをいたします。先ほどの丁寧な御答弁で名寄市の特別支援教育の現状、概要については認識をさせていただきました。特別支援教育において児童一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育支援

を行うためにも、児童生徒個々の障がいの状態や特性を把握することは重要であると考えますが、現在名寄市における特別支援学級と普通学級との交流及び共同学習についてどのような取り組みがされているのか。また、各学校の現状を含めましてお伺いいたします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 特別支援学級と普通学級との交流ということで御質問いただきました。現在学校においては、障がいのある子供と障がいのない子供たちが可能な限り同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められているところでございます。このため学習指導要領では、障がいのある子供と障がいのない子供の活動をともにする機会を積極的に設けて、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流と、教科等の狙いの達成を目的とした共同学習を一体として捉えた交流及び共同学習の推進を重視しているところでございます。

本市の小学校におきましては、交流及び共同学習を9時間から15時間程度各学校で行っております。具体的には理科や音楽、図画工作などの教科で通常学級の生徒と同じ学習内容を学んだり、総合的な学習の時間で支援を受けながら、ともに体験活動や調べ学習に取り組んでいるところでございます。また、中学校においては、4時間から14時間行っておりますけれども、具体的には技術家庭科や美術などの実技教科の学習内容を学んだり、学級活動や学校祭などの行事に取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、交流及び共同学習などを通じて、社会性や豊かな人間性を育むために現在小学校5校に24名、中学校4校に6名の学習支援員を配置しておりますけれども、今後も各学校の実践を共有することで効果的な指導方法等の一層の工夫改善を図っていくとともに、学習支援員や特別支援学級の担任だけではなく、全教員が共通の認識を持って教育に当たることがで

きるように各学校を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) ありがとうございます。引き続き取り組みを続けていってほしいと思います。子供たちが明るく元気に学び、成長していけるように、保護者を含め教職員、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育専門家チームがしっかりと連携をして、学校全体での支援体制を充実させるような取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

次に、障がいのある児童生徒への就学及び進路指導についてお伺いをいたします。特別支援教育の推進において名寄版個別の支援計画「すくらむ」の普及促進に努められていると思いますが、障がいを持つ保護者の中には障がいのある子供の進路に関してどこに相談していいかわからないといった声もあり、そこで乳幼児期である就学前、学童期等の就学中、青壮年期の就学後における取り組み、また保護者を含めました各関係機関との連携等についてお伺いいたします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 就学、進路指導の取り扱い、またそれに携わっている関係機関との連携について御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

障がいのある子供にかかわる全ての関係者が障がいの状態や認知、学習、行動等の特性について情報を共有し、小中高、就業と各学校段階間におけるきめ細やかな途切れることのない支援体制の充実を図ることが極めて重要なのだというふうに考えております。このため名寄市教育支援委員会というのを設置しておりますが、心身に障がいのある子供たちが小学校や中学校に通学するに当たって、本人の障がいの状態、教育的ニーズ、保護者や心理学等の有識者の意見、学校や地域の実情等を踏まえた総合的な観点から、進学にかかわる

支援について教育委員会としても努めているところでございます。

また、本市では幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校、名寄市立大学、就労機関等の関係者から構成される名寄市特別支援連携協議会専門委員会を設置しているところでございます。この専門委員会につきましては、3部会から構成されておりますけれども、各部会については各学校間の途切れることのない支援体制の充実を図るために、各学校段階間の連携のあり方について情報交換を行ってきている委員会となっております。具体的には専門委員会では今年度名寄版個別の支援計画「すくらむ」の有効活用や日常の授業や活動、行事等を相互に参観する取り組みや各学校間の引き継ぎ等のあり方について情報交換を行うなど、子供たちの進学に伴う円滑な接続を図る取り組みを委員会の中で行っているところでございます。

また、就学後の子供たちの進路につきましては、地域における相談支援の中核的な役割を担っております基幹相談支援センター事業ぽっけが相談窓口となることとなります。

今後も教育委員会といたしましては、児童生徒が個々のニーズに応じた適切な指導、支援を受けられるよう、先ほどの教育支援委員会や特別支援連携協議会及びその専門委員会等の関係機関がそれぞれの機能を効果的に発揮しながら、互いに連携を深めながら、途切れることのない一貫した支援体制の充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。

いろいろ質問させていただきましたけれども、私は自閉症という障がいのある子供を持つ親の一人であります。約21年以上前の話になりますが、子供が小学校へ就学をする前のことですが、現在豊西小学校はありませんけれども、当時私の学区

内の小学校は豊西小学校であり、豊西小学校には当時特学、今でいう特別支援学級もなく、本当にどうしていいのかわからず、子供の将来を含め大変不安になった時期がありました。親としては、せめて中学までの義務教育期間中は一緒に暮らし、兄弟と一緒に学校へ通わせてあげたいという思いがあると思います。私の場合、当時の市の相談員の方がしっかりと私の思いを受け入れてくださり、学校の教職員、また教育委員会の皆様の御尽力により、専門の先生の配置を含め、豊西小学校に初の特学をつくっていただきました。兄弟と同じ学校に通わせることができ、子供も明るく元気に6年間を過ごすことができ、御尽力をいただいた当時の皆様、また当時一般的に理解をされていなかった自閉症という障がいを受け入れてくださった名寄市に大変感謝をしているところでもあります。

また、当時はなかった発達障害者支援法が平成16年12月に公布、翌年4月には施行され、平成19年には学校教育法の改正により小中学校に障がいの種類ごとに特別支援学級を設置できるようになり、発達障がい障がい者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化されるなど、各種障がい、障がい者に対する理解が向上してまいりました。その中でも名寄市は、各種障がい、障がい者に対する理解度が高いと私は認識をしております。

私もそうでしたが、子供の障がいを理解し、受け入れるまでには時間がかかります。子供の将来を考えると、大変不安になることもあります。障がいを持つ子供の保護者から誰に相談していいのかわからないといったような声を聞くことがないように、さらに市、保護者、教職員、関係機関等が連携のしやすい体制づくり、子供たちが本当に明るく元気に学び、成長し、保護者、御家族の皆様が安心できるような取り組みを引き続きお願いをしたいと思います。

また、これから名寄市へ転入される方の中にも障がいのある子供を持つ方がいると思います。引

き続き市のホームページでの情報発信のほか、各関係機関との連携強化による情報発信をしていただいて、安心して転入をしてもらえる体制づくりもあわせてお願いいたします。

次に、農業振興施策、担い手の確保についてお伺いをいたします。担い手の確保において後継者の就農が中心になるものと考えますが、一方で不足する担い手を確保するためには地域外からの受け入れは効果的と考えます。先ほどの取り組みにもありました地域外からの受け入れとして取り組んでいる地域おこし協力隊について、募集方法等についてお伺いをいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 再質問をいただきました。議員が言われますように担い手の確保については、多様な担い手の確保が必要だろうということで、その中心は後継者になりますけれども、それ以外の外部からの担い手の確保も必要だろうということで、今その中心となるのが地域おこし協力隊ということで進めさせていただいているということでもあります。

地域おこし協力隊について少し説明させていただきますと、これは国の総務省の制度でありまして、地方で不足する人材を都市部から受け入れて地域力の維持、強化を図るという制度でありまして、国からはさまざまな情報提供のほか財政的支援なども受けることができると、そういう制度でございます。

名寄市におきましては、平成25年度からこの制度を新規就農を確保するという導入をさせていただいているところでありまして、最大3年間の農業研修期間を経て新規就農に結びつくよというということで、私ども取り組みをさせていただいているところであります。幸いにこれまで6名の地域おこし協力隊を委嘱することができまして、そのうち2名の方が市内で就農されておりまして、現在も1名の方が農家で研修を積んでいると、そういう状況になってございます。

御質問いただきました募集の方法についてということでもありますけれども、これは市にホームページがございますので、そういったものに情報を載せさせていただいていることを初めといたしまして、公益財団法人北海道農業公社というのがありますけれども、こういった公の団体、あるいは民間によって新規就農者募集のイベントなどがありますので、ここに私どもも参加をさせていただきながら、実際に向かい合いながら募集をやらせていただいているというのが現状であります。また、実際に窓口に来られた方、相談に来られた方に対しましては、SNSを活用するなどして、そのイベントの後についても丁寧な対応をさせていただいているほか、名寄市に来ていただいたときに実際に農業体験するときには支援制度なんかもありますので、こういった制度のPRも含めて本市での農業体験の御案内もさせていただいているところでもあります。

また、この地域おこし協力隊は、移住にもつながるということから、市内の移住セクションとも十分連携をさせていただいているところでもあります。移住のほうでもそういった移住者を募集するイベントなどがありますので、そこに参加をさせていただきながら、農業に興味のある方などの情報を私どものほうに寄せていただいたり、あるいはその場を活用しながら地域おこし協力隊の情報発信もさせていただいているところでありまして、今年度については道外から2組の農業体験実習生が本市で農業ですとか生活環境を体験いただくことができました。一定の成果があらわれたと私ども受けとめているところであります。

今後につきましても横の連携をしっかりととりながら、さまざまな機会を活用しながら情報を発信し、さらにはその後の丁寧な対応を進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。

た。

地域外からの人材確保については、市のホームページによる情報発信、また新規就農者の募集イベント等への参加、積極的な募集活動をされ、大変御苦労されていることがわかります。やはり募集に関しては、応募をしてくださる方にどれだけ印象に残るように伝えるかが重要であると思っております。名寄市には、地域おこし協力隊から既に就農されている方がおられます。その方たちが直接応募してくださる方に伝えることが最大のPRではないかと私は考えております。また、生活面でも不安とならないよう、名寄市の魅力を含め、生活環境等もしっかりと伝えるほか、応募してくださる方との信頼関係を築くことが必要であると思っておりますが、今後の募集についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の募集についてということであります。基本的には各種イベントなどを通じての直接的な相対での勧誘というのでしょうか、そういうものを今後も続けていきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げたようにそこでできたきっかけをいかに丁寧につないでいくかというのが非常に大切だと思っておりますので、そういった後のフォローというのでしょうか、そういった対応も十分してまいりたいというふうに思っています。

それと、名寄市の新規就農の受け入れの大きなポイントは、受け入れた後の指導体制だというふうに思っていますので、農業支援員なども含めて設置しておりますので、その丁寧な対応についてもぜひPRをさせていただいて、一人でも多くの地域おこし協力隊獲得に向けて努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。財政面でもいろいろ限りはあると思っておりますけれども、できれば私が先ほど申した既に就農されてい

る方たちを直接そういう場に連れて行っていただいて、直接PRをしてくださるような取り組みも引き続きしてほしいというふうに考えております。

農業の担い手の確保については、地域おこし協力隊の積極的な募集にあわせて、就農に向けた条件整備が必要になると思っております。その一つに先ほど課題として御答弁のあった地域での受け入れ態勢の充実を考えております。また、技術の習得も課題と言われましたが、より実践的かつ自立的なリハーサル農業の研修も必要ではないかというふうに私は考えております。農業振興センターの活用を含めた整備体制も一つの方策であると思っておりますが、その辺を含めましてどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 先ほどの今後の募集のところで今提言をいただきました地域おこし協力隊、実際に入ってきた方、その方の声を伝える、そこについては私どもぜひ今後取り組みを検討させていただきたいと思っておりますし、前向きに進めさせていただきたいなと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

それと、今御質問いただきました一つは地域での受け入れ態勢が重要でないかという御意見でありました。私どももここは同じ思いをしているということで、地域で実際に就農する、さらには定着する上で地域の受け入れ態勢というのが大きなポイントだというふうに思っています。数年前に総務省から地域おこし協力隊の事例調査ということで本市にお越しをいただいたことがありました。このときに、総務省から来られた方ですけれども、名寄での地域の受け入れ態勢を名寄方式ですぬということで非常に高い評価をいただいたということがありました。私ども非常にうれしいと思っておりましたけれども、やはりここが大切なのだなというのを改めて痛感したところであります。

現状について申し上げますと、これまで風連の日進地区、あるいは東風連地区でそれぞれ地域で

受け入れをいただいております、農家での農業研修はもとよりでありますけれども、就農時の農地の紹介ですとか、あるいはその後の農作業などでも大変お世話になっているところであります。また、農業以外でも地域でのイベントを初めコミュニティ活動がありますけれども、そこへの参加ですとか、あるいは生活面でも大変お世話になっておまして、これらの成果として風連の日進地区においては平成29年度から2組の新規就農者が営農に結びついたのではないかとというふうに考えているところであります。地域おこし協力隊の成功、先ほど申し上げましたけれども、地域の皆さんの御理解と御協力なしでは成り立たない制度だというふうに考えておりますので、今後もより多くのほかの地区にも受け入れていただけるように理解をいただきまして、協力、働きかけてまいりたいと考えているところであります。

また、もう一つ御提案をいただきました農業振興センターの活用ということであります。現在も主に冬期間となりますけれども、就農に必要な経営ですとか栽培に関する座学を中心にした研修を農業振興センターの中で行っております。この農業振興センターには専門的な技術員ですとかが常駐していること、さらには必要な設備などについても一定程度整っておりますので、独立に向けてのリハーサル農場としての活用について今後調査をしてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。担い手を確保するには、これからも大変御苦勞されると思います。しかし、地道な募集活動が人材確保へとつながっていくと思いますので、継続した取り組みをよろしくお願いいたします。

また、新規就農者の支援、定着のためにも地域での受け入れ態勢の充実、農業振興センターの活用を含めた体制整備もよろしくお願いいたします。

次に、農畜産物のPRについてですが、名寄産

の旬の野菜はとてもおいしく、先ほどの御説明からも高い評価を得られているということがわかりましたが、まずはやはりここ名寄市に暮らす市民の皆様が名寄の農畜産物を実際に味わい、そのおいしさを実感をして、誇りに思えることが重要であるというふうには私は考えます。そこで、市内で購入できる場所等を含め、消費拡大や名寄産の農畜産物のPR等の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 私どもも議員が言われますように市民の皆さんに地場産農産物のおいしさ、さらにはすばらしさを知っていただくこと、そして広めていただくことが地産地消の推進ですとか地元農産物のPRあるいは消費拡大に極めて重要だろうというふうに考えているところでありますし、実際に現在も市内ではさまざまな団体、官民を問わずいろんな取り組みがされている現状にあるというふうに認識をさせていただきます。

幾つか紹介をさせていただきますと、まず市内での購入場所についてでありますけれども、これは生産者が個人あるいはグループなどで直売所を設置あるいは運営している事例がございます。このほかにも道の駅、あるいは市内のスーパーでも地場産の農畜産物等が販売をされておりますし、産業高校ですとか福祉関係の事業所などでも生産、直売に取り組んでいるような事例も見受けられます。これらを通じて市民の皆さんが旬の野菜を購入できる機会や場所が提供されておりますので、市としましてはこれらの直売所などの開設場所ですとか開設日時などチラシとしてまとめさせていただきますまして、毎年広報とあわせて全戸に配布をし、市民の皆さんに周知をさせていただいているところでございます。また、春にはアスパラまつりがございますし、夏には産業まつりがございます。秋には地産地消フェアなど季節ごとにさまざまなイベントを開催しております、その場におきまして販売、PRを行っておりますし、また観光協

会などでは道内外へ野菜を発送する畑自慢や、あるいは特産クラブなどの物産事業、ふるさと応援寄附事業での返礼品のほか、交流自治体イベントでも農産物品の販売などを行っておりまして、今後こういったさまざまな機会を活用しながら、消費拡大や地場産農産物のPRに取り組んでまいりたいと考えております。御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。

さまざまな取り組みが行われておりますが、一方名寄市の農畜産物をどこで買えるかわからないといった声もまだあります。まだまだ市民の皆さんに情報が行き届いていない部分があり、さらなる情報提供に取り組んでほしいというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 私どもも市民の皆さんからそういった声を耳にする機会がございます。ただ、先ほど申し上げたように地場産の農産物が直売あるいはスーパー、道の駅などで売られているというところもありますので、これらの情報提供に一層努めていきたいというふうに思っております。

また、これは私どもだけということではなくて、関連する協議会、団体などもたくさんあります。例えば食のモデル実行協議会、食育推進協議会などがございまして、食に関連するさまざまな団体がありますので、こういった団体ともしっかりと連携、協力をしながら、より一層の情報提供に努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。

PRについては、市外、道外へPRすることは必要であると思っておりますが、やはりまずは市民の皆さんに名寄でとれたものを食べてもらうことが最も重要ではないかというふうに思っております。食

べていただければ、名寄の農畜産物のおいしさを知っていただくことができると思います。それが口コミとなり広がり、それがPRとなって、農業の活性化、名寄市の活性化につながっていくのではないかというふうに私は思っております。

名寄産の農畜産物の消費拡大、PR等については、さまざまな取り組みが行われており、それらの取り組みが継続されますよう市としてのサポートを引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

1年前まで恥ずかしながら私も名寄の農畜産物のよさも余り知らず、買ってきたものを普通に食べ、出されたものを普通に食べるというような生活をしていたと思っております。昨年4月からことしの3月までの1年間という短い期間ではありましたが、農業振興センターに勤務をさせていただき、名寄市の農業の現状、人手不足の中、気候の影響を受けながらも一生懸命取り組み、名寄の基幹産業である農業を守っている農家の皆さんがおり、本当においしい名寄の農畜産物を生み出していることを知ることができました。名寄でとれたものは、何を食べても本当においしいと思えるものばかりです。農業の発展のため、名寄市の活性化のためにも、まずは市民の皆さんに食べていただけるような取り組みを含めた農畜産物のPRをお願いしたいというふうに思います。

私も名寄市民となり、37年目に入ります。私は、名寄に住んでいて本当によかった、これからも住み続けたいと思っている一人でもあります。名寄市全市民の皆さんが安心できる、これからも住み続けたいと思える思いやりのあるまちづくりをこれまで私を育てていただいた名寄駐屯地、名寄市のために恩返しをしていきたいという思いをお伝えし、質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

15時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ふるさと納税について、三浦勝秀議員。

○5番(三浦勝秀議員) 議長より御指名いただきましたので、通告に従い、大項目1点質問させていただきます。

大項目1、ふるさと納税に関してお伺いいたします。小項目1番、用途指定の寄附を財源とする事業実績についてお伺いいたします。30年度本市に対する寄附の実績は、件数4,518件、金額にして4,757万円と報告されております。この寄附を行う際に本市に対する寄附者の用途の特定、つまりどのような事業に対し寄附金を使用してほしいかという項目があり、その内容は名寄市ふるさと応援寄附条例第2条より大学に関する事業や天文台に関する事業など7項目あります。そこで、本市に対して寄附いただいた方々の思いのとおり事業が行われているのかお伺いいたします。また、指定事業なしの寄附についてもどのような事業実績があるのかお伺いいたします。

小項目2、用途を指定した寄附の事業区分拡大についてお伺いいたします。現在ふるさと納税の事業区分は7項目あり、本市の取り組みを市外にPRすることができるツールと考えております。しかし、昨年度の実績では、指定事業なしの寄附が2,156件で、全体の49.34%となっております。このことから、事業区分に対して項目をふやし、寄附者の選択肢を広げることでさらに本市を応援していただけたと考えます。その新たな具体的な項目として、1つ目に名寄市総合計画の重点プロジェクトの一つである経済元気化プロジェクトに基づき観光に関する事業の追加、2つ目に名寄市都市計画マスタープランのコンパクトシティーに基づきまちづくり中心市街地活性化に関する事業の追加、新たに条例第2条、事業区分に追加することについてお伺いいたします。

次に、小項目3、ふるさと納税事業の次年度以

降の見通しについてお伺いいたします。今年度6月に総務省からふるさと納税の制度が改正され、返礼品による他市町村との格差が少なくなっていくことや29年度から30年度にかけても本市に対する寄附の件数が1,870件、金額にして2,133万円増加していることを考えると、本市の特産品をさらに全国的にPRすることができる機会がふえていくと考えられます。特に件数が増加している農産物や新たな返礼品の追加についてどのように対応していくのかお考えをお聞かせいただきたく存じます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) ただいま三浦議員から大項目1、ふるさと納税について、小項目で3点にわたって御質問いただきました。初めに、小項目1、用途を指定した寄附を財源とした事業実績について申し上げます。

本市では、いただきました寄附金につきまして名寄市ふるさと応援寄附条例に基づき、地域振興基金等に一度積み立てを行い、その翌々年度の予算編成時に用途指定に合致した事業で寄附金を活用させていただいております。今年度の予算で御説明いたしますと、平成29年度でいただきましたふるさと納税寄附金額2,623万8,034円を地域振興基金に積み立てをし、今年度の当初予算に同額を基金からおろして活用させていただくこととしております。例えば農業に関する事業であれば、市単独で実施している農業支援事業などに寄附額と同額の279万7,000円を、子育てに関する事業ではひまわりらんどやファミリー・サポート・センターの運営費に寄附額と同額の350万2,000円を予算計上して活用させていただくことになっております。

なお、指定事業なしでいただきました寄附につきましては、昨年度は大学図書館、今年度は小学校における学習支援員等、各年度においてそれぞれまちづくりに欠かすことのできない事業に活用

させていただいているところでありまして、その内容を平成29年度から新たに本市ホームページにふるさと応援寄附活用報告として掲載することで周知を図っているところでございます。

次に、小項目2、用途を指定した寄附の事業区分拡大についてお答えいたします。本市では、平成20年に名寄市ふるさと応援寄附条例を制定し、5事業を用途を指定する事業としてスタートいたしました。平成29年度からの名寄市第2次総合計画の策定にあわせて、重点プロジェクトに位置づけられている施策や申し込みの際その他の事業で指定されることが多かった事業の中から特色ある事業を掲げることとして、農業と子育ての2事業の追加と利雪・親雪を含む冬季スポーツの拠点化事業の見直しを平成29年3月に行ったところでした。

今般観光や商店街活性化に関する事業を追加できないかとの御質問でございますが、平成29年の見直しの議論でも重点プロジェクトで観光振興等を含んでいる経済元気化プロジェクトを指定事業に加え、多くの事業で活用できるようにしてはとの意見もありましたが、基幹産業であり、申し込みの際に指定される事業として多かった農業を加えることで寄附者にとってわかりやすい事業とするため、条例の改正を行ったところでございます。

また、指定事業を5事業から7事業にふやした平成29年以降も指定事業なしを選択する割合は上昇していることから、指定事業を追加することが必ずしも寄附金の増加につながるものではないと考えているところでございます。今後も国の動向や本市の各種計画、施策と照らし合わせて、必要に応じて随時見直しを行っていきたいと考えております。

次に、小項目3、次年度以降の見直しについてでございますが、6月1日からふるさと納税に係る指定制度の運用が新たに開始され、本市においても指定基準に適合していることから、5月14日、

総務大臣から指定通知を受けたところであります。過度な返礼品を送っていたため指定を受けられなかった自治体、または指定を受けるために返礼品の割合を下げるなどの対応をとった自治体にこれまで寄附していた方が今回の制度改正によって本市に寄附いただけるようになるかどうかは不透明でございますが、一人でも多くの方に御寄附いただけるようこれからも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本市の平成30年度の寄附金額は4,757万円となり、前年度から2,133万1,000円の増額となったところであります。その要因といたしましては、平成29年度から始めたインターネットの専用サイトによるPRが浸透してきたことに加え、記念品発送業務を委託しているなよろ観光まちづくり協会が人気のスイートコーンについて農協との調整を行っていただき、申し込み上限をなくしたことにより大幅な増加につながったことが挙げられます。今後におきましても前年度の実績や専用サイト等での申し込み状況に応じて、観光協会と随時協議を重ねることで本市の特産品を全国的にPRできる機会を増加させられるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） それぞれ御回答いただきましてありがとうございます。順次再質問させていただきます。

まず、小項目1番に関して再質問させていただきます。御回答の中にホームページでは29年度分をふるさと応援寄附活用報告として掲載しているとの御回答でしたが、本市ホームページ上では28年度までの大まかな実績しか公開されていないように見受けられます。名寄市ふるさと応援寄附条例第1条の中に、寄附者の名寄市に対する思いを具体化するとあり、このことから寄附者に対する誠意として寄附金を財源にどのような事業に対し、幾ら基金を充当したのかという報告をす

る必要があると思うのですが、お考えをお伺いいたします。

また、30年度までの事業報告について掲載予定はいつごろになるのか、あわせて御回答をよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま三浦議員からホームページでの活用報告の掲載内容についてということでお尋ねをいただきました。御指摘をいただきました掲載内容につきまして、現在は活用させていただきました主な事業について掲載をしているところですが、今後はその事業の内容を少し詳細にしていきたいと。そのことで事業による効果などもあわせて掲載をしていきたいというふうに考えているところでございまして、議員がお話しのとおり、寄附者の皆さんに寄附金が有効に活用されているということを実感していただけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

それと、30年度までの事業報告についての掲載予定ということで御質問があったかというふうに思いますが、実は現在30年度の実績報告というのは平成28年度の寄附によりまして30年度掲載するということになっていまして、この実績につきましては、大変申しわけございませんけれども、今作成中ということで、7月上旬にはホームページで掲載ができるかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 御回答ありがとうございます。基金に積んで翌々年ということで、お金が前年度と合致していないところがあるので、ちょっとわかりづらかったかなというのがありまして、この質問をさせていただきました。

現状ふるさと納税の実質的な報告は、主に本市のホームページで確認することが多く、寄附者や市民周知に関し重要な役割を担っていると思いま

すので、これからもよりわかりやすい実績報告になることを期待して、終わらせていただきます。

次に、小項目2番について再質問させていただきます。指定事業をふやすことが寄附金の増加につながるものではないとの御答弁でしたが、本市の取り組みとして総合計画や都市マスタープランの中で観光や中心市街地活性化ということを掲げているのであれば、寄附金増加という視点ではなく、名寄市の取り組みを市内外の方にアピールするという視点で考えれば、その項目をふやすということは本市に対しデメリットがなく、取り組むべき事業であると思うのですが、お考えをお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほどの答弁でも少し触れさせていただきましたが、平成29年度、現在の総合計画の中期計画を策定する際に一度見直しの議論をさせていただいてございます。寄附者が指定事業を見て、本市がどんなまちなのか連想できるような事業を指定しようということで、そのことがきっと議員が市のPRにもなるのではないかなという趣旨かなというふうにお聞きをしておりましたけれども、名寄市はやはり基幹産業が農業ということでありまして、返礼品についても農産物を中心として出しているというのが現状でございます。本市の一番のPRということで、29年度の見直しの際にも判断をさせていただいたところでございますので、余り指定事業をふやしても名寄のまちが連想できるようなことにもならないかなというふうに思っておりますので、その都度、その都度重要な事業、名寄市の施策にあわせた見直しというのは当然必要でございますけれども、先ほども言いましたけれども、今回は29年に一度見直しをしているということで、ぜひ御理解をいただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。今その見直し、見直しの時期でまた御検討いただけるということで、随時何かプラスする項目等ふえていくかと思うのですが、そのときは前向きに御検討をよろしく願いいたします。

次に、小項目3番目の再質問なのですが、最後に機会を増加していくという方針ということでしたが、現状メロンなど返礼品によっては上限を設けていると伺っております。このことから生産が追いついていない農産物等に対し、行政側から支援等の検討をしていくのかお考えをお伺いいたします。

また、本市市民から他市町村への寄附による税収減少への対応についてもあわせてお考えお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） まず初めに、今現在返礼品ということで農産物を中心に送っているわけですが、数量を限定しているのはメロンですとか実はございまして、昨年委託先のほうで努力をいただいていたということでお話しさせていただきましたけれども、一部まだ制限をさせていただいているということでございまして、ここの生産が追いついていないというか、もっと出荷すれば返礼品として利用できるのということで何か支援策はということだというふうに思うのですが、このことにつきましては現在例えばメロンでいきますと2戸の農家の方をお願いをしておりますということで、数量は400ぐらいだったかなというふうに思っていますけれども、やはり農産物いろいろありまして、例えばメロンというのはなかなか生産難しいというふうにお聞きをしております、議員が言っている支援策というのが例えば技術的なメロンを栽培をする上での支援策なのか、あるいは今生産をしているメロン農家の方がさらに何か生産向上するための機械の導入なのか、その辺も含めて検討することが必要かなというふうに思っていますけれども、生産技術の関

係については、先ほど遠藤議員のほうからお話があったように農業振興センターのほうでも指導をされているというふうに思いますし、機械等の導入につきましては農業振興資金等があるかというふうに思いますので、担当の経済部のほうにでも相談に行っていただければというふうに思っていますのでございます。

あと、本市から他市へふるさと納税をすることによって本市の税が減収するというところで、このことについてどう考えるかということなのですが、例えばことしでいきますと控除額が約1,500万円ということでございます。実は、昨年よりも400万円ほど減収しているというこれは状況になってございまして、この減収に対してどう考えるのだということ御質問なのですが、何とか減ってくる減収についてはふるさと納税の寄附金の額をふやす、そういった努力しかないのかなというふうに思っています。ふるさと納税制度がある以上は、他市町村にも当然ふるさと納税で寄附をされる市民の方もいらっしゃるというのは現実だというふうに思っていますので、この点については十分御理解をいただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。

具体的な数値目標というのはございますか、ふるさと納税での。お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ふるさと納税の目標なのですが、ことしにつきましては予算上はふるさと納税の寄附額で4,000万円ということで計上させていただいております。昨年の当初予算がたしか2,500万円だったというふうに思っていますので、1,500万円ほど寄附額は増加をさせていただいて、予算編成をしているところです。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) ありがとうございます。
これからこの先4,000万円をマックスに考えられて、それ以上の寄附額は目指さないという方針でよろしいですか。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 額は多いほうがいいのだというふうに思うのですけれども、単年単年で一応前年度の状況というか見ながら予算編成させていただいておまして、目標に届かないような予算編成ということにもならないかなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) ふるさと納税、ふるさと寄附金ということでもありますけれども、私どもの条例におきましては名寄市ふるさと応援寄附条例であります。応援するところがやはり主眼になるということでもありますので、一概に寄附額だけを見ると、今全国的にもこういうふるさと納税寄附金の状況どうなのだという議論も巻き起こっております。どこかの税金が減るということは、どこかで寄附されているということでもありますから、全体の地方財政の中においては、今これは転換点の場合によっては来ているということもあるかと思えます。例えば税収が1,000万円減ると、通常は普通交付税の中で75%補填されるということではありますが、大都市においてはこれが働かない。税の流出が起きているということでもありますので、私どもとしましては一概に寄附金の額を追い求めるのではなく、制度あるいは政策を通じて名寄市を応援していただける形での寄附を追求すると、そういうような形であり、その延長線上にどのぐらいの寄附があつて、どういうような予算編成ができるか、そういうような趣旨でこの事業は取り組んでいきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) ありがとうございます。
理解させていただきました。

生産者の方々や受託業者の方とよりよい協議を重ねて、これからも名寄市を道外、市外の方にPRしていただければと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(東 千春議員) 以上で三浦勝秀議員の質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時29分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 塩 田 昌 彦

令和元年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年6月20日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 渡 辺 博 史 君
市 立 大 学 学 長 渡 辺 博 史 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 末 吉 ひ と み 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

13番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

統一自治体選挙の総括について外2件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） ただいま議長より指名をいただきました。通告順に従い、3点にわたり質問させていただきます。

初めに、大項目1、統一自治体選挙の総括についてお伺いをいたします。さきの統一自治体選挙については、北海道知事選挙を初め各級選挙が執行され、中でも北海道議会議員選挙、名寄市議会議員選挙においては8年ぶりの選挙となったところでございます。前回はそれぞれ無競争であったことから、選挙戦となった今回の道議選、市議選については有権者の関心が高まると考えていたところですが、しかしながら、道議選については前回より約6ポイント減、67.77%、市議会議員選挙については前回より9ポイント減の64.14%と過去最低の投票率となりました。知事選における投票率は前回4年前に比べ4ポイント以上ふえた中、選挙が執行されました8年前と比べ道議選は減少、とりわけ市民に一番身近な選挙である市議会議員選挙の投票率が大きく減少する結果となりました。投票率の低下については、私ども候補者に起因することも含め、さまざまな要因が考え

られると思いますが、選挙管理委員会事務局を兼ねております総務部として今回の一連の選挙を総括する中で、1点目として、それぞれの選挙の投票結果についてどのように分析をされたのかお知らせをください。

2点目として、今回の一連の選挙において有権者に対する啓発活動としてどのような取り組みがなされたのかお知らせください。

3点目として、今後執行を予定されている各級の選挙に向けた投票率の向上に対する具体的な考えについてお伺いをいたします。

次に、大項目2、将来を見据えた街区形成についてお伺いをいたします。名寄市では現在都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に取り組まれておりますが、今後もさらなる人口減少が想定される中で計画の策定に当たり行政コストの抑制、また高齢化社会への対応という観点からもコンパクトなまちづくりの形成が課題であり、その認識はこれまでもあったと考えます。2008年に策定された現計画における基本理念として市街地の拡大抑制、既存の都市基盤の再生及び活用、中心市街地の活性化、都市機能の集積、まちなか居住の推進などが掲げられておりましたが、1点目として、現在の計画策定後、この10年余りの間にコンパクトなまちづくりを推進すべく取り組まれた各種事業の実績と成果についてお知らせをください。

2点目として、今後策定される計画の中においてもいわゆる中心市街地がまちづくりの核になると考えております。これからの中心市街地の位置づけについてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

3点目として、コンパクトなまちづくりには欠かせないまちなか居住を促進するに当たり、具体的な居住誘導策についてお考えがあればお知らせをいただきたいと思います。

次に、大項目3、社会教育行政についてお伺いをいたします。本市においては、図書館、博物館

を初め研究施設としての機能を有した天文台など社会教育施設については充実しており、職員についても専門的な職種の人材も配置される中で各種事業が行われております。青少年や高齢者を含めた成人までの生涯を通して学習する場の提供もあわせて図られてきております。そうした状況のもとそれらの教育施設を統括し、各施設と連携を図りながら生涯学習全般の事業を行う生涯学習担当においては事業の企画、生涯学習機会の提供、また今後コミュニティスクール等を推進するに当たっても社会教育の役割は重要となることから、計画的な職員配置と長期的な観点での人材育成が必要と考えております。

そこで、1点目、社会教育にかかわる人材についてですが、現在の生涯学習担当における社会教育主事及び生涯学習推進アドバイザーの配置状況と社会教育主事講習等の受講など人材育成状況についてお知らせをください。

2点目に公民館の役割についてですが、文化、教養、健康、福祉など社会教育推進計画に基づき企画された具体的な事業を実施する公民館は、中央館機能を有した施設が風連、名寄、智恵文とも現在3施設が存在し、各施設とも複数の分館を配置し、これまでも地域における教育や文化事業等を行い、健康の増進や情操の純化を図る役割を果たしてきたと認識しておりますが、現在の中央館と分館の位置づけとそれぞれの事業内容についてお知らせをください。

以上、この場からの発言とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） おはようございます。ただいま倉澤議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については建設水道部長から、大項目3については教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

御質問の大項目1、統一自治体選挙の総括につきましては、名寄市選挙管理委員会の所管となり

ますので、同委員会事務局としてお答えいたします。まず、小項目1、統一自治体選挙の投票結果についてであります。過去の選挙の投票率と比較し説明をさせていただきます。8年ぶりとなりました今回の道議選挙の投票率は67.77%となり、前回の平成23年執行の選挙が73.57%でありましたので、対比では5.98ポイント減となったところであります。また、平成19年の選挙が79.38%、さらにその前の平成3年の選挙が85.06%でありましたので、平成23年執行時における平成19年との対比では5.63ポイント減、平成19年執行時における平成3年との対比では5.68ポイント減となっており、合併以降選挙執行ごとに約5ポイントずつ減少してきている状況であります。また、同じく8年ぶりとなりました今回の市議選挙の投票率は64.14%となり、前回の平成23年の選挙が73.04%でありましたので、対比では8.9ポイント減となりました。平成19年の選挙が77.62%、平成15年が79.22%でありましたので、23年と19年の対比で4.58ポイント減、19年と15年の対比で1.6ポイント減となっており、これまでの選挙と比較をしても今回は特に減少幅が大きくなっております。これは、先ほど申し上げましたとおり、投票率が年々減少してきていることに加え、今回の市議選挙においては立候補者が届け出をする告示日当日まで選挙戦になるのか不透明な状況だったこともあり、選挙に対する有権者の関心が薄くなったことが要因の一つではないかと推察しているところです。

一方、知事選挙の投票率は68.68%となり、前回の平成27年の選挙が64.31%でありましたので、対比では4.37ポイント増となりましたが、平成27年の選挙は道議選挙が無投票だったため投票率の低下が特に顕著でありましたので、その選挙との対比では増加しておりますが、平成23年の投票率が74.07%、平成19年が79.73%でありましたので、今回の選挙と23年の

対比では5.39ポイント減、23年と19年の対比では5.66ポイント減となっており、道議選挙と同様に約5ポイントずつ減少してきております。政治への無関心等から全国的に投票率の低下が進んでおり、本市においてもその傾向があらわれているものと考えております。

次に、小項目2、有権者に対する啓発についてお答えいたします。今回の統一自治体選挙においては、4月に3つの選挙を執行するという大変過密な選挙事務日程でしたが、新聞への広告掲載やFMラジオでのCM放送、選挙公報の全戸配布、名寄市立大学での啓発活動など有権者を投票に誘導するための各種取り組みを行ってまいりました。しかしながら、市の広報車による選挙宣伝につきましては、市議選挙では各候補者の選挙運動用自動車選挙期間中市内を走行していることから、選挙宣伝の必要性や効果が低いと判断し、実施を見送ったところであります。また、街頭啓発活動につきましては、4月4日に市立大学校内において選挙管理委員による啓発活動を行っておりますが、当初計画していました市議選挙期間中の市内商業施設における啓発活動につきましては選挙事務日程の都合上実施が困難と判断し、今回は中止といたしました。限られた人員配置または時間的制約がある中で、選挙管理委員会事務局にはミスのない適切な選挙事務の執行が最優先で求められることから、投票率向上のための効果的な選挙啓発活動を行うことは今回のようにスケジュール的に厳しい面もありますが、今後予定されている参議院議員通常選挙も視野に入れながら、できる限り啓発の充実を図り、有権者に投票を呼びかけてまいりたいと考えております。

最後に、小項目3、今後の各級選挙に向けた取り組みについてお答えいたします。直近で予定されている参議院議員通常選挙以降におきましては、今回の統一地方選挙で選挙事務日程の都合から見送った選挙啓発活動も含めてこれまでの新聞広告掲載やFMラジオでのCM放送、選挙公報の全戸

配布、名寄市立大学での啓発活動、広報車による選挙宣伝などを行い、有権者の投票行為につながる選挙啓発活動となるよう計画的に取り組んでまいりたいと考えております。投票率の向上に向けた投票しやすい環境の整備として、駅や商業施設などへの期日前投票所や投票日当日の共通投票所の設置などについて過去に検討した経緯がありますが、いずれの投票所につきましても二重投票を防止するためのネットワーク整備に相当な経費を要することや人員配置の問題などから実施は困難と判断してきているところでございます。将来的な投票率の向上を図るためには、有権者のみならず18歳以下の若年層に政治や選挙に関心を持ってもらう必要があることを踏まえ、これまで実施してきた学校に対する投票箱等の選挙物品貸し出しやポスター、標語などの募集を初め、今後は学校での出前講座や模擬選挙などの実施など他自治体での取り組みを参考にしながら研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目2、将来を見据えた街区形成について答弁を申し上げます。

初めに、小項目1、事業実績と成果についてであります。名寄市都市計画マスタープランは、2007年3月に本市が合併をして、将来の都市のあるべき姿、まちの将来像を具体的に示す基本的な方針として2008年3月に策定されました。計画期間はおおむね20年後である2026年と設定して、おおむね10年ごとに見直すこととしていることから、昨年度から2カ年をかけまして現在名寄市立地適正化計画策定とあわせて中間見直しを行っております。名寄市都市計画マスタープランでは、2つの基本理念として、市民と行政との協働のまちづくりとコンパクトなまちづくりを設定しています。市民と行政との協働のまちづくりについては、市民自治を確立するための基本原

則を定めた名寄市自治基本条例やパブリック・コメント手続条例に基づき市民参画を推進するなどさまざまな場面での市民参加に努めてまいりました。コンパクトなまちづくりについては、風連地区と名寄地区でそれぞれ都市再生整備計画事業を実施いたしました。具体的には風連地区では風連駅前地域交流センターや診療所、商業機能の集約化を、名寄地区では交通結節点や地域交流拠点として駅前交流プラザよろーなの整備や文化機能の集約として市民ホールEN-RAYの整備、文化センターのリニューアル、また公共施設へのアクセス機能強化としてコミュニティバス運行などの事業を実施しており、都市機能の集約化などに効果はあったものと考えております。その一方で、コンパクトなまちづくりは市街地の拡大抑制を基本としながら、都市機能の集積と中心市街地の活性化で都市の魅力と活力を向上し、行政コストの低減を図ることとしておりましたが、急激に徳田地区に大型商業施設や戸建て住宅が数多く立地し、南北に縦長の都市構造となってしまう、工業地域である本地域への抑制が図ることができていない状況にあります。今後におきましては、現在策定中の立地適正化計画と連動させながら都市機能をネットワークでつなぎ、行政コストかけず、コンパクトで持続可能なまちづくりを図るため市街地へ緩やかに人の流れと地域の経済の活性化が図られる誘導施策の立案についてもあわせて検討してまいります。

小項目の2、中心市街地の位置づけについてでございます。現在策定作業中の都市計画マスタープランの高度化版である名寄市立地適正化計画では、2つの地区を設定することが計画の中心となっております。1点目は、居住誘導区域の設定であります。人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより市民生活へのサービス向上やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。2点目は、都市機能誘導区域の設定であります。医療、福祉、

商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導を促し、集約を図ることで効率的かつ効果的なサービスの提供を図ろうとする区域であります。この居住誘導区域の検討では、今後も人口が集中していく地区、土地利用の用途と整合性、公共交通であるバス停の徒歩圏、災害リスクなどの条件をもとに検討を行っております。また、都市機能誘導区域については、公共交通においてアクセスの利便性が高い区域であることや公共施設の立地状況、都市機能が一定程度充実して、徒歩圏で移動が可能な圏内であることなどの条件を踏まえた上で区域の検討を行っております。この間本市が交通の要衝で駅前を中心に発展してきた歴史的な背景なども踏まえたときに、中心市街地と言われてきたエリアのあり方については十分検討すべき必要があるものと認識をしております。しかし、現在名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画策定委員会の中で継続して議論中であることから、詳細については申し上げられませんが、居住誘導区域及び都市機能誘導区域ともに重要なエリアの一つとして議論しておりますことに御理解をいただきたいと思います。

続いて、小項目の3、居住誘導策についてでございます。居住誘導策につきましても現在名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画策定委員会において議論中であるため、具体的には申し上げられませんが、国は市町村が講ずる施策の例として居住誘導区域内の住宅の立地に対する家賃補助や住宅購入費補助、公共交通網のサービスレベルの確保のため施策誘導、居住誘導区域外の災害リスクの提示、空き地、空き家などの都市のスポンジ化対策などを挙げております。今後におきましては、本市の特性や課題を考慮した上で公共施設の再編や医療、福祉、まちづくりにかかわるさまざまな施策と連携を図り、相乗効果を考慮するとともに、誘導施策についても具体案を検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目3、社会教育行政についてお答えをいたします。

まず、小項目1、生涯学習にかかわる人材についてでございます。名寄市では、現在再任用職員を含め社会教育主事の資格を有する職員は9名いますが、教育委員会事務局には配置されておられません。また、社会教育主事講習の受講者については平成23年度を最後に受講しておらず、資格取得に係る予算措置もしておりません。また、生涯学習社会の形成の一助として設置されている高齢者大学、学級の運営指導などを行う生涯学習推進アドバイザーについては名寄、智恵文、風連地区合わせて4名を配置し、多種多様化している市民の学習要求に応えるためタイムリーな学習内容の設定や各種講座などの指導者の選定を行ってきております。また、とりわけ社会教育主事には地域の学習課題やニーズの把握と分析、地域における生涯学習のコーディネートなど多くの役割が期待されており、社会が複雑化し、市民の学習ニーズも多様化する中でその役割は大きくなってきております。社会教育法でも教育委員会の事務局に学校教育主事を置くこととなっており、配置の必要性はもちろんのこと、社会教育主事が社会教育の推進に欠かせない存在であることについても認識をしているところでございます。

次に、小項目2、公民館の役割についてでございます。名寄市では、現在公民館3館、各公民館に置かれた分館14館の計17館が運営されており、それぞれの公民館、分館は社会教育のための施設として住民の教養、生活、文化の向上などのために各種講座や行事の開催などを行っています。また、社会教育法第21条第1項に基づき設置される本館機能を有する公民館は名寄、智恵文、風連地区における生涯学習の拠点としての中核的な役割を担い、住民のニーズに応える市民講座の開設や青少年の健全育成事業などを行うほか、分館との連絡調整を図り、独自の取り組みなどを通じ、

各分館の活性化に努めているところです。社会教育法第21条第3項に基づき設置された分館は、住民の学習の場、地域コミュニティ活動の場として活用され、健康増進や趣味の講座、地域資源を生かした講座などが行われており、分館が住民のつながりをつくる場としての役割を果たしてきているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれただいま答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目の大項目1の統一自治体選挙の総括についてですが、選挙管理委員会の分析としては政治への無関心が高まっているというような内容でお答えをいただきました。啓発の取り組みについても各取り組みについて今御報告をいただきましたけれども、選挙管理委員会の職員については総務課の職員が兼務発令をされ、今回のように年度をまたぐような選挙日程の中では選挙事務とあわせて通常業務の繁忙期にも重なり、連日深夜までの業務をこなしていたというふうに見受けられましたけれども、そうした中で適正な選挙事務の執行、また十分な啓発活動が可能なのかというところのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 御質問いただいたのですけれども、その前に、先ほど投票率の関係で実は8年ぶりとなる道議選挙の投票率の関係で、前回の23年の執行率の投票率を73.57と答弁したかというふうに思いますけれども、73.75%ということでございますので、大変申しわけございませんが、訂正お願いしたいと思います。

今倉澤議員のほうから現行私ども言われるとおり随時選挙が執行されるときに職員、総務部のほうの総務課を中心に選挙管理委員会ということで従事しているということで、選挙管理委員会自体は毎月実施をしているということになりますけれ

ども、実際の投票事務等についてはその都度職員が対応ということになっています。人数的には6人ということで、この人数につきましては他自治体と比較してもそんなに少なくないというふうには思っています。ただ、大都市においてはやはり専任の職員が例えば1人いらっしゃって、選挙がない年についてもある意味ではそういう啓発活動等を中心にやっていらっしゃるのかなというふうには想像をしているところですけども、現行なかなか限られた職員数の中でその体制を、専任の職員を6人から例えば10人にするのですとか、あるいは常時職員を専任で配置をするというような、ちょっとそういう状況には、大変申しわけないのですけれども、ないのかなというふうには考えていまして、選挙事務に当たる職員、あるいは当日の投開票含めて職員の皆さんには少しお手伝いをいただきながらしっかりと選挙の執行が行われるように努力をしているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 短期間の中での選挙日程ということもありますけれども、職員の体調への影響等も懸念される部分がございますので、少しでもそうした負担の軽減といった意味でも選挙年以外での通常の定期的な選挙の啓発活動ということで選挙期間中の啓発活動等の負担を減らせるような部分があるかと思っておりますので、ぜひとも御検討のほどをよろしく願いをいたしたいと思っております。

今後の各級選挙に向けた投票率の向上に向けた取り組みについてですけども、先ほどもちょっと御答弁の中でございましたけれども、18歳の選挙権が施行されて3年が間もなくたとうとしているということでございます。直近の選挙でよろしいのですけれども、未成年者の有権者に係る投票率についてわかる範囲でお答えをいただければというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 市議選挙では18歳、19歳の10代の投票率は10%ということで、年代別でいえば最も低くなっています。これは、名寄市全体ではなくて、標準投票区ということでの数字ということで御承知ください。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 若年層の選挙の投票率がやっぱりかなり低いと。本市においても同様の状況だというふうに受けとめておりますけれども、御答弁の中でありました主権者教育について平成28年に文科省のほうから示されました指針がございまして、その中でも自治体の役割として総合教育会議の活用であったり、大学との連携というところも出ております。期日前投票の投票所の開設も含めてさらなる踏み込んだ取り組みが必要だというふうに思いますけれども、そちらについてのお考えをお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、これまでも学校を対象に投票箱等の貸し出しですとかポスター、あるいは標語等の募集を初め取り組みをしてきているところでございます。今後につきましては、私ども職員が少し学校のほうに出向いての出前講座ですとか、模擬選挙などの実施に向けて近隣の、あるいは、道内の先進的な自治体の取り組みを参考としながら研究させてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 引き続きの取り組みのほどをお願いしたいと思います。

先ほど選挙管理事務局としての選挙結果の分析についての見解をお伺いしましたけれども、市の執行者である加藤市長におかれては今回の選挙について市政の満足度の高さと捉えているのか、もしくは関心の低さと捉えているのか、あるいは他の要因があるというふうに考えておられるのか、

お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回の投票率については、これまでと比較すると決して高いものではなかったということで、今いろんな分析がされましたけれども、やっぱり市民の関心を高めていくということが非常に重要だというふうに私も捉えています。やっぱり住民自治がしっかりと機能するには、この投票行動をできるだけたくさんの方が行っていくこと、このことが自分自身の地域、まち、まちづくりに関心を持っていくことにつながっていくというふうに考えますので、今議員から御指摘いただきました主権者教育だとか、若年層への啓発、さらにはできるだけ投票しやすい環境づくり、ふだんからの啓発、あらゆるところでそうした選挙行動につながるような取り組みをしていくこと、さらにはふだんからまちづくりに関して市民の皆さんと色々なディスカッションをしていく、あるいは情報を発信していくと、こういったさまざまな多様な取り組みの中で市民の皆さんと協働のまちづくりにつなげていく、このことがさらなる投票率の向上につながっていくというふうに考えますので、重要な指摘と提言だと受けとめましたので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） いずれにいたしましても、この間の都度の選挙の中で投票率についてなかなか明るい兆しが見えてこないといった状況の中で、私ども議会としましては日ごろの活動の中で住民との対話を重視して、市政に関心を持っていただくよう、そのことが重要だというふうに認識しております。行政としましては市民の側に立った行政運営を行っていただくことで投票率の向上につながっていくと考えておりますので、選挙管理委員会の取り組みとあわせて協調をお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、次に移ってまいります。2点目の将

来を見据えた街区の形成についてでございます。

先ほど御答弁にもありましたけれども、この間名寄地区における市街地については専用住宅、共同住宅等の建設状況を見ても明らかに南地区に広がりを見せているといった部分がございます。市街地の拡大抑制といった部分についてはなかなか歯どめがかかっていないといった状況もある中で、今年度の小学校の入学児童者数、南小学校が95人、西小学校は47人、東小が35人、名寄小学校においては24人といった状況が名寄地区では見られる中で、学校区における世代間のバランスが崩れており、こうした状況については学校運営や地域コミュニティに与える影響が非常に大きいというふうに考えておりますけれども、こうした状況を今どういうふうに捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員の今御指摘のように、東西南北というわけではございませんけれども、小学校それぞれ、その小学校に通われる子供をお持ちの世代に課題があるのだなというふうに改めて今議員のお話を伺いました。とりわけ象徴的には、数年前に南小学校、新築をさせていただいてございまして、これに伴いまして南地域、子供の通学等々でかなり南の地域に新築なり、または中古で住宅を購入されるというような形で、現実的に南への戸建て等々が広がって、また商業施設との関係もありまして、そういった利便性が求められることだというふうに思っております。南小学校については名寄市の中心部にももちろんございまして、やはりドーナツ化現象というのでしょうか、これがございまして、ただ今の現在の認識としてはもちろん今議員の御指摘のとおりでございます。また、これが10年、20年、30年という長いスパンで考えたときにはまた人の住まいだとかまちの形といいますか、やはり少しずつ変化が伴っていくのも事実だというふうに思っております。それをどう今後先ほど答弁をさせ

ていただきましたできるだけコンパクトなまちづくりの中に結びつけていくのかというのがこれからの私どもの課題だというふうに認識してございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 先ほど2026年までの目標ということで作成している計画ということで、将来的に南地区に広がっている部分については既存の住宅、これまでの住宅エリアに回帰していくような計画になっていくのかなということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

2点目の中心市街地の位置づけでございますけれども、名寄地区における中心市街地、今現在中心市街地と言われているエリアについてを平成12年に策定した名寄市中心市街地活性化基本計画に基づくJR名寄駅から東8号通まで、そこを中心として東西1.2キロ、南北0.7キロの約80ヘクタールのエリアというふうに認識をしておりますけれども、今後策定される計画の中においてもそのエリアを中心市街地として継承していくのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 現在の中心市街地と言われているエリアを継承するかということについてですが、本市におきましてはJR駅を起点として商業等の活性化を図り、事業活動を促進するため名寄市都市計画用途地域として商業地域を定め、中心市街地として位置づけておまして、平成12年に中心市街地活性化基本計画を策定いたしまして、民間におきましては中小小売商業高度化事業構想、いわゆるTMO構想を策定するなど行政と経済界が連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組んでまいりました。現在名寄市都市計画マスタープランの見直し及び名寄市立地適正化計画の策定作業が進められている中におきまして、将来にわたり安心、快適に暮らせる市街地

づくりを目指す上で拠点の継続性が重要であると考えております。本市の地域経済の活性化のためには中心市街地の果たす役割は大きく、現在名寄市中小企業振興条例に基づいて商業地域内での店舗または事務所の新築や増改築、設備投資に係る事業費の一部を補助する中心市街地近代化事業や創業支援事業、さらには商業地域内の空き地、空き店舗の活用を促す支援など中心市街地の活性化に寄与する取り組みを進めておまして、今後も引き続き地域経済活性化に資する拠点の継続的な支援が重要であるとと考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ただいまの御答弁の中でも今後の計画の中でも中心市街地といった部分については重要なエリアだというふうな認識であるという御答弁だったと思いますけれども、今後計画を策定していく中で、また策定後中心市街地、商業の振興であったり、商店街の活性化、また都市機能の集積といった部分で今後建てかえが見込まれる公共施設の配置もあわせてそうしたエリアに建設を考えるとといった部分で申し上げますと、立地適正化の策定とあわせて財源等の確保も見据え、新たに中心市街地活性化基本計画の策定、こちらの、こうした計画の策定についてしていく考えがあるのか、また再開発も含めて行っていく考えがあるのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 中心市街地の活性化の計画を改めてつくるのかというお話でございましたが、今ほど来ずっとお話をさせていただいている、今都市計画マスタープランを見直す、それと立地適正化計画という都市計画マスタープランの高度化版と言われているこれを同時に今並行で策定中でありまして、さまざまな今市民議論をいただきながらこの計画をつくっているところであります。先ほどもお話ししたとおり、今回は立地適正化計画のみそはいわゆる都市機能誘導区域と居

住誘導区域という区域を改めて設定するということになります。とすると、居住誘導区域から外れる地域も出てくるわけでありまして、場合によってはここに、法的な拘束力はないけれども、インセンティブを働かせようというようなことが出てきたときにそこに設定されない住民の皆さんの不利益になってしまうということも十分これは想定をされると。なので、できるだけ今どうしてもこれ人口が減っていく中で市街地区域をコンパクト化、拠点化していかなければならないということ十分市民の皆さんに御理解をいただいて、納得感を持っていただく中で今計画の策定をしているということでございまして、この中で中心街をどうしていくのかということも当然議論にされるでしょうし、中心街のあり方ということも非常に重要になってくると思いますので、この計画と並行してそこはしっかりと議論されていくべきものというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ぜひともコンパクトなまちづくりの形成に近づくような実効性のある計画になることを期待を申し上げ、次に移らせていただきます。

大項目の3、社会教育行政についてでございますけれども、今社会教育行政について、この間の一般質問の中でも大きく、数多く言葉が出てきましたけれども、町内会であったり、地域であったりというところに依存をする機会が行政運営をする中で出てきておりますけれども、そうした地域の発展や活性化、振興も含めてですけれども、その礎となる人材の育成という観点では社会教育の役割というのは非常に大きいというふうに考えております。昨日から傍聴に来られている高齢者大学の現学生の皆さん、OBの皆さんもそうですけれども、そうしたOBの中には町内会の会長であったり、各種ボランティア団体のリーダー、また交通安全関係、さまざまな団体の推進役として活躍されている方が多くいる状況でございます。そ

うした状況、人材の育成という観点から計画的な事業を行う中で、人員の配置であったり、予算の配分も含めてですけれども、そうしたところに今後力を入れていく、手厚い施策をとっていくといった考えを、学校教育はもちろんですけれども、社会教育でもエキスパートであるというふうに思いますけれども、教育長におかれましてはどのようなお考えをお持ちでございますか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今社会教育にかかわるさまざまな課題にいかに対応していくかということで、今後の社会教育の重要性にかかわることではないかなと受けとめておりますけれども、御承知のように生涯学習社会の実現を図るためには学校教育、そして家庭教育、また社会教育がそれぞれの目的や役割をしっかりと果たしていくことが重要ではないかなと、そんなふうに受けとめております。とりわけ人生は100年時代と言われる今日でありますけれども、生涯にわたる学びを行うためには学校教育はもちろんですけれども、今議員御指摘のように社会教育の果たす役割、これは極めて今後重要になるという認識をしているところでございます。現在新しい学習指導要領で社会に開かれた教育課程の実現を目指して、子供や学校の抱える課題の解決でありますとか未来を担う子供たちの豊かな成長のために家庭や地域総ぐるみの教育の展開が現在求められているところでございます。名寄市におきましても、地域とともにある学校づくりを実現するために数年前から、議員も御承知のように道教委の社会教育主事等を招聘、要請いたしまして、コミュニティスクールの導入に向けまして準備を進めてきているところでございます。先般おかげさまで名寄市内の全ての学校で学校運営協議会が設置されました。本格スタートさせることができたことに心から感謝をしているところでございます。今後学校運営協議会の設置に伴いまして地域と学校をつなぐコーデ

イネーターというのでしょうか、これを置いて、学校運営協議会と一体となって学校を支援する組織、これをつくっていくことが大きな課題となっております。したがって、ますます社会教育の果たす役割というのは極めて重視されているのではないかと考えているところでございます。このため、名寄市におきましても、先ほどから人材にかかわるお話をされておりますけれども、社会教育に携わる人材の質を高めるというのでしょうか、社会教育主事の資格者をふやすことというよりも、どちらかという社会教育に携わる人材の資質を高めるために今後社会教育主事への講習の参加促進はもちろんですけれども、道教委による社会教育主事の積極的な活用などを含めて今後努めてまいりたいと思います。また、公民館のお話もありましたけれども、公民館の果たす役割などについても今後かなり見直しを進めていかなければならないというような状況であると今認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ぜひと社会教育に関連する施策、また人員配置も含めて今後の検討お願いしたいというふうに思います。

今教育長のほうから公民館のあり方についても今後見直すといったお話もありましたけれども、公民館制度、できまして約70年が経過してきております。この間公民館の役割としては文化、教養、また福祉の増進といった役割があって、あわせて戦後民主主義教育の部分でも大きな役割を果たしてきたというふうに認識しております。時代の変遷の中で役割は変わってきておりますけれども、設置当初分館については各分館、当然小学校が併設された中での公民館分館の設置といった中で公民館が運営されてきましたけれども、各農村部含めて学校が廃校となる中で公民館だけが、分館だけが置き去りにされて、またそこに配置される分館長、分館主事におかれましても地域の方々

が担うといった状況、現在も続いております。ぜひと今後70年を迎える中で公民館のあり方について御検討のほどをお願いを申し上げて、最後になりますけれども、今回この場での発言をさせていただく機会を与えていただきました。議員各位、また理事者の皆様におかれましては引き続きの御指導よろしくお願いを申し上げ、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

農業政策について外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い、順次質問してまいります。よろしくお願いをいたします。

大項目1番、農業政策について、大項目2番、旧下多寄小学校の再利用についての2項目を軸に今後の農業及び農村地区の地域振興とその将来展望に対する市の考えについてお伺いをするものであります。

大項目の1番、農業政策について、小項目1、新規就農者の現況と継続的な人材育成について申し上げます。離農や農業者の高齢化による労働力不足から農業の担い手確保につきましては喫緊の課題となっております。また、担い手が早期に定着し、安定的な経営を目指す上でも市及び関係機関や団体の支援、育成が重要になると考えますが、まず新規就農者の就農形態及び現状、そして課題についてお伺いをいたします。

続きまして、小項目の2番、農業、農村経営基盤について申し上げます。まず、面部分の整備といたしまして昭和40年代から始まった基盤整備事業から半世紀が過ぎ、近年では大型農業機械の導入が進んだことや暗渠排水の老朽化により農作業効率の低下や労働力確保に苦労している状況となっております。さらには、経年劣化による用排水路の老朽化が進み、施設の維持管理負担が非常に多く、農業経営に影響が出てきている状況であ

ります。これらを踏まえ、現在の基盤整備事業の取り組み状況と市としてのかかわりについてお問い合わせをいたします。

また、多角的に農業を支えるソフトウェア的な整備といたしまして、農業振興センターの状況並びにICT農業に代表される先進技術の研究状況、そして慢性的に不足をしております労働力の確保についてお問い合わせをいたします。

続きまして、小項目の3番、持続的な農村地域の維持について申し上げます。これについては、名寄市総合計画、農業・農村振興計画、名寄市食育推進計画の主要3計画との綿密な連携が不可欠であり、先日の答弁でもありましたけれども、第三者経営継承であれば住居の手配を含む関係機関、省庁、各部署との横断的かつ柔軟な対応が要求されており、計画を通して市民の皆さんがさらに農業への理解を深め、農畜産物のおいしさや農村の持つ景観の魅力を知っていただくことが重要であると考えております。また、幼少期から作物を育てることですとか、育てたものを実際に味わうなどの経験は農業の大切さを知る上で将来農業に携わる人材を育てることにもつながるとの期待が持てます。そして、より多くの市民の皆さんに農業の応援団となっただけでなく、意識の醸成を図ることが生産者の励みや持続的な農村地域の発展につながると思います。これら各計画から市及び関係機関や団体との連携による取り組みについてお知らせを願います。

続きまして、大項目の2番、旧下多寄小学校の校舎及び周辺施設の再活用について。昨年度惜しまれながら閉校しました下多寄小学校ですが、多少の経年劣化は見受けられます。しかしながら、まだ十分に再利用にたえ得る施設でありますし、地域からも再利用を望む声が上がっているところでございます。

つきましては、小項目の1、現在の利用状況と今後の利用予定についてお問い合わせをいたします。

そして、小項目の2番、下多寄小学校に付随を

するその他の周辺施設の再活用についても同じく市のお考えをお伺いしたいと思っております。

私が住まい、そして育てていただいたこの風連という地域、令和という時代を激動の中で迎えることになりました。今後の営農はもちろん、地域の一員としても名寄市の将来を担う若者がたくさんおります。その皆さんが理想を持って日々の生活に向き合っていただくことを切に願っていることを申し上げて、以上を壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま今村議員からは大項目で2点について御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大項目の1、農業政策について。初めに、小項目の1、新規就農者の現状と継続的な人材育成について申し上げます。本市における新規就農の形態につきましては、農家子弟による新規学卒後の就農、同じく農家子弟による社会人を経験した後のUターン就農、さらには地域おこし協力隊を経ての就農や第三者経営継承などといった農外からの新規参入による就農など大きく3つのパターンがございます。過去5年間の新規就農の実績につきましては51人となっております。農家子弟による新規学卒者が14人、農家子弟のUターンが25人、その他妻の実家を継ぐなどが2人に加えて、農外からの新規参入は10人となっております。また、この新規参入のうち地域おこし協力隊を経て2組4人、第三者経営継承が1組2人、その他の新規参入が3組で4人となっております。平均しますと毎年約10名前後の方が本市において農業者として定着をいただいているところでございます。中でもとりわけ農家子弟による新規就農が7割を占めておりまして、他産業においても後継者不足が言われる中で地域農業やコミュニティーを守る上で明るいニュース

であることはもとよりですが、代々農地を守り、営農に励んでこられた御家族にとっては何より喜ばしいことと受けとめているところでございます。しかしながら、地域農業の持続的な発展にはさらなる担い手の安定確保が必要でありますことから、今後におきましても農業改良普及センターやJAなど関係機関、団体との連携のもと担い手の確保や早期安定に向けて取り組みを進めてまいります。

続きまして、小項目の2、農業、農村経営基盤について申し上げます。初めに、基盤整備事業の取り組み状況及び市としてのかかわりについてであります。農業基盤整備事業につきましては農地や農業施設の整備を通じて生産効率の向上や担い手への農地集積などに効果が高く、本市におきましては昭和40年代から平成の初期にかけて第1次となる区画整理及び暗渠排水、用排水路などの基盤整備事業が一部地域を除き完了してございます。また、大型農業機械が導入されるようになりました昭和の後期からは、第2次の基盤整備といたしまして圃場の大区画化や暗渠排水、さらには第1次整理から約40年が経過した幹線用水路の水利施設整備など市内全域で基盤整備に取り組んできており、現在は国営事業で1地区、道営事業で6地区の整備が進められているところであります。これら現在進行中の7地区のうち申請主体別ではしおがわ土地改良区による申請が農地整備事業で3地区、水利施設整備事業で2地区となっております。名寄市による申請が農地整備事業、基幹水利施設整備事業それぞれ1地区となっております。基幹整備における市のかかわりについてであります。各地区の事業申請におきましては申請主体となる市及び土地改良区がそれぞれ受益者から聞き取り調査を行い、調整を経た上で国や道と協議をし、事業地区として採択されております。また、道営事業では農家負担軽減対策といたしまして道との協調支援でありますいわゆるパワーアップ事業に取り組んでおり、事業工種などによって負担率は異なりますけれども、

本市といたしましても事業費の5%から10%を負担し、農家負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

次に、農業振興センターの機能と役割についてであります。農業振興センターにつきましては、農作物の生産振興を図るために必要な栽培技術や営農情報などを提供する拠点施設として位置づけ運営をしております。実証展示圃における栽培試験、土壌診断と施肥設計及びそれに基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組んでいるところでございます。また、栽培技術の普及、向上を目的に指導員による相談、指導にも取り組んでおり、昨年度はJAの各作物部会を対象に合わせて13件の研修や現地での指導を実施したほか、土づくり講習会の開催や農業者からの個別の相談にも対応しているところでございます。特に昨年は作物被害が発生する厳しい気象条件となりましたが、そうした中でも一定の収穫量を確保した農業者のこれらの取り組みを事例集として取りまとめ、今後の参考としていただけるよう農業者へ配付を行ったところであり、今後とも農業振興センターを核に関係機関、団体と連携し、必要かつ的確な情報提供に努めてまいります。

次に、ICT技術の導入に向けた取り組み状況についてであります。市内におきましては農業者の高齢化と後継者不足による農家戸数の減少を受けまして、地域における担い手農業者の規模拡大が進んでおり、さらなる作業の省力化とコスト削減、品質向上と収穫量の増加など収益性の向上が課題となっております。これを受けまして、現在ICTを活用したさまざまな技術開発が進んでいるところであります。代表的な例といたしますと、人工衛星からの位置情報を活用したトラクターなどの自動操舵技術で、これにより作業時間の短縮や資材の節減効果にあわせまして、作業の負担軽減や操縦に熟練を要しないため機械操作にふなれな女性農業者などの作業従事が可能となる

など女性の一層の参画と作業形態の多様化が期待をされたところでございます。本市におきましては、これら技術の活用に向けまして平成29年にJAにより位置情報の精度を高める補正基地局が設置をされ、現在は21戸で利用をされております。また、農業振興センターにおいては施設栽培における自動制御による省力化と適切な栽培環境を維持するハウス機能統合制御装置を導入し、実証試験に取り組んでいるところでございます。本市の農業の今後を展望いたしますと、農業者のICT技術への関心と導入意欲はますます高まると考えられますことから、関係機関、団体と連携し、ICTに係る技術や効果にあわせて国の支援制度などの情報提供を通じてICTの普及と農業者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、労働力不足に対する認識と取り組み状況についてであります。農業者の高齢化や担い手不足によりまして農業従事者が減少する中、担い手となる農業者の経営規模は拡大し、農作業繁忙期における労働力不足が顕著となっております。現状土地利用型の作物では作業機械の大型化や作業委託などによりまして不足する労働力を補完しておりますが、人手を多く要するアスパラや重量作物であるカボチャなどの作付面積は減少傾向にあり、本市の農業の特徴であります多様な農産物の生産を維持することが難しくなっております。これらの課題解消に向けて短期的な雇用による労働力確保としましては、市立大学生による作業従事を支援し、アスパラ、スイートコーンの収穫作業に取り組んでいるところでございます。農福連携による労働力確保につきましては、一部の農業者で既に取り組まれておりますが、さらなる推進のためには研修会などを開催するなど福祉関係者と農業関係者がお互いに理解を深め、双方の課題解消につなげられるよう取り組んでまいります。このほかにも繁忙期の異なる他産業との連携や一般の雇用労働力確保に向けてまずは調査など

を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、小項目の3、持続的な農村地域の維持について申し上げます。農業、農村には食料の供給を初め環境保全や景観の維持のほか伝統文化の継承や安らぎなど人が生きるために必要な多面的機能を有しておりますが、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる担い手不足などから、農業者以外の皆さんの農業、農村に対する理解や協力がますます重要となってきております。名寄市農業・農村振興計画は平成28年度から第2次の計画期間を迎えており、生産性の向上や担い手対策などを通じて農業、農村の発展と多面的機能を維持し、あわせて農業者以外の皆さんの参画や消費拡大、あるいは農業体験や食育を通じて理解と協力を目指しており、同じく第3次となります名寄市食育推進計画におきましては市民全体で食育を推進することとしており、本市の農業、農村、特に食に関する魅力を知り、参加をいただく機会になるものと考えているところであります。これら計画に基づく具体的な取り組みといたしましては、市におきましてはなよろ産業まつり、地産地消フェアなどの開催や直売所の紹介、学校給食等での地場産品の使用、中山間地域等直接支払交付金などを通じて生産者の活動支援や各団体の活動を支援しているところでございます。また、民間における各団体におきましても食のモデル地域実行協議会におけるモチ米サポーターの養成やモチ米の生産過程を収録した教材用DVDの作成及び配布を初めといたしまして、グリーンツーリズム推進協議会における名寄市立大学生などの農業体験の受け入れ、名寄食育推進ネットワークにおける小学校などでの農業体験活動への支援などを通じまして、名寄市の農業、農村への理解を深めていただいているところであります。今後とも庁内関係部署はもとよりであります。関係機関、団体とともに農と食に関する情報発信や農業体験などの取り組みなど農業、農村への理解と協力に

向けて取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目2、旧下多寄小学校の校舎及び周辺施設の再活用についてお答えをいたします。

初めに、小項目1、現在の利用状況と今後の利用予定についてでございますが、現在の利用状況といたしましては学校開放事業で屋内運動場を使用していた4団体につきましては5月末をもって使用を終了しているところでございます。また、下多寄地域の皆さんにつきましても農繁期ということもあり、利用がありませんでした。今後の利用につきましては現在検討を進めているところでございますが、下多寄小学校閉校実行委員会から昨年2月と本年2月の2回にわたり下多寄小学校の利活用に関する要望書が提出されています。要望内容といたしましては、地域振興につながる校舎等施設の有効活用のため校舎、屋内運動場、グラウンドの常時活用、そのための電気、水道、暖房設備の維持、危険となる屋外遊具の撤去、学校開放事業の継続、地域行事に必要な長机、椅子、運動会用テント等の備品の利用、冬期間の除雪、学校敷地の樹木の伐採などの要望を受けてきたところでございます。その後、本年4月には社会福祉法人陽だまりの会から旧下多寄小学校の校舎借用に関する要望書が提出されたところでございます。借用の理由としましては、同事業所を利用している生活介護を必要とする方々に広々とした環境の中で個々の障がいを持った支援を行うことにより改善を目指したい、また就労支援活動として名寄市指定ごみ袋製造の作業所として利用することを目的とし、校舎の借用要望が出されたところでございます。市では、同施設を有効利用するため2団体の要望事項をもとに利用に当たっての専有箇所、共有箇所、管理方法、維持管理経費の考え方などを整理するため下多寄小学校閉校実行委員会、下多寄地域代表者、陽だまりの会と協議を

進めているところでございます。その中で校舎の専有部分や共同利用部分のすみ分け、経費負担の考え方、利用時の管理方法等について一定程度確認がなされてきたところでございます。今後につきましては、両団体の要望に基づいた施設の有効活用を進めるに当たり、現在両団体と協議中のさまざまな要件を整理し、貸し付けに向けた判断をしていきたいと考えているところでございます。

次に、小項目2、その他周辺施設の再活用についてでございますが、校舎以外の屋内運動場やグラウンドにつきましては現在のところ市としての利活用の予定はございませんが、地域振興の取り組みとして屋内運動場は地域イベントや風連獅子舞の練習場としての活用が要望されており、グラウンドは下多寄地区運動会の開催等で活用が予定されているところでございます。グラウンドを含めた学校敷地の維持管理については、日進小中学校や東風連小学校と同様に市民と行政との協働によるまちづくりの観点から地域の方々に草刈りなどで御協力をいただくとともに、2団体との利活用協議の中で陽だまりの会にもごみ拾いなどの環境美化に協力をいただくようお願いをしております。また、市としては敷地内の落ち葉などが農業用水路に入り込むなど支障となる樹木の伐採やブランコなどの遊具の撤去、草刈りなどの環境整備に係る燃料代等の実費負担をしていきたいと考えているところです。教員住宅につきましては、陽だまりの会から比較的新しい校長住宅を就労支援活動に向けた指導者の賃貸住宅として借りたいとの要望もいただいているところですが、他の3棟の教員住宅については経年劣化が激しく、活用の見込みは今のところございません。このようにその他周辺施設の利活用についてははまだ未定の部分もございますが、屋内運動場やグラウンド等の利活用や維持管理については地域の皆さんの御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

まず、大項目の1の小項目の1、新規就農者の状況については承知をいたしました。ここ数年ふえております農家子弟での就農はもちろんそうですが、なかなか就農から定着に向けて親子であってもうまく情報の伝達ができなかったり、親子であるから、余計に情が入ったりしてけんかになったりとかという話もよく聞いております。それぞれ課題を抱えている方がよく見受けられるのですけれども、後継者として就農した農家子弟向けの支援策について現在の状況をお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今農家子弟の育成、あるいは支援の状況についてということで再質問いただきました。農家子弟が地域に定着をして育っていく上で、まずもって身近である御両親、御家族の方が大きな存在になるということは、ここは言うまでもないことだと思いますけれども、きのうの遠藤議員とのやりとりの中でも地域で受け入れることの必要性について議論させていただきましたけれども、農家子弟についてももっと広い地域での受け入れというのが必要なのではないかと、いうふうに私ども考えております。今議員が言われたように、家族だと逆に相談しづらいのだという部分も一方ではあるでしょうし、逆に家族が知らない知識たくさんあるでしょうから、そういったものやはり身につけていく必要性もあるというふうに思っていますので、そういった意味では気軽に相談できる仲間ですとか協力いただける、いわゆる支え合う仲間がいるということはとても重要だというふうに思っています。幸いに市内では、風連地区でいいますとアグリエイトクラブというのがございます。名寄地区には4Hクラブというのがそれぞれ活動しているところでありますけれども、

この中では栽培技術ですとか経営に関する情報交換はもとよりですけれども、日ごろからの交流なども通じて互いに支え合う仲間づくりの場として多くの農業青年が積極的に参加をして活動されておりますので、名寄市といたしましてはこの2つのクラブの活動が維持されるということとさらに発展、活性化することに向けて財政的な支援を行っているところでありますし、財政的支援に加えて農業改良普及センター、あるいはJAさんとも一緒でありますけれども、若い職員を中心にこの会に参画をしながら必要な助言など行っていますし、私どももその機会を通じながら現状など貴重な情報もいただいているところであります。また、これ以外にも新規就農者を地域として歓迎をする、あるいは激励をする名寄市担い手交流会というのを開催してございます。この会には今後そういった若い人たちが相談相手となるだろう先輩の農業者ですとか、指導いただける関係機関、団体の方、多くの方に参加をいただき、激励いただいているところであります。この場を通じて人的なネットワークをつくっていただき、先ほど申し上げた日ごろから相談できるような体制もつくっていきたいというふうに思い、開催をしているところであります。それ以外にも制度的な支援といたしましては経営感覚にすぐれた担い手を育てたいということで、平成29年度からはJAとの協調による就農の初期と経営の準備期、この2つに分けて農業者、後継者を支援する事業を創設しております。あるいは、将来的な規模拡大、多角経営に必要な設備や機械、あるいは大型特殊自動車の免許取得、あるいは視察なども含めて経費の支援をさせていただいているところであります。今後とも関係機関、団体と連携をし、地域のあすを担う担い手の育成確保に努めてまいりたいと考えております。御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。本当に名寄市の農業に未来を見出して、若者が年

間10名以上帰ってきているという統計があるようですけれども、本当に大変喜ばしく思うところでございます。しかしながら、まだまだ離農者数がとても多いことには変わりはありませんで、地域のコミュニティーを守る上でもさらなる新規就農者の獲得と定着率の100%を目指していくべきではないかなというふうに進めていっていただきたいと思っております。

そこで、もう一点質問を行います。現在第三者経営継承を望む農業者が増加する、第三者に譲りたいという農業者がかなり多く上っているというふうに私の耳に入ってきております。これについては、新規参入の比率を増加させることが一つの解決策となるわけですが、今まで以上に名寄市の農業そのものが経済的に安定をして、強固かつ強いものであると、まずそれを広く内外に周知をすることが必要であると。そして、市内はもとより、名寄市以外からも就農希望者に魅力をきちんとお伝えすること、そしてさらに広く門戸を開放することが今後の大きな課題であると私は考えております。しかしながら、地域おこし協力隊として一番入りやすいと思いますが、そこで研修を2年、そこから先指導先の農家についてまたさらに研修を深めていくということが一般的でもありますし、そのほうがスムーズに行えるので、望ましいのですけれども、実際の経営継承までは約3年から4年程度かかってしまうというのが実情でございます。そこで、この事業、なかなか即効性がある事業ではありませんので、今後も引き続き継続をしていただけると私は思っておりますけれども、時代に即した内容にあることがこれからも重要であると思っております。その将来展望についてぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 今今村議員が言われるように、現状年間10人程度の農業後継者、あるいは新規も含めて地元で定着いただいているということでもありますけれども、将来にわたって名

寄市の農業が維持するためには10人ということではなくて、もっと多くの方が、それも安定的に継続して就農していただかなければならないという状況にあるというのは私ども同じ認識をしているということでもあります。そのために必要な方策としては、1つは今回の御質問の趣旨である農家子弟の方に一人でも多く後を継いでいただくのが必要だと思っておりますし、それに対しては、先ほど申し上げたような支援をしていきたいと思っております。もう一点は、外から来ていただくことも含めて考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。その一つが今今村議員言われたように第三者の経営継承であったり、地域おこし協力隊として新規に就農するという形になっています。私どもは、どちらかだけを進めていくということではなくて、いろんな方策を講じながら一人でも多くの後継者を、あるいは新規参入者を確保していくことが必要だというふうに思っております。地域おこし協力隊は、一定の支援を受けながら3年の研修期間の中で新規に就農することですから、技術的な部分、あるいは最初の資本を獲得するための資金あたりがやはり大きな課題となってきますし、第三者継承でいいますと、資金は必要ですけれども、居抜きで入ることですから、そういう意味でいっては生産基盤が一定程度整っているということでもありますので、どちらがいいかというのは一概に言えませんけれども、比較的早期にもし経営形態として安定するとなると第三者継承のほうなのかもしれませんけれども、いずれにしてもさまざまな方法を講じながら、議員が言われるように時代に即した、適したような形で新規就農を獲得を目指していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。これからも農業の後継者対策、配偶者の不足についてももちろんあるわけですが、これから

まだまだその施策を続けていただいて、ぜひ若い人たちを名寄市の農業に呼んでいただきたく思うところでもあります。

それでは、続きまして小項目の2番目、農業、農村経営の基盤についてということで、先ほど基盤整備事業について各説明があったとおりですけれども、実際我々後継者の世代交代ですとか離農に伴った農地の集積と経営規模の拡大が進んでいますので、さらに飛び地の耕作地がかなりふえているということになります。今後本当に換地を含めた大規模な面の改修が進んでいかざるを得ないことになるのですけれども、今後換地を含めた基盤整備ですとか用排水路の整備などの予定があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の基盤整備の予定ということでの御質問だというふうに思います。予定も含めてということで受け取りいただきたいというふうに思いますけれども、現段階で申しますと、てしおがわ土地改良区のほうからは道営事業として頭首工と揚水機場の整備の案が上がっているというふうに伺っているところであります。また、国営事業の関係で申し上げますと、近年水田から畑作に転換している圃場がふえてきているという現状もありまして、かんがい用水量が減少したダムや、あるいは頭首工の水利権、これを再編する調査、過去に国営事業で造成した用排水路整備などの機能診断を今実施しているところであります。再整備の必要性について今事前調査を進めている、そういう状況でございます。また、名寄市の西部に当たります風連の瑞生地区から名寄の内淵地区までの約3,000ヘクタールの区域がございますけれども、この区域を受益面積とする基盤整備事業につきましても現在地元のほうから要望がされているということでございます。

なお、これは私どものほうからのお願いというところに近いのかもしれませんが、これら新規の要望においては受益者はもとよりですけれ

ども、関係する地権者の同意というのが大前提となるということになりますので、特に換地を伴う大規模な基盤整備事業については地域全ての地権者の同意、協力が必要というふうになりますので、当然大規模でありますので、取りまとめに時間などもかかりますけれども、ぜひ地元の協力というのが必要不可欠となりますので、地域の中でも十分協議、理解いただいた上で窓口となります名寄市、あるいは土地改良区、JA、それぞれに御相談いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。確かに私自身も農業者でありますし、瑞生地区を対象とした基盤整備の要望が上がっているというのは私も逐次把握しているところであります。しかしながら、道営にするか国営にするか、どっちにしる採択から完了まで20年、国営の場合では35年という非常に長期的な計画であるということになっております。そして、地域の協力が最重要であるというのとおり、換地処分最大の懸案として土地の所有者が不明であったりですとか、本当に理解を得られない場合は事業そのものが頓挫をしてしまう影響があるのではないかと思うところでもあります。大規模なこの面整備を伴う基盤整備事業はその膨大な手間と労力を要して、今後50年は農家の経営を支え続ける大切なライフラインの一つとなりますので、名寄市としても事業採択に向けきめ細やかな対応、そして情報収集に尽力して、一日でも早い着工と、そして完成を目指していただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほどの振興センターの役割について丁寧な御説明があったとおりですけれども、奨励圃場の管理ですとか農業者団体の要望も多々入っている、さらに土壌診断についてもかなりの件数を処理されているということで、現在の人員や設備を適宜更新、あるいは充実、拡充させていくような計画、あるいは必要性があるのではない

かというふうにお見受けしますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 農業振興センターのさらに拡充が必要ではないかという御提言というふうを受けとめさせていただきたいと思います。現状振興センターのほうではさまざまな試験等もさせていただいているところでありますけれども、基本的には振興センターの有する圃場ですとか、あるいは設備を考慮しながら計画的に試験等を進めているということでありまして、その背景には例えば道からの委託を受けてというのも当然ありますけれども、JAの各生産部会などの要望にも応えながら計画的に現状の施設の中で対応させていただいているということでありまして。また、人の関係についても御質問がありました。ここについては、市が直接雇用している作業員もおりますし、なかなか応募いただけないという現実もありますので、不足する分については例えば高齢者事業団に御協力いただきながら補うというのがありますが、なかなか人不足というところがありまして、繁忙期等については十分に確保し切れないような現状もありますけれども、ここは知恵を絞りながら今後も対応させていただきたい、そのように考えているところであります。また、設備の関係等についても拡充がということでありました。ここについては、これまでも必要性ですとか当該の器具の老朽度合いに応じながら計画的に更新を進めさせていただいているところでありますし、現状大きな支障はないというふうに私どもは受けとめているところであります。ただし、今後の作物の振興、あるいは新たな技術の革新などがありますので、これらの対応については農業者の声も十分踏まえながら検討させていただきたいというふうに考えています。御理解いただければと思います。

なお、もう一つお含みいただきたいなと思うのが農業振興センターの運営に当たってであります

けれども、ここ設置者は名寄市でありますけれども、その運営についてはJAさんから必分の負担をしていただきながら運営をしているところでありまして、ここについてはJAさんとも十分協議をさせていただきながら、さらには農業振興センターの果たすべき役割についても十分踏まえながら生産者の皆さんの要望に応えられるように、円滑に進むように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。生産者の声を踏まえて十分検討が必要であるというところでありまして、我々生産者としても本当に期待をしている施設でありますので、ぜひ有効的な活用をお願いしたいということになります。

技術革新については本当に目まぐるしいものがありまして、先ほどもありましたICT、特に自動操舵技術等は日進月歩の世界でありまして、なかなかそれに対応する人材というのも正直つくりづらくなってきているわけでございます。このICTに適用した人材育成についても今後検討が必要ではないかなというふうに思いますけれども、名寄市のお考えをお伺いします。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) ICTに対応した人材の育成という御質問だったと思います。先ほども申し上げたように、ICTに対する生産者の意識はどんどん上がってきていますし、ニーズも今後ますます高くなっていくのだろうというふうに考えているところであります。これに対応した人材の育成も必要だというふうに考えておりますけれども、名寄市におきましては平成28年に農業者みずからICT研究会というのを設立をいただいております。現在は84名というたくさんの方がここに参加をしながら、お互いに情報の共有をされているということで伺っています。具体的にどんな活動しているかと申しますと、先進技術

の研修や情報交換のほかに、会員が所有しているICT機械もごございますので、これを活用しながら実際の利用データ、それを活用しながら作業効率や精度など明らかにするために今データの蓄積、整理をしているというふうに認識をしております。また、ICT技術の理解と普及拡大にも取り組んでいるということでもありますし、生産者が立ち上げた組織でありますけれども、普及センターを初め私どももオブザーバーとして参加をさせていただきながら必要な助言をさせていただいておりますし、そこであるデータなども共有しながら今後活用していきたいというふうに考えているところであります。名寄市におきましては、農業振興センターを今後中心としながら対応していくこととなりますけれども、振興センターだけでは限られた部分がありますので、必要に応じて研究機関や機械メーカーなどもありますので、それらの協力もいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。ICT技術、かなり民間での活動のほうが先行しているという状況でありまして、これについてはなかなか固定的な人材を置くことも難しいでしょうし、理解はしているつもりですが、我々も情報が先に欲しい場合がかなりあります。そのときにも機械屋さんのほうが情報が早かったりですとか、逆に専門的過ぎて我々も理解が及ばないときもありますので、これについて実需も含めてしっかりと勉強会等開催していただきたいなというふうに思います。どうもありがとうございます。

小項目の2番、以上ですけれども、名寄市の農業を取り巻く環境というのはこの新規就農者への強い支援ですとか地域の理解があります。なおかつ、今後は面としての基盤整備で圃場の大区画化ですとか用排水のきちんとした整備が予定をされている、要望が上がっているという状況でありま

す。そして、振興センターを軸として効果的に運用されるでしょうICT関係の技術もそうですし、実証実験、農業者ときちんと協調して行うことで情報発信の場としてさらに活躍をしていただきたいと思います。名実ともに本当に名寄市農業の中心地点であるべきだというふうに考えておりますので、労働力や圃場に制約があるという話でしたけれども、その役割については本当に強く期待をしております。今後さらに少子高齢化を迎えますけれども、特に若い世代から要望が強い光回線の全戸の設置ですとか他業種との労働力的な融通といたしますか、交流、あるいはごみ収集の方法だとかまだまだ細かいことあるのですけれども、今我々の置かれている状況というのはかなり明るいのではないかなというふうに期待をしております。ありがとうございます。

続きまして、(3)、持続的な農村地域の維持を目指した各計画との連携についてということでも答弁がありましたけれども、この本市の農業人口の減少は商業、工業含めて地域の減衰にほかならないと考えております。名寄市のモチ米については大部分が大手商社との取引ですとかセブンイレブンさん、各ベーカリーメーカーさんで需要があって、高品質であるという評価を受けております。将来的にも安定していると予測はできております。しかしながら、現在のモチ米作付面積、名寄市で3,000ヘクタール程度ということでありまして、特に最大の関係国、アメリカあたりのカリフォルニア州のジャポニカ種を耕作している農家の平均面積、ちょっと調べてまいりました。アメリカの農務省のデータでございます。1軒当たり251ヘクタールつくっているそうです。わずか10軒程度が本腰を入れてモチをつくり始めて、輸出をかけた場合に我々15ヘクタール程度の農業者がなかなか太刀打ちすることができないということは火を見るより明らかではないかなと思います。個々の農家はもちろんそれに負けないように努力を続けているわけですが、最近では近年続

発する異常気象にもめげず、昨年本当に凶作ではありましたが、その中で平年作以上、11俵程度とっている風連のモチ農家の方いらっしゃいました。全道規模の場所で表彰を受けております。そういう実例もあり、本当に名寄市は多種多様な農畜産物が生産をされております。全国でもトップクラスの品質を持っているほかの作物も実は多々ありまして、ちょっと調べた中ではまずゆめぴりかの低たんぱくの比率は全道屈指であると。さらに、小林製菓さんの命の母という菓の原料、カノコソウについてはこれもとても多くの生産があると。そして、切り花でサンダーソニアという花は1軒で全国の流通量の1割を占めている。このほかにもSPF飼育の豚であったり、肉用牛としての天牛であったり、また寒締めホウレンソウや弥生地区のワインですとか、最近では日本酒の話もちょっと挙がっておりますが、調べた中では酒米の産地としては最北であると認識しております。ここまでの高品質を誇る農産物に恵まれているということは我々農業者の世界では常識でありますけれども、まだまだ一般市民の皆様の認知度としては不十分ではないのかなというふうに認識をしております。先ほども述べましたけれども、振興センターを中心に新規振興作物の掘り起こしと新技術の開拓、そして多様な就農形態による後継者たる人材の確保と育成、そして農業基盤として圃場の面はもちろん、ICTに関係するソフトウェア的な整備を整えることでさらに強固な足がかり、腰の強い基盤を整備する、そしてかつ地産地消に代表される市内の需要供給を掘り起こすことで名寄市民にこそ名寄市の農産物の一番おいしいところ食べていただきたいと。そして、それをそもそもできて本当は当たり前ではないかなというふうに考えております。まずは、市民意識の醸成に伴いまして、一人一人がサポーターとして好まれる地場産品を我々が作り、かつ喜んで消費活動を行うことで商工業を含めた名寄市の経済が循環することはこれは道理でないかなと思

ます。この名寄市の農業、農村地域と、そして子供たちの未来の今後50年、100年を盤石にするべく早急かつ確実な手段を講じることを切に願っているところであります。

以上、大項目1番について終了とさせていただきます。

続きまして、大項目の2番、旧下多寄小学校の校舎及び周辺施設の再活用についてということで大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。現在この下多寄小学校、閉校して間もないということで我々地域住民の心の中にもぼっかりと穴があいているところがございます。それを今度陽だまりさんが検討されているということで、我々地域としても十分に検討する余地がある、逆に来てくれてありがたいという気持ちでいるという話でございます。

そこで、お願いをしたいのが今度ほかの企業が利用されるということになりますと、簡易な維持管理であれば地域住民、あるいはその企業が行うことになると思います。しかしながら、運営上必要不可欠なかなり大規模な補修、あるいは改修等伴った場合についての対応についてお聞かせいただきたいと思

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 今の廃校になっている学校というのが御承知のとおり日進小中学校、豊西小学校、東風連小学校ということでございます。今回今年度から下多寄小学校もということなのですけれども、御承知のとおりほかの小中学校につきましては全て老朽化が激しくて、非耐震構造ということもございまして、そのような要因もありまして閉校になって、児童生徒数の減少も当然なのですけれども、そういう要因もございまして、閉校になってきたという経過もございまして、その後の利活用については、市として大規模な修繕等をしながら貸し出しをするというようなことは想定しておりません。ただ、下多寄小学校の校舎につきましては築後25年ということもござい

ますし、今回2団体から利用の御要望もございましたので、その辺の小破修繕的なものとか、今後の維持的なことにつきましては今3者で検討しておりますので、その中で十分協議をして進めていきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 正直耐震構造もしっかりとされていて、なかなか壊れないだろうなというふうな印象はあります。もし何かがあればその3者で対応するというので伺いました。ありがとうございます。

そして、小項目の2番、附属するほかの周辺施設の再活用についてということで、先ほどグラウンド、あるいは屋内運動場については地域等が維持し、管理をするという話でありました。また、教員住宅の古い3棟についてはなかなか手を出すことができないというふうに伺っておりまして、私もそうだろうなというふうに思っております。今回この市内やそのほかの学校の施設についても同じく利用の希望者がいたり、あるいは地域との連携が必要であるというふうに思うところでございます。今回の下多寄小学校の件は、再利用についての一つの前例となるのではないかとというふうに考えております。今後利用希望者が利便性を図って、必要条項の整備などを行いながら有効活用していけるように願うものであります。また、そのほかの施設についても、今後利用停止する等の処置が検討される場合は情報の開示ですとか、善後策の協議について一定のガイドライン等設けるなど有効活用の手段を講じて住民サービスの向上の一助としていただきたいというふうに思っております。また、今年度の中で風連中央小学校の旧校舎の解体とグラウンドの造成が行われるわけでございますけれども、今後の所管施設について解体費用が捻出できないという理由で放置された場合には、これ空き家と同じ問題になってしまいます。市の財産を空き家ネットに登録でもしてみたいところですが、解体についても建設時と

同様の予算立てで実行していかなければ子供たちの未来へ負の遺産として残してしまうことに直結するのではないかなと危惧をしております。今後も名寄市の農業、農村地域を守って、未来に残したい子供たちのための政策、あるいは政治をとり行っていきますことを市長並びに理事者の皆様へお願いをして、一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

防災について外1件を、清水一夫議員。

○9番（清水一夫議員） 議長から御指名いただきましたので、通告順に従い、大項目2点にわたって質問させていただきます。

大項目1、防災について。名寄市は、東に名寄川、中央に風連別川、西に天塩川の1級河川が存在し、本市での災害での一番の脅威は水害と私は認識しております。近年の道北地域での災害では、平成28年8月、南富良野町幾寅で空知川の堤防が決壊し、まちが水没しました。また、昨年平成30年7月の大雨では雨竜川、石狩川が氾濫、旭川市、深川市、留萌市、妹背牛町、東川町が床上、床下浸水の被害がありました。この災害をもたらした線状降水帯が70キロメートル北に発生していたならば、名寄地域は甚大な被害に見舞われたものと推測いたします。名寄市の地域防災計画では、減災の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないための命を守る行動を最重視し、災害に備え、防災対策は自助、共助及び公助が効果的に推進されるよう着実に実施しなければならぬとっております。私は、災害に対する備えはまずふだんの準備の周到が重要

だと思っております。ここで小項目4点、理事者の御見解を伺います。

小項目1、気象台が1週間前に北海道に台風の上陸または大雨警報を発表した際、市の対応についてお伺いいたします。

- 1点目、本部の配備体制について。
- 2点目、本部員会議での協議事項について。
- 3点目、警戒監視の体制について。
- 4点目、各部署の準備等について。

以上、4点についてお伺いします。

小項目2、本年度の名寄市の防災訓練についてお伺いします。

- 1点目、本訓練の狙いについて。
- 2点目、訓練日時及び場所は。
- 3点目、訓練の内容は。
- 4点目、訓練参加町内会は。

以上、4点についてお伺いします。

小項目3、平時における避難行動要支援者名簿の活用について。

1点目、避難行動要支援者からの同意書の取得状況について。

2点目、同意書を取得し、平時における避難行動要支援者名簿の部外提供について。

以上、2点についてお伺いします。

小項目4、名寄市立総合病院の水害対策についてお伺いします。名寄市立総合病院は、道北の地域救命救急センターとして、また道北の拠点病院としてその役割を果たしております。ここでお伺いします。

- 1点目、市立総合病院の最大浸水深は。
- 2点目、防水、浸水対策は。
- 3点目、浸水した際、外から病院に入る非常階段の設置は。

以上、3点についてお伺いします。

大項目2、名寄市総合計画第2次中期基本計画の重点プロジェクトについてお伺いします。名寄市は、人口減少による影響を緩和させ、地域に活力をもたらすために交流人口の拡大施策に取り組

んでいます。

そこで、小項目1、経済元気化プロジェクトについてお伺いします。ここでは、的を絞って観光について3点理事者の御見解を伺います。

①、2017年に比して2018年の観光入り込み客の現況について。夏期及び冬期の観光の入り込み客数とその分析について。その分析の結果、何を改善し、何を助長しなければならないかをお伺いします。

②、外国人観光客誘致に向けた具体的施策についてお伺いします。2月ごろ、台湾の御家族がなよろ温泉サンピラーに連泊しているのを見かけました。また、ピヤシリスキー場において外国人のスノーボーダーも見かけました。改めて外国人観光客誘致に向けた具体的施策についてお伺いします。

③、観光客誘致に向けた情報発信とPR活動についてお伺いします。スキーツアーで東京なよろ会の方の大半の方はリピーターで、名寄出身以外の方が多くとお聞きしました。そこに情報発信とPR活動のヒントがあると思いますが、いかがでしょうか。また、首都圏での情報発信とPR活動の拠点が必要と思いますが、御見解を伺います。

小項目2、冬季スポーツ拠点化プロジェクトについてお伺いします。名寄市総合計画審議会第1回会議で3年間の取り組み検証を報告し、本年度からはNスポーツコミッションを中心に、1つ、青少年教育、人材育成、2つ、健康増進、生きがい、福祉振興、3つ、地域経済活性、4つ、広域連携、各種まちづくりの4本柱を事業展開する旨の発表がありました。ここで4点理事者に御見解を伺います。

①、全国、全道規模大会の誘致及び開催数について。2016年は4大会でしたが、2017年及び2018年の誘致等の現況と今後の展望についてお伺いします。

②、スポーツ合宿入り込み人数についてお伺いします。2017年は8,081人でしたが、20

18年の入り込み人数について冬期、夏期に分けて回答をお願いします。また、2018年の入り込み人数の結果の分析についてもお知らせください。

③、冬季スポーツのジュニア選手の育成についてお伺いします。競技団体と連携し、市として今後どのように冬季スポーツのジュニア選手育成を支援していくのかお考えをお伺いします。

④、冬季競技施設の整備について2点お伺いします。1点目、サンピラー交流館カーリングホールは冬期間のみの営業となっておりますが、競技団体と協議し、道に対し通年使用可能な施設に改修を要望するお考えはありますか。

2点目、健康の森のクロスカントリーのコース整備について、特にフリー種目、スケーティングではコース幅は規格に合っているとは思いますが、ゴールする選手の中には前の選手にバンフライをかけてもコースをあけてくれなかったと悔しがる選手を見かけました。ここで伺います。全日本、全道大会の主管である名寄地方スキー連盟と協議し、コースの幅の拡張とコース脇の立ち木の伐採を行い、整備する予定はありますか。お伺いします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま清水議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1及び2については私から、大項目1の小項目3は健康福祉部長から、小項目4は病院事務部長から、大項目2の小項目1は産業振興室長から、小項目2は総合政策部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目1、防災についてお答えいたします。小項目1の台風が予想される場合や大雨警報が発表された際の対応についてでございますが、本部の配備体制としましては台風や大雨が見込まれる場合には気象情報や河川状況などの情報

を収集するなど、災害対策本部の立ち上げや職員の配備体制などについて検討することとなります。また、職員については勤務時間外でも参集できるよう各部署において体制を整えることとしております。災害対策本部が立ち上がった場合につきましては、そのときの状況によりますが、河川の巡視情報や気象情報などの情報の分析を行うとともに、避難所開設や物資調達、配給など本部体制に関する協議や関係機関への応援要請など災害対策に関する事項について協議することとなります。警戒監視体制につきましては、気象や河川状況については適宜旭川地方気象台や河川事務所から情報収集するなどインターネットを活用した情報収集も行っています。このほか大雨の場合では、市職員や消防職、団員による河川の内水氾濫を初め道路などについて警戒パトロールなどを行っております。また、土砂災害への対応についても北海道のシステムなどを注視しながら警戒巡視を行っております。各部署の準備等についてでございますが、それぞれの初動態勢について作成としており、職員それぞれの役割について確認することとしています。一例を挙げますと、建設水道部では河川、道路のパトロール体制の確認や健康福祉部では避難所運営についての職員配置、市民部では物資調達などの準備について進めていくこととなっております。

次に、小項目2、今年度の名寄市防災訓練についてお答えいたします。市の防災訓練につきましては、平成29年度からF I G— aなよろ課題を見つける避難訓練として複数年をかけて実施し、本年度で3回目となります。本年度の防災訓練は、7月18日午前9時から1次避難を開始する計画として進めております。訓練の狙いとしては、参加された町内会の皆さんが実際に避難行動を起こすことによって避難場所までの移動時間や避難経路での危険箇所、地域での共助における課題などに気づいていただくことによって地域での避難能力を向上させたいと考えております。参加町内会

につきましては、現在20区、西町2区、西町3区、大橋商工団地町内会の4つの町内会に御協力をいただく予定となっております。災害演習では、参加町内会の皆さんがそれぞれの1次避難場所に避難していただき、その後想定最大規模の降雨を想定して、人材開発センターまで2次避難していただくことを想定しております。2次避難後には旭川气象台や名寄河川事務所からの講演や訓練展示、各町内会からの御意見などを発表していただくことを考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは、大項目1、小項目3の平時における避難行動要支援者名簿の活用についてお答えいたします。

避難行動要支援者名簿につきましては、平成25年度に避難行動要支援者からの申請をいただき、その中で同意をいただいている状況となっております。しかしながら、その後の名簿につきまして更新がなされていない状況となっておりますので、現在新たに名簿を作成するために防災担当部局と連携しながら申請書や更新手続についての協議を進めているところであります。その中でも関係機関への情報提供につきましては、御本人の同意をいただくことで提供できるよう検討を進めているところでございます。

平時においての外部提供につきましては、消防や警察、そのほかの避難支援等の実施に携わる関係者に対して名簿を提供し、有事への備えに有効活用できるものとなるよう考えております。また、名簿情報につきましては個人情報が多く含まれておりますので、情報開示者には情報の漏えい防止等について説明するなど必要な措置を講じていくよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目1の小項目4、名寄市立総合病院の水

害対策についてお答えいたします。

前段といたしまして、市立総合病院は平成9年に上川北部地域災害拠点病院に指定されており、災害の発生時から復興期に至るまでの医療を提供する役割を担うこととなっております。その責務を果たすために新たに策定することが義務づけられましたBCP、名寄市立総合病院事業継続計画について昨年12月に策定したところであります。1点目の災害浸水深についてですが、当院のBCPにおける想定災害は地震及び大雨災害としており、名寄市ハザードマップで示されました当院周辺の浸水深は3メートルから5メートル未満であることから、主要道路はおおむね冠水し、病院内には2階床下まで浸水する想定で策定しております。大雨災害での被災想定では、地下1階の給食調理設備、MRI及びRI、カルテ庫などの施設は使用不能となり、1階の全外来機能、薬剤室、放射線や生理検査の各検査室、リハビリテーション室、さらには人工透析室も浸水することになります。院内のインフラ関係では、電力は非常用電源に切りかえられますが、その設備にも浸水が生じた場合の代替手段や3日分の備蓄が求められました受水槽の設置についても今後検討していく必要があります。

次に、2点目の防水、浸水対策についてですが、現状では想定される浸水に対応し得る対策はございません。災害発生時には院内の患者及び職員等の安全を第一としまして、直上避難させ、復旧が見込まれるおおむね3日間程度の医薬品や備蓄品、食料を確保しての1次避難対策を講じる一方、災害拠点病院としての機能を維持、提供できるよう対応を図っていくこととしております。他の市内医療機関にも同じ被害状況となった場合には周辺の士別市立病院に支援を依頼するほかに、平成24年に災害時相互支援協定を締結しました市立函館病院、市立釧路総合病院、砂川市立病院に支援を求めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の浸水した際、外からの院内に入

る非常階段の設置についてですが、本館には東西、新館には北側に医療法で定められました屋内非常階段が設置されており、ICU等のみ屋外に設置しております。いずれも院内から屋外へ避難するための非常階段であり、入院患者の安全上屋外から進入するための階段設置は法令上定められておりません。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは、大項目の2、名寄市総合計画第2次中期基本計画重点プロジェクトについて、小項目の1、経済元気化プロジェクトについて御答弁いたします。

まず、1点目、観光入り込み客数の現況について申し上げます。本市の観光振興は、名寄市総合計画第2次中期基本計画における重点プロジェクト、経済元気化プロジェクト及び基本目標4、地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりを推進する主要施策の一つとして位置づけ、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、平成28年度に見直した名寄市観光振興計画に基づき各種事業を実施しております。計画の目標値につきましては、観光入り込み客数が平成27年度の47万4,000人に対し年次5%の増加を見込み、令和3年度には61万6,000人、外国人宿泊延べ数は平成27年度の544泊に対し令和3年度には3倍の1,635泊としております。観光入り込み客数につきましては、北海道が全道各市町村からのデータを毎年6月から8月ごろに集計、公表しておりますことから、平成30年度の観光入り込み客数につきましては本市で調査した速報値をもとに御説明いたします。平成30年度上半期24万400人、平成29年度上半期25万9,400人で、前年比92.7%、1万9,000人の減少、平成30年度下半期18万7,500人、平成29年度下半期18万6,800人で、前年比100.4%、700人の増加となりまして、通年の観光入り込み客総数は平成30年度、42万7,90

0人、平成29年度、44万6,200人で、前年比95.9%、1万8,300人の減少となりました。また、外国人宿泊延べ数につきましては、平成30年度上半期767泊、平成29年度上半期、514泊で、前年比149.2%、253泊の増加、平成30年度下半期1,218泊、平成29年度下半期、580泊で、前年比210.0%、638泊の増加となりまして、通年の外国人宿泊延べ総数は平成30年度、1,985泊、平成29年度1,094泊で、前年比181.4%、891泊の増加となりました。全体の観光入り込み客数につきましては、年度により増減はあるものの、宿泊や訪日外国人は着実にふえております。

観光事業の分析につきましては、昨年度北海道の稼ぐ観光具体化モデル事業の事業採択を受けまして、本市を訪れた観光客への対面によるアンケート調査を年間を通して相当数実施いたしまして、分析を行ったところです。それによりまして、本市には夏のひまわり観光、冬季スポーツ、グルメ、ショッピングなどを目的に訪れる方が多いこと、北の稚内、東のオホーツク、西の日本海側へ向かう要所として名寄市へ立ち寄られる方も多いこと、さらにはお土産に対する満足度が高いといった結果も出ております。これらの結果を踏まえまして、今後も本市の地域資源を生かして観光による地域資源の活性化が図られるよう取り組みを進めてまいります。

次に、小項目1の2点目、外国人観光客誘致に向けた具体的施策について申し上げます。2020年開催の冬季オリンピックへ向けて、国はインバウンド4,000万人、北海道は500万人の目標を掲げており、本市においてもさきの答弁のとおり着実に増加しているところでございます。本市の外国人観光客誘致の取り組みといたしましては、交流事業として平成25年度から台湾をターゲットとした教育旅行の受け入れに取り組んでおりまして、昨年度までの実績で13校436人を受け入れておりまして、将来のリピーターとして

本市を訪れることに期待をしているところでございます。また、札幌から稚内までを結ぶルートとして平成28年度に日本のてっぺん。きた北海道ルート。が観光庁に認定されまして、インバウンド誘客へ向け、夏のサイクリングやカヌー、冬のスキー、スノーボード、雪遊び体験など本市の自然環境などを生かしたモニターツアーの開催、体験型観光の商品化を進めてまいりました。スキー場におきましても本市の雪質を求め、欧米人を中心に外国人の利用が増加しているところです。また、市内事業者向けの外国人観光客受け入れに対応するおもてなし講座の開催、英語、中国語のパンフレットの作成など受け入れ環境を整備しております。旭川空港に国際線ターミナルが完成するなど道北地方を訪れる外国人観光客がふえることが予想されますことから、そうした状況を好機と捉えまして、近隣市町村と連携し、観光PR、受け入れ態勢の整備に努めてまいります。

次に、小項目1の3点目、観光客誘致に向けた情報発信及びPR活動について申し上げます。本市における情報発信につきましては、市や観光関係団体によるホームページ、SNSなどを通じ観光情報などを発信しているほか、市外へのイベント参加、物産販売などを通じ知名度向上に努めているところです。また、本市では交流自治体など道内、道外へ職員派遣も行ってきておりまして、これらの地域との人的交流、物産交流や派遣地域での活動を通じPRに努めています。物産を通じた取り組みといたしましては、本市の特産品でありますアスパラ、メロン、スイートコーンなど農産品の通信販売を行っており、市外から多くの方に御利用いただいております。また、北海道が首都圏で開設しているアンテナショップでのポスターの掲示、パンフレットの設置、物産商品の販売に協力をいただいておりますほか、交流自治体である東京都杉並区役所内の「コミュかるショップ」においても本市の特産品販売を行っております。首都圏にお住まいの方を中心に本市にゆかり

のある方々等で構成される東京なよろ会では、会員向けに広報紙を年3回発行してございまして、会の活動報告や各種ツアーの御案内などを行い、本紙の知名度向上、交流人口の拡大を初めとする地域の活性化のため多大なる御支援をいただいております。本市では、会報発行時に杉並区で開催する物産展などの情報やふるさと納税の御案内などについて会報を通じて広く情報発信に努めております。また、会員の皆様には口コミやSNSなどでさらに情報拡散に御協力をいただいております。今後も時代の変化を捉えたSNSなどによる情報発信やイベント、物産販売などを通じより効果的な情報発信に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、小項目2、冬季スポーツ拠点化プロジェクトについてお答えいたします。

①、全国、全道規模大会の誘致及び開催数についてですが、冬季スポーツ拠点化プロジェクトは平成28年度から平成30年度まで地方創生推進交付金を活用してスポーツによる交流人口の拡大、ジュニア選手育成などに取り組んできたところです。拠点化事業の評価の指標となるKPIですが、全国規模の新規、冬季スポーツ大会誘致については平成28年度から3年間で延べ5件の新規大会を誘致しており、ノルディックスキーやカーリングといった冬季スポーツ大会が開催されてきました。全国規模の大会誘致については、競技施設の規模や質が大きなポイントとなりますが、今後も情報収集を重ねながら新規大会誘致に努めてまいります。

次に、②、スポーツ合宿の入り込み人数ですが、平成30年度は、こちら上期、下期ということで数字報告させていただきますけれども、上半期3,014人、下半期5,315人、合計で8,329人となり、前年度との比較では248人増加しております。各競技団体を初め旅館組合、市内企業皆

様の努力のおかげで着実に入り込み人数をふやしてきたところです。今後は、スキーなどの冬季スポーツシーズンの前後の期間をいかに延ばすことができるか、また夏季のスポーツ合宿の受け入れ環境を整備していくことが合宿人数を伸ばしていくことにつながります。引き続き関係団体と協議しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、③、冬季スポーツジュニア選手の育成ですが、指導者のレベルアップを図ることを目的とした指導者講習会の開催、アルペンスキーやスノーボード競技においては市外チームとの合同合宿に対する支援を行ってまいりました。また、カーリングやクロスカントリー競技においては海外コーチを招聘するなどジュニア選手育成の支援を続けてきた結果、平成28年度から3年間で50名を超える冬季競技のジュニア選手が全国、世界の舞台で活躍をしてきたところです。引き続き時代に合ったジュニア育成の方法を競技団体と相談しながら継続的にジュニア育成のシステム構築、トレーニング環境の整備に努めてまいります。

最後になりますが、④、競技施設整備についてでございますが、カーリング場の通年化に関して、本市では北海道に対して要望は行っておりませんが、施設の老朽化に伴う整備に関しては競技団体等とも相談しながら北海道に要望し、整備を行ってきたことで、昨年1月に開催された日本カーリング選手権大会の誘致にもつながったところです。また、健康の森クロスカントリーコースの整備については、今年3月に開催されたジュニアオリンピックのクロスカントリー競技においてけが人が発生したことから、現在安全な競技運営の観点でコース内の立ち木伐採について検討を進めているところですが、大規模整備は計画されておりません。引き続きソフト、ハード、両面で冬季スポーツの拠点にふさわしい環境整備に努めてまいりますので、御理解願います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 再質問させていただきます。

まず、小項目1の市の事前準備の対応ですが、しっかりとよろしく願いいたします。昨年7月には隣の旭川とか床上浸水、床下浸水しておりますので、線状降水帯、これには十分注意を払って、警戒監視のほうであれば、气象台の発表等があればよろしく願いします。

小項目の2について再質問させていただきます。訓練内容と訓練参加町内会、狙いと十分承知しました。1つ、訓練日の話でございますけれども、大体平日やっているのです。平日やっている。これを休日にできないものかと、こう思っております。なぜかといいますと、訓練参加町内会も休日になると訓練参加者の増加及び町内会の避難行動要支援者の支援要領及びその共助が助長されます。また、休日にやると多くの市職員が訓練参加可能となり、さらに市職員の方も錬成されるのではないかと思います。御見解のほどよろしく願いします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 大変申しわけないのですけれども、先ほど答弁させていただいた内容に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきますと思います。

本年度の防災訓練なのですが、参加町内会、4町内会ということでお話をさせていただきまして、20区、西町2区、西町3区、大橋商工団地町内会ということでは言いましたけれども、済みません、訂正をさせていただきますと、20区、西町1区、2区、3区というのが間違いでございます。西町1区、2区、そして大橋商工団地という、ことはその4町内会をお願いをすることになってございますので、よろしく願いいたします。

今清水議員のほうから防災訓練についてぜひ平日ではなくて休日に実施をしてはどうだと。そのことによって参加される町内会の皆さん初め、市の職員も多く参加できるのではないかとということ

で御意見をいただきました。先ほどお話をさせていただいたのですが、2次避難の会場、人材開発センターのほうで气象台の方に講演をいただくなり、名寄河川事務所の方にも、あるいは名寄警察の皆さんなども含めて防災訓練を2次避難の会場で連携をとりながら行っていきたいということで考えておまして、ぜひ関係機関の皆さん参加をいただくというようなことで、今回については日程等については平日ということで参加体制を図っていききたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 今回はわかりました。今後ちょっと検討していただけるということで、確約でよろしいですか、総務部長。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 済みませんが、先ほど言いましたけれども、関係機関の皆さんの御都合もあるというふうに思いますので、改めて協議をさせていただきたいというふうに、大変申しわけないのですが、そういうことで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） わかりました。

今度訓練参加する町内会についてでございます。いろいろな事情があって、訓練参加できない町内会もあろうかと思いますが、何とか訓練参加していただくように粘り強く説得して、理解の獲得に努めていただきたいと思います。これはお願ひです。よろしくお願ひします。

続きまして、平時における避難行動要支援者名簿についてこれから協議を進めてやるということでお話ししてございましたけれども、直ちに、早急に同意書を取得して、部外提供先に提示していただきたいと思います。なぜかという、町内会であればこの避難行動要支援者の支援者、これの依頼に大変助かるのです、これがあれば、同意書があれば。それと、もう一つ、これは平時における

見守り活動がありますけれども、その一助となる。連携できるということで同意書を早くとっていただいて、提示していただきたいと思います。いかがですか回答お願ひします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 名簿の作成、同意書も含めて早期ということで以前から清水議員からもお話がされておまして、議員がおっしゃるとおり備えが必要でありますし、やっぱり事前の準備も必要ということではその面についても名簿の重要性というのを認識しております。先ほど答弁で申しましたけれども、平成25年、一度同意書をいただいたのですが、その後の更新をどのようにやっていくかというところで今協議しながら、その一回もらった同意書が効果的に将来的にも継続して使えるような例えば連絡先であったり、そういったものが今のやっている業務と含めて効率的にできないかということで協議をしているのですが、言われるように名簿の作成というのは、早急につくるというのは当然のことです。そういう協議も早く進めながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解お願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 今の同意書の話でございますけれども、それは25年のときは努力義務だったのです。努力義務。それから法律変わったのです。義務になったのです。わかりますか。違うのです。努力義務のときは私がやったのです。正直に言います。その後義務になったのです。それから、国から全道全部、健康福祉部に再度ガイドライン来ているのです。ただやらなかっただけなのです。よろしく頼みます。

それでは、市立総合病院についてお伺ひします。ということは、大雨降って、洪水になったら市立総合病院は逃げると、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 病院が逃げるといふことではございませんが、浸水の度合いに応じた対応をそれぞれとっていくしかないのが現状だということでございます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 拠点病院、道北のなくてはならない病院、逃げてはいけないと私は思っているのです。金がかかるかもしれないけれども、防水シャッターぐらいつけて浸水を防ぐぐらいにやっていただきたいと、こう思っておりますが、いかがですか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 今議員から防水シャッターという御提案かというふうに思いますが、もともと本館につきましては平成4年に建築をされました。その時点におきましては、災害拠点病院にもまだ想定はされておらず、現在の地域救命救急センターというのはまるで想定がされていない中での建築ということでございます。周辺の土地から比べましたら若干は高さはあるのですけれども、現在想定をしました最大限の浸水深に対応し得る構造にはなり得ていないというのが現状でございます。防水シャッターといふのは、入り口部分等の防水対策ということでは一つの機能かと思っておりますけれども、病院全体の周辺からの流水を防ぐということになりましたら、防水壁でも足りずに、簡易型の防潮堤というのがございます。そうしたものでなければ多分これだけの浸水深に対しての対策はでき得ないのではないかとこのように考えております。ただし、その場合におきましても、現在の本館の構造上でいきますと地下からの浸水を防ぐということができないということがございますので、浸水時間がどれぐらいになるのかということもまた違ってくるというふうに思っておりますので、対策の立て方としてはいろいろあるかというふうには考えておりますが、現在これだという手が打てる状況にはないということだけは今お伝えをしておけるかというふうに

思います。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） ということであれば、病院の話ですが、隣町の士別市立病院は高台にありますので、しっかりと連携の訓練ぐらいまでやる必要もあるのではないかなと、こう思います。検討でよろしいので、ひとつ検討していただきたいと思っております。

それで、大項目2の小項目2の①、大会誘致のお話でございますが、行政として関係競技団体と協議して、大会誘致活動をしていきたいと、こういうふうな答弁でありました。では、いつ誰が誰に対して誘致活動を行う等の計画は、そこまで考えておられるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 大会誘致について具体的な段取りというか、あるのかということでの再質問いただきました。大会誘致に係る問題、課題につきましては、全国大会クラスの大会を誘致するには、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、施設の規模、質が重要であると同時に、地元競技団体の受け入れ態勢も大変重要であるというふうに考えております。それから、中央競技団体の大会スケジュール等の情報や関係者とのつながりも大変重要であるということと地元の競技団体にそのような人材がいることもあわせて重要であるというふうに考えております。さらに、市民の大会を受け入れることに対する前向きな雰囲気も重要であると考えております。ハード整備に関しては、市全体の中で計画的な改修、整備となり、早急な対応は難しい状況であるかなというふうに思いますが、本市に優位性がある冬季スポーツ施設を生かした競技の誘致活動を今後しっかり進めてまいりたいというふうに考えております。誘致活動については、計画的には行ってはおりませんが、加藤市長にも機会があるごとに中央競技団体、地方競技団体の方々と面談をさせていただきまして、いろいろな情報収集もし

ているところでございます。引き続き地元競技団体と相談をさせていただきながら、さまざまな機会を通じて誘致活動のほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 再質問で1つ合宿の件です。スポーツ合宿及びこれに関連して冬季スポーツジュニアの育成について回答いただきましたけれども、市も今後ともしっかり支援していくと。了解しました。理解しました。

ここで、ちょっと私も高校時代スキーやっていましたので、マニアックな質問になるかと思えますけれども、冬季スポーツのジュニアの育成は冬、大会になったら大体夏のうちで決まっています。夏で。そして、まだ大事なのは残雪のときなのです。残雪。そこでいかに鍛えるかなのです。名寄はあるのです。雪あるのですから、3月末まで。ジュニアオリンピック終わったらみんな選手帰ってしまうけれども、何とか一緒に合宿やりませんかというような問いかけとかあるのです、夏のローラースキー。名寄日進の市営牧場ありますよね。あそこのアスファルト、立派なこと。車は来ないし、最高だ。私も過去経験あるのです。自衛官のとき冬季戦技訓練でローラースキー、あそこで1週間、私当時広報班長でありまして、1週間決められた時間にそこに行って、車何台通ったかを見て、統計をとって、名寄警察署に行って、あれ市道ですものね、たしか。市道。許可をもらって、訓練させたのです。近代二種に出て、日本一です、本当に。本当の話です。あるのです。いい、そういうところをPRして、名寄はこんないいところあるよと。タブレットか何か持って行って、どうですかと。うちのチームと一緒に、うちの名寄市のジュニアの選手と一緒に夏合宿しませんかぐらいのことを誘致活動していただきたいと思うのですが、よろしくお願ひします。答弁お願ひします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 清水議員から熱い思いぶつけていただきまして、お答えしたいと思えますけれども、行政主体で各競技団体のスケジュール調整を行うというのは実は難しいことなのかなというふうに考えております。しかしながら、現状冬季スポーツ競技では、雪のない季節になりますけれども、北海道の強化合宿などが実は行われておりまして、その機会に地元の選手たちが参加をさせていただきながら高度な練習をさせていただいているという現状もございますので、そういったところも報告としてさせていただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 今の再質問に関連して、名寄市の職員にすぐれた技術を持った職員がいっぱいいる。いっぱいはいないか。いる。私も名寄地方スキー連盟の一会員として支援しているのですが、結構ジュニアの人の選手の指導とかやっている。大会終わった後も学校の先生とか市の職員と一緒にジュニアを教えている姿を見て、可能性はある。だから、市の職員も一生懸命やってもらいたい、課外とか土日とか。やっているとは思っただけけれども、いかがですか、その推奨。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） これは、うちの職員というお話ですけれども、現状今冬季スポーツでいうとクロスカントリーのジュニアの分であるとか、当然経歴的にもすばらしい経歴を持っている職員もいます。そういった方々が仕事終了後しっかりとそういったジュニア育成の場に足を運んで、そこは今消防の職員もおりますけれども、そこについてはしっかりと高いレベルの指導ができるものとして協力はさせていただいているという現状がありますので、報告をさせていただきます。

○9番（清水一夫議員） 以上で終了します。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で清水一夫議員の

質問を終わります。

女性が輝けるまちづくりについて外1件を、五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

少子高齢化や人口減少による労働者不足が深刻な問題になっていることから、大項目2点についてお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、人材不足の観点からも女性が活躍できる社会形成は必要不可欠です。現在世界的に女性活躍が進んでおり、日本でも女性活躍が叫ばれています。ですが、2018年の統計では、男女格差の度合いを示すグローバルジェンダーギャップ指数は149カ国中110位となっています。まさに世界トップクラスの男女格差がある国となっております。男女の平等のもとに社会で活躍するにはまだ至っていないのが現実ではないでしょうか。本市においても第2次名寄市男女共同参画推進計画のもとさまざまな取り組みがなされています。

そこで、小項目1、第2次名寄市男女共同参画推進計画について。名寄市総合計画の基本目標1、市民と行政との協働によるまちづくりの中で行政と市民、関係団体などが協力し、女性の活躍推進のための取り組みを積極的に実施するとありますが、具体的に実施したことをお伺いいたします。

次に、小項目2、本市主催で年に1度行っている男女共同参画セミナーの参加状況や成果についてお伺いいたします。

小項目3、その他男女共同参画セミナー以外の部分で男女共同参画の活動と成果についてお伺いいたします。

小項目4、企業を例とするならば、雇用主や管理職の意識改革が進まなければ変革はあり得ないと思います。家庭と両立させながら働きたいと願う女性も多くいらっしゃると思います。女性の積極的な採用や管理職への登用はそのための環境整備

が必須です。ですが、女性にとっての働きやすい環境を整えなければ人材は確保できません。女性が働きやすくやりがいを感じられる職場を実現することは、男性も含む全ての方にとって働きやすい環境となり、優秀な人材の確保につながります。そこで、男女共同参画社会実現に向けての本市の考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、人口減少の中での人材確保について御質問させていただきます。近年国内各地で人手不足が顕在化し、中小企業においては需要の増加に対応できない事例が広く見られるようになりました。人手不足倒産という言葉があるように、受注があるにもかかわらず、従業員がいないために仕事が回らなくなり、その結果倒産してしまう企業も相次いでいます。生産年齢人口の急速な減少により、外国人労働者受け入れ拡大の社会的ニーズがますます高まっています。人手不足は対処しなければならない最大の課題でもあることから、まず小項目1、本市における労働状況の実態をお伺いいたします。

次に、小項目2、昨年12月に成立し、4月から施行された改正入管難民法では新たな在留資格、特定技能がスタートしました。ある一定の分野で外国人労働者の受け入れを拡大することが狙いです。地域経済活性化のためにも外国人材の受け入れを前向きに検討する必要があると考えますが、まず本市における外国人材受け入れの現状についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま五十嵐議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、女性が輝けるまちづくりについて、小項目1の第2次名寄市男女共同参画推進計画について申し上げます。本市におきまして

は、男女共同参画に関してさらなる市民意識の高揚と推進を図るため、平成27年12月に名寄市男女共同参画推進条例を制定いたしました。また、平成29年度に本市における基本的な考え方を示し、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総括的かつ計画的に推進するために第2次名寄市男女共同参画推進計画を策定いたしました。本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画と位置づけており、男女が働きやすい環境づくりを主要施策の一つとして掲げております。また、本条例に基づき男女共同参画を推進するため、名寄市男女共同参画推進委員会を設置しております。本委員会は、事業者からの推薦や公募などにより選出された委員で構成され、基本計画等の推進及び進捗管理などに取り組み、本市における男女共同参画推進の中心的な役割を果たしております。女性の活躍推進のための具体的に取り組む主な事業といたしまして、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりなどを広く周知し、男女共同参画の普及、推進を図るために積極的に取り組んでいる事業者や個人、市民団体を表彰しております。今後におきましても第2次名寄市男女共同参画推進計画を実効性のあるものとするため行政と市民、事業者などと連携し、積極的な取り組みを進めてまいります。

次に、小項目2、男女共同参画セミナーの開催状況についてお答えいたします。本セミナーは、市民の皆様にも男女共同参画を考えていただくきっかけづくりを目的に開催しております。本セミナーの開催に当たりましては、商業施設や公共施設へのポスター掲示、広報、新聞、ラジオによる周知のほか、名寄市男女共同参画推進委員を通じて各関係団体などへお知らせしております。昨年12月に日本舞踊家としても活躍する若柳梅京さんを講師に招き、市民向けセミナーを開催しました。第1部の講演会には105名の参加、第2部の意見交換では31名の参加がありました。第1部の

講演会では、「男女ともに輝くグローバル社会を目指して」と題し、国際オリンピック委員会で活躍された講師御自身の経験から1998年開催、長野オリンピックにおいて就学前の子供を持ちながら働く当時の御自身の状況などについて講演いただきました。また、参加者アンケートでは8割の方が大変よかった、またはよかったという結果となっております。第2部では、男性も女性も自分らしく生きていくためには今私たちができることをテーマにグループワークを行い、家庭内で男女が互いに尊重し合える関係の重要性などが発表され、参加者内で共有することができました。本セミナーの開催状況につきましては、市の広報により市民にお知らせしており、今後につきましても一層の市民啓発に努めてまいります。

続いて、小項目3、その他男女共同参画の活動と成果についてお答えいたします。先ほどの答弁でも触れましたが、本市における男女共同参画推進の取り組みは第2次名寄市男女共同参画推進計画に基づき実施しております。男女共同参画推進事業者等表彰や名寄市男女共同参画セミナーのほか、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを目的に広報なよろにおける啓発記事の掲載やパネル展の実施、児童生徒へのリーフレット配付、パパママタニティー教室におけるアンケート等を行ってきております。また、セクシュアルハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的としたパープルリボン運動として大型商業施設での街頭啓発や成人式においてデートDV防止チラシの配布を行ってきております。目に見える成果として感じられるにはもう少し時間のかかるところと思いますが、これまでの取り組みにより男女共同参画に対する市民の意識が醸成されてきていると認識しております。今後も啓発活動に加え、市民団体や事業者と連携し、男女共同参画の推進に努めてまいります。

次に、小項目4、企業における意識改革についてお答えいたします。雇用に係る男女共同参画に

関連する国の取り組みについては、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成28年4月より施行されました。301人以上の労働者を雇用する事業主については、自社の女性の活躍に関する状況把握や改善すべき事情に関する分析を行い、定量的目標や取り組みについて定める事業主行動計画を策定することが定められるとともに、従業員300人以下の事業所においても事業主行動計画を策定することが努力義務として求められております。また、女性の活躍の取り組みがすぐれた企業を国が認定し、事業入札で受注機会をふやす優遇策も盛り込まれるなど国においてはこれらの新たな取り組みを実施することにより雇用機会の均等の実現を目指すとともに、女性が活躍できる社会を目指すこととしております。市といたしましても、これまで第2次名寄市男女共同参画推進計画に基づき男女が働きやすい環境づくりを図るため男女共同参画先進企業表彰のほか、女性の職域拡大と積極的登用、育児、介護休業制度の充実と柔軟な勤務形態の整備などに関して広報や市ホームページ等を活用し周知してきているところであります。また、昨年10月には全国青年市長会北海道東北ブロックの有志とともに内閣府が推し進めている輝く女性の活躍を推進する男性リーダーの会へ賛同しております。今後につきましても女性活躍推進法や名寄市男女共同参画推進条例の理念に基づき国や北海道、事業主などと連携するとともに、先駆的な取り組みなどを参考にしながら女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できるよう市内企業等へ向け啓蒙活動に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは、大項目の2、人口減少の中での人材の確保について御答弁いたします。

まず、小項目の1、本市の人手不足の現状について申し上げます。全国的に人手不足が課題となる中、人口減少が進む本市においても市内中小企業等における人材確保は大きな課題となっております。本年4月のハローワーク名寄管内の有効求人倍率は1.33倍と前月に引き続き前年同月比を上回り、全道と比べても0.21ポイント上回っております。本ハローワーク管内において特に人手不足が深刻な業種としては、建築、土木、測量技術者が18.00倍、大工、左官が5.25倍、建設、土木作業員が3.59倍と建設関係が多くなっております。また、本市が2年に1度実施している商工業者を対象とした労働状況実態調査において、昨年度実施した調査を今年度の公表に向け現在取りまとめ中でございますが、その速報値で従業員が足りていないと回答した事業所数の業種ごとの割合は運輸業が83%、建設業が74%、医療、福祉関連が60%となっており、建設業に加え、運輸業や医療、福祉関連におきましても人材確保に苦慮している状況となっております。

次に、小項目の2、外国人材受け入れの現状について申し上げます。昨年6月、国は経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2018において中小、小規模事業者を初めとした深刻化する人手不足を背景に従来の専門的、技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる新たな在留資格の創設を明記し、このことを受け、本年4月に施行された改正入管難民法により新たな在留資格である特定技能1号及び特定技能2号の制度がスタートいたしました。特定技能1号は建設、介護、宿泊など相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する14分野の業種に対する最長5年間の在留資格でございまして、既に外食、宿泊、介護の3分野の技能試験が実施されており、技能実習生として3年目を終えた方も技能試験を受験し、特定技能1号に移行できることとされました。本市では、労働状況実態調査

における外国人労働者に関する調査結果の速報値として5カ所の事業所で中国、韓国、ベトナムから12名の外国人が働いております。また、外国人労働者の雇用につきましては、雇用したいが3%、検討中が4%、雇用する予定はないが41%、未定が29%となっております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。改めて質問させていただきます。

まず、大項目1、女性が輝けるまちづくりについての小項目1、第2次名寄市男女共同参画推進計画についてでございます。本計画の期間について平成29年度から平成34年度、つまり令和4年度までの6年間との記述がございます。ただし、国の施策、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行うとありますが、現時点で見直しをしたものがありましたら教えてください。

また、今後4年間の間に見直す計画があるのかについても重ねてお伺いいたします。名寄市男女共同参画推進条例の第2章の基本理念にあるとおり、男女の人権の尊重、また国際社会における取り組みを踏まえながら行わなければならないとの記述もあることから、男女共同参画推進計画においてLGBTQやSOGIと言われる性的指向、性自認に対するハラスメントなどについて社会的弱者や性的マイノリティーの理解、促進を図るためにも表記を入れるなどの見直しが必要ではないでしょうか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 男女共同参画推進計画が6年の計画ということで、まず一つにはこれまで本計画を見直したという経過があるかということだったかというふうに思いますが、これまでにつきましては今回の本計画の期間中についての見直しをこれまでしたということはありません。見直しにつきましては、国の施策、あるいは社会情

勢の変化に応じて見直しをするということでありまして、本計画につきまして条例ということから、国の施策などに変化が生じた場合などに今後は見直しを行うようなことになろうかというふうに思っています。

また、最後に御質問いただきました男女共同参画推進計画の中にLGBTなりSOGIも含めて、マイノリティーの方に対する理解促進の計画の表記についてこの男女共同参画推進計画の中にうたい込みをしてはどうかということでありましたけれども、昨日もお話をさせていただきまして、現在の男女共同参画につきましては男女の性別にかかわらず市民全体で取り組むということでございます。したがって、LGBTやSOGIなど性的マイノリティーに関する計画の表記につきましても現在は検討はしていない状況であります。性を理由とする差別は許されるものではないというふうに認識をしておりますけれども、今後の国の動向などを踏まえまして、必要に応じて計画の変更などを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） きこの富岡議員の質問とも重複してしまうところもありますが、性的マイノリティーの方がみずから打ち明けることができず相談もできない現状があると思います。先日中村部長も相談件数はまだ今のところないということおっしゃられていたのですが、そういうことを打ち明けられないという状況も鑑みていただいて、行動や生き方が宣言されることなく、多様性を認め合って、それぞれがその人らしく生きられる社会、それが男女共同参画社会ではないかと思っております。相手の立場に寄り添う取り組みこそが大切だと思いますので、ぜひ御検討よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 現在の男女共同参画の推進計画、あるいは条例におきましては、前提条件として男性、女性という区別がある上でお互い共同でまちづくり、あるいは社会に参画しようということのたてつけであります。一方でセクシュアルマイノリティーの話になりますと、これまたちょっと違う文脈から検討する必要があるということできのうからも議論も踏まえて認識しているところであります。性的少数者の皆さんの声を上げたくても上げられないという状況については、私どもも再度認識させていただいたところであります。この2つをどういう形で実効性のあるものにするかというのは、もうちょっと研究、あるいは時間を要すると思っておりますけれども、非常に重要な課題であるというふうに認識しております。セクシュアルマイノリティーのみならず、いわゆるマイノリティー、少数者と言われる方皆さんが、きのうの議論の中でも香りの害のお話もありましたし、そのほかにもいろいろあるかと思っております。一つずつ、人権にもかかわることありますので、丁寧に拾いながら、この男女共同参画推進計画の中でやれるものなのか、あるいは別建てでいったほうがいいのかさらに議論は重ねさせていただきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 副市長のおっしゃっていることには理解できました。男性、女性の区別というわけでもなく、男女共同参画の中でも性的マイノリティーですとかLGBTの関連に関することは出てくると思うのですが、これから先検討していただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次の質問なのですが、小項目の4について。先ほど男女共同参画社会に向けての本市の考えについてお答えいただきました。個々の中小企業ではなかなか進みにくい現状がありますが、自治体を手本となり、導いていただけるのが大変望ましい

と思います。そこで、現在の本市における管理職の女性比率をお伺いいたします。また、女性管理職をふやすための研修または取り組みなどがございましたらお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 一つには市の職員の中の女性管理職の割合、比率ということですね。それと、あわせて女性管理職に対する研修というようなことですかね。先ほども少し答弁で触れましたけれども、現在名寄市においては特定事業主行動計画を策定をしております、女性職員の採用ですとか管理職登用につきましては公平な扱いということで実は取り組んでいるところでございますけれども、比率といたしましては現在女性管理職につきまして、昨年の4月段階なのですけれども、比率は18.6%ということで、これ前年ということなので、29年と比べまして0.5%向上しているという状況になっております。女性管理職をふやすための取り組みというようなことには、基本的には平等な管理職登用ということで努めておりますので、女性に限るとということには少しならないのですが、研修などにつきましてはキャリアワークバランスに関する研修ですとか、北海道の市町村研修センターなどで実施をしている女性職員のキャリアビジョンというような研修機会を設けて、そこに参加をいただいているというのが現在の状況でございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。私のほうでも少し調べたのですが、公務員女性の管理職の全国平均値が14.9%、2018年度なのですが、あったのに対して名寄市が18.6%ということで上回っているのは大変いいことではないかなと思っております。その辺をしっかりとアピールしていただき、引き続き民間企業を引っ張っていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

大項目2、人口減少の中での人材確保について再質問させていただきます。先ほどの答弁にございました労働状況実態調査とはどのような調査でしょうか。また、今後道内においても外国人材の奪い合いになることが予想されます。本市としても早急に具体的な取り組みを進める必要があると思いますが、先ほど述べられた労働状況実態調査を踏まえまして、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 労働状況実態調査についてですが、この調査は本市で働く勤労者の労働条件、賃金、福利厚生等の雇用に関する実態を的確に把握し、今後の労働条件の改善及び雇用の安定と福祉の向上を図るための基礎資料とすることを目的に本市が2年に1度実施しております。特に昨年度は社会情勢を反映し、新たに外国人労働者の雇用、事業承継の検討、働き方改革の取り組み状況の3項目を追加して調査いたしました。外国人材に係る今後の取り組みについてでございますが、新たな在留資格である特定技能では同一の業務分野内での転勤が可能でありまして、よりよい条件を求めて大都市圏に集中する懸念がありますことから、道におきましては本年3月、外国人に選ばれ、働き、暮らしやすい北海道を目指す姿として掲げました外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向をまとめております。本市といたしましては、労働状況実態調査の結果を踏まえ、まずはより詳細な実態を把握するため商工会議所、商工会が主体となりまして補完調査を実施することとしております。そして、国や道の施策を注視しながら本市の人手不足を解消する方策の一つとして外国人材の受け入れ及び市民との共生が円滑に進むようスピード感を持って商工会議所、商工会と連携しながら取り組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。官民一体となって取り組んでいただけるということで大変期待をしておりますので、今後注目していきたいと思えます。

次、市長は広報なよろ1月号におきまして年頭の挨拶でも本市の喫緊かつ最大の課題は人口減少と労働力不足の問題だと述べられています。労働力を補う存在のみならず、経済の活性化に寄与する外国人材の受け入れについて市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 五十嵐議員から今外国人の人材の確保についての御見解を求める質問がございました。きのうから総合政策部というのを新たに新設をして、その重要な課題として人口減少の問題、これにいかにか歯どめをかけていくかという問題があるということを確認をして、庁内、あるいは全市挙げて、総力結集してこの問題に向かっているかなければならないと思っています。人口減少は、分解すると出生率というか、子供を、自然増減と言いますけれども、亡くなっていかれる方よりも出生する方が多い状態でプラスになっていくというようなことと社会増減というこの2つの問題があると思うのですけれども、社会増減、その中でできるだけこの地域に住み続けていただいて、出ていかない、それとこの地域に人が入っていただけると、こういったことを名寄市のさまざまな特徴を生かしてやっていかなければならないと思うのですけれども、その中に外国人の人材というのやはり流入人口の中に当然入れていかなければならない問題だと思っています。先ほど答弁の中で労働実態調査、名寄市の雇用主の外国人労働者の雇用をしたい3%、検討中4%ということで7%と。非常に低いなという印象をもちましたが、実際のところただ外国人の雇用するということに対しての実態がやっぱりつかめないということもあるのかなというふうに思っています。この部分をしっかりと行政、あるいは商工

会議所、商工会、そうした団体と一緒に推し進めていかなければならないということを改めて私も感じているところがございます。当然それぞれの事業所、あるいは業種ごとに外国人人材を確保していく、そのことに対してしっかりとバックアップしていくと、このことはもちろんでありますし、名寄市には名寄市立大学、あるいは上川北部地域人材開発センターという職業訓練を担うことができる機関がありまして、こうした機関を、外国人人材をしっかりとこの地域で教育していくというようなことも名寄市の特色として、可能性としてあるのでないかと。幅広く外国人人材をこの地域に滞留させて、働いていただく、あるいは学んでいただくと、そういうようなことをできる環境づくりをしていくために、先ほど議員がおっしゃるとおり、官民と一体となって早急に検討を進める必要があるというふうに私も考えているところでありまして、ぜひまた御理解と御協力をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） さまざまな問題が複合的に合わさっている労働者不足問題ですが、一つ一つクリアしていくことで地域の発展につながっていけばよろしいかなと思っております。市長のお言葉にもありましたが、名寄市立大学や上川北部人材開発センターは近隣にはない名寄の恵まれた環境でもあり、特色でもあるのではないかなと思っております。言葉の壁を取り除いたり、さらなる技術の習得をするなどの可能性も含んでいるのではないかなと思っております。それらを最大限に活用し、地域の労働力不足が解消できることを切に願って終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

14時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時50分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成31年統一地方選挙を振り返って外3件を、塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目4点について順次質問してまいります。

大項目の1、平成31年統一地方選挙を振り返って質問をいたします。今回の選挙は、地方自治をつかさどる名寄市民にとっては一番身近な選挙であり、北海道議会議員選挙、名寄市議会議員選挙ともに8年ぶりの選挙となりました。4年前の選挙では無風だったこともあり、市議会として平成27年9月、議会改革調査特別委員会を設置、市民に信頼される議会を目指して議会改革を進めてまいりましたが、結果として議会の関心の低さから市議会議員選挙の投票率が過去最低の64.14%で、8年前の選挙と比べ8.9%も下回る結果となりました。この結果を議会や議員への批判と受けとめなければならぬと思っております。まずは、市民への信頼感を高めることが課題であり、議会として抜本的な改革をスピード感を持って取り組む必要があります。何が悪かったのかを検証しなければならぬと考えています。したがって、今後の地方自治の選挙を考えると、平成28年から導入された18歳選挙権の動向など若年層の分析や投票率の向上につながる方策の検討は選挙管理委員会が目指す方向と一致していることから、小項目の1、統一地方選挙における年代別及び男女別の投票について、小項目の2、期日前投票など投票方法の検討について、小項目の3、投票率を上げるための分析と対応についてを関連がありますので、一括してお伺いをいたします。

次に、大項目の2、不登校に悩む子への理解と対応についてお伺いをいたします。進級や進学で大きく変わる4月、5月は子供たちの心に大きなストレスがかかります。そこで、小項目1、不登

校の現状について及び小項目の2、10連休明けの状況についてお知らせください。

不登校にはいろいろなケースが想定されますが、通学している子供でも周囲に何も言えず通学する子、食欲がなかったり、玄関から動けなかったり、いつもと様子が違う場合など特に注意が必要だと言われています。そこで、小項目の3、不登校に悩む子供たちへの対応について学校や教育委員会における対応の現状についてお知らせください。

次に、大項目の3、中小企業振興基本計画の策定についてお伺いをいたします。総合計画第2次中期基本計画において基本目標の一つである地域の特性を生かしたにぎわいと活力あるまちづくりの中で、商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める中小企業振興基本計画の検討を位置づけているとしています。行政報告においても、北海道が公表している平成30年度第3・四半期の地域別経済動向調査では上川北部地域は建設業では収益低下、製造業、運送業の人材不足や販路減少の懸念が示されています。

小項目の1、基本計画策定に向けた関係機関との協議状況及び経過について、小項目の2、基本計画策定の工程管理及び進捗状況についてお伺いをいたします。

最後に、大項目の4、人口減少社会への対応についてお伺いをいたします。小項目の1、名寄市総合計画第2次中期基本計画に連動した第2次名寄市行財政改革のKPI設定について。財務省は、財政制度審議会でも地方財政の改革案を議論している中で地方自治体職員に触れ、全国の都道府県や市町村で働く職員が2005年から2010年ごろに大幅に減少はいたしました。2014年を底として2018年度では91万9,000人余りと1万人余り増加しております。職員数を2018年度水準のまま据え置くと仮定して、人口減少が進む中、2025年には3万人の削減幅を例示しております。ひいては、地方交付税の影響も懸念され、今後の地方行財政にとって一層厳しくな

ることが予想されます。人口減少が続く中、今後における効率的で質の高い行政運営や持続可能な財政運営を進めるために行財政改革に取り組まなければならないと思いますが、職員の定員適正化に向けたKPI設定について考えをお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま塩田議員から大項目で4点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目4は私から、大項目2は教育部長から、大項目3については産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

御質問の大項目1、平成31年統一地方選挙を振り返ってにつきましては、名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会事務局としてお答えいたします。小項目1、統一地方選挙における年代別及び男女別の投票状況について、小項目2、期日前投票など投票方法の検討について及び小項目3、投票率を上げるための分析と対応について関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

まず、年代別、男女別の投票状況についてですが、本市では市民文化センターを投票所とする第7投票区を標準投票区として設定しており、この投票区の投票状況について集計を行っております。今回の統一地方選挙における標準投票区の年代別投票率につきましては、知事選挙では60代が77.8%と最も高く、20代が43.5%と最も低くなっており、市議選挙では知事選挙と同じく60代が72.4%で最も高く、18、19歳の10代が10%と最も低くなっており、いずれの選挙においても年代が高くなるにつれて投票率も高くなっていく傾向があります。

また、男女別投票率につきましては、男性の投票率のほうが女性の投票率よりも知事選挙で4.5%、市議選挙で2.5%高くなっております。標準

投票区における10代の投票率につきましては、選挙年齢が引き下げられてから初めて執行された平成28年の参議院議員通常選挙においては15.6%、翌年の衆議院議員総選挙では35.1%、ことしの知事選挙では44.8%、市議選挙では10%となっており、今回の市議選挙における投票率が最も低くなったところであります。

10代における知事選挙と市議選挙の投票率の差、34.8ポイントの内訳につきましては、当日投票率で3.4ポイント、期日前投票率で31.4ポイントとなっており、期日前投票において大きな差が生じております。選挙管理委員会事務局としては、市議選挙の期日前投票期間が知事選挙と比較して10日間短いことと期日前投票の開始日が知事選挙は3月22日でありましたが、市議選挙においては4月15日であったことから、就職や進学に伴う転出により知事選挙は投票できたが、市議選挙では投票できなかった10代の有権者が多かったのではないかと分析しております。

選挙年齢が引き下げられた平成28年から選挙管理委員会では若年層への選挙啓発と投票率向上を図る目的で名寄市立大学にも期日前投票所を設置してきております。この大学期日前投票所における市議選挙の投票者数は、平成28年の参議院選挙と比較して11人増の68人となっており、大学の期日前投票所設置が若年層の投票率向上に、少しずつではありますが、寄与してきているのではないかと考えているところです。今後も投票状況を見ながら適正な期日前投票所の配置に努めてまいります。全国的に投票率が低下してきている状況の中、国や道、他自治体での新たな投票手法に関する取り組み事例など投票率向上につながる情報収集を継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、大項目4、人口減少社会への対応について、小項目1、名寄市総合計画第2次中期基本計画に連動した第2次名寄市行財政改革のKPI設定について申し上げます。行財政改革における職

員の定数管理についてでございますが、平成18年の旧名寄市と旧風連町の合併に伴い行政組織のスリム化が必要とされたことから、名寄市行財政改革推進計画に基づき平成21年度から平成26年度までに69人の職員定数の削減を実施してきたところでございます。しかしながら、平成27年度以降については国、道からの権限移譲に伴う対応、総合計画や総合戦略における人口減少対策を主眼に置いた各種政策の実現のため組織機構の見直しの中で職員配置数の協議を毎年実施することで職員数の見直しを実施しております。そのため、本年度見直しを行いました第2次名寄市行財政改革推進前期実施計画における成果指標についても定員に関する指標の設定は行っていないところであります。一方で、議員御指摘のとおり国全体で人口減少が進む中、国の地方財政政策を踏まえましても地方公共サービスを担う職員のあり方については提供する行政サービスのあり方とあわせて常に見直しを検討する必要があるものと考えております。総務省の示す地方財政サービス改革においては、窓口サービスの外部委託化や行政サービスを提供するシステムの周辺市町村との共同利用などで住民サービスの水準を維持しながら行政のスリム化を図る方向性が示されており、さきに述べました実施計画においてもこのような視点を新たに追加したところであります。しかしながら、外部委託化については本市のような地域においては安定してサービスを供給する事業者の確保などハードルが高く、今後各種サービスの担い手の育成も含めた行政サービスのあり方の議論が必要であります。また、周辺市町村も含め職員の確保も年々困難となっていることから、各種システムの共同化を超え、専門的な事務の共同化などの議論が将来起きることも想定されます。そのため、職員数の変動を伴うサービスのあり方の議論において特定の目標年次などを定めることは現時点では困難であると考えております。今後組織機構を含めた地方行財政サービスのあり方につきまして

は、第2次行財政改革推進基本計画を踏まえながら名寄市行財政改革推進実施本部での検討、総合計画の進捗管理やローリング作業などを通じて具体的な政策議論を行う中で必要な組織機構のあり方とあわせて議論してまいりますので、御理解をお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目2、不登校に悩む子への理解と対応についてお答えをいたします。

初めに、本市における不登校の現状についてお答えをいたします。不登校児童生徒とは、病気や経済的な理由を除く何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した児童生徒のことと定義をしております。文部科学省の平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果では、北海道の公立小中学校における不登校児童生徒数は平成28年度と比べ小学校では1,196人で165人の増加、中学校では4,370人で406人の増加となっております。本市におきましては、平成30年度に不登校の状況にあった児童生徒は20名であり、平成29年度と同数となっておりますが、少ないとは言えない状況であり、不登校に対する取り組みの改善、充実を図ることが課題となっております。

次に、10連休明けの状況についてお答えをいたします。文部科学省の不登校に関する実態調査、平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書においては、休み始めた時期として7月から9月の割合が28.4%と最も多くなっており、長期休暇明けに不登校が増加する傾向が見られます。本市におきましても同様の傾向が見られるため、例年より長い連休が続いたことによる影響について注視をしておりましたが、10連休明けの登校滞りの事例は特に見られませんでした。

次に、不登校に悩む子供たちへの対応についてお答えをいたします。不登校の傾向としましては、不安や無気力がそれぞれ4分の1以上を占めており、その要因は学業の不振や進路に係る不安、友人関係をめぐる問題、家庭に係る問題などが複雑に絡み合っていることから、明確に把握することが難しい状況となっております。このため、各学校においては子供たちが抱えている状況を把握し、職員間で情報を共有しながら組織的に対応方針を決定し、担任や学年主任、生徒指導部が中心となって家庭訪問等を行っております。また、教育相談センターや健康福祉部による相談支援、医療機関等との連携を図るなどして当該児童生徒の不登校の状況の改善に向けての取り組みを推進しております。教育相談センターでは、教育専門相談員、適応指導教室指導員、教育推進アドバイザーを配置し、児童生徒や保護者などから不登校などの問題や学校生活、家庭生活における悩みや相談を受け、学校や関係機関と連携を図りながら解決に向けての支援や指導を行っております。また、毎月第2、第4木曜日に夜間相談日を設け、日中來ることができない保護者や不登校に悩む児童生徒のひきこもり解消や外出するきっかけづくりとして相談や支援を行っております。また、適応指導教室には現在2名の生徒が通室しております。通室した日は学校でも出席扱いになることから、学校に準ずる教科学習を中心とする活動を行うことによって児童生徒の登校意欲を高めながら学ぶ力、生活する力、人とかかわる力を伸ばしていくよう今後もサポートしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは、大項目3、中小企業振興基本計画の策定について、小項目の1、基本計画策定に向けた関係機関との協議状況及び経過について、小項目の2、策定の工程管理及び進捗状況について関連がございますの

で、一括で御答弁申し上げます。

市内企業数の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化はもとより、就業、雇用機会の提供、さらには市街地等におけるコミュニティー形成など地域の健全な発展に資する重要な社会的役割を担っており、本市では名寄市中小企業振興条例に基づき平成28年度の一部改正で加えた人づくりや創業支援など地域経済の活性化を図るためのさまざまな支援を行っております。さらに、少子高齢化や人口減少といった厳しい社会情勢を踏まえ、人材の育成確保に加え、第二創業や事業承継といった地域の経済活動や雇用を支えている中小企業、小規模企業を持続させるために取り組むべき施策の構築に向け今年度スタートした総合計画第2次中期基本計画におきまして、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割等を定める基本計画の検討を掲げてございます。基本計画策定に向けましては、今年度から名寄商工会議所、風連商工会と市の3者で地域経済活性化に資する意見交換の場を月1回程度持っておりまして、その場において基本計画策定についても協議することとしております。また、内部ではこれに先立ちまして他の自治体の事例などについて調査を開始したところでございます。本市における喫緊かつ最大の課題である人口減少と労働力不足に加え、働き方改革や外国人材の受け入れ拡大など昨今の新たな社会情勢を見据え、今後関係機関との協議を着実に進めてまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。時間の限り再質問をさせていただきます。

まず、統一地方選挙の関係でありますけれども、今この年齢別、男女別の報告を受けましたけれども、その中で若年層と、若年層、20代くらいまでの部分の数値と、それから30代以降の数値では大体20ポイントぐらい違うと、若年層が低い

という数値が出ておりますし、今回基準投票区の部分でありますから、名寄市の全体として判断できるか否かという部分についてはこれはなかなか難しいところはあると思いますけれども、この第7投票区で63%ほどの投票率ですから、市議選の64.14%という部分について言えばそんなに変わらないのかはというふうには思っています。けさほどの倉澤議員の答弁にもありましており、この投票率は過去の選挙から比べてずっと減少傾向にあるという状況でお知らせをいただいたかなと。5%ずつくらいどんどん、どんどん下がっているという状況で、政治に対する関心、不信という部分が原因をしているのかなというふう思うわけでありましてけれども、そんな中やはり市民、国民にとって投票をすることは、この義務は絶対にしていただかなければならないという部分でありますから、しっかりそのためのできる環境をつくっていくということが大事な部分だなというふうに思っているわけでありましてけれども、今お話ししました、答弁にもありました男性、女性と比べて男性のほうが投票率が高いというふうなこと、それとこの28年選挙から始まった18歳選挙権の関係でありますけれども、これはこれまでの28年の参議、それから29年の衆議、そして今回の選挙見ても着実に数値は、投票率は高まっているというふうな部分で、この18歳選挙に関するいろんな周知の部分についても効果のあらわれというふうな部分はあるのかなというふうに思いますが、しかしながらこの若年層、10代、それから20代の投票率は低いというふうな部分でありますから、これらについてどのように実際の数値を見て、今後どのような取り組みを進めようとしているのかお教えいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 若年層ということでございますから、高校生、大学生も含めて有権者の中にいらっしゃるということで、倉澤議員のほうにも学校の取り組みですとか少し、出前講座で

はないですけども、学校のほうに出向いて選挙についての啓蒙をというふうなお話もさせていただきました。あわせて、やはり今最近の……最近のと言ったらあれですね、若い方は例えばスマホにしてもSNSにしてもいろんな情報網を持っていらっしゃるということでは、そういった情報網も少し活用できないのかなというふうに思っています、具体的には今こうだということではないですけども、そういったいろんなツールを通じて選挙の啓蒙するということは非常に重要な手だてではないのかなというふうに考えているところです。引き続きこの点につきましては研究をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 倉澤議員の答弁にもありましたよね。18歳以下の部分について意識の向上を図るだとか関心度のアップ、そういうふうなことで、選挙の投票箱をお貸しをしたりというふうなこともあって、いろいろ取り組みを進めているというふうなことでありますから、やはり小さいころからこういうふうな環境になれていくということは必要なことだなというふうに思っていますので、ぜひそういう取り組みを続けていていただきたいというふうに思いますし、いろんなところで模擬投票といいましょうか、それから模擬選挙らしきことを企画をして進めていたりしている部分もありますけれども、そういうふうなことを名寄市のほうでも取り入れるというふうな考え方はございますでしょうか。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 済みません。倉澤議員のほうにも少しお話をさせていただいたのですけれども、出前トークですとか模擬選挙ですとか、その辺は少し先ほど言いましたSNSを、いわゆるいろんな情報ツールを通じた取り組みを含めて今議員のほうからありました具体的に実際に投票してみたいというふうなことの行動に結びつくよう

な取り組みということの提言だと思いますので、その点も十分踏まえまして研究させていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 済みません。私聞いていたつもりだったのでですけども、お答えいただけたということで、大変申しわけございませんでした。

それと、大学の関係で、28年の参議から大学でも期日前投票ができるようになってというふうなことで、参議のときには57名だったものが今回の市議選では68、知事選では64名投票をしたというふうなことでありますけれども、そして啓蒙を図っていく中では午前中の答弁にもありましたFMですとか広報活動ですとか、それから大学で啓蒙しているというふうなお話もありましたけれども、私28年の参議と比較したら数字は少し、11名ですか、高まっているということでもありますけれども、全体的に考えていくと、ここの大学で期日前投票ができる環境というのはいくらも数字が大きいと思うのです。その中で68というふうなことで、衆議では82名ということですから、非常に似通った数字ではありますけれども、この大学でも啓蒙の活動しているというふうなことで、にもかかわらず私の中ではちょっと低いなというふうに認識をしているのですけれども、この辺のこと、それとこのことに関して大学の啓蒙活動のあり方について例えば見直すだとか、いろんなことを検証しながら、分析、検証して見直すだとかいうふうなことお考えあるかお知らせください。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 議員のほうから大学における期日前、少し投票率低いのではないかと。あわせてもう少し啓蒙の方法、手法がないのかということでもございました。なかなか、これまで日中に大学、日中といいますか、できるだけ生徒がいなければだめなものですから、期日前というの

は学校開学しているというときに行くということで、それぞれ時間帯にもよるのでしょうか、いろんな状況の中でPRはさせていただいて、ティッシュなど配りながら啓蒙はさせていただいているのですけれども、この間の状況でいえば開設は1日ということでございまして、この辺どういうふうに考えたらいいか、改めてこれまでの取り組みも含めて総括をしながら次に引き継いでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 今選挙管理委員会の取り組みについて大学のほうで啓発していただいたり、あと1号館の玄関のほうに啓発コーナーをつくっていただきまして、そこにポスターを張ったりして、あと期日前投票所を開くというポスターをつくっていただき、大学のほうに、掲示板のほうに張ったり、そういう活動をしています。また、今回選挙では4月の選挙ということもあって、講義もやっていなかったということもあって、なかなか啓発活動できなかったのですが、平成29年の衆議のときには先生方に協力いただきまして、講義の時間にこの選挙の内容ですとか期日前投票所を設置するというですとか、あと選挙人名簿に登録されている要件ですとか、登録されていない場合の不在者投票の手続の仕方とか、あと投票することの必要性など講義の中で先生方のほうから学生に啓発していただいたということもありまして、今回ちょっと4月の選挙できなかったのですが、今度7月にまた選挙があるということなので、そういう形で学生には先生方と協力しながら選挙の啓発をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 大学の部分でいうと、一昨年ですけれども、生徒さんと議会報の中で意見交換をさせていただいたときにやはり住民票を

移している方たちがどれくらいなのかなというところで、生徒さん、ざっくばらんに50%から60%ぐらいですねという何かお話を、実際現状はどうなのかわかりませんが、そういう実態もあるということも認識はしているところでありますけれども、いろいろなそういう部分で御努力をいただきたいというふうに思います。実際に期日前投票を別なところとするということになると、当然職員の配置をしなければならないし、それこそ人員配置という部分では御苦労される部分があるのかなというふうには思うところではあります、やはり何らかの策を講じて、投票率アップにつなげていくための策を講ずるということは必要なことなのかなというふうに思っています。

最後に、恐らく同じ答えが返ってくるのだらうなというふうに思いますが、この投票所でいきますと公共機関等々が主だというふうに思われますけれども、さっき午前中の答弁でも商業機関だとかというふうなところでのことも検討した経過のことについてお話ありましたけれども、先ほどの数値でいくと、この30歳から70歳までの部分でいきますと女性と男性の投票率の差というのが5%ほど下回っているというようなこともありますから、買い物ついでに選挙をするだとかいうふうなことで気軽に選挙に参加をしていただくというようなことができないものなのかなというふうなことを思っております。確かに公共以外のところでそういうふうな仕組みを、この期日前投票を実施をしてもらうという場合においては当然相手方の問題もありますでしょうし、先ほどもお話ありましたように、このネットワークの部分の二重になるだとか、いろいろそういうふうなことの懸念も心配される部分あるのかなというふうに思いますけれども、やはりこういう実態、数字で見ると女性の割合が若干下がっているというふうなことからすれば、いろんなターゲットを絞ってする必要あるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺についてお考えをお知らせ願いたい

と思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 投票所について期日前、公共施設だけではなくてということで御質問いただきました。議員のほうでも今る説明をしていただいたとおりと云ったら怒られますけれども、トータル、選挙についてはやはり選挙管理委員会としては公平、公正な間違いのない選挙ということが第一義的にあるのかなというふうに思っています。その中ではやはり商業施設でやる場合には二重投票の問題であったり、いろいろと、あるいは投票行為がほかから見えない場所であったりということで、非常に実際にやることについて少しデメリットと、そういう部分が多いのかなというのが率直に思っているところです。ただ、いずれにしても投票しやすい環境というのは用意をしてあげたほうがいいのかというふうには思っています。特に女性の投票率が低いというようなことで言われましたけれども、なかなかこの商店街でもやるとか、そんなことには当然ならないわけで、少し全体的な今の例えば投票所の数の問題ですとか、そういった全体的な経費、あるいは人員の張りつけですとか、いま一度選挙にかかわる部分について総括をしながら、そういった新たな期日前の投票所の場所だとかを設けることができるかということについては近隣の、あるいは道内の先進的な事例として旭川あたりもやっているというふうに聞いていますけれども、その辺を改めて研究をさせていただきたいというふうに思っていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 最後に、そういう事例があるところ、先進事例を参考にしながらというお話をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。やはり一番のこういう投票率が下がっている原因というのは、実際に政治に関心がないというところが一番だと思っ

私どものというか、私だけではないと思いますが、皆さん思っていると思うのですけれども、責任はそこにあるのかなというふうに思います。したがって、やはりふだんの議員活動等々含めてしっかりとした活動をしていくこと、そしてスピード感を持った部分で信頼感を持っていただくために議会として何ができるのかということ、早期にこれを進めていく必要があると思いますので、一概に選管の部分ではないというふうに思っております。ただし、お互い同じ方向に向いているというふうなことであると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、不登校に悩む子への理解と対応についてということであります。不登校の現状でいきますと、実際に29年、30年だったですか、20名ほどいるというふうなことで、やはりそういう方たちが、子供たちがいる。子供たちがいれば、当然その親御さんも悩んでいらっしゃるというふうなことでありますから、何らかの形でこの解消をしなければならぬのかなというふうに思っています。その中で先ほど適応指導教室に2名通われているというふうなことでありますけれども、通ってきている子供については他の機関を利用していくことができているわけですから、大丈夫だというふうに思いますが、そうでない子供についてはやはり何らかの対策が当然必要なのかなというふうに思うわけがあります。やはりこれは家庭での部分でもあるし、学校での部分でもありますけれども、しっかり気遣いをしていくというふうなことで、しっかり子供を見守るという、このことが大事な部分だというふうに思っています。原因はいろいろあると思うのですけれども、やはりこのことをしっかりしていかなければならないというふうに思っておりますから、そんな中で不登校の未然防止に向けた取り組みなり、不登校に係る教職員の研修があるのかどうなのかわかりませんが、その辺についてお伺ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） まず、未然の防止についての取り組みということでございますけれども、平成29年度に文部科学省が行った調査によりますと、不登校の傾向としまして、先ほどもお答えしましたけれども、やはり不安ですとか無気力が約6割程度を占めている状況になっておりまして、それに進路の問題ですとか学業、また家庭や友人関係などというさまざまな要因が複雑に絡み合っているというような状況でございます。このようなため、不登校を未然に防ぐためには児童生徒が学校に通いたいというような思い、またそういうふうにするような魅力のある学校づくりを一層推進していくことが基本だろうというふうに考えております。例えば各学校においては教育活動を通した中で自分にはいいところがあるのだという自尊心を児童生徒に育んでもらうですとか、人の役に立っているというような自己有用感を醸成するというようなこと、また授業を通しての児童生徒がわかる喜びを味わう、また主体的に学びに向かうことができるというような学習指導の一層の改善、充実を図ること、またそれが学校におけるよりよい人間関係を築いていくこと、最終的にはそのことが重要なことになるのではないかと、いうふうに考えております。また、早期発見、早期対応の観点からは欠席が続くですとか遅刻、早退が多くなるといったような信号が見られた場合には、初期の対応が重要でありますから、児童センターの教育推進アドバイザーなどとも連携を図りながら、学級担任を中心に家庭訪問や面接等を組織的に行いながら、必要な支援や適切な働きかけを積極的に行っていくことが大切なのだろうというふうに考えております。教育委員会といたしましても今後とも学校や児童センター等と連携をしながら不登校の未然防止に努めていきたいというふうに考えております。

また、もう一点、教職員の研修の充実ということでございますけれども、北海道におきましても不登校の児童生徒数が増加傾向にあるということ

から、不登校児童生徒の指導、支援に係る教職員の研修の充実を図ることが必要ということで、そのような取り組みを積極的に進めているところでございます。このようなことから、本市におきましても学校においては児童生徒の事例を用いて事例研修会を実施したり、道教委が作成しました不登校児童生徒の対応事例集を活用するなどして、不登校に係る研修の充実を図るように各学校にお願いをしているところでございます。また、教育委員会といたしましても不登校児童生徒支援連絡協議会等に教職員が積極的に参加するように促しを行ったり、不登校問題や心理学に詳しい臨床心理士などを講師として招聘しながら、不登校の問題の解決に向けた研修会等を実施するなど今後も教職員の研修の充実に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。実際にこの不登校って難しいと思って、簡単なものではないので、難しいことだとは思いますが、この部分について子供たちのためにやはり、それから家族のためにというふうなことも含めて教育委員会、学校、教育委員会の適応指導教室ですとか教育相談センターとかあるわけですから、そういうところとしっかり連携をとって、何が必要なのかな、どこが、欠落している部分が何かあるのかなというふうなこともしっかり探りながら対応していただきたいというふうに思いますし、最後にそういうふうな形で教職員のほうもしっかり研修を進めながら未然防止につなげていきたいというお話ですので、どうかよろしく願いしたいと思います。

それでは、3番目、中小企業振興基本計画のことについて。これ私も何回も何回も実は話をしておりまして、なかなかこれ、今回も取り上げさせていただいたのは、どうも前へ進んでいないなと、動きが見えないなというふうなことが自分の中で、

それから町場から聞こえてくるというふうなことでありまして、これ何度も、先ほども答弁にありましたけれども、商工会議所、商工会と市役所との定期的な協議といたしまししょうか、協議をする場といたしまししょうか、それは毎月やっていますということは何回もお聞きをしております。しかしながら、なかなかどのようにそれがうまく活用されているのかどうかはちょっとわからない部分でありますけれども、実際に商工会議所のほうから昨年も要望という形で、そしてことしの2月に回答している中でもこの基本計画については触れております。それ以前については、この基本振興条例の設置だったと。しかしながら、一つ段を察して基本計画の策定というふうなことで要望に変わってきて、それをこの地域経済の活性に向けてしっかりとこの計画の策定が必要だというふうな部分だというふうに認識をしておりますし、それは前から認識をしているというふうなことでお話、御答弁をいただいておりますけれども、一向に前へ進んでいないという状況でありますから、これこそ早急な対応が必要なのかなというふうに思っています。きのうの東川議員の答弁にもありましたとおり、機構改革をして、そして営業戦略からこれ産業振興というふうな形でもとに戻すような形の中で、しっかりとその中でも御答弁があった中で、この中小企業の振興基本計画というのをしっかりと策定に向けて検討していくのだと。検討ということでなく、策定に向けてしっかりと足場を築いていただきたいというふうに思っています。その早期な動きを促すという、そういう意味合いから質問をさせていただきました。この部分につきまして、今この検討するといいたしまししょうか、その部分でいうと計画している機関、どんな方たちがその検討し、そしてこの策定に向けての工程作業が進むのかということについて改めてお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） ただいま基本計

画の策定に当たっての連携、協議する関係機関について御質問いただきました。おっしゃいますとおり、まだ具体的に進んでいるところではないのですが、この基本計画は本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割等を定めるものでありますことから、幅広い皆様との連携、協議が必要と考えているところでございます。さきに答弁いたしました名寄商工会議所、風連商工会と市の3者協議を軸にしまして、市内に事業所を有する中小企業と、それから金融機関、商店街の皆様のほか、市民の皆様の声聞くことが必要と考えておりますので、こういった方々と協議をする場をつくっていきたくと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 私も地域経済の活性なくして名寄の将来なしというふうな言い方を実はさせていただいております。何とかこの計画に関しては魂の入った基本的な理念、そして役割をしっかりと、名寄全体が、市全体がどのような役割を担って進めていくのかと、これを早期に計画策定をして、それで前に進まなければならないというふうに思っておりますので、速やかなこの協議に入っていただきたいというふうなことを要望して終わります。

続きまして、人口減少社会の対応というふうなことで、行革のKPIの設定の部分については先ほども御答弁いただきました。第1次の行財政改革の中でこの定員管理というふうなことで削減、実際69名までの削減があって、そしてそれから最終的には61名になったのかなというふうに記憶をしておりますけれども、ただ私この削減ありきの話では決してないというふうには思っております。やはり行政サービスをしっかりと担う職員はなくてはならないわけですし、多様化するこういう社会において職員の果たす役割というのは重大だというふうに思っておりますから、しっかりと適正な配置ということをしかりしていかな

ければならないというふうに思っておりますので、そのようなことをお願いをしたいと思いますが、それこそ最初に財務省なり総務省というふうな中で、そんな脂っこい話が出てきているところは人口減少対策が間近に……間近って今現在そうですけれども、どうそれに対応していくのかというふうなことで、やはりいろんなことを考えている。人員の削減だとか、それから実際に国としてはこの財源をどうするのかというような形になってきているのかな、なってくるのかなというふうに思われますし、当然それを見据えて名寄市の行財政もしっかりとした考え方を持っていかなければならないというふうに思うわけであります。当然予算規模もこれから今までどおりな予算規模としてまちづくりをするというふうなことはなかなか難しくなってくるし、人口減少が進むにつれやはり財源も落ちるし、そういうふうなことでまちで購買力が落ちていくと、いろんな部分で負の現象が起きてくるというふうなことでありますから、このことを指をくわえて本当に見ているわけにいかない。人口減少、何とか歯どめをかけるための対策として今回は総合政策部というのをしっかり機構改革の中でつくって、そしてしっかり横串を入れて、そして対応するのだというふうな決意でお話をいただいていたというふうに思いますから、これはしっかり対応していただきたいというふうに思っております。そんな中、なかなかこの定員管理に関するKPIというふうな設定をするというのは難しいというふうなお話ではありますけれども、この行財政改革の中で見直しという部分でいうと3年に1遍現状把握をした中で見直しをかけていくという形でこれまでも進めているというふうに思っております。そのようにおっしゃっておりますから。ただ、そうではなく、やはり近い将来どれぐらいの人口になっていくのだというふうなことが如実にあらわれてきているわけでありますから、それに対する部分として、そのときに焦るというか、急ぐのではなく、そのことを想定

をしながらしっかりと行財政をしっかりと担っていただきたいというふうに思うわけでありますから、そんな中この定員管理というふうな形で質問をさせていただきましたけれども、ただKPIの設定をする数字を、目標を決めてというふうなことではないのかもしれないかもしれませんが、できないというか、していないというお話ですけれども、それらもしっかり視野に入れた形の中で今後進めていかなければならないというふうに思いますから、そのことについて最後お聞きをして終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今回国の財務省のほうで審議会でしたか、分科会でしたか、そちらのほうで、2020年ではないですね、地方自治体においても、地方公共団体においても3万人ほど定数、職員数減らすことができるのでないかということで何か出たようであります。そのことが今後交付税なりどういうふうに影響があるのかということについてはまだ承知しておりませんが、議員のほうから言われたように今後人口減少対策はやりつつも、やはり今後人口が変動してくる、変わってくるという中で、その中で職員の業務量がどういうふうに変化をするのかということもあわせて検討しながら職員定数については、先ほど冒頭も言いましたけれども、年度年度新たな政策等については協議をしながら、その中で実際に職員の配置が必要なのかどうかも含めてやらせていただいております。短期的にはそういうことでやっていますけれども、将来的にということについては将来、10年後、20年後の見通しについては人口減少に伴う中で単に定数を減らすというような分については業務量がどうなっているのか、あるいは近隣の自治体の中での業務量がどうなっているのか、あるいは人材の確保はどうなっているのか、そんなことも含めてまだなかなか検討をしなければならないという認識を持ちながらも現時点では設定等については難しいと

いうふうを考えているところです。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時51分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 佐久間 誠

署名議員 高 橋 伸 典

令和元年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年6月21日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第17号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第18号 財産の取得について
日程第5 議案第19号 財産の取得について
日程第6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
意見書案第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第7 報告第11号 例月現金出納検査報告について
日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

- 障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
意見書案第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第7 報告第11号 例月現金出納検査報告について
日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤	靖	議員	
	1番	富岡	達彦	議員	
	2番	倉澤	宏	議員	
	3番	山崎	真由美	議員	
	4番	佐久間	誠	議員	
	5番	三浦	勝秀	議員	
	6番	今村	芳彦	議員	
	7番	五十嵐	千絵	議員	
	8番	遠藤	隆男	議員	
	9番	清水	一夫	議員	
	10番	川村	幸栄	議員	
	12番	高野	美枝子	議員	
	13番	高橋	伸典	議員	
	14番	塩田	昌彦	議員	
	15番	東川	孝義	議員	
	16番	山田	典幸	議員	
	17番	黒井	徹	議員	

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第17号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第18号 財産の取得について
日程第5 議案第19号 財産の取得について
日程第6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	久保	敏
書	記	渡辺	敏史
書	記	開発	恵美
書	記	長正路	慶

1. 説明員

市	長	加藤	剛士	君
副	市長	橋本	正道	君
教	育	小野	浩一	君
総	務	中村	勝己	君
総	合	石橋	毅	君
市	民	宮本	和代	君
健	康	小川	勇人	君
経	済	白田	進	君
建	設	天野	信二	君
教	育	河合	信二	君
市	立	岡村	弘重	君
市	立	渡辺	博史	君
こ	ども	廣嶋	淳一	君
支	援	田畑	次郎	君
産	業	鈴木	康寛	君
上	下	末吉	ひとみ	君
会	計	鹿野	裕二	君
監	査			
委	員			

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 三浦勝秀 議員

12番 高野美枝子 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて外3件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

大きい項目1点目、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてをお尋ねいたします。我が国の国際化が日々進展する中、これからの次代を担う子供たちが外国の人々に対して恐れや偏見などを持たずに、同じ人間として分かち合い、時には議論し、励まし合い、そのような関係を結び合えば素晴らしいことだというふうに思います。しかし、我が国は島国であり、一般的にいても日常に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えないのが現状であります。特に北海道や本市のような地方都市はその傾向が顕著です。

そのような中、30年以上前から総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクト、JETプログラムがあります。このプロジェクトは、世界各国にある大使館などの在外公館において日本で英語を教える若者などを募集、面接し、旅費

や給料を日本が保障した上、招聘する事業であります。現在は54カ国から約5,500名の若者が日本の全国で活躍されています。基本は1年の期間ですが、最長5年間プログラムに参加することもできるそうであります。彼らは、日本の文化に触れ、ますます日本が好きになり、帰国後もさまざまな形で日本と母国とのかけ橋となっております。招聘する業種は、ALT、外国語指導助手、CIR、国際交流員、SEA、スポーツ国際交流員の3種類があります。そのほとんどはALTによる招聘であります。このALT、外国語指導助手は、小学校教師や中高等学校の英語教師とともに英語の授業に加わり、指導を行うものですが、中には学校の諸活動にも積極的に参加し、子供たちと日常触れ合いを持つ場面があります。

御存じのように小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えております。2019年度まで3年、4年生の外国語活動、5年生、6年生の教科としての外国語が進められておりますが、名寄では先行実施をされておりますが、そのような中ネイティブスピーチの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、本市の子供たちが直接的に外国生まれの人と触れ合い、体験し、国際人を生み出す意味においても貴重な英語教育になるのではないのでしょうか。

なお、彼らを任用した市町村などの地方自治体は、その人数に応じて国から普通交付税1人当たり約500万円が加算されております。

しかし、近年は、日本文化の関心の高まりによって応募する外国青年も多く、選抜により来日していますので、自治体の必要人数は100%満たされ、その質にも定評があると伺っております。現在本市においてもALTの2名が任用されており、外国人英語教師等も導入している等の活動はなされておりますが、さらなる英語教育の向上をさせるためにも、全国において群馬の高崎市のように市内の小中学校に各1校1人の割合で任用している市もございます。

そこで、提案ですが、本市の小中学校において2020年度からの新学習指導要領の全面实施を見据えた、また各学校での生き生きとした英語教育の国際教育の展開を期待する意味からも、各校1校に1名を目標にこのJETプログラムによるALTのさらなる任用の検討をし、英語教育の充実を図るべきと考えておりますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目その2、自転車保険加入促進についてでございます。環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人々が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。そのため歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。5日前にも高校生が70歳代会社役員を自転車でひき、死亡させたものもあります。そこで、万一の事態に備えが必要であります。また、自転車保険条例の制定が自治体に広がりつつあります。

そのことも踏まえ、国はことし1月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会議を発足させております。現在保険の補償内容や自動車損害賠償保険と同様全国一律で自転車利用者に保険加入を義務づけるかどうか検討を行っております。自転車は、子供から高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。こうした点を踏まえて、丁寧に議論を求めています。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘をされております。

平成17年12月に成立した自転車活用推進法に基づく推進計画には、法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記をされております。自転車がかかわる事故は、総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間約2,500件で横ばいが続いております。近年歩行者の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁

判所が約9,500万円の支払い命令など、高額賠償の判決が相次いでおります。ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、17年に歩行者が死亡した、または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していない加害者は6割にとどまっているようであります。

自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間約1,000円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっております。低額の費用で手厚い補償が得られるのが特徴であります。しかし、保険に加入しないため高額の賠償が払えなければ、被害者が十分な補償を受けられず、泣き寝入りするしかありません。そのために住民に自転車保険に加入を勧める自治体がふえています。いずれの自治体も通学、通勤を含め、自転車を利用する全ての人々が対象となります。また、自転車の販売店やレンタル店に対しても購入者や利用者が保険に加入しているかどうか確認し、保険加入を勧めるよう協力を求めているのが現状であります。兵庫県でも平成15年3月に全国で初めて保険加入の義務づけ条例が成立をいたしました。また、同年4月には損害賠償保険の部分の自転車保険の制度が始まり、保険料を含め年間1,000円から3,000円支払うと、約1億円の賠償補償がされるようであります。加入者が約10万人に上っているようであります。名古屋市でも17年3月に自転車保険の義務づけの条例が成立されました。京都市でも平成10年に自転車の安全、安心な利用を促す条例が制定、その条例に伴い小中学校の自転車交通安全教室の実施を義務づけられ、販売業者には保険加入の努力義務でこの内容が進められているそうです。後に18年4月、自転車保険加入義務づけが始まっております。

このようにさまざまな地域でこの自転車保険の義務化が進められている中、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は、都道府県、政令市レベルで約24カ所を数え、これ

に加え3月8日には長野市、静岡市の両議会で自転車保険への加入義務づけ条例が成立をされ、制度化の動きは一層広がりを見せております。

その部分で1点目、名寄市でも数年前小学生が自転車で亡くなり、また西5条の繁華街でも大学生が自転車で高齢者をはね、死亡させ、けがをさせたケースもあります。このように死亡やけがの件数や自転車事故への対策とその周知についてどのように取り組んでおられるのか理事者の御見解をお願いいたします。

2つ目に、義務教育では対策が行われておりますが、安全教育についてどのような取り組みをしているのか理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目に、市民の自転車保険の加入状況とその周知についての理事者の御見解をお願いいたします。

4つ目に、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例制定をした自治体が広がりを見せております。この自治体の広がりによどのような認識をしているのかお伺いをいたしたいというふうに思っています。

大きい項目3点目、地域公共交通の現状と今後についてお尋ねをいたします。少子高齢化や過疎化などの影響により、流通機能や公共交通網が弱体化したことによって食料品や日用品などの生活必需品の買い物が困難な状況に置かれている高齢者、また高齢者で医療機関に受診のための移動困難者が多数出ている中、自家用車や路線バスといった移動手段がなくなる、あるいはあっても極めて不便な状況に置かれている人たちが買い物弱者や移動難民になってしまう状況が今も続いております。

国交省は、平成28年の調査では、全国の路線バス事業者246社のうち赤字の事業者は157社に上り、3大都市以外の事業者はさらに深刻で、8割以上の136社が赤字で、その影響で平成28年度までの10年間で廃止されたバス路線は、約1万6,000キロメートルという調査の結果が

出ております。この減りゆく地域の足をどう確保していくかが大変重要と思われれます。名寄市の地域公共交通の現状、課題についての理事者の御見解をお願いいたします。

また、農村地域などデマンド交通の拡大と医療バスの活用の考えについてお尋ねをいたします。人口減少や高齢化の影響で路線バスが赤字のため廃止になったりする中、高齢者の買い物難民、通院への難民化と思われる状況が続いております。地域の実情に応じた輸送サービスの導入が必要と考えております。農村地域は、高齢者が停留所まで行くのに大変苦悩の距離であります。農村地域でのデマンド交通の拡大、または医療バスの活用等々の輸送の考えについての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の4番目、安全な道路環境についてをお尋ねをいたします。本年は、積雪も少なく、2月下旬から道路には雪がなく、道路が直接出ているため、凍害の影響で路面の凹凸が激しい状況が続いております。本年、市民の方々にお会いする機会が大変多く、会うたびに一言目にはこの道路はどうかならないのかというふうに言われておりました。毎年春先になると名寄市内の市道は、配水管部分、また路盤材の規定以下の場所が大変多く、凹凸が起りやすいことがあります。車両の走行や歩行者の安全通行や自動車の安全性に危惧されております。本市の現状の道路事情への対策と今後の取り組みについて理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上の質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） おはようございます。高橋議員より大項目で4点にわたって御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については市民部長から、大項目3については総務部長から、大項目4については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、大項目1、小項目の1、ALTのさらなる活用についてお答えをいたします。平成20年に改訂された現行の学習指導要領では、小学校において外国語活動を新設したり、中学校の外国語の授業時数や指導する語数をふやすなどして、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてきました。しかし、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会教育課程企画特別部会などにおいて小学校5、6年生外国語活動については、外国語を使った音声中心の活動が中学校進学後の外国語の学習に生かされていない状況があること、また中学校においては国語と英語の音声の違いや英語の発音とつづりの関係を理解することが不十分であることなどの課題が指摘されたところがございます。このようなことから、2020年度から実施されます新学習指導要領におきましては、小学校3、4年生から聞く、話すを中心とした外国語になれ親しむ外国語活動を年35時間、5、6年生は聞く、話す、書く、読むの4技能を総合的、系統的に扱う教科外国語を年70時間行うこと、中学校においてはより具体的で身近な話題についての表現や簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うための学習活動を重視することなどの改善が図られました。

本市の小学校においては、校長会や名寄市教育改善プロジェクト委員会が中心となって、中学校や高学年との接続に十分配慮することが重要と考え、日課の見直しや朝や放課後の時間を有効に活用するなどして、平成30年度から35時間の3、4年生の外国語活動、70時間の5、6年生の外国語の授業時数を確保し、先行実施しているところがございます。

本市には2名の外国語指導助手を配置しており、学校規模に応じて日数を決定し、派遣しているところです。授業では、学級担任が外国語指導助手等と協力しながら、デジタル教材などの指導用教材を活用して行っているところがございます。し

かしながら、満度に外国語指導助手を派遣することはできません。そこで、平成28年度に道教委の小学校外国語活動巡回指導教員研修事業の指定を受け、外国語活動巡回指導教員が全ての小学校を巡回し、学級担任とのチームティーチングや模範授業、小学校外国語活動に関する教員研修の企画及び教員への指導、助言等を行ってまいりました。さらに、外国語の教員免許状を所有する教員を小学校に配置し、日常的に校内での研修及び授業実践を重ねている学校もございます。

現在ALTの増員、または民間の人材を活用する計画はございませんが、教育委員会といたしましては今後高度な英語指導力を備えた教員の確保に努めるとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会のグループを中心に、市内各校の実践をもとにした研修や名寄市教育研究所の外国語活動英語班の研修活動、上川教育研修センターの外国語科指導講座、道教委の英語指導力向上に向けた各種研修等を通じて学級担任を初めとした教員の実践的な指導力を一層高め、外国語活動の充実を図りながら、新しい英語教育の実現に向けた校内体制を整えていくようお願いしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは、大項目の2、自転車保険加入の促進について、小項目1、自転車事故対策と周知について、小項目2、安全教育の取り組みについて、小項目3、市民の自転車保険加入状況と周知について、小項目4、条例制定について関連がございますので、一括してお答えいたします。

近年の本市における自転車加害事故としましては、平成26年9月に高齢の歩行者が自転車と正面衝突し、2日後に亡くなるという痛ましい事故がありました。自転車は、環境に優しく、便利な乗り物ですが、自動車と同様命にかかわる事故に発展する危険性のある乗り物でもあります。平成30年中に全道では1,418件、本市では2件の

自転車事故が発生しております。

自転車保険の加入状況につきましては、市での調査は行っておりませんが、民間保険会社が全国の男女約2万人を対象に行った調査によりますと、47都道府県では加入率56%、北海道は44.3%が個人賠償責任保険などに加入している、または加入していると思われるとの結果が公表されております。また、平成30年に警視庁が公表した情報としまして、事故当事者のうち自転車側の損害保険の加入率は約60%となっております。

市民への安全運転教育につきましては、幼児期から安全運転教育を行うことによる交通安全意識の定着を目的に、幼児、児童、生徒、さらには町内会及び高齢者を対象に交通安全教育に取り組んでいるところです。さらに、市民全体への安全運転教育と自転車保険加入の周知を図るため、毎年自転車の安全運転のお願いのチラシを全戸配布しており、その中では自転車は車道が原則、飲酒運転の禁止などを含めた自転車安全利用五則とともに、実際に自転車事故の裁判で発生した損害賠償額と自転車損害保険の加入を勧める記事などを掲載し、市民への注意喚起や保険の加入促進を図っております。

条例の制定につきましては、北海道において自転車の安全な利用の推進などを目的に自転車条例を定めており、その中で自転車利用者は自転車損害賠償保険への加入に努めることとされております。また、名寄市交通安全計画の中でも自転車の損害賠償保険の加入の促進等の対策を講じることが盛り込まれているところです。本市としましては、北海道自転車条例及び名寄市交通安全計画に基づき、引き続き市民への自転車保険加入の啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、地域公共交通の現状と今後について、小項目1、公共交通の現状と課題についてお答えいたします。

本市の公共交通の現状は、鉄道では旭川駅から名寄駅を経て稚内駅を結ぶ宗谷本線があるほか、バスについては道北バス、名士バス、士別軌道、JR北海道バスが都市間路線バスを運行し、名士バスが市内路線のバスとデマンドバスを運行しております。また、タクシーについては、3社のタクシー事業者がサービスを提供しており、市民は目的地や状況に応じて多様な交通モードを利用して、市内外へ移動することができる現状となっております。

課題につきましては、全国的に人口減少が進む中で公共交通の利用者が減少し、サービスの提供が困難となりつつあるほか、公共交通サービスを提供する側の運転手についても人材不足が顕著となっております。とりわけ運転手確保は、公共交通サービス提供事業者にとって重要な課題となっております。このように人口減少下における地域公共交通の維持、存続は困難な局面が多い一方で、高齢者の運転意欲と交通事故は増加傾向にあることから、高齢者社会に適した市民ニーズを踏まえた公共交通の構築が不可欠とされています。本市においても今後の人口減少、高齢化社会への進行を見据え、恒久的に地域の足を守るために名寄市地域公共交通網形成計画を本年5月に策定しており、4つの基本方針に基づく18の施策について名寄市地域公共交通活性化協議会の専門部会を中心に検討や実施を進めているところです。

次に、小項目2、デマンド交通の拡大と医療バス輸送の考え方についてお答えいたします。農村地域など郊外における公共交通につきましては、名士バスが運行する恩根内線、下川線、風連線のほか、JR北海道バスが運行する深名線、士別軌道が運行する中多寄線などの路線バスがあります。これまでも従来の路線バスでの運行が困難な特に需要の少ないバス路線につきましては、国の補助を利用して予約に応じて運行するデマンド型交通に転換しながら運行を行うことで地域の足の確保を行ってきております。今後につきましては、地

域の事情や公共交通の需要を把握しながら、農村地域の高齢者施策及び公共交通施策について引き続き議論を進めていきたいと思っております。

次に、医療バスにつきましては、智恵文地区の診療所閉鎖に伴い、スクールバスを利用した市立総合病院等への移動手段の確保を昭和60年より行い、原則的には月水金の週3回、智恵文地区と市立総合病院とを往復しております。また、平成26年には瑞穂地区への路線延長を行っております。議員から御質問のありました医療バスの輸送の考え方につきましては、もともとがスクールバスを利用しての運行のため生徒の通学や学校行事が優先されるなど、路線や運行日時に制限があることから、今以上の活用及び対象エリアの拡大については慎重な対応になるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目の4、安全な道路環境について答弁申し上げます。

小項目1、市道の凹凸対策と今後の取り組みについてでございますが、今春の市道の状況につきましては、降雪が少なかったことにより例年と比較して早い段階から市道路面が露出する状況が続いたことから、道路面が凍上現象により持ち上がり、凹凸となる道路が例年は3月中旬より発生をしたところ、今シーズンは2月中旬の早い段階から発生をしたものと確認しております。このことにより、発生する道路面の凹凸には大小がございますが、少なからず車両の通行に影響が出ることから、市民の皆様からの情報や2年前から行ってございます町内会からの道路ふぐあい箇所要望調書をもとに職員の見回り確認により状況を把握しているところです。

凹凸道路の対策として、融雪後の早い時期に補修してほしいという多くの要望をいただいておりますが、舗装補修工事を毎年4月に発注をし、凍上がおさまる暖かい時期に施工をする関係上、

事前に手直しを行えば再度事業費がかかりますことから、施工時期につきましては6月初旬からとなっております。

今後についても舗装補修工事の早期の発注や職員による見回り確認の強化、市民の皆様からの情報提供により直ちに現地確認を行い、必要に応じて注意喚起の看板の設置や合材や土のう、砂での穴埋めなどの応急的な対応を行い、道路空間の安全確保に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。では、再質問をさせていただきます。

まず、学校教育、さらなる国際化ということで、名寄は新学習指導要領に伴う3年生、4年生の外国語活動だとか、5年生、6年生の教科としての外国語活動は前倒しで進められているのはわかっております。その中で、先日富良野に私行かせていただいた折に、コンビニ行っても外国人がすごいのです。この中だったら小学生だとか中学生が、私たちだったら外国人見たら引いてしまう感覚、この感覚がないのではないのかなという部分が捉えられたのです。その中で、ふやせる、ふやせないはその予算や何かの部分はあると思うのですが、先ほど河合部長はなかなか満度に外国人の部分を授業で回せないと言われたものですから、できれば回せるような状況をつくっていただきたいというふうに思っています。

東川町では、ALTが4名全校に配置されています。そして、CIR、日本語もしゃべられて、通訳ができる方々が8名、そしてSEAといましてスポーツ専門の方々がクロスカントリーと野球とバレーボールの競技に3名行かれているそうです。そして、SEAの方々は教育委員会に配置されているのですが、小中学校に配置され、また幼稚園、中学校、高校に配置される一方で、体育授業、そして少年団、部活動などに携わって、意思疎通はほとんど英語でやられているというの

です、日本語ではなく。だから、ある程度その中でコミュニケーションというのをつくれる、話せるようになる。英語ができなくても1年向こうで暮らせば英語がしゃべられるようになるよという、そういう状況かなというふうに思っています。そういう部分で英語を身近に置けるような状況がつくれると思うのですけれども、先ほどの満度に外国人が回せないというのは、1人ふやせれば回せる状況なのではないでしょうか。そこら辺を教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 2人が3名にふえれば各学校が要望している要求に応えられるかというと、それがそうなのかなというふうには今のところ判断はできておりません。今本市においては2名のALTということですが、合併した当時は16校小中学校があって、それを2名体制でそれぞれの学校に派遣していったという経過もございますし、それからいきますと今は11校ということですから、1校にいられる時間は以前より長くなったのかなということもございますので、その辺も考慮いたしますと現状2名の中で今後も進めていきたいと考えておりますし、ALT、読んで字のごとしアシスタント・ランゲージ・ティーチャーということですから、やはり主は担任の先生であろうというふうに教育委員会としては考えておりますので、各種研修等を通じながら語学力アップといいたいでしょうか、教員のスキルアップも今後図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） わかりました。

語学力アップ、なかなかいいことだと思いますし、外国人がしゃべる部分と日本人がしゃべる英語ってなかなか授業でも違うのかなという部分がありました。そこら辺の部分も含めてALTを活用して、ある程度能力をつけられる体制が必要か

なというふうに思います。

名寄市は、重点プロジェクトに冬季スポーツ拠点化プロジェクトもございます。今クロスカントリーで阿部さんが主流になってやられておりますけれども、私はALTだけでなく、SEAの部分でもこの名寄に招聘して、ふだんからの英語の能力をつくる部分というのが必要なのかなと。東川みたいに練習中に英語でコミュニケーションをとれるという体制が日常つくれば、まだまだ能力が発揮できるのではないかなというふうに感じております。

そして、日本では今SEAのスポーツ交流員というのは7名しかおられないのです。7名です、全国で。でも、この7名は、学校の部活動も含め、またスポーツ少年団の指導も含め国際交流をやられているのですけれども、現在任用数少ないのですけれども、今年のラグビーのワールドカップだとか来年東京オリンピック、そしてパラリンピックがあるときにホストタウン的な部分に向けて注目が集まっていると言われております。そして、来年度大幅な増加がこの協会では見込まれるというふうに言われていて、SEAは母国でプロだった方々が政府の機関だとか、オリンピック委員会の方々が十分な指導力があると認めた人が選考されるわけなのです。そして、私たち自治体は、アメリカの人でこういうスポーツをやっている方、それをこの協会に申請して、その人が自治体に来るといえるようになるのです。向こうから勝手にこの競技と中国人だよだとかでなくて、こちらから申請を出して、その方に来ていただけるという部分だったと思います。その部分で、ある村では全然その村でやっていない競技のSEAの方が来て、何人かを指導して、2年後に全国大会で優勝したという地域もあるのです。だから、一概にこのSEA、スポーツしか教えないではなくて、そういうコミュニケーションの部分もつくっていけるという部分だというふうに思っております。名寄は阿部さんがいますから、そちらのほうが優先なの

ですけれども、ジュニア養成のためには私はこのSEAを取り入れてもいいのかなという思いがあるものですから、ジュニア育成のためには最適と思いますけれども、もし御見解があればお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 今高橋議員からSEA、いわゆるスポーツ国際交流員の関係についてお話をいただきました。内容的には高橋議員のおっしゃるとおりの内容なのだと思います。例えば名寄市で任用すれば、任用団体のスポーツ指導事務の補助ですとか、地域における優秀な選手等に対するスポーツ指導への協力等をやっていただくということになってございますけれども、名寄市におきましては去年、一昨年と、一例でございませぬけれども、フィンランドからクロカンのナショナルチームのコーチの方に来ていただいて指導をいただくというような取り組みもSC課のほうでやっていますし、また小中学校の体育の授業においても専門のコーチに指導いただいているというようなことも行ってございます。これがイコールすぐ外国語活動とか語学力の向上に寄与するかというと、そうはならないとは思いますが、そのようないろいろな活動も名寄市として独自に取り組んでおりますので、その辺も含めましてあわせてSEA、スポーツ国際交流員の配置、導入等もあわせて今後も検討していければというふうに思っていますので、よろしく願います。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

名寄では、高校野球を甲子園に行かせるための何かができるのですよね。これからスタートされるみたいです。東川ではプロ野球選手が、大リーグの人なのかわかりませんが、来て指導されているという部分もありますし、ぜひそういう部分でSEAを利用して、子供たちが本当にプロ

を目指せるような環境をつくり上げていただきたいことをお願いいたします。

では、次に移ります。自転車の保険加入の促進ということでお尋ねをいたしました。先ほどお聞きしましたら、北海道自転車条例等々、また名寄市の交通安全計画にのっとって自転車の保険促進を促してはいますというふうに言われておりましたので、安心しましたけれども、入っている方は先ほど言った全国で56%、そして北海道で44.3%、北海道は冬は自転車乗る方いないですから、なかなか普及がされないというふうに感じますけれども、先ほど言ったように賠償を負った場合最大で9,500万円だとかいろいろな部分が出ます。また、逆に名寄市でそのように自転車で交通事故に遭って、相手が保険入っていなかったら賠償しても請求できないという、請求できてももらえない部分、泣き寝入りされる方もふえると思うのです。そういった部分で北海道自転車条例、または名寄交通安全計画をもとに進めていただきたいなというふうに思います。

また、この自転車というのは、ほとんどの方が18歳未満の高校生が主流だと思うのです、ちっちゃい子を含めて。やはり親の周知、先ほど年に1回チラシを出して、加入促進、安全対策、そして酒気帯び運転をしないようなチラシを出していると言っていましたけれども、しっかり進めていただけて、やっていただきたいというふうに思います。

現状このチラシだけなのでしょうか、周知の方法というのは。名寄には訪問講座等々もありますので、そういう部分の周知というのは進めておられるのか。また、町内会での高齢者の集まる中でのそういう安全対策の周知というのはされているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 今議員のほうがおっしゃられていましたように自転車保険といいます

のは、被害者のみならず加害者にとりましても非常に有用な保険であると認識をしております。今後におきましても必要性と有用性につきまして周知を図ってまいりたいと考えておりますが、普及啓発の部分につきまして、現在全戸配布のチラシとともに広報などにおきましても周知を図っております。また、町内会などの部分につきましては、ちょっと私が承知している中ではそれに特化してお話をさせていただくというのは確認はしていませんけれども、今後そういった要請があれば町内会ですとか出向いて、自転車保険の加入について普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。

自転車保険加入の促進だけでなく、町内会に入って、高齢者の方々の自転車の使われる頻度も多いですし、意外と走っていて後ろを見ないで車道を横断される高齢者というのは多いのです。そういった部分で、安全対策として私は進めていくべきではないかなというふうに思っております。小学生の子供は、学校で警察の方が来て安全対策の自転車の乗り方だとか教えていただけますけれども、大人はなかなかそういう機会というのはないです。高齢者もないのです。高齢者の方々も前しか見れないというか、そういう運転が多いと私は思うのです。車乗っていても非常に危ない経験を何回もしていますので、だからそういう対策も含めて進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地域公共交通の現状についてをお尋ねをいたします。まず、今回名寄市地域公共交通網形成計画が出されました。その中で、車がなくなったときにどう思っているのかという部分のアンケートをとられています。今困っていないが、近い将来困る可能性があるというのが農村地域で

約97名、大変困っているが16名、たまに困ることがある11名、今困っていないが、近いうちに困る可能性がある、全部で約97人。公共交通でカバーできないエリアが名寄市は17.5%存在する。自動車を手放す方がふえる将来において地元の足を確保する方法を検討することが必要である。通院時の交通手段で、ほぼ毎日行っている、週に数回行く、60代で14.3%、70代で30.2%、80代で30.4%、90代で33.3%、約3割、4割強なのです。4割になるのですか。4割の方々がこのように通院は毎日、週に数回行かれている。交通手段がなかなかないという部分だそうですね。

その中で、風連のある方の私に来たお手紙です。風連にお住まいの80歳のお母さん、61歳の娘さんが4年前若年性アルツハイマーになりました、娘が。80歳のお母さんが娘さんを週5回病院等に送っております。お母さんは、娘さんに少しでもよい薬をとパートで働いています。本来なら免許を返納すべき年齢のお母さんは、毎日私が先に死んでしまったら娘はどうなるのだろうと悩んでいます。今後自力で移動できなくなるのがふえると思います。バス通るようにしてもらいたいし、免許返納しやすくなるようにタクシー等々の使いやすくなるようなことができないでしょうか。また、スクールバス等々に乗車できないかという部分のお手紙です。

そこはデマンドが走っていました。走っています。だから、その方はデマンドがあるのだけれども、今現状自分が車を持っているから使わないのか、何とか自分で動けるまではデマンドを使わないのかという部分で私は考えています。その辺の部分で、デマンドはありますけれども、スクールバスの利用だとか、そういう形も含めた検討は何かできないのかな、風連の瑞生地区や何かの。きのうも同僚議員が買い物難民の部分を出していました。前回の一般質問では、山田議員が智恵文のスクールバスの活用も言われておりました。高

齢者は、今は何とかやっているけれども、これからの部分どういう方向になるのかすごく不安だというふうに私は思っているのです。その構築がこの名寄市の地域交通網の形成計画だと思っておりますし、この形成計画をしっかりとつくり上げていただいて、市民が納得される、100%納得をされる部分というのは難しいと思いますけれども、それに近い部分をつくり上げていただきたいなというふうに思います。中村部長、どうでしょうか。瑞生地区のスクールバスの利用を一緒に何とかできないかなというお声もありますので、中村部長の判断で左右されるのかなというふうに思いますし、何かお答えがあればお聞きしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今瑞生地区のスクールバスということを言われたので、私の判断はちょっと難しいかなというふうに考えていますが、先ほど議員からお話のとおり、瑞生地区につきましてはデマンドバスのエリアになっているということでございますので、その点については御理解をいただきたいというふうに思っています。

議員のほうからお話があったようにこの計画のほうをまとめて、先ほど議員のほうから少し御説明もあったけれども、やっぱりアンケートの結果を見ますと現在免許を持っていて、車を持っていて運転される方については、特に現状の公共交通について不便だとかということは感じていないけれども、やはり将来は免許返納、あるいは運転技術含めてできなくなったときにはバスだとかというのは利用したいのだというアンケート結果、確かにそのとおりだというふうに思っています。

今議員のほうからは、特に高齢者の皆さんということでお話がありましたけれども、途中で公共交通網どれぐらいカバーできるのだというところでも先ほど少しありましたけれども、市内全体を見ますと8割の地域で実際には何とか公共交通としてカバーできているということについてもこの

アンケートの結果、この計画の中にも網羅されているというふうに思います。残りは約2割、これが議員がお話のとおり農村部の皆さんであったり、あるいは交通手段を持たない皆さんなのかなというふうには思っているところですが、この計画5月にでき上がったということで、今後具体的にどうするのだという部分について先ほど少し申し上げましたけれども、基本目標を4つ掲げて、そのほかに18の具体的な施策等についてことはどういった取り組みをするのだということで記載をさせていただいております。その中にも基本目標の3のところでは空白地帯における足の確保ということで、ここに計画の中にも課題として捉まえて、今後どういう交通網を形成をすればいいのかということで、地域交通網の促進、協議会の中でも議論をいただけることになっていきますので、私どもとしても一緒によりよい公共交通確立されるように努めてまいりたいというふうに思っていますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） わかりました。ぜひこの交通網が市民の方々にとって最良の公共交通網形成計画にあることをお願いいたします。

最後に、道路の部分でお尋ねをいたします。今回選挙がありまして、行くところ行くところ道路言われました。先ほど部長が言われたようにことは積雪が少なく、砂利が30センチしか入っていないので、凍害を受ける影響が大きいという部分で、枝道が大変厳しく、車が走っても安全性を確保できないような状況で通行していました。その中で、地方から来られた方がある方に名寄って何でこんな道路ひどいの、大丈夫、大丈夫、6月になったら直るからという話をしたそうです。私は、それではちょっと厳しいのかなというふうに思っています。前の年にこの凍害受けて下がったり、上がった部分というのは、次の年も必ず起きます。私は、だからその単年度で起きたと

ころをある程度補修をしていったほうがいいのか
なという部分を考えるのです。ことしがここで
あって、来年が3メートルもずれません。ことしこ
こだったら、来年も同じところが凹凸になります、
間違いなく。そこを単年度で、道路工事出すより
も経費率高くなってしまいます。ちっちゃい部分
でちょんちょん、ちょんちょんやりますから。でも、
安全性を確保するためにも必要なというふう
に思いますけれども、天野部長の見解をお聞き
いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） いろいろ御指摘、
そして議員御自身が市内の細かいところまで見て
いただいたの御提言だなというふうに受けとめさ
せていただいております。大変春先の道路につ
いては、毎年毎年と言ったらおかしいのですけれ
ども、できる限りの維持補修に努めてまいって
います。ただ、大体議員言われるとおりの同じよう
な場所が同じようにへこむというか、なる場合もあ
りまして、ただ名寄市全体を見ると相当数の数が
同じような状況というようなことでありまして、
維持補修のスピード感とその件数、数等を含めて
できる限り効率よく、そしてできるだけ長もちす
るよというふうな仕事はさせていただいて
いるつもりなのですが、この厳しい名寄地
域の冬の環境の中で雪が解けてみないと、ふたを
あけてみないとわからないというような事態で、
いわば対症療法というか、やってみないとわから
ないといったケースも多々ありまして、なかなか
先を見据えての備えての手厚い工事というか、そ
こまでにはなり切れていないというのが現状だ
と思いますので、その部分はしっかり研究してい
かなければならぬというふうに思うのですが、と
にかく春先の市民の皆様の声にどれだけ応え切れ
るかというのが私どもの責務というか、仕事で
ございますので、このことに関してはできる限り
やっしていきたいというふうに思っております。

冬場の仕事、ことし2月から大変そういう道路

のお話もいただきまして、そして選挙で、先ほど
のお話にもございました。維持補修、緊急的な対
応に当たる職員も2月段階まだ冬の対応をなが
らの中ということで、使いますトラックだとか機
械等もまだ冬の体制だったところもありまして、
今シーズンのシーズン初めの対応は大変難しい面
もあったことも御理解いただければというふう
に思っておりますが、できる限り努力していきたい
というふうに申し上げて、答弁とさせていただきます。
よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の
質問を終わります。

名寄市総合計画第2次中期基本計画と公共施設、
インフラなどの整備について外2件を、佐久間誠
議員。

○4番（佐久間 誠議員） 議長から御指名いた
だきましたので、通告順に従い、大項目3点につ
いて質問いたします。

まず、大項目の1、名寄市総合計画第2次中期
基本計画と公共施設、インフラなどの整備につ
いて、小項目の1、将来の更新サイクルを見通した
施設改修について。2019年から2022年ま
での想定される計画事業、中期実施計画を見ます
と、ハード面で改修と掲載されております大型公
共施設がざっと10の施設ほどになります。これ
らの改修計画は、2020年度までに個別具体的
に策定されることになるとと思いますが、将来の更
新サイクルをも見通したものとすることが求めら
れていると思います。特に懸念するのは、耐用年
数による更新時期が将来にわたってそろってしま
う、重なってしまうという問題がないか。大型財
政出動の連続で財源問題や仕事が集中すること
により労働力不足により影響などが次世代にわた
って循環していく懸念はないか、見解についてお
伺いいたします。

小項目の2、道路補修、側溝の整備促進につ
いて。雪解け後の道路は、毎年凹凸が著しく、市民
の皆さんからお叱りをいただくことが多く、融凍

期を迎え、道路がなだらかになり、胸をなでおろすのは私一人ではないと思います。道路修繕は要望が多く、路肩下がりの改修や春先のポットホール、陥没、高低差によるひび割れなど諸事案の解決が急がれますが、補修促進について考え方を伺いいたします。

また、道路側溝整備は、防災上の観点からも急務になっています。特にまとまった雨が降ったときに私有地等への冠水が見られる地区もあり、効果的な対策や整備が求められていますが、いかがでしょうか。

小項目の（３）、非常用給水栓の設置について。本年３月の第１回定例会でも触れさせていただいた項目であります。北海道全域で発生したブラックアウト時に電気を必要とするポンプを使って高所に給水する方式をとって、水の出なかった学校などの災害時を想定した事前対策として、停電時でも水の確保ができるように受水槽に非常用給水栓を設置するよう求めたところでありますが、改めて設置についての考え方を伺いいたします。

また、専門的な見地から、受水槽に非常用給水栓を設置した場合、１カ所につきどの程度工事費がかかるか伺いいたします。

大項目の２、町内会、自治会活動について、小項目の１、地域コミュニティの核としての町内会館の維持について伺いします。中期基本計画の市長の巻頭言のタイトルに協働のまちづくりとありますように、まさに市民一人一人の協力により能力を持ち寄って働き、まちを支え、活性化させることが必要であります。その核をなすのが町内会であり、活動の拠点となるのが町内会館ですが、町内会独自で建てた会館について老朽化も進んでおります。長寿命化に基づき、少しずつ手を入れなければならない年数の建物が多くなっていると思いますが、市のほうでどのように把握されているか伺いいたします。

また、公設の会館を使用されている町内会と独

自の町内会館を維持し、使用している市民との間で特に大きな改修となる場合に経済的負担の格差が今後さらに予想されることもあり、公平性の観点から名寄市町内会館建設費等補助金交付規則、これを見直し、改修等に係る費用の補助額を引き上げる考えはないか伺いいたします。

小項目の２、公園の砂場機能保持と衛生管理について。街区公園や、あるいは幼稚園、保育園などに設置されております砂場の機能保持と衛生管理の面について伺いいたします。一部砂の量が少なくなっていることや猫のふん尿など衛生管理の面から防護柵について考え方を伺いいたします。

小項目の（３）、公営住宅の空き家管理と自治会活動の課題について。市営住宅の中には空き家が多くなっている団地も顕著になっており、防犯上、あるいは自治活動上からも対策が求められています。特に高齢単身者について、自治会活動にかかわれない状況もあると聞いております。集約化、大規模改修等の考え方について伺いいたします。

大項目の３、市民が安心できる医療と介護の連携について、小項目の（１）、地域包括ケア病棟の開始で期待されている効果と課題について。名寄市立総合病院の５階西病棟で開始されております地域包括ケア病棟は、急性期治療後、回復に不安のある患者のリハビリや在宅復帰へのサポートなどを行うことで、安心して自宅や施設で暮らせるまでの橋渡しを担うものと理解しているところですが、市民の中にはまだ詳細について知らない方が多いのではないかと思うところです。

そこで、理解を深める意味から、１つには地域包括ケア病棟を始めたことによる診療報酬における効果と地域包括ケア病棟の存在意義について、２つ目に地域包括ケア病棟は混合病棟になることから看護の面で課題はないか、３つ目に地域ニーズを見きわめ受け入れ機能をいかに高めるか、これまで実際に運営されてきた中での効果や課題に

ついてお伺いいたします。

小項目の（２）、在宅医療、介護連携の推進について。第7期計画における地域包括ケアシステムの目指す姿に医療と介護の多職種連携や在宅医療の推進について記載されているところですが、これらを進める上での課題や市民の皆さんに御協力いただく点、あるいは御理解いただかなければならない点などについてお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま佐久間議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目の2、小項目の1については私から、大項目2の小項目2及び3については建設水道部長から、大項目3の小項目1については病院事務部長から、大項目3の小項目2についてはこども・高齢者支援室長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、大項目1、総合計画第2次中期計画と公共施設、インフラなどの整備について、小項目1、将来の更新サイクルを見通した公共施設、インフラ整備についてお答えいたします。本市は、これまでも多くの市民議論やその時々の方策、財源の確保などにより優先順位を設け、合併後13年間で駅前交流プラザよろーなや市民文化センターENRAY、風連市街地再開発、公営住宅の改築、市立総合病院や市立大学の整備、名寄南小学校や風連中央小学校など義務教育施設の改築など、数多くの公共施設の整備を進めてまいりました。あわせて道路や上下水道などのインフラ施設についても、国からの交付金の影響はあるものの、毎年度計画的に点検整備、維持管理を実施してまいりました。

しかしながら、一方で名寄庁舎、図書館、保育所など建築から40年以上が経過した公共施設も数多く存在し、そうした施設の老朽化に対する事業費がこれからの本市の財政的課題の一つとなっております。そのため総合計画中期基本計画の実

施計画では、老朽化が進んでいる公共施設のあり方についてしっかりと検討を進めるものとし、令和2年度までには各施設の改修や建てかえなど、今後の方向性を定めた個別施設計画を策定することとしております。人口減少や高齢化が進む中、持続的なまちづくりを考える上で公共施設のあり方は非常に重要な事項であります。よって、個別施設計画の策定に当たっては、現在進めている立地適正化計画策定に向けた市民の皆様からの御意見などを参考に、公共施設の適正配置、集約化、複合化などの検討はもちろんのこと、上下水道や道路、橋梁における既存の長寿命化計画などの整合性も図り、各事業の実施時期について検討していく必要があるものと考えております。

次に、小項目2、道路補修、側溝の整備促進についてでございます。市内の道路の損傷は、凍上現象により道路面が持ち上がり、凹凸となることが主な要因の一つであり、その凍上で舗装の劣化が進むことにより、ひび割れや舗装の段差、穴を誘発しています。また、市内の道路排水については、道路改良が完了している舗装道路において道路内に埋設している雨水管により雨水処理を行っております。一方、未整備の防じん道路においては、道路の両側にコンクリート製のふたで覆われたトラフ側溝や素掘りの側溝で処理していますが、土砂等で埋まっている箇所もあり、道路排水の機能がほぼ失われている路線もあります。これらの問題に対して道路の改良工事を行うことが道路損傷や道路冠水を軽減させる効果として最も有効な手段であると考えますが、多額の事業費を要することから、早急に全ての道路を整備することは大変難しい状況であります。

現在国土交通省所管である社会資本整備総合交付金の活用により、道路整備とあわせて雨水処理の整備も進めておりますが、事業費が要望額に対して採択率が低い状況となっていることから、道路の施工量が減少しております。このような現状を踏まえ、舗装のふぐあい箇所については、市民

の皆様からの情報や日常の職員の見回り確認によりその都度迅速に箇所を特定し、注意喚起、看板の設置や合材、土のう、砂などの応急的な処理、舗装補修等の維持業務において修繕を継続して進めていくよう努めてまいります。

また、排水整備については、整備年次の遅くなってしまう路線や交付基準の規格とならない路線について、毎年度3路線から4路線を単独費で実施している排水整備工事により整備を進めるとともに、側溝の床ざらいや流れを阻害する雑木や草の除去等維持作業、市民の皆様にご協力いただいている道路愛護事業や河川愛護事業の取り組みを行いながら、その対応について継続して努めてまいりますので、御理解をお願いします。

次に、小項目3、非常用給水栓の設置についてお答えいたします。停電時における給水につきましては、給水タンクや給水車を活用した対応を考えているところでございます。さらに、多くの学校ではグラウンドや学校農園などにも直圧での水道施設がありますので、非常時でも活用できるものと考えておりますので、非常用給水栓の設置につきましては現在予定しておりません。また、避難所を開設する場合には、ライフラインの確保ができる施設を優先的に設定するよう努めてまいりたいと考えております。

受水槽に非常用給水栓を設置した場合の費用についてでございますが、非常用給水栓の配管及び仮設給水管等を設置することとして試算したところ、1カ所に約30万円の費用がかかるものと試算しております。

次に、大項目2、町内会、自治会活動について、小項目1、地域コミュニティの核としての町内会館の維持について申し上げます。本市では、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの基本ルールを示す名寄市自治基本条例を制定し、市民と行政との情報共有や市民参加などを通じた協働のまちづくりを進めております。住みよい地域社会を築き、協働のまちづくりを進める上で最

も重要な基本組織である町内会の活動の拠点となる町内会館につきましては、市内全体で自己所有している町内会が33件、公の施設を使用している町内会が20件、そのほか公営住宅内の集会所8件、指定管理ほかが14件となっています。また、自己所有の町内会館の多くは、昭和50年代に建築されており、建築から40年以上が経過し、老朽化による改修や修繕などを行う際には、名寄市町内会館建設費等補助金によりかかる費用を支援しております。

本補助金につきましては、新築、改築及び増築の場合は、町内会が負担する工費の50%以内の上限1,000万円、補修の場合は町内会が負担する工費の50%以内で上限200万円と規定しており、町内会が実施する改築、改修等に係る費用を町内会と行政により相応の負担をしているところです。

町内会館を自己所有している場合と公の施設を使用している場合における大規模改修時の経済的負担の格差につきましては、町内会館を整備するに至った経緯は、当時の時代背景や近隣の公の施設の有無など各町内会においてさまざまであったと推測されますが、町内会活動の拠点として、地域住民の憩いの場として活用されてきた町内会館につきましては、町内会により自主的に整備されたものでありますことから、改修時の費用につきましては、引き続き現行の名寄市町内会館建設費等補助金交付規則に基づき、適正な助成を行ってまいります。

町内会を取り巻く課題につきましては、会員数の減少や役員の手不足などのほか、町内会館の維持管理についても大きな課題であると認識しており、今後とも名寄市町内会館自治活動交付金や名寄市町内会館建設費等補助金による財政的支援や町内会会長と行政との懇談会やまちづくり懇談会を通じた意見交換を行い、各町内会における活動の自主性や自立性を尊重しながら、市民と行政との協働のまちづくりを進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目の2、町内会、自治会活動について、小項目の2、公園の砂場機能保持と衛生管理について、小項目3、公営住宅の空き家管理と自治会活動の課題について答弁申し上げます。

小項目の2、公園の砂場機能保持と衛生管理についてでございます。本市における街区公園は24公園あり、そのうち砂場は9公園に設置してございます。この間街区公園の維持管理については、公園愛護による町内会のボランティアや本市直営職員などにより対応をしているところでございます。砂場におきましても同様の対応となっており、草取りや砂入れなど適宜実施をしております。

議員御指摘の小動物の砂場侵入防止につきましては、町内会からも御意見を伺っているところでございます。また、防護策や防護ネット設置という侵入防止の対応を初め、消毒水や抗菌砂による衛生管理という対応事例についても研究をしているところでございます。しかし、防護柵においては冬期間の冬の荷重により破損のおそれがあることや、防護ネットや殺菌処理についても管理者が常駐していない街区公園での細やかな対応は難しいものと考えております。現段階におきましては、抜本的な解決策を講じられてはおりませんが、衛生面の観点から砂場で遊んだ後の手洗い、うがいの推進を徹底してまいりますので、御理解願います。

今後とも砂場を含めました公園空間が潤いと憩いのある皆が快適に過ごせる公園として活用できるよう町内会などと相談させていただきながら、その運営に努めてまいります。

小項目3、公営住宅の空き家管理と自治会活動の課題についてでございます。令和元年5月末現在、市営住宅の所有戸数は839戸で、政策的な空き家を除いた管理戸数は708戸のうち138戸が空き家で、入居率は80%になってございま

す。団地により空き家の数は異なりますが、多いところでは空き家率が45%を超え、空き家が増加している団地もございます。空き家増加の要因は、高齢入居者の施設入所や家族宅への転居と世帯入居者の収入が高くなったことによる退去が主な要因で空き家が多くなっていると承知をしております。

空き家がふえている中での団地での防犯上の対策としては、共有部分となる廊下や階段、屋外の物置や駐車場など放置物やごみ投棄がないか、照明が点灯するかなど、毎年春に実施する団地点検のほか、入居者や自治会役員の方からの御連絡によりふぐあい箇所の修繕を行い、防犯対応に努めているところであります。

また、公営住宅に関しての自治活動は、主に団地内の入居者で行っていただいている共益業務のことでございます。共益業務は、団地内の共有部分における清掃や電球の交換など維持管理、冬の除雪運営等、これらの費用負担など入居者の中で役割分担しながら御尽力をいただいております。近年役員のなり手が不足、高齢単身者で活動にかかわれないという声も聞いてございますし、空き家がふえたことで活動も少人数となり、維持保全の負担が多くなるなど、空き家の防犯性とともによりコミュニティに対する不安が強くなると認識しております。市としては、都度の相談対応や空き家解消などでサポートし、入居者間の相互扶助により努めていただいている共益業務を尊重していきたいと考えてございます。

市営住宅の集約化、大規模改修につきましては、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化が進んでいる団地は建てかえ、もしくは居住を維持するための改修をすると位置づけてございます。今後建てかえや改善を予定している団地においては、入居者の集約化や大規模な改修による事業の展開が空き家の解消と維持管理の向上になると考えられますので、まずは入居者の意向を聞きつつ、快適な住環境となるよう整備方針を構築してまい

りたいと考えてございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、市民が安心できる医療と介護の連携についての小項目1、地域包括ケア病棟の開始で期待される効果と課題についてお答え申し上げます。細かく3点いただいておりますが、一括して申し上げさせていただきます。

市立総合病院の地域包括ケア病棟については、平成26年4月に5階西病棟を改修し、同年8月に運用を開始してから約4年が経過するところがあります。地域包括ケア病棟とは、それまでの亜急性期病棟にかえて、国が平成26年度の診療報酬改定で団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて医療機関の機能分化と連携、在宅医療の充実などを重点課題とし、地域で医療、介護、生活支援、介護予防などが包括的に取り組めるシステムの確立を求め、これを推進するための地域に密着した病床として設定されました。市立総合病院としましては、今後の医療圏人口の推移や圏域内の医療機関の状況を見た場合に回復期リハビリ病棟を有する病院が少なく、地域住民や患者の利益につながることで本院の入院収益向上にもなる施策として設置を決断したところです。

具体的な利点としては、入院患者にとっては回復期の機能を有しているため、在宅復帰へ向けた密度の高いリハビリテーションを行えることや退院後の生活における不安を少しでも解消するための相談や指導の時間がとれることが挙げられます。また、入院収益の面では、DPC制度での診療報酬は、入院期間が長期間となった場合に日当点が下がり、同時に看護必要度も下がるため、本院の主たる報酬区分の急性期入院料1を維持することが困難となるため、点数が固定化されています。地域包括ケア病棟入院料は、それを補完する効果が得られる点が挙げられます。平成30年度での実質的な地域包括ケア病棟入院料は、約3億円程度

となっております。

地域包括ケア病棟は、13対1看護基準の病棟として開設いたしましたが、当時新しい制度であることと各種の診療科から病状の異なる患者を一つの病棟に集約するための調整が必要であり、当初は20床程度で運用を始めました。一般病棟からの患者移動は、重症度、看護必要度などの基準や入院期間を見た上で総合的に判断しなければならないことから、主治医と病棟看護課長が相談し、さらには在宅や介護施設に復帰予定の患者等の動きを把握するために関係部署が集まり、週1回程度のミーティングを行い、決定をしてきたところです。当初は対象患者の絞り込みなどに苦勞し、運用が安定しなかったことやリハビリの実施単位数に制限があり、利用率は高くありませんでしたが、その後看護師や技師の配置を改善してきたことで平成30年度での病床利用率は77.6%となっており、平均の在院日数は18日となっております。診療科別の利用状況は、整形外科が57%を占めています。

今後に向けては、地域包括ケアシステムの構築が求められている中で、これまでに対応が少なかった在宅や施設で療養中の患者さんの受け入れを拡大していくことなどを検討しております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目3、小項目2の在宅医療、介護連携の推進についてお答えいたします。

医療と介護の多職種連携につきましては、地域包括ケアの重要な要素であるとともに、平成26年度の介護保険法改正により地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられました。これにより、市では医療機関や介護保険サービス事業所等の社会資源の情報を掲載したガイドブックを作成し、活用を図る事業や医療と介護の多職種連携に関する研修会の開催、さらに在宅医療を

広く周知するために市民向け講演会を開催するなど、事業の推進を図っているところでございます。

高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように切れ目のない医療と介護のサービスを提供するためには、外来通院のみならず入院をしていた医療機関と退院後の在宅生活を支援する居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、介護サービス事業所、施設、訪問薬剤管理指導を行う調剤薬局等の多職種連携が重要になってまいります。現在市内外の医療機関と地域包括支援センターや居宅介護支援事業所とが患者、利用者の入退院時の連絡や支援にかかわる連携を行ってきております。また、入退院情報を提供した場合に医療機関や居宅介護支援事業所の双方に診療報酬、介護報酬の加算をとれる仕組みが創設されたことなどにより、これまで以上に連携の強化が図られる状況になってきました。

また、近隣市町村の住民の多くが名寄市立総合病院を利用されていることもありまして、名寄保健所が主導となって昨年8月に市立総合病院と名寄保健所管内の市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の間で医療と介護との連携をスムーズに行う連携のルールが開始となりました。このことによりまして市立総合病院の入退院時の情報が的確に伝わるようになり、以前と比べますと大変スムーズになったと市内のケアマネージャーからお聞きしております。しかし、情報提供の方法などに課題があることから、要介護連携情報共有ICTの構築を目指しております。

また、市では在宅医療についてより広く知っていただくために、諏訪中央病院名誉院長であります鎌田實先生を講師にお招きし、在宅医療介護に関する講演会を8月3日に開催をいたします。多くの市民の方に参加をいただきまして、在宅医療介護へ関心を持っていただき、また人生の最後をどう過ごしたいかなどを考える機会としていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきましたので、可能な限り項目順に再質問させていただきますと思います。

それで、時間もちょっと押しておりますから、もし余した場合はまたほかの機会に再質問させていただきますというふうに思っておりますが、先ほど大項目の1の小項目（1）の関係でお答えいただきました。それで、この間もさまざま御答弁いただいておりますように老朽化の状態に合わせて緊急度、あるいは財源の確保、そういったものを中心に優先度を決めて、しっかり進めていくのだという、その種のお答えについては私も理解します。それで、ただ私が先ほど質問させていただいたところかというと、今後さまざまな公共施設の計画、あるいは個別の計画がまとまって建設着工に至るまでの間、さらに一定の期間を要するというふうに思っております。そこで、その間に、先ほども道路の改修だとか側溝の整備促進等について御質問させていただきましたが、そしてほかの方もさまざまな御意見を道路改修に対して言われているのだというようなことありますから、その一定の期間、大型事業がとまる間、他のインフラ整備の促進に充てて、建設土木工事のトータルとしてバランスをとった事業配分とすることによって雇用の安定を図る、それから労働力の他の都市部への流出を防ぐ、さらに基金の実質的な目減りに対する対応策とする、こういう効果が生まれるかと思うのですが、この辺についてお答えを再度お願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） お答えといたしましては、繰り返しになるかもしれないのですが、議員のほうから今お話があったように今後予想される公共施設の整備につきましては、あくまでも一定の優先度であったり、お金がなければ実質できないということで、これは国の財政事情、

国の動きもしっかりと情報収集しながら、財政の確保も必要だというふうに考えています。

また、議員おっしゃるとおり、確かに時間がかかることはかかるかもしれませんが、計画をつくるに至っては。ただ、その期間、建設工事の部分について例えば今言われたように道路の改修であったり、側溝の改修であったりということで、普通建設事業にかかわる部分をそちらに回すという、そういうことも考えられるのでしょけれども、その間行政として新しい公共施設ができるまで何もやらないかということではなくて、当然公共施設をやらないかわりということではありませんけれども、この地域で私ども行政と市民の皆さんと協働のまちづくりということでお話をさせていただいているところでありますから、毎年地域の市民の皆さんからいただく要望、これは必ずしも金額が大きいものではなくて、ソフト的な部分も当然あるのでしょうし、そういうものも私どもはしっかりやらせていただきながら、インフラ整備の部分については、これは長寿命化の計画の中で年次計画を組んでやっているということでありますので、その部分は当然進めていかなければならないというふうに考えているところです。

建築と土木のバランスということなのですが、果たして建設部分の事業費を土木のほうに回して、実際に人材ですとか工事が施工できるのかどうか、その辺私余り詳しくありませんけれども、逆に少し不安な点もあるのかなというふうに私なりに考えたところです。済みません。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今お答えいただいたのですが、確かに予算の配分というのはかなり難しいことになろうかなと。さまざまな先ほど言われたようにソフト事業への対応もあると。限られた財源であると、そういうこともあります。

それで、ちょっと私調べましたところ、今回国土交通省の建設産業局が本年度3月から適用する

ことになった公共工事設計労務単価というのを見ますと、全国全職種単純平均で対前年比3.3%、全国全職種加重平均で対前年度比4.1%引き上げられております。ここら辺が見ますと労務単価の高騰、それから資材単価についても今後消費税の増なんかを考えたときに、基金そのものがやっぱり実質的に目減りをするのではないかというふうに思うわけであります。それとまた、工事を担う土木業界、建設業界、ここの人手不足もきのうの質問にもあったのですが、深刻なことから、仕事が続かないと労働力の流出ということになりますから、ここら辺の考え方を少し整理しなければならぬのではないかと。建設業という業でくるとまた別なのですが、建設と土木というのは関連しますから、だから土木関連のインフラ整備促進に重きを置いた充当をしばらく続けることが必要ではないかと。今後の財政配置で御一考いただければと思うのですが、ここら辺再度お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほども申し上げましたけれども、限られた財源の中でいかに市民の皆さんに喜んでいただけるような、あるいは住みやすいまちづくりを進めていくかということでも私どもやっております。必ずしも事業ありきというのではなくて、やはりいろんな今後公共施設としてしっかりと建設をしていかなければならない施設については、これは建物も当然やらなければならないのですが、現段階では計画として形としてでき上がっていないということでありまして、それはしっかりと将来的にはやらなければならないというふうには思っていますが、その部分について当座の間について土木工事のほうにということについては、なかなか私の段階では理解ができないというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） それでは、橋本副市長にお答えいただきたいのですが、建設業、御案

内のように地域のインフラの整備や維持を支え、それから地域社会や経済を支えていると。さらに、生産年齢人口の5%を雇用しているという地域雇用の下支えという側面もございます。あるいは、本市においては冬の除雪、あるいは災害時の応急対応、それから林業や農業などと連携した地方創生を支えるなど、地域の守り手としてなくてはならない存在だというふうに思っております。

この国交省などの生産年齢人口5%というのをざっくりと本市に当てはめると、約800人の雇用を支えている計算になります。もちろん建設土木産業が公共工事だけに依存しているということではなく、幅広い民間も含めたお仕事をされておりますけれども、やはり大型事業が、建設事業が続くのと続かないのとこれは大きな違いがあるかというふうに思いますから、先ほど申し上げた内容重複しませんけれども、ぜひ今後の財政措置を考える上で関連する土木費等の厚みを増すような配置などについても御一考いただきたいと思うのですが、この辺について見解をお伺いします。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 佐久間議員のほうから主に建設業というところでのスポットを当ててのお話だというふうに理解しているところです。今国交省からのお話ということでありましたが、名寄市の産業は土木業に限らないというのが前提として今私のほうも考えているところでもあります。人材不足の面だけでいえば、例えば従前より介護人材どうなのだというお話もございましたし、そのあたりは市としてトータルでバランスをとらなければならない、まずそれが大前提になるのではないかと考えております。道路関係の予算におきましては、除排雪も含めて毎年度ある一定程度の金額、今ちょっと詳細はすっと出ませんが、そこは確保しているところでありまして、従前よりいわゆる箱物といいますか、公共施設の建設に当たりまして、合併後、新市建設計画にのっとりましていろいろなものを建ててきているということ

でありますから、その部分はふえてきているのは間違いないところであります。

これからどういうことが起きるのかというのは、これはかなり難しい作業にはなると思います。1つは、中村総務部長のほうからもお話しさせていただきましたが、国の財政、それからそれを踏まえた地方財政がどういうふうに変っていくのか。少なくとも社会保障関係については、今後非常に大きな焦点になりますから、それからどういうようないわゆる投資分の地方財政計画で、投資分です。建設、いろんな土木費についてどういうふうになるのか、これは非常に見きわめが難しいなと思っておりますが、今の状況としては地方財政計画における投資分はだんだん少なくなっているという状況にあります。そんな中でいろんな工夫をしなければならないというのが大前提であるというのは、こちらの市のほうとしても理解しなければなりませんし、何よりもこのお話の土木関係の中で一番大切なお話は、市内の関連する業者さんがきちんと計画を立てて、あるいは人手の部分も含めてきちんと計画を立てられるような、そういうような情報提供の仕方とあり方も含めて、これは一番大事なことだと思います。それは、土木費の多少にかかわらず、これだけ人手不足、あるいは生活もかかっておりますので、そういうところは十分気配りをしながら進めていかなければならないと思っております。

改めて立地適正化計画あるいは総合計画のローリングも夏に迎えておりますので、これは市の土木以外にも例えばほかの一部事務組合のほうでの動きもあります。広域の部分もございます。さまざまな形を検証しながら、できるだけ生活に支障のないような形を踏まえて進んでいきたいなと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） わかりました。確かにトータルの観点から見なければならないし、

今副市長のほうからありましたこれからの計画だとか人手だとか、そういったことも含めて、生活も含めて気配りをしながら進めるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、単純にどの道長寿命化計画だとか、あるいは長期的な視点で見たときのインフラを土木部門で積み残しているのであれば、その分の予算を前倒しで進めてはどうかと。そうすると、建設、土木のバランスがトータル的には維持できるのではないかと。私は、除雪の関係一番心配していますので、そこの地域を守るということ、そこが滞りなく進むようなことになっていけば一番いいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、道路補修の関係、道路補修、側溝の整備促進の関係で、私もちょっと調べてみましたが、再質問になります、市道補修、防じん処理については、例年と同規模の補修が4,000メートル、それから防じん処理で1万4,000メートル計画というのは、これは大体例年同じなのです。それで、一番違うのは改良舗装だとか改築舗装、この関係が2017年度の基準値で見ますと267メートル、319メートルということでやっておりますから、ことし中期基本計画では、4年間トータルのもの出ているのですけれども、それを単純平均割りますと1,175メートル、幹線道路ですけれども、市街地、郊外地で1,128メートルのスピードで今後4年間やるのだということで、今年度は1,358メートルですから、少し頑張ったかなというふうには思っているのですが、中期基本計画の舗装化の関係、国の予算の配置などもあるので、おおよそ大体この程度の形で実施されるのかどうなのか、このあたり建設水道部長のほうにお伺ひしたいと思ひますが。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員御指摘いただいたように私ども担当レベルも含めて何とか毎年、1,000メートルと申しますとちょうど1

キロということでございまして、できる限り未改良道路の推進を図るためにはということで、たかが1キロという考えもありますけれども、国の交付金をしっかり活用しながらということで、その年の配分というのが大変厳しい状況にあるというのは、この間都度報告をさせていただいてございます。ただ、国のほうとしては、幾度か私どもも皆さんにお話ししているように道路、橋梁はこれはパッケージというか、そういう形なものですから、今特に橋梁についてはほぼ100%要望すればつくような状況で、橋梁のほうも工事3本ほどだと思っておりますけれども、例年今実施をさせていただいています。これは、当然舗装の数字とはまた違う形のものでございまして、私どもとしてはできる限り目標達成できるよう、多いときもあれば、ちょっと厳しいときもあるのかなということも考えながら、一定程度のスパンを見ながら、しっかり到達した時点でまた反省をし、またさらに強化していくところを考えていきたいと思っておりますので、理解いただければと思ひます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） いろいろと尋ねたいこともあったのですけれども、近年道路にポットホールだとかひび割れによる穴などによって車のタイヤがパンクするというので、事象によって市が弁償を求められるという報告も見られます。担当課も私は相当苦慮しているのではないかと申すように思っていますし、道路の管理責任がこれは問われることにもなりますので、積み残しの諸事案、財政措置、ここが一番ネックになるわけですが、ぜひよろしくお願ひしたいと。

側溝の関係も先ほど総務部長のほうからこれはお答えいただきましたから、一気に降る雨などに対応できるような形で順次これは整備を進めていただきたいというふうに思っています。

小項目の非常用給水栓の関係でいろいろお答えいただきました。1カ所30万円かかるだとかそ

ういうことも、あるいはグラウンドや学校などにも直圧の水道設備がある等々のお答えいただきました。しかし、私も各学校の敷地内にどこか残っていればいいと思うのですが、一カ所でも直圧で水が出る設備があるのなら私はそれでいいと思うのですが、ただし冬だとグラウンドだと遠いし、雪の下にもなっていると。ここら辺の対策です。

それから、高架水槽を取りつけているところもいいのですけれども、これもいいのですけれども、自然災害の発生に備えるということで考えたときに、一昨日姉妹都市である鶴岡市で地震によって停電が9,000戸ですか、これは被害は少なかったということで安心しておりますが、そしてまた昨日は小樽など後志管内等に落雷で停電で9万2,000戸、これが20分で復旧したということなのですが、災害発生時というのは救助救急活動等の絶対的不足ということが言われるわけです。だから、給水タンクだとか給水車を活用してと言うけれども、人手の問題も残ってくるというふうに思います。そして、飲料水のみならず、水洗トイレ、これを流すときにもかなりの水が必要になってきますから、学校のすぐそばに給水栓があればいいのですけれども、ここら辺河合教育部長にお尋ねしたいのですが、文科省、これは防災、減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策というのを平成30年12月に発表して、学校施設の耐震化だとか幾つかあるのですが、それでその中に災害時の避難所としての役割も果たす学校施設の防災機能の強化、特にトイレなど、こういったことが盛り込まれているわけですが、当然御承知だと思いますが、ここら辺を取り入れて、この機に有利な財源を使って、そうした災害に備えるということのお考えはないのかどうか再度お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 学校施設全てが避難所ということになってございますけれども、今後の避難所としての学校機能のあり方というのも含

めて、防災担当関係と検討を進めながら整備を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、ただ災害が起きたときの学校の体制ということをお考えますと、児童生徒自体は多分臨時休校という扱いが出てくるということもあると思いますので、どちらかという学校サイドというよりも防災サイドの避難所としての考え方のほうが重要視されるのかなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） わかりました。少し相談しながら議論も進めていただけたということなので、ちょっとこのあたりぜひ検討を深めていただきたいということでお願いしたいと思います。

町内会の関係です。自己所有の町内会館と、それから公の施設を使っているもの、これいろいろあるのですけれども、時間ないので、簡潔に申し上げますが、この名寄市町内会の建設費の補助金交付規則、これは平成25年4月に改正されております。6年たちます。こここのところ各種事業でも事業の見直しということでローリング等々あるように、6年たった今この建設費等の補助金交付規則、これが現状と照らし合わせてどうなのかということをごぜひ再検討、御検証いただきたいというふうに思っています。というのは、調べてみますと、旧住宅金融公庫の資料によりましてかなり建築坪単価上がっておりまして、これは2012年のちょっと古いものでしかないのですが、坪単価62万2,000円というのが載っているわけです。それから7年たちますから、もう少し上がっていると思います。新築で例えば建てるときに先ほどお話あったように1,000万円の市からの助成、だから坪2,000万円の建物は50%ということになると、町内会持ち出しができればこれは建てられるということなのですが、単価の向上等ありますし、町内会の役員のみならず手不足というものもあるし、それから加入率の低下というのがあります。だから、そういったものを考えたときにもう少し準公共機関といいますか、その役割も

果たしている町内会について、しっかりこれは考えていかなければならぬのではないかというふうに思っていますから、そこら辺の御検討、御検証をお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 6年を経過している制度ということで、見直しの時期ではないかということでお話がありましたけれども、1点確認をしたいのは、金額の見直しというのは上限額の見直しということであれですか。今50%の補助率を見直すということではなくて……

（「率も検討していただきたい」と呼ぶ者あり）

○総務部長（中村勝己君） 議員のほうからおっしゃられたとおり、公共の施設と町内会で持つ会館については、議員のまさにおっしゃられるとおり、いろいろな負担も多いでしょうということでこの制度を設けているということも御理解をいただいて、ただ実際に先ほど言われたようにいろいろな資材単価も上がっているという状況は確かにわかりますけれども、例えば50%という率、これは行政が半分、町内会も半分というフィフティ・フィフティの率になっておりますし、限度額を上げるということは、町内会の皆さんにとっても負担もふえていくということでもあります。いずれにしましても、6年ということでもありますので、担当と改めて内容については精査をさせていただきたいというふうに思っていますので、御理解といただきたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育てに係る負担の軽減について外2件を、川

村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 質問に入る前に、名寄市の母村であります藤島地区を含む山形県鶴岡市で18日夜、震度6弱の地震があり、地面の陥没や、またけが人が多数出ているなどの実態が少しずつ明らかになってきているところであります。被災地の皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思えます。

それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。1つ目、子育てに係る負担の軽減について伺います。1つに、国保税に係る子供の均等割廃止による負担軽減について、2つに子供の医療費無料化を義務教育卒業まで年齢拡大することについて、3つに学校給食費の負担軽減について、これらの負担軽減を求める声が多く聞かれているところであります。子育てアンケートの結果についてもお知らせをいただきたいと思えます。

また、それぞれの無料化実現で市の負担はどのようになるのかお知らせください。

さらに、地域間の格差についての認識と考え方について伺いたいと思えます。

大項目2点目、会計年度任用職員制度にかかわって伺います。1つに、制度開始に向けての進捗状況はどうなっているのでしょうか。2020年4月から導入されることになっている会計年度任用職員制度の開始に向けた進捗状況を伺います。国からは、職員団体等との協議を経た上で関係条例を提出し、令和2年度の任用に間に合うよう募集手続をすることとされています。昨年、平成30年第1回定例議会の中での質問の答弁では、平成31年第3回定例会には関係条例の提出が必要と考えているということでした。進捗状況をお知らせください。

2点目、会計年度任用職員の待遇について伺います。国のマニュアルでは、実態把握や任用適正化の検討、任用勤務条件の検討などを経て条例化することとしています。任用勤務条件についてどのように検討されているのかお知らせをいただき

たいと思います。

大項目3点目、JR北海道への利用促進費用の市町村負担了承について伺います。小項目1点目、市町村負担了承に至る経緯について伺います。5月20日、宗谷本線活性化推進協議会、そして28日にはJR富良野線連絡会議、6月6日には8線区全てで負担了承となったところであります。現在開かれています道議会第2回定例会において8線区の利用促進費用に1億4,000万円を盛り込んだ補正予算案を提案するとしていましたけれども、この間の市町村負担了承に至る経緯についてお知らせをいただきたいと思ひます。

小項目の2点目、市民説明について伺います。市民からは、新聞報道で知ってびっくりした、いつ決められていたの、今後どうなるのか心配だ、負担がふえるのではないかなどの声が上がっているところであります。市民説明についてどのようにお考えかお知らせください。

小項目3点目、今後の国への対応について伺います。国鉄清算事業団債務等処理法が2020年度末で期限切れとなります。今後の国への対応をどのように進めていこうとされているのか伺います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） ただいま川村議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1、小項目1については私から、小項目2については健康福祉部長から、小項目3については教育部長から、また大項目2については総務部長から、大項目3については総合政策部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、子育てに係る負担の軽減について、小項目1、国保税に係る子供の均等割廃止による負担軽減について申し上げます。地方税法の規定に基づく国民健康保険税の算定におきましては、均等割額の設定が明記されており、当市

では所得割、資産割、均等割、平等割による4方式を採用しておりますが、法の趣旨から踏まえますと均等割の算定は必要なものと考えております。また、国保の都道府県化に伴い、北海道が定めた統一的な基本方針である運営方針におきましても、所得割、均等割、平等割の3方式へ全道で統一していくものとしておりますので、均等割の算定は必要なものと考えております。

なお、子供に係る均等割につきましては、昨年の当初賦課の時点で18歳未満の被保険者が395人、年額約1,225万円となりますが、低所得者への法定軽減分を差し引きますと年額約865万円と試算されます。

子供の均等割を廃止した場合には、税収減などによりまして北海道へ支払う納付金の財源を確保するために他の国保の加入者に対しまして一定の御負担をお願いすることとなるほか、財源確保につきましても厳しい状況となり、今後の財政運営におきまして子供の均等割の廃止の影響は少なくないものと考えております。

なお、子供に係る負担軽減につきましては、市長会や知事会におきましても国に対して提言及び要請をしているところでありますことから、今後も引き続き要望を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは、大項目1、小項目2の子供の医療費無料化を義務教育卒業まで年齢拡大することについてお答えいたします。

子供の医療費の独自助成拡大につきましては、これまでも定例会において御質問をいただいているところですが、都道府県において実施をいたします医療給付事業の制度内容では、対象となる年齢や医療費の負担割、所得制限や一般負担の有無など統一がされていない状況にあります。また、全国の多くの自治体において対象年齢の拡大を初め、独自の医療費助成の拡大をしている状況にあ

ることから、本市では国において全国統一された制度とするべき課題と考えており、これまでさまざまな機会を捉えて国や北海道に要望してきているところであります。

名寄市においては、北海道医療給付事業を活用した乳幼児等医療費の助成に加え、平成26年8月診療分からは特に重篤化になりやすい就学前児童の入院及び通院と医療費負担が大きい小学生の入院に限り全額助成を独自に拡大し、実施しているところであります。また、医療費の助成拡大に限らず、市立総合病院における小児科診療の24時間体制の整備など、安心して医療を受けられ、子育てができる環境を整えてきております。

昨年度実施しました子ども・子育て支援事業計画策定のための事前アンケートにおいては、子育てしやすいまちになるためにどのようなことが重要だと思いますかとの設問に対しての回答では、子供の遊び場、活動の場の充実の要望が一番多く、次いで子育てしやすい就労環境の整備、医療費の助成拡大に対する要望が多く寄せられております。事前アンケート調査の結果も踏まえながら、第2次総合計画のローリング及び第2期の名寄市子ども・子育て支援事業計画策定において優先的にどの子育て支援に関する施策を充実させていくか検討してまいりますので、御理解願います。

次に、医療費の無償化による財政負担についてですが、義務教育卒業まで年齢拡大を実施した場合は、4,500万円程度の一般財源の確保が必要です。このため対象人数の増減はあるものの拡大による財源が毎年必要になってくることから、ほかの施策への影響も考えられるため、慎重に政策判断をしていく必要があると考えております。

次に、子育て支援に関する地域間格差の認識についてですが、近年は医療費の無償化拡大を実施する自治体が多くあり、近隣自治体では高校卒業まで無償化を実施している自治体もあります。名寄市においては、平成26年度の医療費の無償化拡大を実施した以降も子育て支援施策として子育て

て支援センターひまわりらんどを開設したほか、乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業、ファミリー・サポート・センター事業、待機児童解消緊急対策事業など、医療費の助成拡大に限らず子育て支援のための施策を充実させてきております。また、さきに答弁したとおり、市立総合病院における小児科診療の24時間体制の整備により、経済的な支援だけではなく、いつでもすぐに専門医による受診ができ、安心して子育てをできる環境を整えていると認識をしているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 私からは、大項目1、小項目3の学校給食費の負担軽減について申し上げます。

学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者、いわゆる市の負担となっており、食材に係る経費、給食費は保護者負担と決められております。学校給食費の状況であります。平成30年度の給食費調定額は約1億1,600万円で、1人当たりの年間給食費は小学生で平均4万9,000円、中学生では平均5万8,000円となっております。

給食費の完全無料化を実施した場合の財政負担額では、平成30年度の実績から教職員や試食等を差し引いた保護者負担分は約1億円と積算しております。

給食費の無料化につきましては、国の支援制度もなく、財源の確保ができないこと、援助を必要とする世帯には就学援助制度による支援を実施している、このようなことから毎年1億円の財源を必要とする無料化は、現在の財政状況では極めて困難と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、

会計年度任用職員制度にかかわって、小項目1、制度開始に向けての進捗状況について申し上げます。

平成29年の地方自治法及び地方公務員法の改正によるいわゆる会計年度任用職員制度への制度移行については、議員の御質問のとおり、令和2年4月に施行される予定でございます。制度移行に当たっての進捗状況でございますが、昨年度中に各担当職場に対して現状把握などを行う調査を実施をし、現在制度設計を進めているところでございます。あわせて職員団体との協議も行っており、制度内容が固まり次第令和元年第3回定例会にて関連条例案を提案させていただく予定であります。条例提案後に現在任用している職員向けの説明会などを実施させていただき、来年4月の任用に向け準備してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、会計年度任用職員の待遇について申し上げます。会計年度任用職員の待遇については、国の制度移行に関するマニュアルにおいてその任用及び待遇について考え方が示されているところであります。本市としては、基本的な考え方は当該マニュアルの趣旨に沿った制度設計を進めているところであります。

現在本市では、多くの臨時、嘱託職員が行政事務等に従事しておりますが、会計年度任用職員に制度が統一されることにより、これまでと異なる勤務条件になる職員が生じる可能性もございます。現在制度設計中でございますので、詳細について申し上げることは困難でありますけれども、現在勤務する臨時、嘱託職員の任用について雇用の維持の観点から、原則として引き続き任用が維持されるよう努めるとともに、待遇についても現状から原則として引き下がらないよう制度設計を実施してまいります。

詳細の制度設計が終了いたしましたら、改めて常任委員会などで内容の御報告をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いをい

たします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目3、JR北海道への利用促進費用の市町村負担了承についてお答えいたします。

まず、小項目1、市町村負担了承に至る経緯についてですけれども、北海道では平成28年11月、JR北海道の単独では維持困難な線区の公表後、直ちに北海道運輸交通審議会の学識委員や北海道市長会長、北海道町村会長などに参画いただき、鉄道ネットワークワーキングチームを設置し、将来を見据えた北海道の鉄道網のあり方を取りまとめ、地域における検討協議をスタートするとともに、平成29年12月には国土交通大臣に対してJRの徹底した経営努力と経営情報の開示への指導、国の実効ある支援などについてオール北海道で要請を実施してきました。

さらに、平成30年4月からは、国やJR、市長会、町村会などで構成する関係者会議においてJRに対する支援について協議を進めてきた中、平成30年7月にJR北海道の経営改善について国の支援の考え方が示されました。しかしながら、地域としての支援に関しては、国と地域の役割分担や地域負担の額、地方財政措置のあり方など、地域からの理解をもらう上で整理すべき課題が残されており、北海道としては2年後の法改正を視野に入れつつ、さらに議論を深めていく必要があるとされたところでございます。

一方でJRの経営は、震災の影響なども重なり、2018年度決算における単体の純利益が213億円の赤字となっていることや、2019年度事業計画においても運賃改定による増収や国からの支援、2年間で400億円台、こちらを受けても、なお赤字が生じる見込みであるなど、引き続き厳しい経営状況となっております。

このことから、北海道は法改正までの2年間に限り、維持困難線区でJRが実施する定時性や利

便性、快適性の向上などの利用促進に資する設備投資に対して、緊急的かつ臨時的な地域独自の支援を行う必要があると関係者会議で確認をし、沿線市町村への説明を行い、宗谷本線活性化推進協議会としては、本年5月20日に開催いたしました総会の場において全体の確認を行い、考え方について了承をしたところでございます。

また、今月14日には北海道知事が道補正予算の概要説明で地域負担額も含めたJRへの支援策を公表しました。宗谷本線では、名寄一稚内間の地域負担額は790万円とされましたが、宗谷本線活性化推進協議会では考え方について了承しておりますので、構成団体が一体となった取り組みとして準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、小項目2、市民説明についてお答えいたします。これまでの経緯につきましては、先ほど述べさせていただきましたが、各線区や北海道全体の課題として一体となって取り組まなければならない問題であり、2年後の法改正に向けて国に対しても動きを見せていく必要があるものと考えております。

市民説明につきましては、これまで宗谷本線活性化推進協議会において鉄道維持、存続の活動を続けておりましたが、今回の北海道を中心としたJRへ拠出する負担金につきましては、あくまでも車両環境の向上や利用促進に資する負担でありますので、広報等を活用し、市民の皆様へ説明をしていきたいというふうに考えております。

小項目3、今後の国への対応についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、現在国におけるJR北海道への支援根拠法となっている国鉄清算事業団債務等処理法が2020年度末で期限切れとなります。国からの支援継続のためには法律の改正が必要であり、現在北海道を中心に法律が改正されるよう関係線区及びJR北海道とともに具体的な取り組みを行っております。

今後国への対応につきましては、宗谷本線だけの問題ではなく、北海道全体の問題でありますの

で、各線区、北海道全体が一丸となり、国への要望活動等を行っていかねばならないと考えております。本市といたしましても宗谷本線活性化推進協議会の中心市として、北海道や関係線区への働きかけを行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、子育てに係る負担の軽減についてであります。国保税の負担軽減、子供の医療費無料化の年齢拡大、学校給食費の負担軽減、これを何回も何回も取り上げてきたところでありまして、中身についてはそれほど詳しく触れないでこうというふうには思っているのですが、くどくなったらお許しをいただきたいと思います。

1つは、国保の問題、均等割、今部長の御答弁では必要なものだというふうな御答弁がありましたけれども、所得がふえなくても家族がふえればふえるほど負担が大きくなっていく。協会けんぽ等入っている方にはなかなかわかりづらいと思うのですが、国保の均等割1人2万1,000円です。だから、大人も子供も1人2万1,000円の負担がかかると。そして、所得割のほかに家族には平等割といって1万8,000円が医療分がかかっているわけです。こんなふうにして非常に多くの負担がかかっている。これは、加入者が年金生活者など高齢の方々、また非正規で働く方々が多くなっている中、医療費も膨らんでいくということでは非常に国保税の負担が大きくなっている中であります。こんな中でも全国的には自治体が負担をしながら市民の負担軽減をしたりしていますし、前回は御紹介しましたけれども、全国知事会でも公費1兆円投入してほしいと要望もされているところであります。この点について再度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） ただいま国保の均等割に対する負担の増ということで御質問をいただきました。子供の均等割につきましては、議員がおっしゃいますように所得がない子供に対しても均等割が大人と同じ金額がかかるという部分につきましては、他の保険には見られない部分ということもありまして、ほかの医療保険制度と比較をしましても負担が重くなっているというのは事実だと認識をしております。

ただ、均等割を徴収するといった部分につきましては、地方税法の考え方から、やはりこちらについては徴収しなくてはならないものと認識をしております。自治体の国保財政の状況によりましては、助成という形で一部負担、均等割について子供の部分を見ている自治体もございまして、現状の名寄市の国保財政におきましては非常に困難であると考えておりますので、先ほども答弁の中で触れさせていただきましたが、国の責任において必要な財源措置を行っていただくということで今後も要望を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 私もこの3点については、国がきちっと制度を見直していく、今御紹介した国費を投入していくということも含めてこのことは強く思っていますし、日本共産党としてもこのことについては国のところでも取り組みを進めているところではありますが、しかしなかなか進まないというところでは地方からの変化もつくりながらというところが必要かなというふうに思っているところでもあります。

子供の医療費無料化の件でありますけれども、アンケートの中でも医療費の負担軽減を求める声が多かったというふうなお答えがあったかというふうに思います。私の周りでも非常に多く寄せられているところでもあります。

それで、地域間の格差についてなのですが、子

育て中の世代の皆さんからこの格差について本当に多くの意見が寄せられています。きっと市で担当されている皆さんも多く聞かれているのだと思います。隣り合わせの自治体が年齢が非常に高くなっている中で、名寄はもう少しという声が非常に多く寄せられているというのが事実であります。この点について、この地域間の格差の問題について再度お考えをお聞かせをいただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 地域間の格差の質問でありますけれども、先ほどの答弁で触れさせていただいているところなのですが、今回、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、これについては国なり、北海道の中で地域間の格差をなくすようにしっかりと助成も含めて対応すべき課題というふうにされているのが基本的なところだというふうに考えているところであります。

ただ、名寄市として子育てなり、少子化対策においてどういった支援策をするかという、どこに重点を置くかというところでもありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、例えば市立総合病院の小児科の24時間体制についてもこれは市において一定の財源を負担しながら対応をしてきて、これはほかの地域にはない本当に24時間いつ何が起きても対応できるそういったことを整えていたりしておりますので、そういった意味では一概に一つの制度だけを見て地域間格差があるからというふうにはならないのかと思っています。言われるように隣のまちと同じ制度ができればいいですけれども、限られた財源の中で地域にとって子供たちや子育ての保護者に対してどういった施策が必要なのかということで、今後も十分検討しながら対応していきたいというふうに考えているところでもありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） いつも御答弁いただ

いています市立総合病院の小児科の24時間体制、もちろんこれは名寄ばかりではなくて、近隣の皆さん方にとってもそういう環境の中で子育てをできるというのは、非常に大きなメリットだというふうに思っています。しかし、子育て中の世代の皆さん方になると、なかなか収入も少ないという中で、医療費の問題、すぐにお財布から出ていくということでは非常に敏感な部分でありますので、そういった部分で隣のまちは、こっちは、こっちはという声が出てくるのは、私は当然だというふうに思っています。前回第1定でお答えいただいた中でも、道内でも随分義務教育卒業まで助成拡大しているところが非常にふえている状況のある中で、市立総合病院の24時間体制が整っているのに、医療費の助成はできないということには私はならないのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 市立総合病院の24時間やっているからできないという言い方ではなくて、名寄市はそういったことでも支援策やっているということで御理解をいただければというふうに思っているところであります。

今回のアンケート調査でも、先ほど申し上げましたけれども、子供たちの遊び場とかそういった交流できる場というのが就学前、小学生も含めて特に一番多い状況にあります。次に、就学前でいけば保育所なり、保育の充実というのが高い。医療費については無償化していますから低いところはありますけれども、そういったある面施設整備の部分についてもかなり要望が高まっているし、特に名寄市においては転勤されてくる方多いということで、そういった面ではこれまでひまわりらんどだったり、サポート・センターをつくりながら、交流する場であったり、子育てに対する支援とか、指導も含めてそういった環境を整えることを重要視しながらやってきております。今回においてもこのアンケート調査でもさらなる

充実ということを求められていますから、そういったものを総合的に勘案しながら、限られた財源を有効にどの施策に反映していくかというのは、しっかりこの協議会の中でも検討しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） アンケートなのですが、施策に反映させるために皆さんにアンケートをして答えていただいたということでありましたけれども、このアンケートの内容についての公開といいますか、それはされるのか、どういう状況になっているのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 公開はします。当然計画書にものせていきますから。ただ、この後どの時点で市民に公開するか、スケジュール的にまだちょっとはつきりは今は申しませんけれども、いずれにしてもこの内容につきましても当然委員の皆さんであったり、それぞれ協議に入る前には関係する方にはきちんと示しながら、それに基づいた御意見をいただくような体制をとっていきたく思いますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） アンケートにお答えいただいた皆さん方もきっとその結果については関心が大きくおありだというふうに思います。早い時期の公開をしていただくのと、それに沿った施策を組まれていくこと、これを強く求めたいというふうに思います。

あと、もう一つは、学校給食の問題ですが、この点についても何回もお話をさせていただいたのですが、最近学校給食というか、子ども食堂の問題も含めていろいろ全国的に取り組みされていて、ちょっと話それますけれども、学校給食がスタートしたのは山形県鶴岡市のお寺の境内から始まったというのを御紹介しておきたいとします。そ

れで、学校給食、子供の栄養不足を補うためということもありますし、子供の成長の段階で非常に重要なものだということで、そういう意味でのセーフティーネットとして機能しているという捉え方をしている専門家もいらっしゃいますし、また子供の貧困の問題では今6人に1人、7人に1人という状況で、過去の話ではないというふうになっているところでもあります。そういったことで、学校給食の重要性は私が何回も言う必要もないほど皆さん御承知だというふうに思うのですが、しかしそこをきちっと保障していくためにも給食費の補助というか、そういった部分が必要だろうというふうに思っています。

跡見学園女子大学教授の鷹咲子さんという食の問題も含めて、貧困の問題も含めていろいろ論文出されている方なのですけれども、子供の食生活は世帯の所得水準によって大きな格差があり、将来の健康格差にもつながると。全ての子供に栄養バランスのとれた食を保障する学校給食、その格差を小さくする重要な役割を果たしているというふうに学校給食の大切さを述べているのですが、この点についてお考え改めてお聞きをしたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 学校給食の重要性につきましても、管理栄養士でもあられます川村議員と同じような考え方ということで、重要性については非常に評価というか、重く感じております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ子育てに係る大きな負担です。先ほどそれぞれ実施されると市の負担が幾らになるのかということもお知らせをいただいたところでもあります。全てを一気にというのは、非常に難しい部分も財政的な部分があるかというふうに思うのですが、しかし他市の取り組み、いろいろな取り組みをされています。例えば国保の均等割を廃止していく中でも3人目からはだとか、そういった部分で検討したり、また子

供の医療費の無料化についても、今小学校になったら入院だけが無料になるわけですけども、せめて入院、外来、小学校の間だけでも無料に、そして段階的に進めていく。国の制度を待っている間、このようにして少しでも進めていくことが必要ではないかというふうに思っています。それから、給食費についても3人目からは無料にだとか、そういうような本当に多種多様な地域によって、自治体によっていろいろな取り組みをしています。ぜひここに学びながら、実現をしていただきたいというふうに思うのですが、その点について市長、突然ですが、お考えいただいていいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 毎回貴重な御提言をいただいております、ありがとうございます。

今それぞれ答弁させていただいたとおり、子育ての負担軽減に関して全てが実現できれば一番いいわけですが、当然財源も伴う話でありまして、それぞれの今議員がお話ししていることもいろんな角度からのテーマがあるので、何に絞ってどうやっていくかということもしっかりとより効果的な、今名寄市にとって何が必要なのかというところも見きわめて議論していかなければならないというふうに考えています。

子ども・子育ての新しい法律が改正をされまして、いよいよ10月から、本年度、令和元年度に関しては全額国庫で、新年度からは自治体が4分の1負担をするということで、3歳以上の保育料が無料になると、こういうことでございます。これについても大きなこれは子育て世帯にとっては負担軽減につながるものというふうに考えておまして、大きな前進だというふうに思っています。一方で自治体も負担が実は出てくるということもございます。ただ、名寄市においては、もともと保育料に関しては独自の負担軽減をしている関係もあって、この部分に関して少し一定の財源ができる可能性もあるということでございます。今子ども・子育ての新しい計画をつくっていく中で、

皆さんからもしっかりとアンケートをとらせていただいて、地域の皆さんのニーズと、あるいはこれから名寄市がさらに力を入れていかなければならない施策についてしっかりと市民の皆さん、あるいは庁内でも議論をしながら、さらに子育てしやすいまちづくりに向けて、一層政策を推し進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今の国の子育て支援の中身は、ちょっとまた別のところで議論をさせていただきたいと思いますが、総合計画の第2次中期基本計画の中の基本目標Ⅱ市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりの子育て支援の推進という中で、安心して産み育てることができ、子供が平等で健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めますというふうになっていますので、名寄に住んでよかったはもちろんそうなのですが、どこにいてもみんな子供が平等で健やかに育てる環境づくり、大人の責任としてまた頑張っていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の会計年度任用職員制度にかかわって再質問をさせていただきたいと思います。御答弁いただいた中では、職場での調査もしたり、制度設計中だというふうなお話がありました。待遇等については、国のマニュアルに沿いながら進めて、今制度設計中だということでした。職員の皆さん方、今働いている非正規と言われている会計年度に移行されようと言われている皆さん方への説明会は、ちょっと聞き漏らしたのですが、行われたのでしょうか、これからするのでしょうか。お聞かせください。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 基本的には制度設計が全て終わって、9月の定例会に提案をさせていただいて、それ以降説明会等を実施をしていきたいというふうに考えています。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今説明会が制度設計ができた段階でというお話でした。いろいろな情報が錯綜しているのかなというふうに思うのですが、不安が非常に大きい、そういう声が聞かれています。例えば任用期間の問題であったり、収入にかかわる問題であったり、それから引き続きずっと長く働かせていただけるのだろうか、そんなような非常に不安が寄せられているところであります。1つずつ確認をさせていただければというふうに思いますが、任用の期間の問題ですけれども、会計年度ですから1年ということで、4月1日から翌年の3月31日までで、再度の任用もあり得るとしてはいますけれども、手続がなく更新されたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないように留意することというふうにマニュアルでは書かれているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 記載のとおり、今回は制度改正ということですので、マニュアルとしてはそういう記載になっているかというふうに思っています。先ほど原則としてということで私言わせてもらいましたが、現在お勤めになっている臨時、非常勤の皆さんについては、同じような待遇で引き継ぎを考えているということでもありますので、任用についても基本的にこれまでと同様な形というふうには考えているところです。通常でいえば大体次年度に向けては12月ぐらいに皆さんにそれぞれ意向調査をしたりということですので、その辺は少しマニュアルを参考にしながら、道内の自治体なども参考にしながら、今はそのような考え方でいます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） これを今働いている皆さんにしっかりとお伝えすること必要かなというふうに思います。この点だけでも不安に思っているいらっしゃる方が多数いらっしゃるということ

があります。

それと、もう一つ、これはもうないのかなというふうに思いますが、雇用中断、空白期間、今現在は雇用更新に当たって雇用の中断、空白期間が設けられているかというふうに思うのですけれども、今回の法の改定ではこれらの雇用中断は不適切だとされているところであり、これをなしに引き続き採用していただけるというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 議員が言われているいわゆる雇用調整期間みたいなことについては考えておりません。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今最後のところがちょっと聞き取れなかったのですけれども、部長、もう一回お答えください。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 空白期間ということでお話だったので、それについては今は設定をしないということ考えていますということです。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 済みません。何か失礼いたしました。ちょっと聞き取れなかったものですから。申しわけありません。

あと、もう一つ働いている方が不安に思っているのが収入にかかわる問題であります。期末手当や退職手当、これが支給できるというふうになっているのですが、退職手当はフルタイムの方々のみということであったり、それから期末手当についてもこれが年収ベースになっているのではないかと。今現在毎月ごとの収入のほかに期末手当が追加されるのかどうか。それがそうではなくて、年収ベースの中に組み込まれていって、一月ごとの収入が減ってしまうのではないかと、そういった不安が広がっているところではありますが、このことについて皆さんがわかるように御説明いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほども冒頭言いましたけれども、最終的な制度設計はあくまでも決まっておりますので、わかるようにという個々の話になってしまうので、大変申しわけないのですけれども、期末手当等については、現状フルタイムの方、あるいはパートの方ということで、勤務時間の関係で期末手当については支給が実は異なってくるということになるかというふうに思っているところです。それ以外につきましては、これからまた制度設計については協議をしていきたいというふうに考えているところです。

少し話は、大変申しわけない、勝手にさせていただきますけれども、ことしの6月に全国的な自治体の会計年度任用職員にかかわるそれぞれの自治体で条例の提案はいつごろするのですかということについて、実は8割方がこの9月、ことしの9月でやるという状況でございまして、道内的に見てもなかなか進んでいる先進的なところというのもなく、私どもも少しこれは国の財政措置も含めましてなかなかそういうところが見えない中での制度設計を今やらせていただいていることでもありますので、軽々にこういう方向でということでも言えない部分もあることを御承知おきいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 平成29年度決算の追加資料の中で調べました。名寄市で臨時職員、大学で159名で、含んで405名、病院で277名、水道事業で3名、合計685名の方々が臨時職員として働いていただいているところであります。テレビでも特集されるぐらい今この非正規公務員といった部分、官製ワーキングプア、年収200万円程度で働く方々が非常にふえているということが社会的に大きくなっている中で、この非正規公務員の処遇改善をめぐって法改正が行われたのだというふうに思っているのですが、地方

公務員制度の大転換にかかわる内容というふうにも私も押さえています、それだからこそ働いている今の皆さん方が非常に不安になっているのは当然だというふうに思いますので、今9月の第3定に向けて条例提案をということで、制度設計進められているというふうな御説明でありましたけれども、やはり働いている皆さん方へ早い段階での説明をしていただくことを強く求めていきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。JR北海道の利用促進費用の負担了承についてであります。先ほども御紹介しましたように突然の宗谷本線活性化推進協議会で5月20日負担了承ということで新聞報道がされました。びっくりして電話が来ました、実は。いつこんな話がどこで進んでいたのだろうかというふうに言われたところです。それは、負担がこれ以上どんどん、どんどん膨らんでいくのではないかということが不安をかき立てているのだというふうに思います。そういった部分で、例えば市民説明いろいろ協議会の中で進めてきたということでしたけれども、そういう負担がかかるのではないかなというふうに思いながらも、突然に負担が了承されたといったところでの市民の皆さんの驚きと不安に対してどのようにお考えか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域負担のお話での市民への説明ということですが、この間の経過でいいますと、先ほど答弁もさせていただきましたが、今回の地域負担については北海道がリーダーシップしっかりとっていただいた中で、2年間に限る臨時的かつ緊急的措置という位置づけのもと、2年後に迫る法改正に向けて、それまでにしっかりと地域一体となって鉄道を残すのだという動きを国に伝えるためという部分かなり大きな意味合いがあるのではないかとこのように考えておまして、これまでも協議会としても今までは完全高速化という目的に活動してきま

したが、維持困難線区の問題が出てから宗谷本線をしっかりと守っていく、維持、存続していくという目的に加えてこれまでも加藤会長を筆頭に取り組みを進めてきましたので、その意味からの北海道の今回の提案については、沿線地域全体一体となってしっかりと協力していこうという流れの中での今回の結果ということで、ぜひとも御理解いただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 私たちも維持、存続を願う思いは同じであります。言うまでもなく市民の生活の足です。病院へ行く、また学校へ通う、そういった部分での生活の足であり、また地域経済を支える大きな輸送、基幹産業を農業としていますから、非常に重要な足でありますし、観光振興にも欠かすことのない交通手段だというふうに捉えています。維持、存続は非常に望むところではありますけれども、しかし市民の皆さんにとっては、突然の負担了承の中で驚いたのは否めないというふうに思っています。

市民説明が私はちょっと不十分ではないかというふうに思っているのは、聞くところによりますと、この8線区の中でも協議会等々いろいろ名前がありますけれども、そこで出された中で議会と相談をしたいということで持ち帰ったという自治体もあるというふうに聞いています。宗谷本線活性化推進協議会の中では、そういったことはなかったのかどうか。日高のところでも議会と相談をしたいということで持ち帰ったというふうに聞いていますので、そういったことが宗谷本線のところではあったのか、なかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 北海道知事が公表した今回の補正予算の関係ですけれども、これはあくまでも北海道が主体となって、関係線区の自治体から負担金を拠出してもらって、北海道が総額2億円のうちの7対3ということで、7が北

海道、これが1億4,000万円、3が関係線区で6,000万円、これをという話なのですけれども、基本的には北海道の事業ですので、北海道の補正予算が可決しなければ動きようのない話ということになりますので、その順番からするとなかなかそういったタイミングにはならないかなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 北海道が1億4,000万円のこの補正予算をということで、そういう提案だったということなのですけれども、その中でもあるところでは議会と相談したいと言ったところもあったというふうに聞いていますので、そういった部分では私は市民の皆さんから寄せられた声と同じようにどこでどういうふうになって決まってしまったのか、突然のようで、その不安は非常に大きいものがあるというふうに思います。

もう一つなのですけれども、市民説明についてところで今回宗谷本線の活性化協議会の中では一体感を示せたという報道にありましたけれども、そういった声もあったようですけれども、それぞれの自治体ごとに対応が非常に違うというところ二、三日の報道の中身を見てもあるというふうに感じているのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それぞれの自治体の対応が違うとお感じになったということですが、総会を経てのというイメージでしょうか。今回北海道からそういった地域負担をお願いしたいというお話をいただいて、その考え方に協議会としては全会一致で承したという5月20日の経緯がありますけれども、そういった意味では私の認識としては、宗谷本線活性化推進協議会の構成員の中は方向性についてはしっかりと同じ方向を向けているという認識でございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 方向性が違うという

のではなくて、市民への説明といいますか、市民周知の点について私はそれぞれ自治体ごとに対応が違っているのではないかというふうに思っています。負担額についてもそれぞれ自治体ごとでも出ているという、議会を通じて発表したりというところ辺があるかなというふうに思っていますが。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 自分の自治体は幾らぐらいの負担を想定しているというような報道も出ておりますけれども、名寄市としても第3回定例会の補正予算提案に向けて、今後しっかりと数字詰めて、概算何となくの金額はあるのですけれども、しっかりと数字詰めて常任委員会等で説明をしてから補正のほうを提案させていただきたいというふうには考えております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） そういった部分も含めて、やはり市民の皆さんにとっては大きな不安になるのではないかというふうに感じているところであります。

国策によって分割民営化がされ、そして経営安定基金運用益の不足があり、新幹線が赤字という4月に道議会で報告があったようですけれども、いずれも国策の失敗が原因でこういった現状を生み出しているといったところでは、負担を自治体に求めるのではなくて、国にしっかりと支援を求めていく、加藤市長にも随分御尽力いただいて、国へ要望していただいてまいりましたけれども、引き続き国へ支援を求めていっていただきたい、そのことを強くお願いして、終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第3 議案第17号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、風連中央小学校旧校舎屋内運動場解体工事、屋外運動場整備工事について、6月11日に4社による一般競争入札を執行いたしました。最低価格が調査基準価格以下となったことから、低入札価格調査を行った上で低入札価格調査委員会で審議をし、落札者を決定しております。五十嵐・第一・橋場特定建設工事共同企業体が2億6,200万円で落札決定をし、これに消費税及び地方消費税2,620万円を加え、2億8,820万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上であるため議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては建設水道部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） それでは、議案第17号、風連中央小学校旧校舎屋内運動場解体工事、屋外運動場整備工事の提案理由の追加説明を申し上げます。

本工事は、平成30年度に完成した風連中央小学校の旧校舎屋内運動場の解体及び屋外運動場を整備するもので、準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします風連中央小学校旧校舎屋内運動場解体工事、屋外運動場整備工事の事業概要について説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ面積3,200平方メートルの旧校舎と鉄骨づくり平家建て、延べ面積676平方メートルの旧屋内運動場の解体撤去及び屋外運動場1万1,140平方メートルを整備するものであります。工期につきましては、

契約日として議決の日の翌日から令和2年3月19日までとしております。

続いて、お手元の説明資料については、旧校舎解体を省略し、屋外運動場について説明いたします。資料1をお開きください。新校舎の西側にグラウンドを造成し、屋外での事業や各種行事に活用できるようにするとともに、バックネット、防球ネットフェンス、遊具などを設置し、グラウンドの北側、南側には緑地帯を整備することにより、児童の屋外教育環境の充実を図るものでございます。

以上、私からの追加説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第18号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、庁舎を初め各関係施設で利用している事務利用端末がウィンドウズ7のサポートが終了することに伴いサーバーを更新しようとするもの

でありまして、本年4月17日に物品等審議委員会での審議を経て、5月23日に見積もり合わせを実施をし、4,618万1,840円でP F U北海道株式会社に決定をいたしました。これに消費税及び地方消費税369万4,547円を加えて、4,987万6,387円で契約を締結しようとするものでございます。

なお、本件に係る経費につきましては、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、取得するものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が2,000万円以上であるため議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第19号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、各小中学校職員室で使用している業務用端末がウィンドウズ7のサポートが終了することに伴いサーバーを更新しようとするものでありまして、本年4月17日に物品等審議委員会の審議を経て、5月23日に見積もり合わせを実施をし、3,065万7,180円でP F U北海道株式会社に決定をいたしました。これに消費税及び地方消費税245万2,574円を加え、3,310万9,754円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が2,000万円以上であるため議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた

意見書、意見書案第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

意見書案第1号外2件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 報告第11号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、申し上げます。

本定例会初日となります6月3日に報告第8号として株式会社名寄振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行ったところでございます。詳細につきましては、議員協議会にて説明をすることとしておりましたが、本日まで説明に至っておらず、おわびを申し上げます。当該経営状況につきまして議会への上程後、株式会社名寄振興公社からの申し出により、過年度分を含めて再精査が必要となりました。この再精査には一定の時間を要するものと思われませんが、遅くとも本年度第3回定例会までに作業を終え、改めて精査をした内容につきまして御報告の機会をいただきたいと思いますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時14分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 三 浦 勝 秀

署名議員 高野美枝子

質問文書表（一般質問）

令和元年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 38)	1 組織機構変更にもなう目的と役割等について (1) 新設部署の機能と役割について (2) 営業戦略室及び営業戦略課の名称変更について (3) 組織機構変更により期待される効果について 2 医療と連携した活力ある健康社会づくりに向けて (1) 名寄市保健事業実施計画の推進に向けて ① 第2期データヘルス計画の位置づけについて ② 第1期計画の評価と第2期計画の課題について (2) 地域包括ケアとの関わりについて 3 空き家等の対策推進に向けて (1) 空き家等の推移について (2) 空き家バンク制度の活用実態について (3) 名寄市空き家等対策計画の進捗と課題について
2	山 崎 真由美 (P 49)	1 市民の満足度向上につながる組織機構の見直しについて (1) 総合政策部新設のねらいと期待される効果について (2) 各部署及び関係機関との連携について (3) スポーツ振興に関する連携について (4) 市民への情報提供について 2 安全な地域づくりを目指す具体的計画について (1) 児童生徒の通学における安全確保について (2) 河川の雑木処理による洪水対策について (3) 土嚢による安全対策について 3 高齢者に優しいまちづくりについて (1) 歩きやすい路面環境の整備について (2) 買い物支援の体制づくりについて
3	富 岡 達 彦 (P 61)	1 JR宗谷本線の維持・存続について (1) アクションプラン推進に向けた、宗谷本線活性化推進協議会の議

		<p>論の経過と今後の具体的取り組みについて</p> <p>(2) 観光列車「風っこ そうや号」の運行について</p> <p>2 人権尊重と多様性を認める社会について</p> <p>(1) 性の多様性の尊重と正しい理解の促進及び偏見差別解消への取り組みについて</p> <p>(2) パートナーシップ宣誓制度について</p> <p>3 化学物質過敏症に対する認識について</p>
4	遠藤隆男 (P 73)	<p>1 特別支援教育の推進について</p> <p>(1) 特別支援学級の現状と課題について</p> <p>(2) 特別支援教育専門家チームについて</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターとの連携について</p> <p>2 農業振興施策について</p> <p>(1) 担い手の確保について</p> <p>(2) 農畜産物のPR推進について</p>
5	三浦勝秀 (P 83)	<p>1 ふるさと納税について</p> <p>(1) 用途を指定した寄附を財源とした事業実績について</p> <p>(2) 用途を指定した寄附の事業区分拡大について</p> <p>(3) 次年度以降の見通しについて</p>
6	倉澤宏 (P 90)	<p>1 統一自治体選挙の総括について</p> <p>(1) 統一自治体選挙の投票結果について</p> <p>(2) 有権者に対する啓発について</p> <p>(3) 今後の各級選挙に向けた取り組みについて</p> <p>2 将来を見据えた街区形成について</p> <p>(1) 事業実績と成果について</p> <p>(2) 中心市街地の位置付けについて</p> <p>(3) 居住誘導策について</p> <p>3 社会教育行政について</p> <p>(1) 生涯学習に関わる人材について</p> <p>(2) 公民館の役割について</p>
7	今村芳彦 (P 99)	<p>1 農業政策について</p> <p>(1) 新規就農者の現況と継続的な人材育成について</p> <p>(2) 農業・農村経営基盤について</p>

		<p>(3) 持続的な農村地域の維持について</p> <p>2 旧下多寄小学校の校舎及び周辺施設の再活用について</p> <p>(1) 現在の利用状況と今後の利用予定について</p> <p>(2) その他周辺施設の再活用について</p>
8	清水 一夫 (P110)	<p>1 防災について</p> <p>(1) 気象台が一週間前に台風の上陸及び大雨警報を発表した際の市の対応について</p> <p>(2) 本年度の名寄市防災訓練について</p> <p>(3) 平時における避難行動要支援者名簿の活用について</p> <p>(4) 名寄市立総合病院の水害対策について</p> <p>2 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画重点プロジェクトについて</p> <p>(1) 「経済元気化プロジェクト」について</p> <p>① 観光入込客数の現況について</p> <p>② 外国人観光客誘致に向けた具体的施策について</p> <p>③ 観光客誘致に向けた情報発信及びPR活動について</p> <p>(2) 「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」について</p> <p>① 全国・全道規模大会の誘致及び開催数について</p> <p>② スポーツ合宿入込人数について</p> <p>③ 冬季スポーツジュニア選手の育成について</p> <p>④ 競技施設整備について</p>
9	五十嵐 千絵 (P120)	<p>1 女性が輝けるまちづくりについて</p> <p>(1) 第2次名寄市男女共同参画推進計画について</p> <p>(2) 男女共同参画セミナーの参加状況について</p> <p>(3) その他男女共同参画の活動と成果について</p> <p>(4) 企業における意識改革について</p> <p>2 人口減少の中での人材の確保について</p> <p>(1) 本市の人手不足の現状について</p> <p>(2) 外国人材受け入れの現状について</p>
10	塩田 昌彦 (P126)	<p>1 平成31年統一地方選挙を振り返って</p> <p>(1) 統一地方選挙における年代別及び男女別の投票状況について</p> <p>(2) 期日前投票など、投票方法の検討について</p> <p>(3) 投票率を上げるための分析と対応について</p> <p>2 不登校に悩む子への理解と対応について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 不登校の現状について (2) 10連休明けの状況について (3) 不登校に悩む子ども達への対応について 3 中小企業振興基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本計画策定に向けた関係機関との協議状況及び経過について (2) 策定の工程管理及び進捗状況について 4 人口減少社会への対応について <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画に連動した、第2次名寄市行財政改革のKPI設定について
11	高橋伸典 (P141)	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> (1) ALTのさらなる活用について 2 自転車保険加入の促進について <ul style="list-style-type: none"> (1) 自転車事故対策と周知について (2) 安全教育の取り組みについて (3) 市民の自転車保険加入状況と周知について (4) 条例制定について 3 地域公共交通の現状と今後について <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共交通の現状と課題について (2) デマンド交通の拡大と医療バス輸送の考え方について 4 安全な道路環境について <ul style="list-style-type: none"> (1) 市道の凹凸対策と今後の取り組みについて
12	佐久間 誠 (P151)	<ul style="list-style-type: none"> 1 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画と公共施設・インフラなどの整備について <ul style="list-style-type: none"> (1) 将来の更新サイクルを見通した公共施設・インフラ整備について (2) 道路補修・側溝の整備促進について (3) 非常用給水栓の設置について 2 町内会・自治会活動について <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域コミュニティの核としての町内会館の維持について (2) 公園の砂場機能保持と衛生管理について (3) 公営住宅の空き家管理と自治会活動の課題について 3 市民が安心できる医療と介護の連携について <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括ケア病棟の開始で期待される効果と課題について (2) 在宅医療・介護連携の推進について

<p>13</p>	<p>川村幸栄 (P162)</p>	<p>1 子育てにかかる負担の軽減について (1) 国保税にかかる子どもの均等割廃止による負担軽減について (2) 子どもの医療費無料化を義務教育卒業まで年齢拡大することについて (3) 学校給食費の負担軽減について</p> <p>2 会計年度任用職員制度にかかわって (1) 制度開始に向けての進捗状況は (2) 会計年度任用職員の待遇について</p> <p>3 JR北海道への利用促進費用の市町村負担了承について (1) 市町村負担了承に至る経緯について (2) 市民説明について (3) 今後の国への対応について</p>
-----------	------------------------	---

令和元年第2回名寄市議会定例会議決結果表

令和元年6月3日～令和元年6月21日 19日間
 本会議時間数 14時間32分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 号	改元に伴う関係条例等の整備に関する条例の制定について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 2 号	指定管理者の管理期間の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 3 号	名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 4 号	名寄市基金条例の一部改正について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 5 号	名寄市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 6 号	名寄市水道事業給水条例の一部改正について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 7 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 8 号	戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 9 号	財産の取得について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 1 0 号	財産の取得について	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 1 1 号	専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市一般会計補正予算）	—	—	元. 6. 3 承認
第 1 2 号	専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算）	—	—	元. 6. 3 承認
第 1 3 号	専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算）	—	—	元. 6. 3 承認
第 1 4 号	専決処分した事件の承認について（平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算）	—	—	元. 6. 3 承認
第 1 5 号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	—	—	元. 6. 3 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 6 号	令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算 (第1号)	—	—	元. 6. 3 原案可決
第 1 7 号	工事請負契約の締結について	—	—	元. 6. 21 原案可決
第 1 8 号	財産の取得について	—	—	元. 6. 21 原案可決
第 1 9 号	財産の取得について	—	—	元. 6. 21 原案可決
報 告 第 1 号	平成30年度名寄市一般会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 2 号	平成30年度名寄市食肉センター事業特別会 計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 3 号	平成30年度名寄市病院事業会計予算繰越計 算書の報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 4 号	専決処分した事件の報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 5 号	専決処分した事件の報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 6 号	専決処分した事件の報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 7 号	専決処分した事件の報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 8 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 9 号	名寄市国民保護計画の変更について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 1 0 号	公害の現況に関する報告について	—	—	元. 6. 3 報告済
報 告 第 1 1 号	例月現金出納検査報告について	—	—	元. 6. 21 報告済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	元. 6. 3 適任と認める
意 見 書 案 第 1 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	—	—	元. 6. 21 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 2 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書	—	—	元. 6.21
		—	—	原案可決
意見書案 第 3 号	2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	—	—	元. 6.21
		—	—	原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	元. 6.21
		—	—	決 定